

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	外竜巻 00-02 <u>R 7</u>
提出年月日	<u>令和3年12月20日</u>

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（外竜巻）

（MOX燃料加工施設）

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

別紙

外竜巻00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(外竜巻)】

資料No.	別紙		備考	
	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	12/20	6	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	12/20	5	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	12/20	5	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	12/20	3	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	12/20	3	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	12/20	2	

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (1 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】記載の適正化を図った。</p> <p>(外部からの衝撃による損傷の防止) 第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。DB 竜①、②、③、④、⑤</p> <p>【許可からの変更点等】竜巻防護対象施設等についても、竜巻の随件事象を考慮した設計とするため追記した。</p> <p>【「等」の解説】 「臨界防止及び閉じ込め等」の指す内容は以下の通り分類される。 ・放射性物質の閉じ込め機能（放出経路の維持機能、放射性物質の捕集・浄化及び排気機能） ・安全に係るプロセス量等の維持機能（爆発等に係るプロセス量等の維持機能） ・体系の維持機能（核的制限値（寸法）の維持機能） ・異常の発生防止機能に係る支援機能 ・閉じ込め機能の維持機能 ・安全に係るプロセス量等の維持機能 ・異常の拡大防止機能に係る支援機能 ・放射性物質の過度の放出防止機能（放出経路の維持機能、放射性物質の捕集・浄化及び排気機能） ・影響緩和機能に係る支援機能</p> <p>【「等」の解説】 設計飛来物よりも衝撃荷重が大きくなるものは飛散させないよう、固定、固縛を実施すること及び車両については周辺防護区域への入構管理及び退避する運用とすることから、「等」はそのままとした。</p>	<p>第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>【許可からの変更点等】 設備を構成する構築物、系統及び機器（Structure, System and Component）全体を防護することを明確にする表現に見直す。</p> <p>3.3.2 竜巻 (1) 防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は、<u>事業許可(変更許可)を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)</u>が発生した場合において、作用する荷重を設定し、その荷重に対して影響評価を行い、必要に応じ対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。DB 竜①-1, 4 設計竜巻から防護する施設(以下「<u>竜巻防護対象施設</u>」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「<u>竜巻防護対象施設等</u>」という。)は、竜巻及び竜巻の随件事象に対し、機械的強度を有すること等により、<u>竜巻防護対象施設の臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわない設計とする。</u>DB 竜①-2, 9 また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響 DB 竜①-3 及び竜巻の随件事象による影響を考慮した設計とする。DB 竜④-1</p> <p>【「等」の解説】 「倒壊等」の指す内容は、倒壊又は転倒（機械的影響）、破損（機能的影響）であり、「(2) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」の波及的影響を及ぼし得る施設で示すため当該箇所では「等」とした。</p> <p>【許可からの変更点等】 「(2) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」にて詳細設計を記載するため、冒頭宣言の記載とした。</p>	<p>【本文】 (ト) その他主要な構造 (1) 安全機能を有する施設 ① 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>a. 竜巻 安全機能を有する施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。DB 竜①-1 竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は100m/sとし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせるものとして設定する。DB 竜②-1 安全機能を有する施設の安全機能を損なわないようにするため、安全機能を有する施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策として、飛来物となる可能性のあるものうち、運動エネルギー及び貫通力の大きさを踏まえ、設計上考慮すべき飛来物（以下「<u>設計飛来物</u>」という。）を設定する。DB 竜②-7 飛来物となり得る資機材及び車両のうち、衝突時に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物によるものより大きくなるものについては、<u>固定、固縛、建屋収納、退避又は撤去を実施する。</u>DB 竜③-1 また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものがある場合は、<u>設計飛来物としての考慮の要否を検討する。</u>DB 竜②-8 竜巻に対する防護設計においては、<u>機械的強度を有する建物により保護すること等により、安全機能を</u></p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉では前段の記載で、設計基準対象施設のうち竜巻から防護する施設を外部事象防護対象施設として整理している。整理の流れは同じであるが、MOX燃料加工施設では、許可整合性の観点から安全機能を有する施設のうち安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、安全上重要な施設を竜巻防護対象施設として整理しているため。</p> <p>添付書類五 ② 竜巻防護に関する設計 a. 竜巻防護に関する設計方針 原子力規制委員会の定める事業許可基準規則の第九条では、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないとしており、敷地の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、竜巻を挙げている。DB 竜④ MOX燃料加工施設の供用期間中に極めてまれに発生する突風、強風を引き起こす自然現象としての竜巻及びその随件事象等によって安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計であることを評価するため、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 13061911 号 原子力規制委員会決定）（以下「<u>竜巻ガイド</u>」という。）を参照し、以下の竜巻影響評価について実施する。DB 竜④ (a) 設計竜巻及び設計荷重（設計竜巻荷重及びその他の組合せ荷重）の設定 DB 竜④ (b) MOX燃料加工施設における飛来物に係る調査 DB 竜④ (c) 飛来物発生防止対策 DB 竜④ (d) 考慮すべき設計荷重に対する設計対処施設の構造健全性等の評価を行い、必要に応じ対策を行うことで安全機能が維持されることの確認 DB 竜①-4</p> <p>【凡例】 下線：基本設計方針に記載する事項（丸数字で紐づけ） 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 紫字：SA設備に関する記載 🗨️：発電炉との差異の理由 📄：許可からの変更点等 📄：他条文から展開した記載</p>	<p>(1) 自然現象 a. 竜巻 外部事象防護対象施設は<u>竜巻防護に係る設計時に、設置（変更）許可を受けた最大風速 100 m/s の竜巻（以下「設計竜巻」という。）が発生した場合について竜巻より防護すべき施設に作用する荷重を設定し、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないよう、それぞれの施設の設置状況等を考慮して影響評価を実施し、外部事象防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は、影響に応じた防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。</u></p> <p>また、重大事故等対処設備は、「5.1.2 多様性、位置的分散等」の位置的分散、「5.1.3 悪影響防止等」及び「5.1.5 環境条件等」を考慮した設計とする。</p> <p>① (P2)〜</p> <p>さらに、外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の影響及び竜巻の随件事象による影響について考慮した設計とする。</p> <p>DB 竜①-4 (P2 から) DB 竜②-1 (P5 へ) DB 竜①-2 (P2 から) DB 竜①-9 (P2 から) DB 竜②-7 (P8 へ) DB 竜①-3 (P2 から) DB 竜④-1 (P15 から) DB 竜③-1 (P8, 17 へ) DB 竜②-8 (P8 へ)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (2 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 発電炉では自然現象の冒頭で本定義をしているが、MOX 燃料加工施設では許可整合性の観点でこの位置に記載する。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 重大事故等対処設備の共通要因故障、悪影響防止、環境条件等に関する配慮については8.2で記載することとし、荷重評価に関する設計方針のみ記載する構成としたため、その他位置的分散等に関する説明はしない。(以下同じ)</p> <p>第30条重大事故等対処設備に係る設計とのつながりとして記載。</p> <p>【「等」の解説】 「建屋等」とは燃料加工建屋、第1保管庫、第2保管庫などであり、添付書類で示すため当該箇所では等を用いる。(以下同じ)</p>	<p>上記に含まれない安全機能を有する施設は、竜巻及びその随件事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随件事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。DB 竜①-4, 10</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。DB 竜①-4, 10</p> <p>重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の常設重大事故等対処設備及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は、竜巻の荷重等の影響により必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>【「等」の解説】 風圧力による荷重、気圧差による荷重、飛来物による衝撃荷重等があるため等を用いる。</p>	<p>有する施設が安全機能を損なわない設計とすること、DB 竜①-9 若しくは竜巻による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。DB 竜①-10</p>	<p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設が竜巻の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、竜巻に対して安全機能を損なわない設計とする。その上で、竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、MOX燃料加工施設の全ての安全機能を有する構築物及び設備・機器とする。DB 竜 ④設計竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物及び設備・機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物及び設備・機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は、竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。DB 竜①-2</p> <p>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設及び竜巻防護対象施設を収納する建屋は、機械的強度を有すること等により、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。DB 竜①-3 ここで、竜巻防護対象施設、竜巻防護対象施設を収納する建屋及びその施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設を併せて、設計対処施設という。DB 竜 ④</p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設は、竜巻及びその随件事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随件事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。DB 竜①-4</p> <p>b. 設計対処施設 設計対処施設は、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう、設計竜巻に対して設計上の考慮を行う施設全体とする。安全機能を有する施設のうち安全評価上その機能を期待する施設の安全機能を維持し、かつ、火災・爆発の防止、臨界防止等の安全機能を損なわないようにするため、安全上重要な施設を竜巻防護対象施設とす</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 当社では3.3の全体方針の中で記載しているため、個別事象では記載しない。</p> <p>(1) 自然現象 a. 竜巻 (中略) また、重大事故等対処設備は、「5.1.2 多様性、位置的分散等」の位置的分散、「5.1.3 悪影響防止等」及び「5.1.5 環境条件等」を考慮した設計とする。</p> <p>①(P1)から</p>	<p>DB 竜①-9 (P1 ~)</p> <p>DB 竜①-2 (P1 ~)</p> <p>DB 竜①-3 (P1 ~)</p> <p>DB 竜①-4 (P1 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (3 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>る。DB 竜巻</p> <p>これらの施設を添5第16図から添5第18図に示す選定フローに従い、竜巻による風圧力、気圧差及び飛来物に対する設計対処施設として選定するとともに竜巻防護対象施設を収納する建屋を設計対処施設として選定する。また、建屋に収納される竜巻防護対象施設のうち添5第19図に示す選定フローに従い選定される設計荷重 (竜巻) に対して十分な耐力を有しない建屋に収納される竜巻防護対象施設及び開口部を有する室に設置される竜巻防護対象施設のうち添5第20図に示す選定フローに従い選定される竜巻防護対象施設は、建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設として選定する。DB 竜巻</p> <p>以上の選定結果から、竜巻防護対象施設は以下のように分類できる。DB 竜巻</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 建屋に収納される竜巻防護対象施設 (外気と繋がっている竜巻防護対象施設を除く) DB 竜巻 ii. 屋外の竜巻防護対象施設 DB 竜巻 iii. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 DB 竜巻 iv. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 DB 竜巻 <p>なお、屋外の竜巻防護対象施設に該当する施設はない。DB 竜巻</p> <p>また、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設については、当該施設の破損等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせる可能性がある施設又はその施設の特定の区画を、竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設として選定する。DB 竜巻</p> <p>竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設としては、竜巻防護対象施設等を除く構築物及び設備・機器の中から、DB 竜巻 竜巻防護対象施設等に対し、倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び附属施設の破損等による機能的影響を及ぼし得る施設を以下のとおり選定する。DB 竜巻①-9</p> <p>竜巻防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設としては、建物・構築物の高さ、竜巻防護対象施設等との距離を考慮して、破損又は倒壊により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設を竜巻防護対象施設に機械的影響を及ぼし得る施設として選定する。DB 竜巻</p>		DB 竜巻①-9 (P13～)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (4 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>竜巻防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設としては、竜巻防護対象施設の付属設備のうち、屋外にあるもので、風圧力、気圧差及び飛来物の衝突による破損等により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわせるおそれがある施設を竜巻防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設として選定する。選定した結果から、設計対処施設は以下に分類される。DB 竜巻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・ 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 DB 竜巻 ・ 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 DB 竜巻 ・ 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 DB 竜巻 <p>設計対処施設を以下のとおり、分類ごとに選定する。DB 竜巻</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 <ul style="list-style-type: none"> (i)-1 燃料加工建屋 DB 竜巻 (ii) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 DB 竜巻 <ul style="list-style-type: none"> (ii)-1 気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備 DB 竜巻 (ii)-2 気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排気設備 DB 竜巻 (ii)-3 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 DB 竜巻 (iii) 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 DB 竜巻 <ul style="list-style-type: none"> (iii)-1 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 DB 竜巻 (iv) 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 DB 竜巻 <ul style="list-style-type: none"> (iv)-1 気体廃棄物の廃棄設備の排気筒 DB 竜巻 		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (5 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考												
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 構造健全性評価等において、竜巻事象固有の荷重として、考慮すべき荷重を明確化するため追記した。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 発電炉の記載である「竜巻以外の荷重」を明確化したため。</p> <p>【許可からの変更点等】 風圧力による荷重、気圧差による荷重の設定を具体化するために追記した。</p>	<p>(2) 防護設計に係る荷重の設定 竜巻に対する構造健全性等の評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重による影響評価を行う。 構造健全性等の評価においては、施設に作用する荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせる設計竜巻荷重並びに通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせる設計荷重(竜巻)を設定する。DB竜②-1 風圧力による荷重、気圧差による荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計竜巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。DB竜②-1, 2, 3</p>	<p>【「等」の解説】 「構造健全性等」の指す内容は、構造強度評価、貫通評価や裏面剥離評価であり、「(2)竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」の中で具体化するため、当該箇所では”等”とした。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点等】 構造健全性評価等において、竜巻事象固有の荷重として、考慮すべき荷重を明確化するため追記した。</p> <p>【許可からの変更点等】 許可の記載である「自然現象等」の「等」にあたる設計基準事故時荷重は考慮する必要がないことから「等」を削除した。</p>	<p>c. 設計荷重 (竜巻) の設定 (a) 設計竜巻の設定 設計竜巻の特性値については、現状、設定に足る十分な信頼性を有した観測記録等が無い場合、竜巻ガイドを参考に設定する。DB竜②-2 設計竜巻の特性値を添5第16表に示す。また、設計竜巻については、今後も継続的に観測データ及び増幅に関する新たな知見の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。DB竜⑤-1</p> <table border="1" data-bbox="1537 630 2030 730"> <caption>添5第16表 設計竜巻の特性値</caption> <thead> <tr> <th>最大風速 V_D (m/s)</th> <th>移動速度 V_T (m/s)</th> <th>最大接線風速 V_{Rm} (m/s)</th> <th>最大接線風速半径 R_m (m)</th> <th>最大気圧低下量 ΔP_{max} (hPa)</th> <th>最大気圧低下率 (dp/dt)_{max} (hPa/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>15</td> <td>85</td> <td>30</td> <td>89</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>DB竜②-3 i. 設計竜巻の移動速度 (V_T) DB竜② 設計竜巻の移動速度 (V_T) は、独立行政法人原子力安全基盤機構が東京工芸大学に委託した研究の成果⁽⁵⁰⁾ (以下「東京工芸大学委託成果」という。) を参考に、日本の竜巻における移動速度と最大竜巻風速の関係に基づく以下の式を用いて算定する。DB竜② $V_T = 0.15 \times V_D$ V_D (m/s) : 設計竜巻の最大風速 ii. 設計竜巻の最大接線風速 (V_{Rm}) 設計竜巻の最大接線風速 (V_{Rm}) は、米国原子力規制委員会の基準類⁽⁵²⁾ を参考に、以下の式を用いて算定する。 $V_{Rm} = V_D - V_T$ DB竜② iii. 設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径 (R_m) 設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径 (R_m) は、東京工芸大学委託成果⁽⁵⁰⁾ による日本の竜巻の観測記録を基に提案されたモデルを参考として、以下の値を用いる。 R_m = 30 (m) DB竜② iv. 設計竜巻の最大気圧低下量 (ΔP_{max}) 設計竜巻の最大気圧低下量 (ΔP_{max}) は、米国原子力規制委員会の基準類⁽⁵²⁾ のランキン渦モデルによる風速分布を参考に、以下の式を用いて算定する。 $\Delta P_{max} = \rho \times V_{Rm}^2$ ρ : 空気密度 (1.22 (kg/m³)) DB竜②</p>	最大風速 V _D (m/s)	移動速度 V _T (m/s)	最大接線風速 V _{Rm} (m/s)	最大接線風速半径 R _m (m)	最大気圧低下量 ΔP _{max} (hPa)	最大気圧低下率 (dp/dt) _{max} (hPa/s)	100	15	85	30	89	45	<p>(a) 影響評価における荷重の設定</p> <p>構造強度評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせる設計竜巻荷重並びに竜巻以外の荷重を適切に組み合わせる設計荷重を設定する。</p> <p>風圧力による荷重及び気圧差による荷重としては、設計竜巻の特性値に基づいて設定する。</p>	<p>DB竜⑤-1 (P17へ)</p> <p>DB竜②-1 (P1から)</p>
最大風速 V _D (m/s)	移動速度 V _T (m/s)	最大接線風速 V _{Rm} (m/s)	最大接線風速半径 R _m (m)	最大気圧低下量 ΔP _{max} (hPa)	最大気圧低下率 (dp/dt) _{max} (hPa/s)												
100	15	85	30	89	45												

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (6 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>v. 設計竜巻の最大気圧低下率 ($(dp/dt)_{max}$)</p> <p>設計竜巻の最大気圧低下率 ($(dp/dt)_{max}$) は、米国原子力規制委員会の基準類⁽⁵²⁾のランキン渦モデルによる風速分布を参考に、以下の式を用いて算定する。</p> $(dp/dt)_{max} = (V_T/R_m) \times \Delta P_{max} DB 竜 \text{ ④}$ <p>(b) 設計飛来物の設定</p> <p>竜巻ガイドを参考に再処理事業所内をふかんした現地調査及び検討を行い、DB 竜 ④再処理事業所内の資機材の設置状況 DB 竜①-11 を踏まえ、設計対処施設に衝突する可能性のある飛来物を抽出する。抽出した飛来物に竜巻ガイドに例示される飛来物を加え、それぞれの寸法、質量及び形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力の大きさを考慮して、設計竜巻により設計対処施設に衝突し得る飛来物 (以下「設計飛来物」という。) を設定する。DB 竜 ④衝突時に設計対処施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物によるものより大きくなるものについては、浮き上がり又は横滑りの有無を考慮した上で、固定、固縛、建屋収納又は敷地からの撤去により飛来物とならないようにする。DB 竜 ③-4</p> <p>設計対処施設以外のエネルギー管理建屋、エネルギー管理建屋の屋外機器及び第1 高圧ガストレーラ庫の水素ガス貯蔵容器 (以下「屋外機器等」という。) は、衝突時に設計対処施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物より大きくなるものを発生させることのないよう、エネルギー管理建屋の屋根及び外壁については飛散させない対策を実施する。また、屋外機器等については、固定又は固縛する対策を実施することから、飛来物の発生源として考慮しない。DB 竜 ④</p> <p>車両については、周辺防護区域への入構を管理するとともに、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している場所に応じて固縛するか避難場所へ退避することにより、飛来物とならないよう管理を行うことから、設計飛来物として考慮しない。DB 竜③-2</p> <p>また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとしてむつ小川原ウィンドファームの</p>		<p>DB 竜①-11 (P8 ~)</p> <p>DB 竜③-4 (P8 ~)</p> <p>DB 竜③-2 (P17 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (7 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考										
			<p>風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設から設計対処施設までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると、ブレードが設計対処施設まで到達するおそれはないことから、ブレードは設計飛来物として考慮しない。DB 竜②-6</p> <p>以上のことから、竜巻ガイドに例示される鋼製材を設計飛来物として設定する。DB 竜②-4</p> <p>なお、降下火砕物の粒子による影響については、設計飛来物の影響に包絡される。DB 竜④</p> <p>添5第17表にMOX燃料加工施設における設計飛来物を示す。</p> <p>添5第17表 MOX燃料加工施設における設計飛来物</p> <table border="1" data-bbox="1584 787 1991 993"> <thead> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>鋼製材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>最大水平速度 (m/s)</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>最大鉛直速度 (m/s)</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>DB 竜②-5</p> <p>(c) 荷重の組合せと許容限界</p> <p>i. 設計対処施設に作用する設計竜巻荷重</p> <p>設計竜巻により設計対処施設に作用する設計竜巻荷重を以下に示す。DB 竜④</p> <p>(i) 風圧力による荷重</p> <p>竜巻の最大風速による荷重であり、竜巻ガイドを参考に次式のとおり算出する。</p> $WW = q \times G \times C \times A$ <p>ここで、</p> <p>WW : 風圧力による荷重</p> <p>q : 設計用速度圧</p> <p>G : ガスト影響係数 (=1.0)</p> <p>C : 風力係数</p> <p>A : 施設の受圧面積</p> $q = (1/2) \times \rho \times VD^2$ <p>である。ここで、</p> <p>ρ : 空気密度</p> <p>VD : 設計竜巻の最大風速</p> <p>である。DB 竜④</p> <p>ただし、竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の風速として算定されるが、鉛直方向の風圧力に対して弱いと考えられる設計対処施設が存在する場合には、鉛直方向の最大風速に基づいて算出した鉛直方向の風圧力による荷重についても考慮した設計とする。DB 竜④</p>	飛来物の種類	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	135	最大水平速度 (m/s)	51	最大鉛直速度 (m/s)	34		<p>DB 竜②-6 (P8 ~)</p> <p>DB 竜②-4 (P8 ~)</p> <p>DB 竜②-5 (P8 ~)</p>
飛来物の種類	鋼製材														
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2														
質量 (kg)	135														
最大水平速度 (m/s)	51														
最大鉛直速度 (m/s)	34														

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (8 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 設計飛来物のうち衝撃荷重の記載に適正化したうえで、考慮する飛来物を明確にした。</p> <p>【許可からの変更点等】 設計飛来物のほかに荷重として考慮すべき飛来物を必要に応じて設定するため。</p> <p>【許可からの変更点等】 設計飛来物を超える飛来物に係わる許可の記載について以下のとおり分割し、ここでは1, 2について記載する。 1. 設計飛来物の設定における条件 2. 上記の条件を達成するための設計方針 3. 上記の条件を達成するための運用要求</p>	<p>飛来物の衝撃荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m, 質量135kg, 最大水平速度51m/s, 最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。DB竜②-4, 5, 7</p> <p>さらに、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状況その他の環境状況を考慮し、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。DB竜①-11</p> <p>設計飛来物よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等は、設置状況を踏まえ、固定、固縛、建屋収納、撤去、車両の入構管理及び退避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。DB竜③-1, 4</p> <p>また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、設計飛来物の衝撃荷重を上回ると想定される飛来物は、飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、飛来物として考慮しない。DB竜②-6, 8</p>	<p>【許可からの変更点等】 記載の適正化を図った。</p> <p>【許可からの変更点等】 「運動エネルギー又は貫通力が大きくなるもの」を「重大事故等対処設備及び資機材等」に明確化</p> <p>【許可からの変更点等】 「資機材」だけではなく、屋外の施設も対象であることから「等」を追記。また、「資機材等」の対象の考え方は添付書類にて示す。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点等】 前段で設計飛来物を鋼製材として選定していることから「再処理事業所内からの飛来物」を「設計飛来物」に明確化した。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 立地条件の差異であり、再処理事業所外から竜巻防護対象施設等に到達するおそれのある飛来物がないことを確認しているため。</p>	<p>(ii) 気圧差による荷重 外気と隔離されている区画の境界部が気圧差による圧力影響を受ける設備並びに竜巻防護対象施設を収納する建屋の壁及び屋根においては、設計竜巻による気圧低下によって生じる設計対処施設の内外の気圧差による圧力荷重を考慮し、より厳しい結果を与える「閉じた施設」を想定して次式のとおり算出する。「閉じた施設」とは通気がない施設であり、施設内部の圧力が竜巻の通過以前と以後で等しいとみなせる。一方、施設の外側の圧力は竜巻の通過中に変化し、施設内外に気圧差を生じさせる。 $WP = \Delta P_{max} \times A$ DB竜⑤ ここで、 WP : 気圧差による荷重 ΔP_{max} : 最大気圧低下量 A : 施設の受圧面積である。DB竜⑤</p> <p>(iii) 飛来物の衝撃荷重 竜巻ガイドを参考に、衝突時の荷重が大きくなる向きで設計飛来物が設計対処施設に衝突した場合の衝撃荷重を算出する。また、貫通評価においても、設計飛来物の貫通力が大きくなる向きで衝突することを考慮して評価を行う。DB竜⑤</p> <p>ii. 設計竜巻荷重の組合せ 設計対処施設の設計に用いる設計竜巻荷重は、竜巻ガイドを参考に、風圧力による荷重(WW)、気圧差による荷重(WP)及び設計飛来物による衝撃荷重(WM)を組み合わせた複合荷重とし、複合荷重WT1及びWT2は米国原子力規制委員会の基準類(53)を参考として、以下のとおり設定する。 $WT1 = WP$ $WT2 = WW + (1/2) \times WP + WM$ 設計対処施設にはWT1及びWT2の両荷重をそれぞれ作用させる。DB竜⑤</p> <p>iii. 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は、以下のとおりとする。 (i) 通常時に作用している荷重 (ii) 竜巻以外の自然現象による荷重 竜巻は積乱雲又は積雲に伴って発生する現象であり⁽³⁵⁾、積乱雲の発達時に竜巻と同</p>	<p>東海発電所を含む当社敷地内において、飛来物の衝撃荷重としては、設置(変更)許可を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×高さ0.2m, 質量135kg, 飛来時の水平速度51m/s, 飛来時の鉛直速度34m/s)よりも運動エネルギー又は貫通力が大きな重大事故等対処設備、資機材等は設置場所及び障害物の有無を考慮し、固縛、固定又は外部事象防護対象施設等からの離隔を実施すること、並びに車両については入構管理及び退避を実施することにより飛来物とならない措置を講ずることから、設計飛来物が衝突する場合の荷重を設定することを基本とする。</p> <p>さらに、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状況その他環境状況を考慮し、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。</p> <p>また、当社敷地近傍の隣接事業所から、設計飛来物である鋼製材の運動エネルギー又は貫通力を上回る飛来物が想定される場合は、隣接事業所との合意文書に基づきフェンス等の設置により飛来物となるものを配置できない設計とすること若しくは当該飛来物の衝撃荷重を考慮した設計荷重に対し、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する区画の構造健全性を確保する設計とすること若しくは当該飛来物による外部事象防護対象施設の損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること若しくは安全上支障のない期間で修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな重大事故等対処設備、資機材等については、その保管場所、設置場所及び障害物の有無を考慮し、外</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 後段の「なお、飛来した場合の・・・」にて記載していることから、本施設では本記載は省略し、設計飛来物と資機材等に対する措置を分けて記載するため。</p> <p>DB竜②-4 (P7から) DB竜②-5 (P7から) DB竜②-7 (P1から)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 設計方針の違いであるため。</p> <p>DB竜①-11 (P6から)</p> <p>DB竜③-1 (P1から) DB竜③-4 (P6から)</p> <p>DB竜②-6 (P7から) DB竜②-8 (P1から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (9 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>時に発生する可能性がある自然現象は、落雷、積雪、降雹及び降水である。これらの自然現象により発生する荷重の組合せの考慮は、以下のとおりとする。DB 竜 ⑤</p> <p>なお、風 (台風) に対しては、「①b. 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計方針」にて考慮することとしている建築基準法に基づく風荷重が設計竜巻を大きく下回ることから、設計竜巻荷重に包絡される。DB 竜 ⑤</p> <p>ただし、竜巻と同時に発生する自然現象については、今後も継続的に新たな知見の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。DB 竜⑤-2</p> <p>(ii)-1 落雷 竜巻及び落雷が同時に発生する場合においても、落雷による影響は雷撃であり、荷重は発生しない。DB 竜 ⑤</p> <p>(ii)-2 積雪 MOX燃料加工施設の立地地域は、冬季においては積雪があるため、冬季における竜巻の発生を想定し、建築基準法に基づいて積雪の荷重を適切に考慮する。DB 竜 ⑤</p> <p>(ii)-3 降雹 降雹は積乱雲から降る直径5mm以上の氷の粒であり、仮に直径10cm程度の大型の降雹を仮定した場合でも、その質量は約0.5kgである。竜巻及び降雹が同時に発生する場合においても、直径10cm程度の降雹の終端速度は59m/s⁽³⁶⁾、運動エネルギーは約0.9kJであり、設計飛来物の運動エネルギーと比べて十分小さく、降雹の衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。DB 竜 ⑤</p> <p>(ii)-4 降水 竜巻及び降水が同時に発生する場合においても、降水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降水による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。DB 竜 ⑤</p> <p>(iii) 設計基準事故時荷重 設計対処施設に作用させる設計竜巻荷重には、設計基準事故時に生ずる応力の組合せを適切に考慮する設計とする。すなわち、竜巻により設計対処施設に作用する荷重及び設計基準事故時に生ずる荷重を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせて設計する。また、設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考え</p>	<p>部事象防護対象施設、飛来物の衝突により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわないよう設置する防護措置 (以下「防護対策施設」という。) 及び外部事象防護対象施設を内包する施設に衝突し、外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼす可能性がある場合には、固縛、固定又は外部事象防護対象施設等からの離隔によって浮き上がり又は横滑りにより外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼすような飛来物とならない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備、資機材等の固縛、固定又は外部事象防護対象施設からの離隔を実施すること、並びに車両については入構管理及び退避を実施することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>⑨(P17)へ</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 設計飛来物より大きくなる資機材及び重大事故等対処設備への設置状況を踏まえた方針は同様であるが、建物・構築物により防護することを基本としており、防護対策施設により防護する箇所はMOX燃料加工施設には無いため。</p> <p>竜⑤-2 (P17へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (10 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>られる竜巻により、設計対処施設に作用する荷重と設計基準事故時に生ずる荷重を適切に設計する。DB 竜巻</p> <p>設計対処施設は、設計竜巻に対して安全機能を損なわない設計とすることから、設計竜巻と設計基準事故は独立事象となる。設計竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいことから、設計基準事故時荷重と設計竜巻荷重の組合せは考慮しない。DB 竜巻</p> <p>仮に、設計基準事故発生時に、風速が小さく発生頻度の高い竜巻が襲来した場合、安全上重要な施設に荷重を加える設計基準事故である「露出した状態でMOX粉末を取り扱い、火災源となる潤滑油を保有しているグローブボックスにおいて火災が発生し、火災の影響を受けたMOX粉末が飛散し、外部に放射性物質が放出される事象」による荷重との組合せが考えられる。この設計基準事故により荷重を受ける安全上重要な施設であるグローブボックスは、竜巻による荷重を受けることは無いため、設計基準事故時荷重と竜巻の組合せは考慮しない。DB 竜巻</p> <p>以上のことから、設計竜巻荷重と設計基準事故時荷重の組合せは考慮しない。DB 竜巻</p> <p>iv. 許容限界</p> <p>建屋・構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏面剥離が発生する限界厚さ及び部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに、設計荷重 (竜巻) により発生する変形又は応力が安全上適切と認められる以下の規格及び基準等による許容応力度等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。DB 竜巻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 ・日本産業規格 ・日本建築学会等の基準、指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 (日本電気協会) ・原子力エネルギー協会 (NEI) の基準・指針類 DB 竜巻 <p>設備の設計においては、設計飛来物の衝突による貫通の有無の評価について、貫通が発生する限界厚さ及び部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに、設計荷重 (竜巻) により発生する応</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (11 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策</p>		<p>力が安全上適切と認められる以下の規格及び基準等による許容応力等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。</p> <p>DB 竜巻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本産業規格 ・日本建築学会等の基準, 指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 (日本電気協会) ・原子力エネルギー協会 (NEI) の基準・指針類 DB 竜巻 <p>d. 竜巻防護設計</p> <p>竜巻に対する防護設計においては, 竜巻ガイドを参考に, 基準竜巻, 設計竜巻及び設計荷重を適切に設定し, 竜巻防護対象施設を収納する区画の構造健全性を確保するため, 機械的強度を有する, 建物の外壁及び屋根により建物全体を保護し, 以下の事項に対して安全機能を損なわない設計とする。DB 竜巻</p> <p>(a) 飛来物の衝突による建屋・構築物の貫通, 裏面剥離及び設備・機器の損傷 DB 竜巻</p> <p>(b) 設計竜巻荷重及びその他の荷重 (通常時に作用している荷重, 運転時荷重, 竜巻以外の自然現象による荷重及び設計基準事故時荷重) を適切に組み合わせた設計荷重 (竜巻) DB 竜巻</p> <p>(c) 竜巻による気圧の低下</p> <p>竜巻防護対象施設, 竜巻防護対象施設を収納する建屋及び竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計竜巻からの防護設計方針を以下に示す。DB 竜巻</p>	<p>(b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>屋外の外部事象防護対象施設は, 安全機能を損なわないよう, 設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構造強度評価を実施し, 要求される機能を維持する設計とすることを基本とする。</p> <p>③ (P12) へ</p> <p>屋内の外部事象防護対象施設については, 設計荷重に対して安全機能を損なわないよう, 外部事象防護対象施設を内包する施設により防護する設計とすることを基本とし, 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設及び建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設は, 加わるおそれがある設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構造強度評価を実施し, 安全機能を損なわないよう, 要求される機能を維持する設計とすることを基本とする。</p> <p>④ (P12, 13) へ</p> <p>外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には, 防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>⑤ (P15) へ</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は, 竜巻による風圧力による荷重に対し, 外部事象防護対象施設及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を考慮した保管とすることにより, 重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮する設計とする。</p> <p>屋内の重大事故等対処設備は, 竜巻による風圧力による荷重に対し, 環境条件を考慮して竜巻による荷重により機能を損なわないよう, 重大事故等対処設備を内包する施設により防護する設計とすることを基本とする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では, 竜巻防護対象施設を燃料加工建屋に収納することを基本としており, 該当する施設が無いため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設においては設計方針を施設分類ごとに説明しているため。</p>
			<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 重大事故等対処設備の共通要因故障, 悪影響防止, 環境条件等に関する配慮については 8.2 で記載することとし, 荷重評価に関する設計方針のみ記載する構成としたため, その他位置的分散等に関する説明はしない。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (12 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設</p> <p>竜巻防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。DB 竜①-5</p> <p>屋内の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。DB 竜①-5</p> <p>【「等」の解説】 「工程室排気設備等」とは工程室排気設備、グローブボックス排気設備、非常用所内電源設備であり、添付書類で示すため当該箇所では“等”を用いる。</p> <p>工程室排気設備等の外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、安全機能を損なわない設計とする。DB 竜①-6</p>	<p>【許可からの変更点等】 評価内容及び設計の担保事項を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点等】 屋内の竜巻防護対象施設に関する設計方針を明確化した。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 設計飛来物より大きくなる資機材及び重大事故等対処設備への設置状況を踏まえた方針は同様であるが、建物・構築物により防護することを基本としており、防護対策施設により防護する箇所はMOX燃料加工施設には無いため。</p> <p>i. 竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して構造健全性を維持する設計とし、施設内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物の衝突に対しては、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。DB 竜①-5</p> <p>ii. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。 気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備、グローブボックス排気設備並びに非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系は、気圧差荷重に対して、構造健全性を維持できるよう十分な強度を有する設計とする。DB 竜①-6</p>	<p>防護措置として設置する防護対策施設としては、防護ネット(硬鋼線材:線径φ4mm, 網目寸法40mm), 防護鋼板(炭素鋼:板厚16mm以上), 架構及び扉(炭素鋼:板厚31.2mm以上)を設置し、内包する外部事象防護対象施設の機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設の機能喪失に至る可能性のある飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。防護対策施設は、地震時において外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備を内包する施設については、設計荷重に対する構造強度評価を実施し、内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備の機能を損なわないよう、飛来物が、内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に衝突することを防止可能な設計とすることを基本とする。</p> <p>(1) 自然現象 a. 竜巻 (b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 (中略) 屋内の外部事象防護対象施設については、設計荷重に対して安全機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設を内包する施設により防護する設計とする</p> <p>(1) 自然現象 a. 竜巻 (b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 (中略) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設及び建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設は、加わるおそれがある設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とすることを基本とする。</p>	<p>⑦(P14)へ</p> <p>③(P11)から</p> <p>④(P11)から</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (13 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「迷路構造にする等」とは、開口部を迷路構造にすることや構築物で防護することであり、具体的な内容は添付書類で示すため当該箇所では“等”を用いる。</p> <p>【許可からの変更点等】 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設に対する設計方針を明確化した。</p>	<p>建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の侵入を防止するため迷路構造にする等の防護対策を講ずることにより、設計荷重(竜巻)による影響に対して、安全機能を損なわない設計とする。DB 竜①-7</p> <p>【許可からの変更点等】 「破損等」について波及的影響を及ぼし得る施設影響モードの対象を明確化した。</p> <p>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機能的影響を及ぼし得る施設であり、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の竜巻防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。DB 竜①-8,9</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設に対する設計方針を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点等】 設計を実施するにあたり、波及的影響を及ぼし得る施設の影響モードの対象を明確化した。</p>	<p>iii. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設には、非常用所内電源設備の非常用発電機が該当する。DB 竜 ④設計荷重(竜巻)による影響に対して非常用所内電源設備の非常用発電機の安全機能を損なわない設計とするため、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系に対しては、設計飛来物の侵入による損傷を考慮する。具体的には、DB 竜 ④設計飛来物の侵入を防止するため、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系については建物により DB 竜 ④迷路構造 DB 竜①-7 とすることで設計飛来物の侵入を防止し、排気系はその一部を構成する構築物である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒を十分な板厚とすることにより設計飛来物の侵入を防止する設計とする。DB 竜 ④</p> <p>iv. 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設については、設計荷重(竜巻)を考慮しても倒壊に至らないよう必要に応じて補強すること等により、DB 竜 ④周辺の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。具体的には以下のとおりである。DB 竜①-8 気体廃棄物の廃棄設備の排気筒は、倒壊に至った場合には、燃料加工建屋に波及的影響を及ぼすおそれがあることから、設計飛来物の衝突による貫通及び風圧力による荷重を考慮しても倒壊に至らない設計とし、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。DB 竜 ④</p>	<p>(1) 自然現象 a. 竜巻 (b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 (中略) 建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設</p> <p>④(P11)から</p> <p>飛来物が、内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に衝突し、その機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>また、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、設計荷重により、機械的及び機能的な波及的影響により機能を損なわない設計とする。外部事象防護対象施設に対して、重大事故等対処設備を含めて機械的な影響を及ぼす可能性がある施設は、設計荷重に対し、当該施設の倒壊、損壊等により外部事象防護対象施設に損傷を与えない設計とする。</p> <p>当該施設が機能喪失に陥った場合に外部事象防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼす可能性がある施設は、設計荷重に対し、必要な機能を維持する設計とすることを基本とする。</p>	<p>DB 竜①-9 (P3 から)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設には、機能的影響を及ぼし得る施設がないため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (14 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>第30条重大事故等対処設備に係る設計条件(8.2.5 環境条件等)に係る事項として記載。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備 重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、屋内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。SA 竜①-1, 2, 5, 6</p> <p>また、重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。SA 竜①-1, 2, 5, 6</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (2) 重大事故等対処施設 ② 重大事故等対処設備 c. 環境条件等 (a) 環境条件 i. 常設重大事故等対処設備 屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。SA 竜①-1</p> <p>ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (2) 重大事故等対処施設 ② 重大事故等対処設備 c. 環境条件等 (a) 環境条件 ii. 可搬型重大事故等対処設備 風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して<u>屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>SA 竜①-2</p>	<p>イ. 安全設計 (ハ) 重大事故等対処施設 (1) 重大事故等対処設備に関する設計 c. 環境条件等 (a) 環境条件 i. 常設重大事故等対処設備 風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発に対して常設重大事故等対処設備は、建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。SA 竜①-5</p> <p>イ. 安全設計 (ハ) 重大事故等対処施設 (1) 重大事故等対処設備に関する設計 c. 環境条件等 (a) 環境条件 ii. 可搬型重大事故等対処設備 風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して<u>屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>SA 竜①-6</p>	<p>(1) 自然現象 a. 竜巻 (b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 (中略) 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備を内包する施設については、設計荷重に対する構造強度評価を実施し、内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備の機能を損なわないよう、飛来物が、内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に衝突することを防止可能な設計とすることを基本とする。</p>	<p>⑦(P12)から</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (15 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>第30条重大事故等対処設備に係る設計条件(8.2.5環境条件等)に係る事項として記載。</p> <p>第30条重大事故等対処設備に係る設計条件(8.2.5環境条件等)に係る事項として記載。</p>	<p>屋外の常設重大事故等対処設備は、竜巻による風荷重に対し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。SA 竜①-3, 7</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、竜巻による風荷重を考慮し、当該設備又は設備を収納するものに対して、転倒防止、固縛等の措置を講じる設計とする。SA 竜①-4, 8</p> <p>【「等」の解説】 「固縛等」の指す内容は、固縛の他に固定などがあるため、当該箇所では「等」を用いる。</p> <p>b. 竜巻随件事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及びMOX燃料加工施設の配置から、竜巻随件事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。DB 竜④-1, 2, 3, 4</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (2) 重大事故等対処施設 ② 重大事故等対処設備 c. 環境条件等 (a) 環境条件 i. 常設重大事故等対処設備 屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。SA 竜①-3</p> <p>ii. 可搬型重大事故等対処設備 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。SA 竜①-4</p>	<p>イ. 安全設計 (ハ) 重大事故等対処施設 (1) 重大事故等対処設備に関する設計 ③ 環境条件等 a. 環境条件 (a) 常設重大事故等対処設備 風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。SA 竜①-7</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。SA 竜①-8</p> <p>e. 竜巻随件事象に対する設計 竜巻ガイドを参考に、過去の他地域における竜巻被害状況及びMOX燃料加工施設の配置を図面等により確認した結果、竜巻随件事象として以下の事象を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。DB 竜④-1</p>	<p>(1) 自然現象 a. 竜巻 (b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 (中略) 屋外の重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重に対し、外部事象防護対象施設及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を考慮した保管とすることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮する設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重に対し、外部事象防護対象施設及び重大事故等に対処するために必要な機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、浮き上がり若しくは横滑りを拘束することにより、悪影響を防止する設計とする。</p> <p>ただし、浮き上がり又は横滑りを拘束する車両等の重大事故等対処設備のうち、地震時の移動等を考慮して地震後の機能を維持する設備は、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、余長を有する固縛で拘束する。</p> <p>屋内の重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重を考慮して他の設備に悪影響を及ぼさないよう、重大事故等対処設備を内包する施設により防護する設計とする。内包する重大事故等対処設備の機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他適切な措置を講じる。</p> <p>竜巻随件事象を考慮する施設は、過去の竜巻被害の状況及び発電所における施設の配置から竜巻の随件事象として想定される火災、溢水及び外部電源喪失による影響を考慮し、竜巻の随件事象に対する影響評価を実施し、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に竜巻による随件事象の影響を及ぼ</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設には、屋外の竜巻防護対象施設がないため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 重大事故等対処設備の共通要因故障、悪影響防止、環境条件等に関する配慮については8.2で記載することとし、荷重評価に関する設計方針のみ記載する構成としたため、その他位置的分散等に関する説明はしない。</p> <p>DB 竜④-1 (P1 ~) DB 竜④-2 (P16 から) DB 竜④-3 (P16 から) DB 竜④-4 (P17 から)</p>

(発電炉の記載)
<不一致の理由>
重大事故等対処設備の共通要因故障、悪影響防止、環境条件等に関する配慮については8.2で記載することとし、荷重評価に関する設計方針のみ記載する構成としたため、その他位置的分散等に関する説明はしない。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (16 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(a) 竜巻防護対象施設 竜巻随件事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随件事象としての火災に対する影響は外部火災に包絡されるため、「3.3.3 外部火災」の「②近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」において示す。DB 竜④-2</p> <p>竜巻随件事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随件事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」において示す。DB 竜④-3</p> <p>竜巻随件事象のうち外部電源喪失に対しては、竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。DB 竜④-4</p>	<p>【許可からの変更点等】 「安全機能を確保」の記載を明確化するため、「による電源供給を可能とすることで」に変更。</p>	<p>(a) 火災 竜巻により再処理事業所内の屋外にある危険物貯蔵施設等（ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所及びディーゼル発電機用燃料受入れ・貯蔵所）が損傷し、漏えい及び防油堤内での火災が発生したとしても、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の許容温度を超えない設計とすることにより、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「③ 外部火災防護に関する設計」にて考慮する。DB 竜④-2</p> <p>建屋内に収納される竜巻防護対象施設のうち、開口部を有する室に設置されるものは、設計飛来物に対して建物・構築物による防護対策を講ずることを考慮すると、設計飛来物が当該室に侵入することはないことから、設計竜巻により建屋内に火災が発生し、竜巻防護対象施設に影響を及ぼすことは考えられない。DB 竜④</p> <p>(b) 溢水 再処理事業所内の屋外タンク等の破損による溢水を想定し、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の安全機能が損なわれないように必要に応じて堰を設ける等の防護対策を講じ、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「(9) 溢水による損傷の防止」にて考慮する。DB 竜④-3</p> <p>建屋内に収納される竜巻防護対象施設のうち開口部を有する室に設置されるものは、設計飛来物に対して建物・構築物による防護対策を講ずることを考慮すると、設計飛来物が当該室に侵入することはないことから、設計竜巻により建屋内に溢水が発生し、竜巻防護対象施設に影響を及ぼすことは考えられない。また、竜巻防護対象施設のない開口部を有する室については、設計竜巻による建屋内の溢水が発生したとしても安全機能に影響を与えることはない。DB 竜④</p> <p>(c) 外部電源喪失 設計竜巻、設計竜巻と同時に発生する雷・雹等、あるいはダウンバースト等により、送電網に関する施設等が損傷する等による外部電源喪失に対しては、非常用所内電源設備の安全機能を確保できる設計とすることにより、竜巻防護対象施設の安全機</p>	<p>さない設計とする。</p> <p>竜巻随伴による火災に対しては、火災による損傷の防止における想定に包絡される設計とする。</p> <p>また、竜巻随伴による溢水に対しては、溢水による損傷の防止における溢水量の想定に包絡される設計とする。</p> <p>さらに、竜巻随伴による外部電源喪失に対しては、ディーゼル発電機による電源供給が可能な設計とする。</p>	<p>DB 竜④-2 (P15～)</p> <p>DB 竜④-3 (P15～)</p> <p>DB 竜④-4 (P17から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (17 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 運用に係る事項をまとめて記載した。</p>	<p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと。DB 竜⑤-1, 2 ・竜巻により MOX 燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが予見される場合は、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること。DB 竜③-5 ・資機材等の固定、固縛、建屋収納、撤去、並びに車両の入構管理及び退避場所へ退避を行うこと。DB 竜③-1, 2 	<p>【「等」の解説】 「設計条件等」の指す内容は、竜巻の特性値、積雪などの自然現象を示しているため、当該箇所では等を用いる。</p>	<p>能を維持する設計とする。DB 竜④-4</p> <p>f. 手順等 設計竜巻による飛来物の発生防止及び竜巻による安全機能を有する施設への影響の軽減を図るため、以下の事項を考慮した手順を定める。DB 竜◇</p> <p>(a) 設計対処施設以外の建屋、屋外施設及び資機材で飛来物となる可能性のあるものは、浮き上がり又は横滑りの有無を考慮した上で、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じて固縛、建屋収納又は敷地からの撤去等を実施することを手順に定める。DB 竜◇</p> <p>(b) 車両については、MOX燃料加工施設が再処理施設及び廃棄物管理施設と同じ周辺防護区域に位置するため、再処理施設及び廃棄物管理施設が設定する飛来対策区域を考慮した以下の運用とする。DB 竜◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両については、周辺防護区域内への入構を管理するとともに、竜巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう固縛又は飛来対策区域外の退避場所へ退避する。DB 竜◇ ・飛来対策区域は、車両から距離を取るべき離隔対象施設と車両との間取るべき離隔距離を考慮して設定する。DB 竜◇ <p>離隔距離の検討に当たっては、先ず解析により車両の最大飛来距離を求める。解析においては、フジタモデル⁽⁵⁴⁾の方がランキン渦モデルよりも地表面における竜巻の風速場をよく再現していること及び車両は地表面にあることから、フジタモデルを適用する。車両の最大飛来距離の算出結果は170mであるが、フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため、算出結果に安全余裕を考慮して、離隔距離を200mとする。DB 竜◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の退避場所は、周辺防護区域内及び周辺防護区域外に設ける。また、フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため、周辺防護区域内の退避場所に退避する車両については固縛の対象とする。DB 竜◇ <p>(c) 竜巻に対する運用管理を確実に実施するために必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、教育及び訓練を定期的実施する。DB 竜◇</p>	<p>(1) 自然現象 a. 竜巻 (中略) ②(P1)から なお、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて管理する。</p> <p>重大事故等対処設備、資機材等の固縛、固定又は外部事象防護対象施設からの離隔を実施すること、並びに車両については入構管理及び退避を実施することを保安規定に定めて管理する。 ⑨(P9)から</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 設計方針の違いであるため。</p>	<p>DB 竜④-4 (P15, 16へ)</p> <p>DB 竜⑤-1 (P5から) DB 竜⑤-2 (P9から)</p> <p>DB 竜③-5 (P18から)</p> <p>DB 竜③-1 (P1から) DB 竜③-2 (P6から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (18 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(d) 竜巻によりMOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが予見される場合は、竜巻による安全機能を有する施設への影響を軽減させるため、<u>全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、工程室排風機後の排気系統に手動ダンパを設置する設計とし、閉止の措置を行う手順を定める。</u>DB 竜③-5</p> <p>⑧ 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部からの衝撃による損傷の防止) 第九条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。次項において同じ。) が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの (故意によるものを除く。) に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項及び第2項について 安全機能を有する施設は、設計基準において想定される自然現象 (地震及び津波を除く。) に対してMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。また、安全上重要な施設は、想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。DB 竜◇</p> <p>b. 竜巻 日本で過去 (1961年～2013年12月) に発生した最大の竜巻から、設計竜巻の最大風速は92m/sとなるが、竜巻に対する設計に当たっては、蓄積されている知見の少なさとといった不確定要素を考慮し、将来の竜巻発生に関する不確実性を踏まえ、基準竜巻の最大風速を安全側に切り上げて、設計竜巻の最大風速を100m/sとし、安全機能を有する施設の安全機能を損なわないよう、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を行う。DB 竜◇</p>		DB 竜③-5 (P17～)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第八条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)) (19 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(a) 飛来物の発生防止対策 竜巻により再処理事業所内の資機材が飛来物となり、安全機能を有する施設の安全機能を損なわないよう、以下の対策を行う。DB 竜 ⇩</p> <p>i. 飛来物となる可能性のあるものを固定、固縛、建屋収納又は敷地から撤去する。DB 竜 ⇩</p> <p>ii. 車両の周辺防護区域内への入構の管理、竜巻の襲来が予想される場合の車両の固縛又は飛来対策区域外の退避場所への退避を行う。DB 竜 ⇩</p> <p>(b) 竜巻防護対策 安全機能を有する施設は、設計荷重 (竜巻) に対して安全機能を損なわない設計とすること、若しくは竜巻による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。安全上重要な施設は、竜巻防護対象施設とし、建物の外壁及び屋根により建物全体で適切に防護することにより安全機能を損なわない設計とすることを基本とする。DB 竜 ⇩</p> <p>竜巻の発生に伴い、降雹が考えられるが、降雹による影響は竜巻防護設計にて想定している設計飛来物の影響に包絡される。また、冬季における竜巻の発生を想定し、積雪による荷重を適切に考慮する。DB 竜 ⇩</p>		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第八条(外部からの衝撃による損傷の防止)(竜巻)					
1. 技術基準の条文, 解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方(理由)	項・号	解釈	添付書類
DB 竜①	竜巻防護設計の方針	技術基準の要求事項に対する基本方針について記載する。	1項	—	a
DB 竜②	設計条件 (風圧力による荷重, 気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重, 安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重, 運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等)	設計荷重(竜巻)による影響評価に必要な事項を記載する。	1項	—	a
DB 竜③	竜巻防護措置	竜巻防護をするための必要な措置, 運用を記載する。	1項	—	a
DB 竜④	竜巻随伴事象	竜巻防護設計において考慮すべき事項を記載する。	1項 (12条1項)	—	a
DB 竜⑤	影響評価の定期的な実施	影響評価の実施について, 保安規定にて担保する内容を記載する。	1項	—	a
SA 竜①	竜巻防護設計の方針	技術基準の要求事項に対する基本方針について記載する。	— (30条1項2号 (30条2項 (30条3項4号 (30条3項6号	—	a
2. 事業変更許可申請書の本文のうち, 基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
—	—	—	—		
3. 事業変更許可申請書の添五のうち, 基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
DB 竜 ⇩	本文と添五における同じ趣旨の記載	本文と記載内容が重複しているため記載しない。	—		
DB 竜 ⇨	竜巻防護対象施設	竜巻防護対象施設の選定方針について, 基本設計方針に記載(DB 竜①)し, 詳細は竜巻への影響を考慮する施設として添付書類にて記載する。	a		
DB 竜 ⇨	設計荷重の設定	設計荷重の設定について, 基本設計方針に記載(DB 竜②)し, 詳細は添付書類にて記載する。	a, b		
DB 竜 ⇨	設計飛来物の設定	設計飛来物の設定について, 基本設計方針に記載(DB 竜②), 詳細は添付書類にて記載する。	a		
DB 竜 ⇨	荷重の組合せと許容限界	荷重の組合せと許容限界について, 基本設計方針に記載(DB 竜②)し, 詳細は添付書類にて記載す	a, b		

		る。	
DB 竜 ⑥	設計方針の詳細	設計方針について、基本設計方針に記載(DB 竜①)し、詳細は添付書類にて記載する。	a, b
DB 竜 ⑦	手順等	手順等については、詳細は保安規定(運用)で記載する。	—
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	V-1-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書		
b	IV-2-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針		

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	説明対象	第1回申請			第2回申請			
										申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)
1	第1章 共通項目 3.外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 電巻 (1)防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は、事業者可(変更許可を受けた想定される電巻(以下「設計電巻」という。)が発生した場合において、作用する電巻(以下「設計電巻」という。)が発生した場合において、作用する電巻を規定し、その荷重に対して影響評価を行い、必要に応じ対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.1 基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・安全機能を有する施設は、事業者可(変更許可)を受けた想定される電巻(以下「設計電巻」という。)が発生した場合において、作用する荷重を規定し、その荷重に対して影響評価を行い、必要に応じ防護対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 【2.1 基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・安全機能を有する施設は、設計電巻によりその安全機能が損なわれないよう、設計時にそれぞれの施設の設置状況等を考慮して、電巻より防護すべき施設に対する設計電巻からの影響を評価し、安全機能を有する施設が安全機能を損なわれない設計とする。	—	—	—	第1回申請と同じ
2	設計電巻から防護する施設(以下「電巻防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構造物、系統及び機器を損ねなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構造物、系統及び機器を対象とする。電巻防護対象施設及びそれらを取締する建屋(以下「電巻防護対象施設等」という。))は、電巻及び電巻の随伴事象に対し、機械的強度を有すること等により、電巻防護対象施設の限界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 対象施設 設計方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針	【2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針】 ○電巻防護対象施設等 ・電巻防護対象施設を電巻より防護すべき施設とする。 ・電巻防護対象施設としては、安全評価上その機能を期待する構造物、系統及び機器を損ねなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構造物、系統及び機器を対象とする。電巻防護対象施設及びそれらを取締する建屋(以下「電巻防護対象施設等」という。))は、電巻及び電巻の随伴事象に対し、機械的強度を有すること等により、電巻防護対象施設の限界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 【2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針】 ○電巻防護対象施設等 ・電巻防護対象施設を電巻より防護すべき施設とする。 ・電巻防護対象施設としては、安全評価上その機能を期待する構造物、系統及び機器を損ねなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構造物、系統及び機器を対象とする。電巻防護対象施設及びそれらを取締する建屋(以下「電巻防護対象施設等」という。))は、電巻及び電巻の随伴事象に対し、機械的強度を有すること等により、電巻防護対象施設の限界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	第1回申請と同じ
					V-1-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1 電巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○電巻防護対象施設 ・電巻防護対象施設を収納する建屋、及び固有対象物の選定 ○建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設、建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対象施設 ○建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設等について、電巻の影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針 【2.1 電巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○電巻防護対象施設 ・電巻防護対象施設を収納する建屋、及び固有対象物の選定 ○建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設、建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対象施設 ○建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設等について、電巻の影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。	—	—	—	第1回申請と同じ
					V-1-1-1-2-3 電巻の影響を考慮する施設の設計方針	【2.2 電巻の影響を考慮する施設の設計方針】 ○建屋に収納される電巻の影響を考慮する施設は、建屋にて防護されること ○建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対象施設についても電巻の影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-3 電巻の影響を考慮する施設の設計方針 【2.2 電巻の影響を考慮する施設の設計方針】 ○建屋に収納される電巻の影響を考慮する施設は、建屋にて防護されること ○建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対象施設についても電巻の影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。	—	—	—	第1回申請と同じ
					V-1-1-1-2-4 電巻の影響を考慮する施設の機能設計方針	【2.3 電巻の影響を考慮する施設の機能設計方針】 ○電巻の影響を考慮する施設の機能設計上、性能目標を達成するため、施設分類ごとの要求機能を整理し、施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。 ・電巻の影響を考慮する施設の機能設計上、性能目標を達成するため、施設分類ごとに各機能の設計方針を示す。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-4 電巻の影響を考慮する施設の機能設計方針 【2.3 電巻の影響を考慮する施設の機能設計方針】 ○電巻の影響を考慮する施設の機能設計上、性能目標を達成するため、施設分類ごとに各機能の設計方針を示す。	—	—	—	第1回申請と同じ
3	また、その施設の側面等により電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわれない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 対象施設	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針	【2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針】 ○波及的影響及び随伴事象 ・電巻防護対象施設等により電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわれない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 【2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針】 ○波及的影響及び随伴事象 ・また、その施設の側面等により電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわれない設計とする。	—	—	—	第1回申請と同じ
					V-1-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.2 電巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○電巻防護対象施設等に波及的影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。 ・また、電巻随伴事象として想定される火災、漏水、外部電圧喪失も考慮し、電巻の影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針 【2.2 電巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○電巻防護対象施設等に波及的影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。 ・また、電巻随伴事象として想定される火災、漏水、外部電圧喪失も考慮し、電巻の影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。	—	—	—	第1回申請と同じ
4	上記に含まれない安全機能を有する施設は、電巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは電巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針	【2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針】 ○上記に含まれない安全機能を有する施設は、電巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 【2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針】 ○上記に含まれない安全機能を有する施設は、電巻及びその随伴事象に対し機能を維持すること若しくは電巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	第1回申請と同じ
5	また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針	【2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針】 ○電巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・また、上記以外の安全機能を有する施設に対し、損傷を考慮して代替設備により必要機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 【2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針】 ○電巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・また、上記以外の安全機能を有する施設に対し、損傷を考慮して代替設備により必要機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	—	—	—	第1回申請と同じ

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請				
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表
1	第1章 共通項目 3.自然現象等 3.3.外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2.電巻 (1)防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は、事業許可(変更許可)を受けた想定される電巻(以下「設計電巻」という。)が発生した場合において、作用する荷重を想定し、その荷重に対して影響評価を行い、必要に応じ対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同じ				第1回申請と同じ			
2	設計電巻から防護する施設(以下「電巻防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構造物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構造物、系統及び機器を対象とする。電巻防護対象施設及びそれらに接続する健康(以下「電巻防護対象健康等」という。)は、電巻及び電巻の随伴事象に対し、機械的強度を有すること等により、電巻防護対象施設の電巻防止、閉じ込め等の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義			第1回申請と同じ			第1回申請と同じ				
					第1回申請と同じ			第1回申請と同じ				
					第1回申請と同じ			第1回申請と同じ				
3	また、その施設の側壁等により電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわれるおそれがある施設の影響及び電巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同じ			第1回申請と同じ				
					第1回申請と同じ			第1回申請と同じ				
4	上記に含まれない安全機能を有する施設は、電巻及びその随伴事象に対し機能を維持すること若しくは電巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同じ			第1回申請と同じ				
5	また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求			第1回申請と同じ			第1回申請と同じ				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	取組事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	説明対象	第1回申請			第2回申請			
										申請対象設備 (2項要込①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要込②)	申請対象設備 (2項要込③)
6	重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の常設重大事故等対処設備及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は、電巻の影響により必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針対象測定	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針	【2.1. 基本方針】 ○重大事故等対処設備 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、電巻の影響による損傷を防止できる設計とする。	—	—	○	基本方針	—	—	—	—	第1回申請と同じ	
					V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針	【2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針】 ○重大事故等対処設備 ・重大事故等対処設備を電巻より防護すべき施設とする。 ○重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の常設重大事故等対処設備及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は、電巻の影響により必要な機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	—	—	—	第1回申請と同じ	
					V-1-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針 2.1 電巻の影響を考慮する施設の選定 2.2 電巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1 電巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○重大事故等対処設備 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備を電巻の影響を考慮する施設として選定する。 ○重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の常設重大事故等対処設備は、電巻の影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。	—	—	○	基本方針	—	—	—	—	—	第1回申請と同じ
7	影響評価における荷重の設定 電巻に対する構造健全性等の評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重による影響評価を行う。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.3 荷重の設定、荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3 荷重の設定、荷重の組合せ及び許容限界】 ○影響評価 ・電巻に対する構造健全性等の評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重による影響評価を行う。	—	—	○	基本方針	—	—	—	—	第1回申請と同じ	
					V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.3 荷重の設定、荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3 荷重の設定、荷重の組合せ及び許容限界】 ○影響評価 ・電巻に対する構造健全性等の評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重による影響評価を行う。	—	—	○	基本方針	—	—	—	—	—	第1回申請と同じ
					V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.3 荷重の設定、荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3 荷重の設定、荷重の組合せ及び許容限界】 ○影響評価 ・電巻に対する構造健全性等の評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重による影響評価を行う。	—	—	○	基本方針	—	—	—	—	—	第1回申請と同じ
8	構造健全性等の評価においては、施設に作用する荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計電巻荷重並びに通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他電巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせた設計荷重(電巻)を設定する。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ】 ○構造健全性等の評価においては、電巻防護対象施設等に作用する荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計電巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他電巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせた設計荷重(電巻)を設定する。	—	—	○	基本方針	—	—	—	—	第1回申請と同じ	
					V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ a. 荷重の種類	【2.1.3 a. 荷重の種類】 ○通常時に作用している荷重 ・通常時に作用している荷重として、持続的に生じる固定荷重、積載荷重の荷重を考慮する。 ○設計電巻荷重 ・設計電巻荷重としては、設計電巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を考慮する。飛来物による衝撃荷重としては、設計飛来物である鋼製材が衝突する場合の荷重を設定することを基本とする。これらの荷重は短期荷重とする。 ○運転時荷重 ・運転時に作用する設備での圧力荷重、機械荷重等の荷重を考慮する。 ○積雪荷重 ・その他の自然現象による荷重として、MOX燃料加工施設の立地地域は冬季において積雪が有るため、冬季における電巻の発生を想定し、積雪荷重を考慮する。	—	—	○	基本方針	—	—	—	—	第1回申請と同じ	
					V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ b. 荷重の組合せ	【2.1.3 b. 荷重の組合せ】 ・電巻防護設計における荷重の組合せとしては、通常時に作用している荷重、設計電巻荷重、運転時荷重及び積雪荷重を適切に考慮する。 ・設計電巻荷重及び積雪荷重については、対象とする電巻の設置場所及びその他の環境条件によって設定する。 ・飛来物による衝突の想定においては、詳細に応じて影響の大きくなる向きで衝突するように設定する。さらに、衝突断面積についても、影響が大きくなるような形状として設定する。 ・通常時に作用している荷重、運転時荷重については、組み合わせることで設計電巻荷重の抵抗力となる場合は、保守的に組み合わせないことを基本とする。	—	—	○	基本方針	—	—	—	—	—	第1回申請と同じ
9	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (1) 設計電巻による直接的影響に対する設計 b. 許容限界	定義	基本方針	基本方針	【2.1.4(1)b. 許容限界】 ・建物・構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び断面割離の有害な影響を発生させる限界厚さ及び断面の厚さを比較することにより行う。 ・さらに、設計荷重(電巻)により発生する変形又は応力が安全上適切と認められる規格及び基準等による許容応力等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。 以下の施設分類ごとに許容限界を説明する。 (a) 電巻防護対象施設 ○建屋に収納される電巻防護対象施設 ・建屋に収納される電巻防護対象施設 ・建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設 ・電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 (b) 重大事故等対処設備 以下の施設分類ごとに許容限界を説明する。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋 ・屋外の常設重大事故等対処設備 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備を取り付ける隣接装置	—	—	○	基本方針	—	—	—	—	—	第1回申請と同じ	
					【2.1.4(1)b. 許容限界】 ・建物・構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び断面割離の有害な影響を発生させる限界厚さ及び断面の厚さを比較することにより行う。 ・さらに、設計荷重(電巻)により発生する変形又は応力が安全上適切と認められる規格及び基準等による許容応力等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。 (a) 電巻防護対象施設 以下の施設分類ごとに許容限界を説明する。 (1) 設計電巻による直接的影響 ・建屋に収納される電巻防護対象施設 ・電巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設 ・電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 (b) 重大事故等対処設備 以下の施設分類ごとに許容限界を説明する。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋	—	—	○	基本方針	—	—	—	—	第1回申請と同じ		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請												
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載						
6	重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の常設重大事故等対処設備及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は、電巻の影響により必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同じ								○	—	基本方針	—	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2. 電巻防護に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.1. 基本方針】 ○重大事故等対処設備 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、電巻の影響による損傷を防止できる設計とする。		
					第1回申請と同じ															
					第1回申請と同じ														V-1-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2. 電巻の影響を考慮する施設の選定 2.1 電巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1. 電巻の影響を考慮する施設の選定】 ○重大事故等対処設備 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備を電巻の影響を考慮する施設として選定する。
					第1回申請と同じ														V-1-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2. 電巻の影響を考慮する施設の選定 2.2 重大事故等対処設備	【2.2. 電巻の影響を考慮する施設の選定】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 ・建屋内に設置している電巻の影響を考慮する施設は、建屋にて防護されることから、重大事故等対処設備を収納する建屋を電巻の影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。 ○屋外の常設重大事故等対処設備 ・屋外の常設重大事故等対処設備は、電巻による荷重が作用するため、電巻の影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。
7	②) 影響評価における荷重の設定 電巻に対する構造健全性等の評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重による影響評価を行う。	定義			第1回申請と同じ															
8	構造健全性等の評価においては、施設に作用する荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計電巻荷重並びに通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその出電巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせた設計荷重(電巻)を設定する。	定義			第1回申請と同じ															
					第1回申請と同じ															
					第1回申請と同じ															
					第2回申請と同じ														V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (1) 設計電巻による直接的影響に 6. 許容限界	【2.1.4(1)b. 許容限界】 ・建物・構築物の設計において、設計電巻の衝突による貫通及び表面割傷発生の有無の評価については、貫通及び表面割傷が発生する限界厚さ及び固材の厚さを比較することにより行う。 さらに、設計荷重(電巻)により発生する電圧又は力が安全上適切と認められる規格及び基準等による許容応力等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。 (b) 重大事故等対処設備 以下の施設分類ごとに許容限界を説明する。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋 ・屋外の常設重大事故等対処設備 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備に取り付ける固縛装置

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	添付書類構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1回申請			第2回申請							
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
9	風圧力による荷重、気圧差による荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計電巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.2 設計電巻及び設計飛来物の設定 (1) 設計電巻の設定	【2.1.2(1) 設計電巻の設定】 ・風圧力による荷重、気圧差による荷重による荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計電巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。 なお、設計電巻の最大風速100m/sに対して、風(台風)の風速は41.7m/sであるため、風(台風)の設計は電巻の設計に包摂される。	—	—	○	基本方針	—	—	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.2 設計電巻及び設計飛来物の設定 (1) 設計電巻の設定	【2.1.2(1) 設計電巻の設定】 ・風圧力による荷重、気圧差による荷重による荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計電巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。 なお、設計電巻の最大風速100m/sに対して、風(台風)の風速は41.7m/sであるため、風(台風)の設計は電巻の設計に包摂される。	第1回申請と同じ	—	—	—	
10	飛来物の衝撃荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×厚み2mm、密度338kg、最大水平速度51m/s、最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・事業許可(変更許可)を受けたたおり、固縛等の適用、管理を考慮して、鋼製材(長さ×幅×厚み4.2m×0.3m×0.2m)を設計飛来物として設定する。	—	—	○	基本方針	—	—	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・事業許可(変更許可)を受けたたおり、固縛等の適用、管理を考慮して、鋼製材(長さ×幅×厚み4.2m×0.3m×0.2m)を設計飛来物として設定する。	第1回申請と同じ	—	—	—	
11	さらに、設計飛来物に加えて、電巻の影響を考慮する腐蝕の設置状況その他の環境状況を考慮し、詳細に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1.2 設計電巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○微小飛来物について ・設計飛来物に対して比較的小さい砂利が飛来物として考えられる。電巻防護対象施設を収納する建物は、建物・構造物による防護を基本としていることから、砂利は飛来物として考慮する必要はない。 ・落下火炎物の粒子は、砂よりも緩度が高い物性を有するため落下火炎物の粒子の衝突による影響は小さく、設計飛来物の影響に包摂される。	—	—	○	基本方針	—	—	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○微小飛来物について ・設計飛来物に対して比較的小さい砂利が飛来物として考えられる。電巻防護対象施設を収納する建物は、建物・構造物による防護を基本としていることから、砂利は飛来物として考慮する必要はない。 ・落下火炎物の粒子は、砂よりも緩度が低い物性を有するため落下火炎物の粒子の衝突による影響は小さく、設計飛来物の影響に包摂される。	第1回申請と同じ	—	—	—	
12	設計飛来物よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等は、設置状況を確認し、固定、固縛、建屋収納、撤去、車両の入構管理及び退避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針対象施設	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.2 設計電巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな重大事故等対策施設及び資機材等については設置場所等を考慮し、固定、固縛、建屋収納、撤去、車両の周辺防護区域への入構管理及び退避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。	—	—	○	施設共通 基本設計方針	—	—	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな重大事故等対策施設及び資機材等については設置場所等を考慮し、固定、固縛、建屋収納、撤去、車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。	第1回申請と同じ	—	—	—	
						V-1-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の設定 3. 電巻防護のための固縛対象物の設定 3.1 電巻防護のための固縛対象物の設定の基本方針	【3.1 電巻防護のための固縛対象物の設定の基本方針】 ・電巻による飛来物として想定すべき資機材等を含む、設計電巻により飛来物となり電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性があるものを固定、固縛、建屋収納、撤去、車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。	—	—	○	施設共通 基本設計方針	—	—	V-1-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の設定 3. 電巻防護のための固縛対象物の設定 3.1 電巻防護のための固縛対象物の設定の基本方針	【3.1 電巻防護のための固縛対象物の設定の基本方針】 ・電巻による飛来物として想定すべき資機材等を含む、設計電巻により飛来物となり電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性があるものを固定、固縛、建屋収納、撤去、車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。	第1回申請と同じ	—	—	—
						V-1-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の設定 3. 電巻防護のための固縛対象物の設定 3.2 MOX燃料加工施設の屋外に保管する資機材等 V-1-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の設定 3. 電巻防護のための固縛対象物の設定 3.3 屋外の可燃型重大事故等対策施設	【3.2 MOX燃料加工施設の屋外に保管する資機材等】 ・飛来物の調査 ○現場調査を行い、想定すべき飛来物となり得る資機材等を抽出する。 ・飛来物調査により抽出した、飛来物となり得る資機材等を資機材等の寸法、質量及び形状より空力パラメータを算出し、設計飛来物に含まれるかどうかについての観点により抽出する。 【3.3 屋外の可燃型重大事故等対策施設】 ・屋外の可燃型重大事故等対策施設の調査 ○現場調査を行い、想定すべき飛来物となり得る資機材等を抽出する。 ・飛来物調査により抽出した、飛来物となり得る資機材等を資機材等の寸法、質量及び形状より空力パラメータを算出し、設計飛来物に含まれるかどうかについての観点により抽出する。	—	—	○	施設共通 基本設計方針	—	—	V-1-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の設定 3. 電巻防護のための固縛対象物の設定 3.2 MOX燃料加工施設の屋外に保管する資機材等 V-1-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の設定 3.3 屋外の可燃型重大事故等対策施設	【3.2 MOX燃料加工施設の屋外に保管する資機材等】 ・飛来物の調査 ○現場調査を行い、想定すべき飛来物となり得る資機材等を抽出する。 ・飛来物調査により抽出した、飛来物となり得る資機材等を資機材等の寸法、質量及び形状より空力パラメータを算出し、設計飛来物に含まれるかどうかについての観点により抽出する。 【3.3 屋外の可燃型重大事故等対策施設】 ・屋外の可燃型重大事故等対策施設の調査 ○現場調査を行い、想定すべき飛来物となり得る資機材等を抽出する。 ・飛来物調査により抽出した、飛来物となり得る資機材等を資機材等の寸法、質量及び形状より空力パラメータを算出し、設計飛来物に含まれるかどうかについての観点により抽出する。	第1回申請と同じ	—	—	—
13	また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、設計飛来物の衝撃荷重を上回る想定される飛来物は、飛来距離を考慮すると電巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、飛来物として考慮しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.2 設計電巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○敷地外の飛来物について ・また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回る想定されるものとしてむつ小川原ウインドファームの風力発電施設から電巻防護対象施設等までの距離及び設計電巻によるブレードの飛来距離を考慮すると、ブレードの電巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、ブレードは飛来物として考慮しない。	—	—	○	基本方針	—	—	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○敷地外の飛来物について ・また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回る想定されるものとしてむつ小川原ウインドファームの風力発電施設から電巻防護対象施設等までの距離及び設計電巻によるブレードの飛来距離を考慮すると、ブレードの電巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、ブレードは飛来物として考慮しない。	第1回申請と同じ	—	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	風圧力による荷重、気圧差による荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計電巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。	定義			第1回申請と同じ						第1回申請と同じ			
10	飛来物の衝撃荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(厚さ4.2m×幅0.3m×飛行速度333km/h、最大水平速度51m/s、最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。	定義			第1回申請と同じ						第1回申請と同じ			
11	さらに、設計飛来物に加えて、電巻の影響を考慮する施設の使用状況その他の機境状況を考慮し、詳細に於ける飛来物の衝突による荷重を設定する。	冒頭宣言			第1回申請と同じ						第1回申請と同じ			
12	設計飛来物よりも運動エネルギー又は推進力が大きくなる管機材等は、設置状況を確認し、固定、取締、構造取締、構造、車両の入構管理及び退避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。	運用要求			第1回申請と同じ									
					第1回申請と同じ									
					第1回申請と同じ									
					第1回申請と同じ									
			-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	<p>V-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する施設及び隣接建築物の選定</p> <p>3. 電巻防護の他の隣接建築物の選定</p> <p>3.3 屋外の可搬型重大事故等対処設備</p> <p>【3.3 屋外の可搬型重大事故等対処設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、因幡を必要とする重大事故等対処設備は、設計電巻の風圧力により電巻防護対象施設や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させる可能性があるかの観点で選定する。 ・形影響を及ぼす可能性がある重大事故等対処設備は、隣接対象設備として選定する。 ・「V-1-1-1-1-別添1」屋外に設置されている重大事故等対処設備にて屋外の可搬型重大事故等対処設備の選定結果を示す。
13	また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、設計飛来物の衝撃荷重を上回る想定される飛来物は、飛来距離を考慮すると電巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、飛来物として考慮しない。	冒頭宣言			第1回申請と同じ						第1回申請と同じ			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1回申請				第2回申請													
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載							
14	<p>(3)電巻に対する影響評価及び電巻防護対策 a. 電巻の影響に対する影響評価及び電巻防護対策 (a) 電巻防護対象施設等 電巻防護対象施設を収容する燃料加工建屋は、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより建屋内の電巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	評価要求	基本方針 (電巻防護対象施設を収容する建屋)	基本方針 設計方針 評価	<p>V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (1) 設計電巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 電巻防護対象施設 ロ、電巻防護対象施設を収容する建屋</p>	<p>【2.1.4(1)a.(a)ロ、電巻防護対象施設を収容する建屋】 ・電巻防護対象施設を収容する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、主要構造の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により建屋内の電巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>	-	-	基本方針 (電巻防護対象施設を収容する建屋)	-	-	-	-	-	-	-										
																	燃料加工建屋	<p>V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設設計方針 3. 機能要求及び性能目標 3.1 電巻防護対象施設 3.1.1 電巻防護対象施設を収容する建屋</p>	<p>【3.1.1 電巻防護対象施設を収容する建屋】 ○電巻防護対象施設を収容する建屋は、設計荷重(電巻)に対し、安全機能を損なわないよう対象の施設、要求機能及び性能目標を示す。</p>	-	-	-	-	-	-	-
																		<p>V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設設計方針 4. 機能設計 4.1 電巻防護対象施設 4.1.1 電巻設計飛来物の貫通及び裏面剥離が生じない設計とする。</p>	<p>【4.1.1 電巻より防護すべき施設を収容する建屋】 ○電巻防護対象施設を収容する建屋の設計方針 ・燃料加工建屋は、設計電巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対して、電巻時及び電巻通過後において、燃料加工建屋の構造、構成部材の転倒及び脱落並びに燃料加工建屋に過大な変位が生じないこと及び電巻防護対象施設を設置する区画の構成部材に4.1.1 電巻設計飛来物の貫通及び裏面剥離が生じない設計とする。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2-3 電巻」への配慮が必要な施設の強度計算の設計」に示す。</p>							
<p>V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設設計方針 4. 機能設計 4.1 電巻防護対象施設 4.1.1 電巻設計飛来物の貫通及び裏面剥離が生じない設計とする。</p>	<p>【4.1.1 電巻より防護すべき施設を収容する建屋】 ○電巻防護対象施設を収容する建屋の設計方針 ・燃料加工建屋は、設計電巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対して、電巻時及び電巻通過後において、燃料加工建屋の構造、構成部材の転倒及び脱落並びに燃料加工建屋に過大な変位が生じないこと及び電巻防護対象施設を設置する区画の構成部材に4.1.1 電巻設計飛来物の貫通及び裏面剥離が生じない設計とする。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2-3 電巻」への配慮が必要な施設の強度計算の設計」に示す。</p>	-	-	-	-	-	-	-																		

15	<p>また、電巻防護対象施設を収容する燃料加工建屋は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。</p>	評価要求	燃料加工建屋	基本方針 設計方針 評価	<p>V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (1) 設計電巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 電巻防護対象施設 ロ、電巻防護対象施設を収容する建屋</p>	<p>【2.1.4(1)a.(a)ロ、電巻防護対象施設を収容する建屋】 ・また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とし、電巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>	-	-	○	燃料加工建屋	-	-	-	-	-	-
----	--	------	--------	--------------------	---	---	---	---	---	--------	---	---	---	---	---	---

16	<p>屋内の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	設置要求	基本方針 (電巻防護対象施設)	基本方針	<p>V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (1) 設計電巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 電巻防護対象施設 イ、建屋に収納される電巻防護対象施設</p>	<p>【2.1.4(1)a.(a)イ、建屋に収納される電巻防護対象施設】 ・建屋に収納される電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して、電巻時及び電巻通過後において、安全機能を損なわないよう、構造健全性を維持する電巻防護対象施設を収容する建屋(燃料加工建屋)内に設置し、建屋により防護する設計とする。</p>	-	-	○	基本方針 (電巻防護対象施設)	-	-	-	-	-	第1回申請と同じ
----	--	------	--------------------	------	--	---	---	---	---	--------------------	---	---	---	---	---	----------

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類
14	<p>(3) 電巻に対する影響評価及び電巻防護対策 a. 電巻の影響に対する影響評価及び電巻防護対策 (a) 電巻防護対象施設等 電巻防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより屋内の電巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	<p>また、電巻防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、設計将来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。</p>	評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	<p>屋内の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	設置要求	第1回申請と同じ					第1回申請と同じ					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1回申請			第2回申請													
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載								
17	<p>工程室排気設備等の外気と繋がっている電巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>評価要求</p>	<p>基本方針 (電巻防護対象施設)</p>	<p>基本方針 設計方針 評価</p>	<p>V-1-1-1-2-1 電巻への配重に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (1) 設計電巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 電巻防護対象施設へ、建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設</p>	<p>【2.1.4(1)a.(a)へ、建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設】 ・工程室排気設備等の外気と繋がっている電巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持し、電巻時及び電巻過渡後において、安全機能を損なわないよう、施設に要求される機能を維持する設計とする。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>○</p>	<p>基本方針 (電巻防護対象施設)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>									
																	<p>V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設設計方針</p> <p>3. 機能要求及び性能目標 3.1 電巻防護対象施設 3.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設</p>	<p>【3.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設である気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備、グローブボックス排気設備及び非常用内電原設備の非常用発電機の給気系及び排気系は、気圧差荷重に対し、安全機能を損なわないよう対象の施設、要求機能及び性能目標を示す。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設設計方針</p> <p>3. 機能要求及び性能目標 3.1 電巻防護対象施設 3.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設</p>	<p>【3.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設である気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備は、気圧差荷重に対し、安全機能を損なわないよう対象の施設、要求機能及び性能目標を示す。</p>
																	<p>V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設設計方針</p> <p>4. 機能要求及び性能目標 4.1 電巻防護対象施設 4.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設</p>	<p>【4.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 ・気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設設計方針を説明する。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2 建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設」に示す。 ○非常用内電原設備の非常用発電機の給気系及び排気系 ・建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設である非常用内電原設備の非常用発電機の給気系及び排気系の設計方針を説明する。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2 4 電巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p>	<p>○</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設設計方針</p> <p>4. 機能要求及び性能目標 4.1 電巻防護対象施設 4.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設</p>	<p>【4.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 ・気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設設計方針を説明する。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「【3.1.1 電巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】」に示す。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類
17	<p>工程室排気設備等の外気と繋がっている電撃防護対象施設は、気圧差荷重に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
							<p>V-1-1-1-2-3 電撃防護に関する施設の設計方針</p> <p>3. 機能要求及び性能目標</p> <p>3.1 電撃防護対象施設</p> <p>3.1.2 屋内の施設で外気と繋がっている電撃防護対象施設</p>	<p>【3.1.2 屋内の施設で外気と繋がっている電撃防護対象施設】</p> <p>・屋内の施設で外気と繋がっている電撃防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系は、気圧差荷重に対し、安全機能を損なわないよう対象の施設、要求機能及び性能目標を示す。</p>	-	-	-	-	-
			○	-	<p>・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系</p> <p>・非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系</p>	-	<p>V-1-1-1-2-3 電撃防護に関する施設の設計方針</p> <p>4. 機能要求及び性能目標</p> <p>4.1 電撃防護対象施設</p> <p>4.1.2 屋内の施設で外気と繋がっている電撃防護対象施設</p>	<p>【4.1.2 屋内の施設で外気と繋がっている電撃防護対象施設】</p> <p>○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系は、屋内の施設で外気と繋がっている電撃防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系の設計方針を表明する。</p> <p>・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「[4.1.2] 電撃への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p>	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	第1回申請		第2回申請										
											添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載					
18	建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対象施設は、設計飛来物の侵入を防止するため通路構造にする等の防護対策を講ずることにより、設計荷重(電巻)による影響に対して、安全機能を損なわない設計とする。	基本方針 (電巻防護対象施設)		基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1	電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (1) 設計荷重による直接的影響に対する設計 a. 電巻防護対象施設 二、 建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対象施設	【2.1.4(1)a.(a)二、 建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対象施設】 ・ 建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対策は、設計飛来物の侵入を防止することにより、設計荷重(電巻)による影響に対して、安全機能を損なわないよう、建物・構築物により防護する設計とする。	—	—	○	基本方針 (電巻防護対象施設)	—	—	—	—	—	—	—	—				
					V-1-1-1-2-3	電巻防護に関する施設設計 a. 電巻防護対象施設 3.1 電巻防護対象施設 3.1.3 建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対策は、設計飛来物の侵入を防止することにより、設計荷重(電巻)による影響に対して、安全機能を損なわないよう、建物・構築物により防護する設計とする。	【3.1.3 建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対策は、設計飛来物の侵入を防止することにより、設計荷重(電巻)による影響に対して、安全機能を損なわないよう、建物・構築物により防護する設計とする。】 ・ 建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対策は、設計飛来物の侵入を防止することにより、設計荷重(電巻)による影響に対して、安全機能を損なわないよう、建物・構築物により防護する設計とする。	—	—	○	・ 非常用内電源設備の非常用発電機の給気系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
					V-1-1-1-2-3	電巻防護に関する施設設計 a. 電巻防護対象施設 3.1 電巻防護対象施設 3.1.3 建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対策は、設計飛来物の侵入を防止することにより、設計荷重(電巻)による影響に対して、安全機能を損なわないよう、建物・構築物により防護する設計とする。	【3.1.3 建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対策は、設計飛来物の侵入を防止することにより、設計荷重(電巻)による影響に対して、安全機能を損なわないよう、建物・構築物により防護する設計とする。】 ・ 建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対策は、設計飛来物の侵入を防止することにより、設計荷重(電巻)による影響に対して、安全機能を損なわないよう、建物・構築物により防護する設計とする。	—	—	○	・ 非常用内電源設備の非常用発電機の給気系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
					V-1-1-1-2-3	電巻防護に関する施設設計 a. 電巻防護対象施設 3.1 電巻防護対象施設 3.1.3 建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対策は、設計飛来物の侵入を防止することにより、設計荷重(電巻)による影響に対して、安全機能を損なわないよう、建物・構築物により防護する設計とする。	【3.1.3 建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対策は、設計飛来物の侵入を防止することにより、設計荷重(電巻)による影響に対して、安全機能を損なわないよう、建物・構築物により防護する設計とする。】 ・ 建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対策は、設計飛来物の侵入を防止することにより、設計荷重(電巻)による影響に対して、安全機能を損なわないよう、建物・構築物により防護する設計とする。	—	—	○	・ 非常用内電源設備の非常用発電機の給気系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
19	電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、例換又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機械的影響を及ぼし得る施設であり、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の電巻防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。	基本方針 (波及的影響を及ぼし得る施設)		基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1	電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (1) 設計荷重による直接的影響に対する設計 a. 電巻防護対象施設 ホ、 電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.4(1)a.(a)ホ、 電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・ 電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、例換又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機械的影響を及ぼし得る施設であり、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の電巻防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針 (電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設)	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
					V-1-1-1-2-3	電巻防護に関する施設設計 a. 電巻防護対象施設 3.1 電巻防護対象施設 3.1.4 電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【3.1.4 電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・ 電巻防護対象施設等は、機械的及び機械的影響を及ぼし得る施設により、設計荷重(電巻)に対して、電巻防護対策の安全機能を損なわないよう対象の施設、要求機能及び性能目標を示す。	—	—	○	気体構築物の廃棄設備の排気筒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
					V-1-1-1-2-3	電巻防護に関する施設設計 a. 電巻防護対象施設 3.1 電巻防護対象施設 3.1.4 電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【3.1.4 電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・ 電巻防護対象施設等は、機械的及び機械的影響を及ぼし得る施設により、設計荷重(電巻)に対して、電巻防護対策の安全機能を損なわないよう対象の施設、要求機能及び性能目標を示す。	—	—	○	気体構築物の廃棄設備の排気筒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					V-1-1-1-2-3	電巻防護に関する施設設計 a. 電巻防護対象施設 3.1 電巻防護対象施設 3.1.4 電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【3.1.4 電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・ 電巻防護対象施設等は、機械的及び機械的影響を及ぼし得る施設により、設計荷重(電巻)に対して、電巻防護対策の安全機能を損なわないよう対象の施設、要求機能及び性能目標を示す。	—	—	○	気体構築物の廃棄設備の排気筒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請				
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表
18	<p>建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対象施設は、設計機 乗物の侵入を防止するため遮断構造にする等の防護対策を講ずることによ り、設計荷重(電巻)による影響に対して、安全機能を損なわない設計 とする。</p>	評価要求	第1回申請と同じ					-				
			-					-				
			○	-	・非常用内電源設備の非常用発 電機の排気系	-	<p>V-1-1-1- 2-3 電巻 防護に関する 設計方針 3. 機能要 求及び性能 目標 3.1 電巻 防護対象設 3.1.3 建 物である非常用内電源設備の非常用 発電機の排気管を十分な取厚とするこ れらが防護 が期待でき ない電巻防 護対象施設</p> <p>V-1-1-1- 2-3 電巻 防護に関する 設計方針 4. 機能設 4.1 電巻 防護対象設 4.1.3 建 物である非常用内電源設備の非常用 発電機の排気管を十分な取厚とするこ とで防護 が期待でき ない電巻防 護対象施設</p>	<p>【3.1.3 建屋に収納されるが防護が 期待できない電巻防護対象施設】 ○非常用内電源設備の排気系につ いて ・建屋に収納されるが防護が期待でき ない電巻防護対象施設は、設計荷重 (電巻)に対し、安全機能を損なわな いよう対象の施設、要求機能及び性能目 標を示す。 ・非常用内電源設備の非常用発電機 の排気系は、その一部を構成する構築 物である非常用内電源設備の非常用 発電機の排気管を十分な取厚とするこ とにより設計機乗物の侵入を防止する ことを説明する。</p> <p>【4.1.3 建屋に収納されるが防護が 期待できない電巻防護対象施設】 ○非常用内電源設備の非常用発電機 の排気系について ・建屋に収納されるが防護が期待でき ない電巻防護対象施設である非常用内 電源設備の非常用発電機の排気系 は、排気管を十分な取厚とすること で防護が期待できない電巻防護対象 施設とする。 ・設計機乗物に対して比較的小さい飛 落物である部材等が開口部から侵入し れるが防護 が期待でき ない電巻防 護対象施設 ・機能設計上の設計方針を達成するた めの強度計算を「V-1-1-1-2 -4 電巻への配慮が必要な施設の損 傷計算の方針」に示す。</p>	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	<p>電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、側面又は転倒 による機械的影響を及ぼし得る施設及び付風施設の破損による機械的影 響を及ぼし得る施設であり、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を 実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の電巻防護対象施設等 の安全機能を損なわない設計とする。</p>	評価要求	-					-				
			-					-				
			-					-				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1回申請			第2回申請						
									説明対象	申請対象設備 (2項要(2))	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項要(2))	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
20	(b) 重大事故等対処設備 重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、屋内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (重大事故等対処設備を収納する建屋等)	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (1) 設計荷重(電巻)による影響に対する設計 a. 設計方針 (b) 重大事故等対処設備 イ、重大事故等対処設備を収納する建屋	【2.1.4(1)a、(b)イ、重大事故等対処設備を収納する建屋】 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等(燃料加工建屋)は、設計荷重(電巻)に対して、主要構造の構造健全性を維持することにより、屋内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	—	—	基本方針 (重大事故等対処設備を収納する建屋等)	—	—	第1回申請と同じ	—	—	—			
					V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設的设计方針 3. 機能要求 3.1 重大事故等対処設備 3.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等	【3.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋等 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等に備える対象の施設、要求機能及び性能目標を説明する。	—	—	○	燃料加工建屋	第1回申請と同じ	—	—	—	第1回申請と同じ	—	—	—
					V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設的设计方針 4. 機能設計 4.2 重大事故等対処設備 4.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等	【4.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計方針 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等に関する設計方針について説明する。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2設備 4.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等」に示す。	—	—	○	燃料加工建屋	第1回申請と同じ	—	—	—	—	第1回申請と同じ	—	—
21	また、重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び表面剥離を防止できる設計とする。	評価要求	基本方針 (重大事故等対処設備)	基本方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (1) 設計荷重(電巻)による影響に対する電巻防護設計的设计方針 a. 設計方針 (b) 重大事故等対処設備 イ、重大事故等対処設備を収納する建屋	【2.1.4(1)a、(b)イ、重大事故等対処設備を収納する建屋】 ・また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び表面剥離を防止できる設計とし、重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	—	—	○	燃料加工建屋	—	—	第1回申請と同じ	—	—	—		
					V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設的设计方針 4. 機能設計 4.2 重大事故等対処設備 4.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等	【4.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計方針 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等に関する設計方針について説明する。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2設備 4.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等」に示す。	—	—	○	燃料加工建屋	第1回申請と同じ	—	—	—	—	—	—	—
22	屋外の常設重大事故等対処設備は、電巻による損傷に対し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (重大事故等対処設備)	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (1) 設計荷重(電巻)による影響に対する電巻防護設計的设计方針 a. 設計方針 (b) 重大事故等対処設備 ハ、屋外の重大事故等対処設備 (イ)屋外の常設重大事故等対処設備	【2.1.4(1)a、(b)ハ、(イ)屋外の常設重大事故等対処設備】 ・屋外の常設重大事故等対処設備は、電巻による損傷に耐える能力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
					V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設的设计方針 3.2 重大事故等対処設備 3.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備 V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設的设计方針 4.2 重大事故等対処設備 4.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備	【3.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備】 ○屋外の常設重大事故等対処設備 ・屋外の常設重大事故等対処設備に関する設計方針、要求機能及び性能目標を説明する。 【4.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備】 ○屋外の常設重大事故等対処設備の設計方針 ・屋外の常設重大事故等対処設備に関する設計方針について説明する。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2設備 4.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備」に示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
					V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設的设计方針 4.2 重大事故等対処設備 4.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備	【4.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備】 ○屋外の常設重大事故等対処設備の設計方針 ・屋外の常設重大事故等対処設備に関する設計方針について説明する。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2設備 4.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備」に示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
20	(b) 重大事故等対処設備 重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、屋内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	第1回申請と同じ				
			-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	<p>V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設の設計方針</p> <p>3. 機能要求及び性能目標</p> <p>3.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等</p>	<p>【3.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等】</p> <p>○重大事故等対処設備を収納する建屋等</p> <p>・重大事故等対処設備を収納する建屋等に閉する対象の施設、要求機能及び性能目標を説明する。</p>	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設の設計方針</p> <p>4. 機能設計</p> <p>4.2 重大事故等対処設備</p> <p>4.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等に関する設計方針について説明する。</p> <p>・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-1-2-4 電巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p>	<p>【4.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等】</p> <p>○重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計方針</p> <p>・重大事故等対処設備を収納する建屋等に関する設計方針について説明する。</p> <p>・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-1-2-4 電巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p>	
21	また、重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び表面剥離を防止できる設計とする。	評価要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	<p>V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計</p> <p>(1) 設計荷重(電巻)による影響に対する電巻防護設計の設計方針</p> <p>α. 設計方針</p> <p>β. 重大事故等対処設備</p> <p>γ. 屋外の重大事故等対処設備</p> <p>δ. 屋外の常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.1.4(1)α, (b)イ, 重大事故等対処設備を収納する建屋】</p> <p>・また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び表面剥離を防止できる設計とし、重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>
22	屋外の常設重大事故等対処設備は、電巻による損傷に対し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	<p>V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計</p> <p>(1) 設計荷重(電巻)による影響に対する電巻防護設計の設計方針</p> <p>α. 設計方針</p> <p>β. 重大事故等対処設備</p> <p>γ. 屋外の重大事故等対処設備</p> <p>δ. 屋外の常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.1.4(1)α, (b)イ, (イ)屋外の常設重大事故等対処設備】</p> <p>・屋外の常設重大事故等対処設備は、電巻による風圧力に対し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設の設計方針</p> <p>3.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備</p>	<p>【3.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備】</p> <p>○屋外の常設重大事故等対処設備</p> <p>・屋外の常設重大事故等対処設備に関する事後の施設、要求機能及び性能目標を説明する。</p>
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設の設計方針</p> <p>4.2 重大事故等対処設備</p> <p>4.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	取組事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	第1回申請		第2回申請		
											添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)
23	屋外の可燃型重大事故等対処設備は、電巻による負荷重を考慮し、当該設備又は設備を収納するものに対して、転倒防止、固縛等の措置を講じる設計とする。	評価要求	基本方針 (重大事故等対処設備)	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (1) 設計電巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 b. 重大事故等対処設備 c. 屋外の可燃型重大事故等対処設備	【2.1.4(1)a, (b)】、屋外の可燃型重大事故等対処設備 ・屋外の可燃型重大事故等対処設備は、電巻による風圧力による荷重に対し、固縛等の措置を講ずることで、他の電巻防護対象施設及び重大事故等設備に影響を及ぼさない設計とする。 ・詳細な設計方針を「V-1-1-1-2-7 屋外重大事故等対処設備の固縛装置の強度計算の方針」に裏付ける。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
						【3.2.3】 屋外の可燃型重大事故等対処設備 ○屋外の可燃型重大事故等対処設備に関する施設的设计方針 ・屋外の可燃型重大事故等対処設備に備える3.2.3 重大事故等対処設備 2.2.3 屋外の可燃型重大事故等対処設備 V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設的设计方針 ・屋外の可燃型重大事故等対処設備に関する施設的设计方針 ・屋外の可燃型重大事故等対処設備に関する施設的设计方針 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2-6 電巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	—	—	—	—	—	—	—		
						【4.2.3】 屋外の可燃型重大事故等対処設備 ○屋外の可燃型重大事故等対処設備に関する施設的设计方針 ・屋外の可燃型重大事故等対処設備に関する施設的设计方針 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2-6 電巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	—	—	—	—	—	—	—		
24	b. 電巻随伴事象に対する設計方針 過去の地域における電巻被害状況及びFMOX燃料加工施設の配置から、電巻随伴事象として火災、溢水及び外部電線喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、電巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (2) 電巻随伴事象に対する設計	【2.1.4(2)】 電巻随伴事象に対する設計 ・電巻防護対象施設は、電巻による随伴事象として過去の電巻被害の状況及びFMOX燃料加工施設における施設配置から想定される、危険物貯蔵施設等の火災、屋外タンク等からの溢水及び設計電巻又は設計電巻と同時に発生する雷の影響による外部電線喪失の電巻随伴事象により、その安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	—	—	—	—
						【3.3(1)】 電巻防護対象施設 ・電巻随伴事象を考慮する施設は、設計荷重(電巻)に対し、電巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう安全機能を示す。 3. 機能要求及び性能目標 3.3 電巻随伴事象を考慮する施設 (1) 電巻防護対象施設 V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設的设计方針 4. 機能設計 4.3 電巻随伴事象を考慮する施設 (1) 電巻防護対象施設 【4.3(1)】 電巻随伴事象を考慮する電巻防護対象施設について ○電巻防護対象施設について ・電巻随伴事象を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を定める。	—	—	—	—	—	—	—		
						【4.3(1)】 電巻随伴事象を考慮する電巻防護対象施設 ○電巻防護対象施設について ・電巻随伴事象を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を定める。	—	—	—	—	—	—	—		
25	g. 電巻防護対象施設 電巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と電巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、電巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。電巻随伴事象としての火災に対する影響を外部火災に包括するため、「3.3.3 外部火災」の「②近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」において示す。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (2) 電巻随伴事象に対する設計 a. 電巻防護対象施設	【2.1.4(2)a】 電巻防護対象施設 ○火災(電巻防護対象施設に対する電巻随伴事象) 電巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と電巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、電巻防護対象施設の許容温度を超えない設計とすることにより、電巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。当該設計については、「V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針」において考慮する。	—	—	○	基本方針	—	—	—	—	—
						【3.3(1)c, (g)】 火災 ・屋外の危険物貯蔵施設等は、設計荷重(電巻)に対し、火災が発生したとしても他の原因による火災の影響の範囲内に収まることを性能目標とする。	—	—	—	—	—	—	—		
						【4.3(1)a】 屋外の危険物貯蔵施設等(火災)の設計方針 ○電巻防護対象施設について ・火災源と電巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、電巻防護対象施設の許容温度を超えないよう防火対策を講じ、電巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する説明書」にて考慮する。	—	—	—	—	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
23	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、電巻による積荷重を考慮し、当該設備又は設備を収納するものに対して、転倒防止、固縛等の措置を講じる設計とする。	評価要求	-	-	-	-	-	-	-	基本方針 (重大事故等対処設備)	-	V-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する措置に対する電巻防護設計 (1) 設計電巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (b) 重大事故等対処設備 ロ. 屋外の可搬型重大事故等対処設備 V-1-1-2-3 電巻防護に関する施設的设计方針 3.2 重大事故等対処設備 3.2.3 屋外の可搬型重大事故等対処設備	【2.1.4(1)a, (b)ロ. 屋外の可搬型重大事故等対処設備】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は、電巻による風圧力による荷重に対し、固縛等の措置を講ずること。他の電巻防護対象施設及び重大事故等設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・詳細な設計方針を「V-1-1-1-1-2-7 屋外重大事故等対処設備の設備強度の強度計算の方針」に参照する。 【3.2.3 屋外の可搬型重大事故等対処設備】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備に関する対象の施設、要求機能及び性能目標を説明する。		
			-	-	-	-	-	-	-			-	屋外の可搬型重大事故等対処設備	V-1-1-2-3 電巻防護に関する施設的设计方針 4.2 重大事故等対処設備 4.2.3 屋外の可搬型重大事故等対処設備	【4.2.3 屋外の可搬型重大事故等対処設備】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備に関する対象の施設、要求機能及び性能目標を説明する。
			-	-	-	-	-	-	-			-		-	-
24	b. 電巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における電巻被害状況及びPMO燃料加工施設の配置から、電巻随伴事象として火災、溢水及び外部電線喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、電巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
25	c. 電巻防護対象施設 電巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と電巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、電巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。電巻随伴事象としての火災に対する影響は外部火災に包摂されるため、「3.3.3 外部火災」の「②近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」において示す。	定義	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	説明対象	第1回申請		第2回申請							
										申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
26		定義	基本方針	基本方針設計方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (2)電巻随伴事象に対する設計 a. 電巻防護対象施設	【2.1.4(2)a. 電巻防護対象施設】 ○溢水(電巻防護対象施設に対する電巻随伴事象) 電巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と電巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、電巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。電巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包括されるため、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」において示す。	-	-	○	基本方針	-	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (2)電巻随伴事象に対する設計 a. 電巻防護対象施設	【2.1.4(2)a. 電巻防護対象施設】 ○溢水(電巻防護対象施設に対する電巻随伴事象) 電巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と電巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、電巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。 基本評価に係る設計方針を申請する後次回申請書に示す。	-	-	-	-	-	-
												V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設的设计方針 3. 機能要求及び性能目標 3.3 電巻随伴事象を考慮する施設 (1)電巻防護対象施設 c. 性能目標 (b) 溢水	【3.3(1)c.(b) 溢水】 ・屋外タンク等は、設計荷重(電巻)に対し、溢水が発生したとしても他の原因による定常の衝撃の範囲内に収まることを性能目標に示す。	-	-	-	-	-	-
												V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設的设计方針 4. 機能設計 4.3 電巻随伴事象を考慮する施設 (1) 電巻防護対象施設 b. 屋外タンク等(溢水)的设计方針	【4.3(1)b. 屋外タンク等(溢水)的设计方針】 ・溢水源と電巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、電巻防護対象施設の安全機能が損なわれないように必要に応じて防護対策を講じ、電巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」にて考慮する。	-	-	-	-	-	-
27		定義	基本方針	基本方針設計方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (2)電巻随伴事象に対する設計 a. 電巻防護対象施設	【2.1.4(2)a. 電巻防護対象施設】 ○外部電源喪失(電巻防護対象施設に対する電巻随伴事象) 電巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、電巻の影響を想定しても非常用内電源設備による電源供給を可能とすることで電巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	-	-	○	基本方針	-	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (2)電巻随伴事象に対する設計 a. 電巻防護対象施設	【2.1.4(2)a. 電巻防護対象施設】 ○外部電源喪失(電巻防護対象施設に対する電巻随伴事象) 電巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、電巻の影響を想定しても非常用内電源設備による電源供給を可能とすることで電巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	-	-	-	-	-	-
												V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設的设计方針 3. 機能要求及び性能目標 3.3 電巻随伴事象を考慮する施設 (1)電巻防護対象施設 c. 性能目標 (c) 外部電源喪失	【3.3(1)c.(c) 外部電源喪失】 ・非常用内電源設備は、設計荷重(電巻)に対し、外部電源喪失が発生した場合においても非常用内電源設備の機能が維持できることを機能設計上の性能目標とする。	-	-	-	-	-	-
												V-1-1-1-2-3 電巻防護に関する施設的设计方針 4. 機能設計 4.3 電巻随伴事象を考慮する施設 (1) 電巻防護対象施設 c. 非常用内電源設備(外部電源喪失)的设计方針	【4.3(1)c. 非常用内電源設備(外部電源喪失)的设计方針】 ・設計電巻、設計電巻と同時に発生する雷・電撃、あるいはダウンバースト等による外部電源喪失に対しては、非常用内電源設備の安全機能を確保できる設計とすることにより、電巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	電巻随伴事象のうち漏水に対しては、漏水源と電巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、電巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。電巻随伴事象としての漏水に対する影響は「漏水に包摂されるため、「6. 加工施設内における漏水による損傷の防止」において示す。	定義	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	電巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、電巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで電巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	定義	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1回申請		第2回申請								
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
28	c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 電巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能や重大事象等に必要機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○新知見の収集や防護措置の組合せ ・電巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	—	—	○	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○新知見の収集や防護措置の組合せ ・電巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	—	—	—	—	—	第1回申請と同じ
29	・設計電巻の特性値、電巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○特性値、同時発生する自然現象等の確認 ・設計電巻の特性値、電巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと。	—	—	○	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○特性値、同時発生する自然現象等の確認 ・設計電巻の特性値、電巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと。	—	—	—	—	—	第1回申請と同じ
30	・電巻によりMOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが見られる場合は、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○全工程停止等 ・電巻によりMOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが見られる場合は、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること。	—	—	○	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○全工程停止等 ・電巻によりMOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが見られる場合は、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること。	—	—	—	—	—	第1回申請と同じ
31	・資機材等の固定、固縛、建箱取納、搬去並びに車両の入構管理及び退避場所へ退避を行うこと。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○資機材等の運用 ・資機材等の固定、固縛、建箱取納、搬去並びに車両の入構管理及び退避場所への退避を行うこと。	—	—	○	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 電巻の影響を考慮する施設に対する電巻防護設計 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○資機材等の運用 ・資機材等の固定、固縛、建箱取納、搬去並びに車両の入構管理及び退避場所への退避を行うこと。	—	—	—	—	—	第1回申請と同じ

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類
28	<p>④、必要な機能を損なわないための運用上の措置 電巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能や重大事象等に必要な機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p>	冒頭宣言			第1回申請と同じ						第1回申請と同じ		
29	<p>・設計電巻の特性値、電巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと。</p>	運用要求			第1回申請と同じ						第1回申請と同じ		
30	<p>・電巻によりWAX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが見られる場合は、全工程停止に加え、グロブボックス排気機以外の送排風機を停止し、工程送排風機後の排気系統のダンパを閉止すること。</p>	運用要求			第1回申請と同じ						第1回申請と同じ		
31	<p>・資機材等の搬送、回轉、建箱取納、搬去並びに車内への入構管理及び送還場所へ送達を行うこと。</p>	運用要求			第1回申請と同じ						第1回申請と同じ		

凡例
 ・「説明対象」について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追加する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
1	<p>第1章 共通項目</p> <p>3.自然現象等</p> <p>3.3外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>3.3.2 電巻</p> <p>(1)防衛すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、事業許可(変更許可)を受けた想定される電巻(以下「設計電巻」という。)が発生した場合において、作用する荷重を設定し、その荷重に対して影響評価を行い、必要に応じ対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 電巻への配慮に関する基本方針	【2.1 基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・安全機能を有する施設は、事業許可(変更許可)を受けた想定される電巻(以下「設計電巻」という。)が発生した場合において、作用する荷重を設定し、その荷重に対して影響評価を行い、必要に応じ防護対策を行うことにより、安全機能を損なうおそれがない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
		冒頭宣言	基本方針	基本方針	2.1 基本方針	【2.1 基本方針】 ○重大事故等対処設備 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、電巻の影響による損傷を防止できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
2	<p>設計電巻から防護する施設(以下「電巻防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を濡れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。電巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「電巻防護対象施設等」という。)は、電巻及び電巻の隣接事象に対し、機械的強度を有すること等により、電巻防護対象施設の臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわない設計とする。</p>	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 (電巻の影響を考慮する施設)	2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針	【2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針】 ○電巻防護対象施設等 ・電巻防護対象施設を電巻より防護すべき施設とする。 ・電巻防護対象施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を濡れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。電巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「電巻防護対象施設等」という。)は、電巻及び電巻の隣接事象に対し、機械的強度を有すること等により、電巻防護対象施設の臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわない設計とする。 ※詳細な対象選定を「V-1-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する建屋」(2)建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設」にて電巻防護対象施設の選定 2.2(1)電巻防護対象施設を収納する建屋、(3) 建屋に収納されるが防護が期待できない電巻防護対象施設」に展開する。	・「V-1-1-1-2-2-1 電巻への配慮に関する基本方針」としては補足すべき事項なし ・「V-1-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する施設及び隣接対象物の選定 2.2(1)電巻防護対象施設を収納する建屋」にて電巻防護対象施設の選定 2.2(1)電巻防護対象施設を収納する建屋、(2) 建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設」にて、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器のうち、電巻防護対象施設を抽出するための考え方を説明する。
		また、その施設の倒壊等により電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び電巻の隣接事象による影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針	【2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針】 ○波及的影響及び隣接事象 ・また、その施設の倒壊又は転倒により電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び電巻の隣接事象による影響を考慮した設計とする。 ※詳細な対象選定を「V-1-1-1-2-2 電巻の影響を考慮する施設及び隣接対象物の選定 2.2(4) 電巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設」に展開する。
4	<p>上記に含まれない安全機能を有する施設は、電巻及びその隣接事象に対して機能を維持すること若しくは電巻及びその隣接事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	冒頭宣言	基本方針	基本方針	2.1.2 設計電巻及び設計飛来物の設定 (1) 設計電巻の設定	【2.1.2(1) 設計電巻の設定】 ○上記に含まれない安全機能を有する施設 ・上記に含まれない安全機能を有する施設は、電巻及びその隣接事象に対して機能を維持すること若しくは電巻及びその隣接事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
		また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針	2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針	【2.1.1 電巻より防護すべき施設及び設計方針】 ○電巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・また、上記以外の安全機能を有する施設に対し、損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。
6	<p>重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の常設重大事故等対処設備及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は、電巻の荷重等の影響により必要な機能を損なわない設計とする。</p>	冒頭宣言	基本方針	基本方針	2.1.2 設計電巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○重大事故等対処設備 ・重大事故等対処設備を電巻より防護すべき施設とする。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の常設重大事故等対処設備及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は、電巻の荷重等の影響により必要な機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
		また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針	2.1.2(2) 設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・事業許可(変更許可)を受けた2m×0.3m×0.2mを設計飛来物として設定する。
9	<p>風圧力による荷重、気圧差による荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計電巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。</p>	定義	基本方針	基本方針 (設計電巻の設定)	2.1.2(1) 設計電巻の設定	【2.1.2(1) 設計電巻の設定】 ・風圧力による荷重、気圧差による荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計電巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。	※補足すべき事項の対象なし
		また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針	2.1.2(2) 設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・設計飛来物に対して比較的小さい砂利が飛来物として考えられ、電巻防護対象施設を収納する建屋は、建物・構築物による防護を基本としていることから、砂利は飛来物として考慮する必要はない。 ・降下火砕物の粒子は、砂よりも硬度が低い特性を持つため降下火砕物の粒子の衝突による影響は小さく、設計飛来物の影響に包絡される。
10	<p>飛来物の衝突荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行0.2m、質量135kg、最大水平速度51m/s、最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。</p>	定義	基本方針	基本方針 (設計飛来物の設定)	2.1.2 設計電巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・事業許可(変更許可)を受けた2m×0.3m×0.2mを設計飛来物として設定する。	「V-1-1-1-2-2-1 電巻への配慮に関する基本方針」の補足 <飛来物の選定><風速場モデル> ⇒飛来物の選定及び飛来物発生防止対策の要否を判断する手順について説明 ・【補足外電巻03】飛来物の選定について(電巻影響評価の風速場モデルについては、本補足説明資料の別紙にて示す)
		さらに、設計飛来物に加えて、電巻の影響を考慮する施設を設置状況その他の環境状況を考慮し、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	2.1.2(2) 設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな重大事故等対処設備及び資機材等については設置場所等を考慮し、固定、固縛、建屋収納、撤去、車両の周辺防護区域への入構管理及び回避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。
12	<p>設計飛来物よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等は、設置状況を踏まえ、固定、固縛、建屋収納、撤去、車両の入構管理及び回避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。</p>	運用要求	施設共通設計方針	基本設計	2.1.2(2) 設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな重大事故等対処設備及び資機材等については設置場所等を考慮し、固定、固縛、建屋収納、撤去、車両の周辺防護区域への入構管理及び回避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
		また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、設計飛来物の衝突荷重を上回る想定される飛来物は、飛来距離を考慮すると電巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、飛来物として考慮しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	2.1.2(2) 設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回る想定されるものとしてむつ小川原ウィンドファームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設から電巻防護対象施設等までの距離及び設計電巻によるブレードの飛来距離を考慮すると、ブレードが電巻防護対象施設等まで到達するおそれはないことから、ブレードは飛来物として考慮しない。
7	<p>(2)影響評価における荷重の設定 電巻に対する構造健全性等の評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝突荷重による影響評価を行う。</p>	定義	基本方針	基本方針 (荷重の設定)	2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ	【2.1.3 荷重の設定、荷重の組合せ】 ○影響評価 ・電巻に対する構造健全性等の評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝突荷重による影響評価を行う。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
8	構造健全性等の評価においては、施設に作用する荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその荷重(竜巻)	定義	基本方針	基本方針 (組み合わせた設計荷重(竜巻))	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針	【2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ】 ○組み合わせた設計荷重(竜巻) ・構造健全性等の評価においては、竜巻防護対象施設等に作用する荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせた設計荷重(竜巻)を設定する。	※補足すべき事項の対象なし
				基本方針 (荷重の種類)	2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ a. 荷重の種類	【2.1.3 a. 荷重の種類】 ○通常時に作用している荷重 ・通常時に作用している荷重としては、持続的に生じる固定荷重、積載荷重の荷重を考慮する。 ○設計竜巻荷重 ・設計竜巻荷重としては、設計竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を考慮する。飛来物による衝撃荷重としては、設計飛来物である鋼製材が衝突する場合の荷重を設定することを基本とする。これらの荷重は短期荷重とする。 ○運転時荷重 ・運転時に作用する設備での圧力荷重、機械荷重等の荷重を考慮する。 ○積雪荷重 ・その他の自然現象による荷重として、MOX燃料加工施設の立地地域は冬季において積雪があるため、冬季における竜巻の発生を想定し、積雪荷重を考慮する。	※補足すべき事項の対象なし
				基本方針 (荷重の組合せ)	2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ b. 荷重の組合せ	【2.1.3 b. 荷重の組合せ】 ・竜巻防護設計における荷重の組合せとしては、通常時に作用している荷重、設計竜巻荷重、運転時荷重及び積雪荷重を適切に考慮する。 ・設計竜巻荷重及び積雪荷重については、対象とする施設の設置場所及びその他の環境条件によって設定する。 ・飛来物による衝突の設定においては、評価に応じて影響の大きくなる向きで衝突するように設定する。さらに、衝突断面積についても、影響が大きくなるような形状として設定する。 ・通常時に作用している荷重、運転時荷重については、組み合わせることで設計竜巻荷重の耐力となる場合には、保守的に組み合わせないことを基本とする。	※補足すべき事項の対象なし
16	屋内の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	基本方針 (竜巻防護対象施設)	基本方針 (設計方針)	2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 竜巻防護対象施設イ、建屋に取納される竜巻防護対象施設	【2.1.4(1)a.(a)イ、建屋に取納される竜巻防護対象施設】 ・建屋に取納される竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、構造健全性を維持する竜巻防護対象施設を収容する建屋(燃料加工建屋)内に設置し、建屋により防護する設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
14	(3)竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 a. 竜巻の影響に対する影響評価及び竜巻防護対策 (a) 竜巻防護対象施設等 竜巻防護対象施設を収容する燃料加工建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより屋内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (竜巻防護対象施設を収容する建屋)	基本方針 (設計方針)	2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 竜巻防護対象施設ロ、竜巻防護対象施設を収容する建屋	【2.1.4(1)a.(a)ロ、竜巻防護対象施設を収容する建屋】 ・竜巻防護対象施設を収容する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、主要構造の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
15	また、竜巻防護対象施設を収容する燃料加工建屋は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。	評価要求	燃料加工建屋		2.1.4(1)a.(a)ロ、竜巻防護対象施設を収容する建屋	【2.1.4(1)a.(a)ロ、竜巻防護対象施設を収容する建屋】 ・また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とし、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
17	工程室排気設備等の外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (竜巻防護対象施設)		2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 竜巻防護対象施設ハ、建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【2.1.4(1)a.(a)ハ、建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・工程室排気設備等の外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持し、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、施設に要求される機能を維持する設計とする。 ※「V-1-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針」に基づき、竜巻の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための構造強度の設計方針を「V-1-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に展開する。	・「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」としては補足すべき事項なし ・「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系は、評価対象部位及び組合せ荷重、施設の代表性及び換気調整設備の竜巻の影響を考慮する施設を説明する。
18	建屋に取納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の侵入を防止するため迷路構造にする等の防護対策を講ずることにより、設計荷重(竜巻)による影響に対して、安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (竜巻防護対象施設)		2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 竜巻防護対象施設ニ、建屋に取納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【2.1.4(1)a.(a)ニ、建屋に取納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ・建屋に取納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の侵入を防止するための迷路構造にする等の防護対策を講ずることにより、設計荷重(竜巻)による影響に対して、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、建物・構築物により防護する設計とする。 ※「V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針」に基づき、竜巻の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための構造強度の設計方針を「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に展開する。	・「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」としては補足すべき事項なし ・「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系は、迷路構造にて防護すること、非常用発電機の排気系は、評価対象部位及び組合せ荷重、施設の代表性、許容応力及び飛来物の侵入防止の考え方を説明する。
19	竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機械的影響を及ぼし得る施設であり、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の竜巻防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (波及的影響を及ぼし得る施設)		2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 竜巻防護対象施設ホ、竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.4(1)a.(a)ホ、竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機械的影響を及ぼし得る施設であり、竜巻時及び竜巻通過後において、設計荷重(竜巻)に対し、機械的及び機能的な波及的影響により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ※「V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針」に基づき、竜巻の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための構造強度の設計方針を「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に展開する。	・「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」としては補足すべき事項なし ・「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、設計荷重を踏まえた評価部位及び組合せ荷重、排気筒に求められる機能及び設備の代表性を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
20	(b) 重大事故等対処設備 重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、屋内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損わない設計とする。	評価要求	基本方針 (重大事故等対処設備を収納する建屋等)	基本方針 (設計方針)	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針	2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (b) 重大事故等対処設備 イ. 重大事故等対処設備を収納する建屋	【2.1.4(1)a. (b)イ. 重大事故等対処設備を収納する建屋】 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等(燃料加工建屋)は、設計荷重(竜巻)に対して、主要構造の構造健全性を維持することにより、屋内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損わない設計とする。 ※補足すべき事項の対象なし
21	また、重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。	評価要求	基本方針 (重大事故等対処設備)			【2.1.4(1)a. (b)イ. 重大事故等対処設備を収納する建屋】 ・また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とし、 重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損わない設計とする。 ※補足すべき事項の対象なし	
22	屋外の常設重大事故等対処設備は、竜巻による風荷重に対し、重大事故等に対処するために必要な機能を損わない設計とする。	評価要求	基本方針 (重大事故等対処設備)			【2.1.4(1)a. (b)ハ、(イ)屋外の常設重大事故等対処設備】 ・屋外の常設重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力に対し、重大事故等に対処するために必要な機能を損わない設計とする。 ※補足すべき事項の対象なし	
23	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、竜巻による風荷重を考慮し、当該設備又は設備を収納するものに対して、転倒防止、固縛等の措置を講じる設計とする。	評価要求	基本方針 (重大事故等対処設備)			2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (b) 重大事故等対処設備 ロ. 屋外の 可搬型 重大事故等対処設備	【2.1.4(1)a. (b)ロ. 屋外の可搬型重大事故等対処設備】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重に対し、固縛等の措置を講ずること、他の竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に影響を及ぼさない設計とする。 ・詳細な設計方針を「V-1-1-1-2-7 屋外重大事故等対処設備の固縛装置の強度計算の方針」に展開する。 ※補足すべき事項の対象なし
8	構造健全性等の評価においては、施設に作用する荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせ設計竜巻荷重並びに通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせ設計竜巻(竜巻)を設定する。	定義	基本方針	基本方針 (許容限界)		2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 b. 許容限界	【2.1.4(1)b. 許容限界】 ・建物・構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏面剥離が発生する風速及び飛来物の質量を比較することにより行う。 ・さらに、設計荷重(竜巻)により発生する変形又は応力が安全上適切と認められる規格及び基準等による許容応力等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。 (a) 竜巻防護対象施設 以下の施設分類ごとに許容限界を説明する。 ・建屋に収納される竜巻防護対象施設 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 (b) 重大事故等対処設備 以下の施設分類ごとに許容限界を説明する。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋 ・屋外の常設重大事故等対処設備 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備に取り付ける固縛装置 ※建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設、 屋外の常設重大事故等対処設備及び屋外の重大事故等対処設備 に取り付ける固縛装置が申請される回次にて記載を拡充する。 ※補足すべき事項の対象なし
24	b. 竜巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及びMOX燃料加工施設の配置から、竜巻随伴事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (竜巻随伴事象)		2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (2) 竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.4(2) 竜巻随伴事象に対する設計】 ・竜巻防護対象施設は、竜巻による随伴事象として過去の竜巻被害の状況及びMOX燃料加工施設における施設の配置から想定される、危険物貯蔵施設等の火災、屋外タンク等からの溢水及び設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷の影響による外部電源喪失の竜巻随伴事象により、その安全機能を損わない設計とする。 ※補足すべき事項の対象なし
25	(a) 竜巻防護対象施設 竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は外部火災に包絡されるため、「3.3.3 外部火災」の「②近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」において示す。	定義	基本方針			2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 a. 竜巻防護対象施設	【2.1.4(2)a. 竜巻防護対象施設】 ○火災(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) 竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の許容重量を超えない設計とすることにより、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。当該設計については、「V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針」において考慮する。 ※補足すべき事項の対象なし
26	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水原因と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」において示す。	定義	基本方針			【2.1.4(2)a. 竜巻防護対象施設】 ○溢水(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) 竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水原因と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。 溢水評価に係る設計方針を申請する後次回申請書に示す。 ※補足すべき事項の対象なし	
27	竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	定義	基本方針			【2.1.4(2)a. 竜巻防護対象施設】 ○外部電源喪失(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) 竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。 ※補足すべき事項の対象なし	
28	c. 必要な機能を損わないための運用上の措置 竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要な機能を損わないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針 (運用上の措置)	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針	2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (3) 必要な機能を損わないための運用上の措置	【2.1.4(3)必要な機能を損わないための運用上の措置】 ○新知見の収集や防護措置の組合せ ・竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能を損わないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ※補足すべき事項の対象なし
29	・設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと。	運用要求	施設共通 基本設計方針			【2.1.4(3)必要な機能を損わないための運用上の措置】 ○特性値、同時発生する自然現象等の確認 ・設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと。 ※補足すべき事項の対象なし	
30	・竜巻によりMOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが見られる場合は、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること。	運用要求	施設共通 基本設計方針			【2.1.4(3)必要な機能を損わないための運用上の措置】 ○全工程停止等 ・竜巻によりMOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが見られる場合は、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること。 ※補足すべき事項の対象なし	
31	・資機材等の固定、固縛、建屋収納、搬去並びに車両の入構管理及び退避場所へ退避を行うこと。	運用要求	施設共通 基本設計方針			【2.1.4(3)必要な機能を損わないための運用上の措置】 ○資機材等の運用 ・資機材等の固定、固縛、建屋収納、搬去並びに車両の入構管理及び退避場所への退避を行うこと。 ※補足すべき事項の対象なし	

MOX目次					MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料					
1.	1.1	1.1.1	(1)	a. (a) イ. (イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要		第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
V-1-1-1-1-2-1					竜巻への配慮に関する基本方針											
1.					概要	[1. 概要] ・本添付書類の概要について記載する。	○	概要の記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-	
2.					竜巻防護に関する基本方針											
	2.1					基本方針	[2.1 基本方針] ・竜巻に対する安全機能を有する施設の基本方針を記載する。	○	基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
		2.1.1				竜巻より防護すべき施設及び設計方針	[2.1.1 竜巻より防護すべき施設及び設計方針] ・竜巻より防護すべき施設の基本方針を記載する。 ・竜巻防護対象施設の分類を記載する。 ・波及的影響を及ぼす可能性がある施設等の選定を記載する。 ・重大事故等対処設備についても、竜巻からの影響に対し、必要な機能が損なわれない設計とすることを記載する。	○	基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	○	第4回で説明する屋外の重大事故等対処設備の記載を追加	-
			2.1.2			設計竜巻及び設計飛来物の設定										
			(1)			設計竜巻	[2.1.2(1) 設計竜巻] ・設計竜巻の最大風速は100m/sとすること及び風(台風)の設計は竜巻の設計に包絡されることを記載する。	○	設計竜巻の設定に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
			(2)			設計飛来物の設定	[2.1.2(2) 設計飛来物の設定] ・鋼製材を設計飛来物として設定することを記載する。 ・設計飛来物より衝撃荷重が大きくなる重大事故等対処設備及び資機材等は飛散させないよう、固定、固縛を実施することを記載する。 ・重大事故等対処設備及び資機材等の固定、固縛並びに車両については周辺防護区域への入構管理及び回避する運用とすることを記載する。 ・砂利は飛来物として考慮しないことを記載する。 ・再処理事業所外からの飛来物が竜巻防護対象施設等まで到達するおそれがないことを記載する。	○	設計飛来物の設定に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	○	第4回で説明する屋外の重大事故等対処設備の運用上の措置(重大事故等対処設備)の記載を追加	・[補足竜巻03] 飛来物の選定について(竜巻影響評価の風速場モデルについては、本補足説明資料の別紙にて示す) ・[補足竜巻04] 敷地外からの飛来物について
				2.1.3		荷重の設定及び荷重の組合せ	[2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ] ・竜巻の影響を考慮する施設の構造強度評価において考慮する荷重の設定、荷重の組合せ及び許容限界に関する記載	○	竜巻の影響を考慮する施設に考慮する荷重の設定、荷重の組合せ及び許容限界に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	・[補足竜巻05] 設計竜巻荷重の設定において考慮する空気密度について
				a.		荷重の種類	[2.1.3 a. 荷重の種類] ・竜巻の影響を考慮する施設に考慮する荷重(通常時に作用している荷重、設計竜巻荷重、運転時荷重、積雪荷重)を記載する。	○	竜巻の影響を考慮する施設に考慮する荷重の種類に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
				b.		荷重の組合せ	[2.1.3 b. 荷重の組合せ] ・竜巻の影響を考慮する施設に考慮する荷重の組合せを記載する。	○	竜巻の影響を考慮する施設に考慮する荷重の組合せに関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
					2.1.4	竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計	[2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計] ・竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計の概要について記載する。	○	竜巻防護設計の概要に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
			(1)			設計竜巻による直接的影響に対する設計										
				a.		設計方針										
				(a)		竜巻防護対象施設										
						建屋に収納される竜巻防護対象施設	[2.1.4(1)a.(a)イ. 建屋に収納される竜巻防護対象施設] ・建屋に収納される竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、構造健全性を維持する建屋内に設置し、建屋により防護する設計とする。	○	建屋に収納される竜巻防護対象施設の設計方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
						竜巻防護対象施設を収納する建屋	[2.1.4(1)a.(a)ロ. 竜巻防護対象施設を収納する建屋] ・竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、主要構造の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 ・設計飛来物の衝突に対して、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする	○	竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備を収納する建屋の設計方針に関する記載	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-
						建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	[2.1.4(1)a.(a)ハ. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設] ・工程室排気設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対し安全機能を損なわないよう要求機能を維持する設計とする。	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に関する設計方針を記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-
						建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	[2.1.4(1)a.(a)ニ. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設] ・建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対し安全機能を損なわないよう要求機能を維持する設計とする。 ・非常用発電機の給気系は、建屋の迷路構造により防護することから、竜巻防護対象施設を収納する建屋により防護する設計とする。	○	建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設に関する設計方針を記載(非常用発電機の給気系)	-	対象となる設備なしのため、説明なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-
						竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	[2.1.4(1)a.(a)ホ. 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設] ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、竜巻時及び竜巻通過後において、設計荷重(竜巻)に対し、機械的及び機能的な波及的影響により竜巻防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。	○	竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設に関する設計方針を記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-
			(b)			重大事故等対処設備										
						重大事故等対処設備を収納する建屋	[2.1.4(1)a.(b)イ. 重大事故等対処設備を収納する建屋] ・重大事故等対処設備を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、主要構造の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により施設内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 ・また、設計飛来物の衝突に対しては、貫通及び震面剥離の発生により重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	○	重大事故等対処設備を収納する建屋等に関する設計方針を記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	第4回で説明する重大事故等対処設備を収納する建屋の対象となる設備を追加	-

MOX目次							MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数						補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.			(イ)以降	第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回		第3回 記載概要	第4回
V-1-1-1-1-2-3																	
1.																	
								概要									
2.								設計の基本方針	○	竜巻の影響を考慮する施設を施設分類ごとに整理し、性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。 竜巻の影響を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するため、施設分類ごとに各機能の設計方針を示す。 ・屋外の重大事故等対処設備の設計方針は、「V-1-1-1-2-4 竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針」にて示す。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
3.								要求機能及び性能目標	○	施設分類ごとの要求機能を踏まえ、性能目標を設定することを記載する。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
	3.1							竜巻防護対象施設									
		3.1.1						竜巻防護対象施設を収納する建屋	○	竜巻防護対象施設を収納する建屋の対象施設、要求機能及び性能目標を記載する。	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-
		3.1.2						建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の対象施設、要求機能及び性能目標を記載（気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備、グロップボックス排気設備、非常用内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系の要求機能及び性能目標を記載する。	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の対象施設、要求機能及び性能目標を記載（非常用内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系）	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-
		3.1.3						建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	○	建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設、要求機能及び性能目標を記載（非常用内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系に関する要求機能及び性能目標を記載する。	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の対象施設、要求機能及び性能目標を記載（非常用内電源設備の非常用発電機の排気系）	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-
		3.1.4						竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の対象施設、要求機能及び性能目標を記載	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-
	3.2							重大事故等対処設備									
		3.2.1						重大事故等対処設備を収納する建屋等	○	重大事故等対処設備を収納する建屋等の対象施設、要求機能及び性能目標を記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	第4回で説明する重大事故等対処設備を収納する建屋等の対象を追加	-
		3.2.2						屋外の常設重大事故等対処設備	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外の常設重大事故等対処設備の対象施設、要求機能及び性能目標を記載	-
		3.2.3						屋外の可搬型重大事故等対処設備	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外の可搬型重大事故等対処設備の対象施設、要求機能及び性能目標を記載	-
	3.3							竜巻隣件事象を考慮する施設									
			(1)					竜巻防護対象施設	○	竜巻隣件事象を考慮する施設、要求機能及び性能目標を記載	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-
4.								機能設計									
	4.1							竜巻防護対象施設									
	4.1.1							竜巻防護対象施設を収納する建屋									
			(1)					竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針	○	竜巻より防護すべき施設を収納する建屋である燃料加工建屋の設計方針を記載	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-
		4.1.2						建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	工程室排気設備及びグロップボックス排気設備に関する設計方針に関する記載	○	非常用内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系に関する設計方針に関する記載	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-
		4.1.3						建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	非常用内電源設備の非常用発電機の排気系の設計方針に関する記載	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-
		4.1.4						竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	気体廃棄物の廃棄設備の排気筒に関する設計方針に関する記載	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-
	4.2							重大事故等対処設備									
		4.2.1						重大事故等対処設備を収納する建屋等	○	重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計方針を記載する。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	第4回で説明する重大事故等対処設備を収納する建屋等の対象を追加	-
		4.2.2						屋外の常設重大事故等対処設備	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外の常設重大事故等対処設備の設計方針を記載	-
		4.2.3						屋外の可搬型重大事故等対処設備	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外の可搬型重大事故等対処設備の設計方針を記載	-

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
V-1-1-1-2-6 屋外の重大事故等対処設備の固縛に関する強度計算の方針																		
1.								概要										
2.								基本方針										
	2.1							固縛対象設備の選定	【2.1 固縛対象設備の選定】 ・固縛対象物の選定の考え方及び抽出した屋外の重大事故等対処設備を示す。	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外の重大事故等対処設備の固縛装置に関する固縛対象設備の選定を説明	
	2.2							固縛装置の構造	【2.2 固縛装置の構造】 ・固縛装置の構造及び構成要素を示す。	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外の重大事故等対処設備の固縛装置に関する構造を説明	
	2.3							荷重及び荷重の組合せ	【2.3 荷重及び荷重の組合せ】 ・荷重の種類や竜巻による荷重(浮き上がり荷重、横滑り荷重)について示す。 ・組合せる荷重について示す。	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外の重大事故等対処設備の固縛装置に関する荷重及び荷重の組合せを説明	
3.								設計方針	【3. 設計方針】 ・評価対象の構造、要素ごとに設計方針を示す。	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外の重大事故等対処設備の固縛装置の設計方針に関する説明	
4.								評価方針	【4. 評価方針】 ・評価対象の構造を踏まえ、作用する荷重、伝達を考慮し、評価対象部位を選定及び評価方針を示す。	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外の重大事故等対処設備の固縛装置に関する評価方針を説明	
5.								許容限界	【5. 許容限界】 ・評価対象部位ごとに許容限界を示す。	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外の重大事故等対処設備の固縛装置に関する許容限界を説明	
6.								強度評価方法	【6. 強度評価方法】 ・屋外の重大事故等対処設備の固縛装置の強度評価に際し、評価条件及び評価対象部位を定めること及び強度評価方法について記載する。	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外の重大事故等対処設備の固縛装置の強度評価手法に関する説明	
7.								適用規格										
V-1-1-1-2-7 屋外の重大事故等対処設備の固縛に関する強度計算書									・屋外の重大事故等対処設備の固縛装置の強度評価結果を説明	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	-	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外の重大事故等対処設備の固縛装置の強度評価結果を説明	

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回数で記載しない項目
 -：当該申請回数で記載しない項目

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

別紙4リスト

令和3年12月20日 R3

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙4-1	竜巻への配慮に関する基本方針	12/20	3	
別紙4-2	竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定	12/20	3	
別紙4-3	竜巻の影響を考慮する施設の設計方針	12/20	3	
別紙4-4	竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針	12/20	3	
別紙4-5	燃料加工建屋の強度計算書	12/20	1	

別紙4-1

竜巻への配慮に関する基本方針

【凡例】

下線：

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異
- ・後次回の申請範囲に伴う差異

破線下線：

- ・基本設計方針での後次回申請による差異

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
—	<p>V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、MOX 燃料加工施設の竜巻防護設計が「加工施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第八条に適合することを説明するものである。</p> <p><u>また、技術基準規則第三十条に規定される「重大事故等対処設備」を踏まえた自然現象等に対する重大事故等対処設備への具体的な対策については、「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて説明するが、当該設計に係る荷重条件等の設計方針についても説明するものである。</u></p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、発電用原子炉施設の竜巻防護設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第7条及びその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「解釈」という。)に適合することを説明し、<u>技術基準規則第54条及び解釈に規定される「重大事故等対処設備」を踏まえた重大事故等対処設備への配慮についても説明するものである。</u></p>	<p>当社は、重大事故等対処設備の環境条件等を考慮した対策についてV-1-1-4にて示すこととしたため、本添付として記載する事項を示す。</p>
<p>3.3.2 竜巻</p> <p>(1)防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、事業許可(変更許可)を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合において、作用する荷重を設定し、その荷重に対して影響評価を行い、必要に応じ対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p><u>重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の常設重大事故等対処設備及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は、竜巻の荷重等の影響により必要な機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>2. 竜巻防護に関する基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p><u>安全機能を有する施設は、事業許可(変更許可)を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合において、作用する荷重を設定し、その荷重に対して影響評価を行い、必要に応じ対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備を収納する建屋等は、竜巻の荷重等の影響により必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>なお、「V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「3.3 自然現象及び人為事象に対する防護対策</p>	<p>2. 竜巻防護に関する基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p><u>外部事象防護対象施設が、設計竜巻によりその安全機能が損なわれないよう、設計時にそれぞれの施設の設置状況等を考慮して、竜巻より防護すべき施設に対する設計竜巻からの影響を評価し、外部事象防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は、影響に応じた防護対策を講じる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の位置的分散、悪影響防止、環境条件等を考慮した設計とする。</u></p> <p>添付書類「V-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「3.1.1 (2)風(台風)」を</p>	<p>施設名称等の差異であり、新たな論点が生じるものではない。(以降同様)</p> <p>火山の記載を受けた追記であり、先行炉でも同様の記載が火山側に</p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	(1) <u>自然現象に対する防護対策</u> a. 風(台風)」、 <u>V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針</u> 」の「2.1.2 設計に用いる降下火砕物特性」に記載している粒子の衝撃荷重による影響についても、 <u>竜巻防護に対する設計方針</u> の中で示す。	踏まえ、風(台風)に対する設計についても、竜巻に対する設計で確認する。確認結果については本資料で示し、包括関係を確認する。	あることから、新たに論点が生じるものではない。
	2.1.1 竜巻より防護すべき施設及び設計方針「2.1 基本方針」に従い、竜巻より防護すべき施設は、設計竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護対象施設」という。)及び重大事故等対処設備とする。	2.1.1 竜巻より防護すべき施設 添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」に従い、竜巻より防護すべき施設は、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備とする。	事業許可(変更許可)の記載に合わせて竜巻防護対象施設を定義したものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。
設計竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は、竜巻及び竜巻の随件事象に対し、機械的強度を有すること等により、 <u>竜巻防護対象施設の臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわない設計とする。</u>	竜巻防護対象施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は、竜巻及び竜巻の随件事象に対し、機械的強度を有すること等により、 <u>竜巻防護対象施設の臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわない設計とする。</u> <u>竜巻防護対象施設は、以下のように分類できる。</u> i. <u>建屋に収納される竜巻防護対象施設(外気と繋がっている竜巻防護対象施設を除く)</u> ii. <u>屋外の竜巻防護対象施設</u> iii. <u>建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設</u> iv. <u>建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</u> <u>なお、MOX 燃料加工施設においては、屋外の竜巻防護対象施設に該当する施設はない。</u>		

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。</p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設は、竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p><u>重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の常設重大事故等対処設備及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は、竜巻の荷重等の影響により必要な機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p><u>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>上記に含まれない安全機能を有する施設は、竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p><u>竜巻防護対象施設の選定については、添付書類「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示す。</u></p> <p>重大事故等対処設備を収納する建屋等は、竜巻の荷重等の影響により、重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>		基本設計方針からの展開を受け、追記した。
<p>(2) 影響評価における荷重の設定</p> <p>風圧力による荷重、気圧差による荷重とし</p>	<p>2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定</p> <p>(1) 設計竜巻 風圧力による荷重、気圧差による荷重によ</p>	<p>2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 設計竜巻及び設計飛来物の設定について、以下に示す。 (1) 設計竜巻 設計竜巻の最大風速は 100 m/s と設定す</p>	立地条件の差異による

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>では、事業許可(変更許可)を受けた設計竜巻(最大風速 100m/s)の特性値に基づいて設定する。</p> <p>飛来物の衝撃荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ 4.2m×幅 0.3m×奥行き 0.2m, 質量 135kg, 最大水平速度 51m/s, 最大鉛直速度 34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。</p> <p>さらに、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状況その他の環境状況を考慮し、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。</p>	<p>る荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計竜巻(最大風速 100m/s)の特性値に基づいて設定する。</p> <p>なお、設計竜巻の最大風速 100m/s に対して、風(台風)の風速は <u>41.7m/s</u> であるため、風(台風)の設計は竜巻の設計に包絡される。</p> <p>具体的な設計方針を、「V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針」に示す。</p> <p>(2) 設計飛来物の設定 事業許可(変更許可)を受けたとおり、固縛等の運用、管理を考慮して、鋼製材(長さ×幅×奥行 4.2m×0.3m×0.2m)を設計飛来物として設定する。</p> <p>第 2.1.2-1 表に MOX 燃料加工施設における設計飛来物の諸元を示す。</p> <p>設計飛来物に対して比較的小さい砂利が飛来物として考えられる。竜巻防護対象施設は、設計飛来物の衝撃荷重に対して健全性を確保できる建物・構築物による防護を基本としていることから、砂利は飛来物として考慮する必要はない。</p> <p><u>なお、降下火砕物の粒子は、砂よりも硬度が低い特性を持つため降下火砕物の粒子の衝突による影響は小さく、設計飛来物の影響に包絡される。</u></p>	<p>る。設計竜巻の最大風速 100 m/s に対して、風(台風)の風速は <u>30 m/s</u> であるため、風(台風)の設計は竜巻の設計に包絡される。</p> <p>具体的な設計方針を、添付書類「V-1-1-2-3-3 竜巻防護に関する施設の設計方針」に示す。</p> <p>(2) 設計飛来物 設置(変更)許可を受けたとおり、固縛等の運用、管理を考慮して、飛来した場合に運動エネルギー又は貫通力が最も大きくなる鋼製材(長さ 4.2 m×幅 0.3 m×高さ 0.2 m, 質量 135 kg, 飛来時の水平速度 51 m/s, 飛来時の鉛直速度 34 m/s)を設計飛来物として設定する。<u>また、評価対象物の設置状況及びその他環境状況に応じて、砂利についても、評価において設計飛来物に代わる飛来物として設定する。</u></p>	<p>ものであるため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>事業許可(変更許可)を受けた記載であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>砂利及び粒子の影響に関する明確化のための記載であることから、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考										
基本設計方針	添付書類	添付書類											
<p>設計飛来物よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等は、設置状況を踏まえ、固定、固縛、建屋収納、撤去、車両の入構管理及び退避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。</p> <p>また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、設計飛来物の衝撃荷重を上回ると想定される飛来物は、飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、飛来物として考慮しない。</p>	<p>第 2.1.2-1 表 MOX 燃料加工施設における設計飛来物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>鋼製材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>最大水平速度 (m/s)</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>最大鉛直速度 (m/s)</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな資機材等については設置場所等を考慮し、固定、固縛、建屋収納、撤去、車両の入構管理及び退避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。</p> <p>また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとしてむつ小川原ウィンドファームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設から竜巻防護対象施設等までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると、ブレードが竜巻防護対象施設等まで到達するおそれはないことから、ブレードは飛来物として考慮しない。</p>	飛来物の種類	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×奥行 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	135	最大水平速度 (m/s)	51	最大鉛直速度 (m/s)	34	<p>なお、東海発電所を含む当社敷地内において、飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物である鋼製材より大きな資機材等については、その保管場所、設置場所等を考慮し、外部事象防護対象施設、防護対策施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設に衝突し、外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼす可能性がある場合には、固縛、固定又は外部事象防護対象施設、防護対策施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設からの離隔、撤去並びに車両の入構管理及び退避を実施することを保安規定に定め、運用を行う。</p> <p>また、当社敷地近傍の隣接事業所から、上記の設計飛来物(鋼製材)の運動エネルギー又は貫通力を上回る飛来物が想定される場合は、隣接事業所との合意文書に基づきフェンス等の設置により飛来物となるものを配置できない設計とすること若しくは当該飛来物の衝撃荷重を考慮した設計荷重に対し、当該飛来物が衝突し得る外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設(以下「外部事象防護対象施設等」という。)の構造健全性を確保する設計とすること若しくは当該飛来物による外部事象防護対象施設の損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること若しくは安全上支障のない期間で修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とするとともに、運用に関する事項は保安</p>	<p>重大事故等対処設備は後次回で申請するため、本申請では MOX 燃料加工施設に記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p>
飛来物の種類	鋼製材												
寸法 (m)	長さ×幅×奥行 4.2×0.3×0.2												
質量 (kg)	135												
最大水平速度 (m/s)	51												
最大鉛直速度 (m/s)	34												

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>固縛対象物の選定については、「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示す。</p>	<p>規定に定める。</p> <p>なお、隣接事業所からの飛来物は、東海第二発電所及び東海発電所構内の現地調査によって確認した飛来物源を参考に、隣接事業所内に配置されることが想定でき、外部事象防護対象施設等に到達する可能性を有し、運動エネルギー又は貫通力が最大の物品として車両を設定する。</p> <p>固縛対象物の選定に当たっては、添付書類「V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に従った方針を保安規定に示す。</p>	
<p>(2) 影響評価における荷重の設定</p> <p>竜巻に対する構造健全性等の評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重による影響評価を行う。</p> <p>構造健全性等の評価においては、施設に作用する荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせた設計荷重(竜巻)を設定する。</p>	<p>2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ</p> <p><u>竜巻に対する構造健全性等の評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重による影響評価を行う。</u></p> <p><u>構造健全性等の評価においては、竜巻防護対象施設等に作用する荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重(以下「設計竜巻荷重」という。)並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせた設計荷重(竜巻)を設定する。</u></p> <p>竜巻防護設計における構造強度評価は、以下に示す設計竜巻荷重とそれ以外の荷重の組合せを適切に考慮して、施設の構造強度評価を実施し、その結果がそれぞれ定める許容限界内にあることを確認する。</p> <p>設計竜巻荷重の算出については、「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p>	<p>(2) 荷重の組合せ及び許容限界</p> <p>竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計における構造強度評価は、以下に示す設計竜巻荷重とそれ以外の荷重の組合せを適切に考慮して、施設の構造強度評価を実施し、その結果がそれぞれ定める許容限界内にあることを確認する。</p> <p>設計竜巻荷重の算出については、添付書類「V-3-別添 1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p>	<p>基本設計方針からの展開を受け、追記した。</p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>a. 荷重の種類</p> <p>(a) 通常時に作用している荷重 通常時に作用している荷重としては、持続的に生じる固定荷重、積載荷重を考慮する。</p> <p>(b) 設計竜巻荷重 設計竜巻荷重としては、設計竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を考慮する。飛来物による衝撃荷重としては、設計飛来物である鋼製材が衝突する場合の荷重を設定することを基本とする。これらの荷重は短期荷重とする。</p> <p>(c) 運転時荷重 運転時に作用する設備での圧力荷重、機械荷重等の荷重を考慮する。</p> <p><u>(d) 積雪荷重</u> <u>その他の自然現象による荷重として、冬季における竜巻の発生を想定し、「V-1-1-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「2.2 組合せ」に記載している積雪荷重を考慮する。</u></p> <p>b. 荷重の組合せ</p> <p>(a) 竜巻防護設計における荷重の組合せとしては、通常時に作用している荷重、設計竜巻荷重、運転時荷重及び積雪荷重を適切に考慮する。</p> <p>(b) 設計竜巻荷重及び積雪荷重については、対象とする施設の設置場所及びその他の環境条件によって設定する。</p> <p>(c) 飛来物による衝突の設定においては、評価に応じて影響の大きくなる向きで衝突するように設定する。さらに、衝突断面</p>	<p>a. 荷重の種類</p> <p>(a) 常時作用する荷重 常時作用する荷重としては、持続的に生じる荷重である自重及び上載荷重を考慮する。</p> <p>(b) 設計竜巻荷重 設計竜巻荷重としては、設計竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を考慮する。飛来物による衝撃荷重としては、設計飛来物等が衝突する場合の荷重を設定することを基本とする。これらの荷重は短期荷重とする。</p> <p>(c) 運転時の状態で作用する荷重 運転時の状態で作用する荷重としては、配管等にかかる内圧やポンプのスラスト荷重等の運転時荷重を考慮する。</p> <p>b. 荷重の組合せ</p> <p>(a) 竜巻の影響を考慮する施設の設計における荷重の組合せとしては、常時作用する荷重、設計竜巻荷重及び運転時の状態で作用する荷重を適切に考慮する。</p> <p>(b) 設計竜巻荷重については、対象とする施設の設置場所及びその他の環境条件によって設定する。</p> <p>(c) 飛来物による衝突の設定においては、評価に応じて影響の大きくなる向きで衝突するように設定する。さらに、衝突断面</p>	<p>当社は多雪区域に位置しており、環境条件による差異であるため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>積についても、影響が大きくなるような形状として設定する。</p> <p>(d) 通常時に作用している荷重，運転時荷重については，組み合わせることで設計竜巻荷重の抗力となる場合には，保守的に組み合わせないことを基本とする。</p>	<p>積についても、影響が大きくなるような形状として設定する。</p> <p>(d) 常時作用する荷重及び運転時の状態で作用する荷重については，組み合わせることで設計竜巻荷重の抗力となる場合には，保守的に組み合わせないことを基本とする。</p>	
<p>(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>a. 竜巻の影響に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設等</p>	<p>2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計</p> <p>「2.1.1 竜巻より防護すべき施設及び設計方針」にて設定した竜巻防護対象施設について，設計荷重(竜巻)を踏まえた竜巻防護設計を実施する。</p> <p>竜巻防護設計として，設計荷重(竜巻)に対する影響評価を実施することから，影響評価の対象として，竜巻の影響を考慮する施設を選定する。</p> <p>竜巻の影響を考慮する具体的な施設については，「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象の選定」に示す。</p>	<p>2.1.3 竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計方針</p> <p>「2.1.1 竜巻より防護すべき施設」にて設定した施設について，「2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定」にて設定した設計竜巻による荷重(設計竜巻の風圧力による荷重，気圧差による荷重及び設計飛来物等による衝撃荷重を組み合わせた荷重)(以下「設計竜巻荷重」という。)及びその他考慮すべき荷重に対する竜巻防護設計を実施する。</p> <p>竜巻より防護すべき施設に対し，それぞれの設置状況等を踏まえ，設計竜巻荷重に対する影響評価を実施し，影響評価の結果を踏まえて，竜巻の影響について評価を行う施設(以下「竜巻の影響を考慮する施設」という。)を選定する。</p> <p>竜巻の影響を考慮する具体的な施設については，添付書類「V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示し，<u>選定したそれぞれの施設に対する詳細設計については，屋外の重大事故等対処設備以外については，添付書類「V-1-1-2-3-3 竜巻防護に関する施設の設計方針」に，屋外の重大事故等対処設備については，添付書類「V-1-1-2-3-4 竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針」に示す。</u></p>	<p>発電炉はV-1-1-2-3-4で，位置的分散及び固縛の設計方針を示している。</p> <p>当社は，位置的分散については設計方針をV-1-1-4にて示すこととし，固縛の設計方針はV-1-1-1-2-3でまとめることとしたため，添付書類の紐づけに関する記載は不要。</p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>竜巻防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。</p> <p>屋内の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計</p> <p>a. 設計方針</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設</p> <p>イ. 建屋に収納される竜巻防護対象施設</p> <p>建屋に収納される竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、構造健全性を維持する竜巻防護対象施設を収納する建屋(燃料加工建屋)内に設置し、建屋により防護する設計とする。</p>	<p>(1) 設計方針</p> <p>a. 外部事象防護対象施設</p> <p>外部事象防護対象施設は、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対して、その施設に要求される機能を維持する設計とする。外部事象防護対象施設における配置、施設の構造等を考慮した設計方針を以下に示す。</p> <p><u>(a) 屋外の外部事象防護対象施設</u></p> <p><u>屋外の外部事象防護対象施設は、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、施設に要求される機能を維持する設計とする。なお、このとき外部事象防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置として防護対策施設を設置する等の防護対策を講じる設計とする。</u></p> <p>(b) 屋内の外部事象防護対象施設</p> <p>イ. 屋内の外部事象防護対象施設は、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、建屋等の竜巻より防護すべき施設を内包する施設により防護する設計とする。</p>	<p>MOX 燃料加工施設には対象施設がないため記載に差異がある。</p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>工程室排気設備等の外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の侵入を防止するため迷路構造にする等の防護対策を講ずることにより、設計荷重(竜巻)による影響に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>ロ. 竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、主要構造の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とし、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ハ. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 工程室排気設備等の外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持し、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、施設に要求される機能を維持する設計とする。</p> <p>ニ. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の侵入を防止するため迷路構造にする等の防護対策を講ずることにより、設計荷重(竜巻)による影響に対して、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、建物・構築物により防護する設計とする。</p>	<p>d. 竜巻より防護すべき施設を内包する施設 竜巻より防護すべき施設を内包する施設は、竜巻時及び竜巻通過後において、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、内包する竜巻より防護すべき施設の安全機能を損なわないよう、設計飛来物等が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止可能な設計とする。</p> <p>ロ. 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設は、設計竜巻の気圧差による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、施設に要求される機能を維持する設計とする。</p> <p>ハ. 建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設は、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、施設に要求される機能を維持する設計とする。設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重により安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置として防護対策施設を設置する等の防護対策を講じる設計とする。</p> <p>c. <u>防護対策施設</u> <u>防護対策施設は、竜巻時及び竜巻通過後において、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設には対象施設がないため記載に差異がある。</p> <p>MOX 燃料加工施設には対象施設がないため記載に差異がある。</p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機能的影響を及ぼし得る施設であり、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、<u>構造健全性を維持することにより</u>、周辺の竜巻防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>ホ. 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 <u>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機能的影響を及ぼし得る施設であり、竜巻時及び竜巻通過後において、設計荷重(竜巻)に対し、機械的及び機能的な波及的影響により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p><u>荷重に対し、内包する外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないよう、設計飛来物等が外部事象防護対象施設に衝突することを防止可能な設計とする。</u> <u>また、防護対策施設は、その他考えられる自然現象(地震等)に対して、外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>e. 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 外部事象防護対象施設等は、竜巻時及び竜巻通過後において、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、機械的及び機能的な波及的影響により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 機械的な波及的影響としては、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設や<u>重大事故等対処設備、資機材等の倒壊、損傷、飛散等により外部事象防護対象施設等に与える影響を考慮し、機能的影響としては、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の損傷等による外部事象防護対象施設の機能喪失を考慮する。</u></p>	<p>基本設計方針からの展開を受け、追加した。</p> <p><u>重大事故等対処設備及び資機材は、固縛等の運用としているため、記載に差異がある。</u></p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
<p>(b) 重大事故等対処設備 重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、屋内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。</p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備は、竜巻による風荷重に対し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、竜巻による風荷重を考慮し、当該設備又は設備を収納するものに対して、転落防止、固縛等の措置を講じる設計とする。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備 イ. 重大事故等対処設備を収納する建屋等 重大事故等対処設備を収納する建屋等(燃料加工建屋)は、設計荷重(竜巻)に対して、主要構造の構造健全性を維持することにより、屋内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とし、重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ロ. 屋外の重大事故等対処設備 屋外の重大事故等対処設備に対する設計方針については、屋外の重大事故等対処設備を申請する後回目の申請書において示す。</p>	<p>b. 重大事故等対処設備 (a) 屋外の重大事故等対処設備 屋外の重大事故等対処設備は、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、竜巻時及び竜巻通過後において、設計竜巻の風圧力による荷重に対し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、位置的分散等を考慮した設置又は保管とともに、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備並びに使用済燃料プールの冷却設備及び注水設備(以下「設計基準事故対処設備等」という。)や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突する可能性がある設備に対し、飛散させないよう固縛の措置をとることにより、設計基準事故対処設備等や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備が同時に損傷しない設計とする。なお、具体的な設計方針については、添付書類「V-1-1-2-3-4 竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針」に記載する。</p> <p>(b) 屋内の重大事故等対処設備 屋内の重大事故等対処設備は、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき、竜巻時及び竜巻通過後において、設計竜巻の風圧力による荷重に対し、環境条件を考慮しても、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわず、また設計基準事故対処設備等や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさないよう、竜巻より防護すべき施設を内包する施設により防護する設計とする。</p>	<p>屋外の重大事故等対処設備は後次回で申請するため、本申請ではMOX 燃料加工施設に記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p> <p>燃料加工建屋以外の重大事故等対処設備を収納する建屋等に係る設計方針については、後次回申請で比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>b. 許容限界</p> <p>「a. 設計方針」に示す建物・構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏面剥離が発生する限界厚さ及び部材の厚さを比較することにより行う。</p> <p>さらに、設計荷重(竜巻)により発生する変形又は応力が安全上適切と認められる規格及び基準等による許容応力等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。</p> <p>竜巻防護対象施設等の許容限界は「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(改正平成26年9月17日原規技発第1409172号原子力規制委員会)を参照し、設計竜巻荷重と地震荷重との類似性、規格等への適用性を踏まえ、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987」((社)日本電気協会)、「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601-補 1984」((社)日本電気協会)及び「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版」((社)日本電気協会)(以下「JEAG4601」という。)等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いて、以下のことを確認する。</p>	<p>c. 許容限界</p> <p>外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備の許容限界は「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(改正平成26年9月17日原規技発第1409172号原子力規制委員会)を参照し、設計竜巻荷重と地震荷重との類似性、規格等への適用性を踏まえ、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987」((社)日本電気協会)、「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601-補 1984」((社)日本電気協会)及び「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版」((社)日本電気協会)(以下「JEAG4601」という。)等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いて、以下のことを確認する。</p>	

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>(a) 竜巻防護対象施設 イ. 建屋に収納される竜巻防護対象施設</p> <p>竜巻防護対象施設は、「a. 設計方針 (a) 竜巻防護対象施設 イ. 建屋に収納される竜巻防護対象施設」に示す通り、構造健全性を維持する竜巻防護対象施設を収納する建屋(燃料加工建屋)内に設置し、建屋により防護する設計とすることから、設計荷重(竜巻)に対する許容限界は、「ロ. 竜巻防護対象施設を収納する建屋」に示す。</p>	<p>(a) 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち外部事象防護対象施設と同一設備 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち外部事象防護対象施設と同一設備の許容限界は、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、構成する主要構造部材が、おおむね弾性状態に留まることとする。</p> <p>(c) 防護対策施設 <u>防護対策施設の構成品である防護ネットは、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、主要な構造部材の破断が生じないよう、破断荷重に対して十分な余裕を持った強度を有し、たわみを生じても、設計飛来物が外部事象防護対象施設と衝突しないよう外部事象防護対象施設との離隔を確保できることとする。</u> <u>防護対策施設の構成品である防護鋼板は、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、設計飛来物が外部事象防護対象施設と衝突へ衝突することを防止するために、設計飛来物が、防護鋼板を貫通せず、外部事象防護対象施設に波及的影響を与えないものとする。</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設には対象施設がないため記載に差異がある。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類
		<p><u>防護ネット及び防護鋼板の支持構造物である架構は、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重が防護ネット及び防護鋼板に作用する場合には、主要な構造部材に塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微に留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわないよう防護ネット等を支持出来るようにする。</u></p> <p><u>また、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重が主要な構造部材に直接作用した際にも、主要な構成部材は貫通せず又構成部材の損傷に伴う架構の崩壊に至らず、外部事象防護対象施設に波及的影響を与えないものとする。</u></p> <p><u>車両防護柵とする架構は、設計竜巻の風圧力による荷重、設計飛来物等による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重が架構に直接作用した際に、設計飛来物等が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止するために、主要な構造部材は貫通せず、部材が終局状態に至るような荷重が生じないこととする。</u></p> <p><u>竜巻の影響に対する防護機能を期待する扉は、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、扉の外殻を構成する部材が貫通を生じない最小必要厚さ以上とし、外部事象防護対象施設が波及的影響を受けないよう、主要な構造部材が終局状態に至るような荷重が生じないこととする。</u></p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考	
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>ロ. 竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋については設計荷重(竜巻)に対して、主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないようにする。</p> <p>また、竜巻防護対象施設を収納する建屋の外殻を構成する部材が、評価式に基づく貫通を生じない最小必要厚さ以上とすること、及び竜巻防護対象施設が波及的影響を受けないよう、竜巻防護対象施設を収納する建屋の外殻を構成する部材が裏面剥離を生じない最小必要厚さ以上とすることとし、主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないようにする。</p> <p><u>ハ. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設</u> 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の許容限界については、後次回の申請書において示す。</p> <p><u>ニ. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</u> 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設のうち、建物による対策に期待できない部位の許容限界については、後次回の申請書において示す。</p> <p>ホ. 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設は、倒壊又は転倒が生じる場合においても、機械的影響により竜巻防護対象施設等の必要な機能を損なわ</p>	<p>(d) 竜巻より防護すべき施設を内包する施設 竜巻より防護すべき施設を内包する施設については、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対して、主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないこととする。また、竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材が、評価式に基づく貫通を生じない最小必要厚さ以上とすること、及び竜巻より防護すべき施設が波及的影響を受けないよう、竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材が裏面剥離を生じない最小必要厚さ以上とすることとし、主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないこととする。</p> <p>(e) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設は、倒壊、損傷等が生じる場合においても、機械的影響により外部事象防護対象施設等の必要な機能を損なわないよう十分な離隔を確保するか又は施設が終局状態に至ることがないように構造強度を保持することとする。また、施設を構成する主要な構造部材に塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわないようにする。また、機能的影響により外部事象防護対象施設等の必要な機能を損なわないよう、機能喪失に至る可能性のある変形を生じないこととする。</p>	<p>後次回で比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>いよう十分な離隔を確保するか又は施設が終局状態に至ることがないように構造強度を保持することとする。また、施設を構成する主要な構造部材に生じる発生応力が許容応力以内であることを確認し、竜巻防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。また、付属施設の破損による機能的影響により竜巻防護対象施設の必要な機能を損なわないよう、機能喪失に至る可能性のある変形を生じないようにする。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備 イ. 重大事故等対処設備を収納する建屋等 重大事故等対処設備を収納する建屋等(燃料加工建屋)については設計荷重(竜巻)に対して、主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないこととする。 また、重大事故等対処設備を収納する建屋等(燃料加工建屋)の外殻を構成する部材が、評価式に基づく貫通を生じない最小必要厚さ以上とすること、及び重大事故等対処設備が波及的影響を受けないよう、重大事故等対処設備を収納する建屋等(燃料加工建屋)の外殻を構成する部材が裏面剥離を生じない最小必要厚さ以上とすることとし、主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないこととする。</p> <p><u>ロ. 屋外の重大事故等対処設備</u></p> <p><u>屋外の重大事故等対処設備の許容限界については、後次回の申請書において示す。</u></p>	<p>(b) <u>屋外の重大事故等対処設備に取り付ける固縛装置</u> <u>屋外の重大事故等対処設備に取り付ける固縛装置の許容限界は、設計竜巻の風圧力による荷重に対し、固縛状態を維持するために、固縛装置の構成部材である連結材は破断が生じないよう十分な強度を有していること、固定材は塑性ひずみが生じる場合であっても、終局耐力に対し十分な強度を有すること及び基礎部は、取替が容易でないことから、弾性状態に留まることとする。</u></p>	<p>燃料加工建屋以外の重大事故等対処設備を収納する建屋等に係る設計方針については、後次回申請で比較結果を示す。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備に取り付ける固縛装置は後次回で申請するため、本申請ではMOX 燃料加工施設に記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<p>竜巻の影響を考慮する施設に対する設計の詳細について、「V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針」及び「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p>		
<p>b. 竜巻随伴事象に対する設計方針</p> <p>過去の他地域における竜巻被害状況及びMOX 燃料加工施設の配置から、竜巻随伴事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設</p> <p>竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は外部火災に包絡されるため、「3.3.3 外部火災」の「②近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」において示す。</p> <p>竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」において示す。</p> <p>竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻</p>	<p>(2) 竜巻随伴事象に対する設計</p> <p>竜巻防護対象施設は、竜巻による随伴事象として過去の竜巻被害の状況及びMOX 燃料加工施設における施設の配置から想定される、危険物貯蔵施設等の火災、屋外タンク等からの溢水及び設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷の影響による外部電源喪失の竜巻随伴事象により、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設</p> <p>竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の許容温度を超えない設計とすることにより、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。当該設計については、「V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針」において考慮する。</p> <p>竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。</p> <p>溢水評価に係る設計方針を申請する後次回の申請書に示す。</p> <p>竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻</p>	<p>f. 竜巻随伴事象を考慮する施設</p> <p>外部事象防護対象施設は、竜巻による随伴事象として過去の竜巻被害の状況及び発電所における施設の配置から想定される、危険物貯蔵施設の火災、屋外タンク等からの溢水及び設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷の影響による外部電源喪失によって、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻随伴による火災に対しては、火災による損傷の防止における想定に包絡される又は火災を起こさない設計とする。</p> <p>なお、竜巻随伴による溢水に対しては、溢水による損傷の防止における溢水量の想定に包絡される又は溢水を起こさない設計とする。</p> <p>さらに、竜巻随伴による外部電源喪失に対しては、外部電源喪失を生じない又は代替設備による電源供給が可能な設計とする。</p>	

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	<p>防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。</p> <p>竜巻随件事象を考慮する施設の選定については、「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示す。</p> <p>竜巻の影響を考慮する施設に対する設計の詳細について、「V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針」に示す。</p>		
<p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要な機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと。 竜巻により MOX 燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが予見される場合は、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること。 資機材等の固定、固縛、建屋収納、撤去並びに車両の入構管理及び退避場所へ退避を行うこと。 	<p>(3) <u>必要な機能を損なわないための運用上の措置</u></p> <p><u>竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと。</u> <u>竜巻により MOX 燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが予見される場合は、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること。</u> <u>資機材等の固定、固縛、建屋収納、撤去並びに車両の入構管理及び退避場所へ退避を行うこと。</u> 		運用に係る事項をまとめて記載したため
	<p>2.2 適用規格</p> <p>適用する規格、基準等を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法・同施行令・同告示 青森県建築基準法施行細則 	<p>2.2 適用規格</p> <p>適用する規格、基準等を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法及び同施行令 「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重 	後次回申請時に申請対象設備に応じた適用規格を記載するため、新たな論点が生じるもの

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987((社)日本電気協会) ・ 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984((社)日本電気協会) ・ 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版((社)日本電気協会) ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法((社)日本建築学会, 1999) ・ 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説((社)日本建築学会, 2005) ・ Methodology for Performing Aircraft Impacts Assessments for New Plant Designs(Nuclear Energy Institute 2011 Rev 8P(NEI07-13)) ・ 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(原規技発第 1409172 号) ・ 日本産業規格(J I S) ・ 「発電用原子力設備規格設計・建設規格 J S M E S N C 1-2005/2007」(社)日本機械学会 ・ 「建築物荷重指針・同解説」((社)日本建築学会, 2004 改定) ・ 「鋼構造設計規準－許容応力度設計法－」((社)日本建築学会, 2005 改定) ・ 「2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書」(国土交通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所 2015) ・ 「新版機械工学便覧」(1987 年日本機械学会編) ・ 「容器構造設計指針・同解説」((社)日本建築学会, 2010 改定) ・ 「ステンレス建築構造設計基準・同解説 第 	<ul style="list-style-type: none"> 要度分類に関する審査指針(平成 2 年 8 月 30 日 原子力安全委員会)」 ・ 「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 J E A G 4 6 0 1－補 1984」(社)日本電気協会 ・ 「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1-1987」(社)日本電気協会 ・ 「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1-1991 追補版」(社)日本電気協会 ・ 「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 J S M E S N C 1-2005/2007」(社)日本機械学会 ・ I S E S 7 6 0 7-3 「軽水炉構造機器の衝撃荷重に関する調査 その 3 ミサイルの衝突による構造壁の損傷に関する評価式の比較検討」(高温構造安全技術研究組合) ・ 「タービンミサイル評価について」(昭和 52 年 7 月 20 日 原子炉安全専門審査会) ・ Methodology for Performing Aircraft Impact Assessments for New Plant Designs (Nuclear Energy Institute 2011 Rev8(NEI07-13)) ・ 「コンクリート標準示方書 設計編」((社)土木学会, 2007 改定) ・ 「コンクリート標準示方書 設計編」((社)土木学会, 2012 改定) ・ 「コンクリート標準示方書 構造性能照査編」((社)土木学会, 2002 改定) ・ 「建築物荷重指針・同解説」((社)日本建築学会, 2004 改定) ・ 「鋼構造設計規準－許容応力度設計法－」((社)日本建築学会, 2005 改定) ・ 「各種合成構造設計指針・同解説」((社)日本建築学会, 2010 改定) 	ではない。

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
	2 版」(ステンレス構造建築協会) ・「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(原子力規制委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」((社)日本建築学会, 1988) ・「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」((社)日本建築学会, 1999) ・「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」((社)日本建築学会, 2010) ・「容器構造設計指針・同解説」((社)日本建築学会, 2010) ・「塔状鋼構造設計指針・同解説」((社)日本建築学会, 1980) ・「煙突構造設計指針」((社)日本建築学会, 2007) ・「鋼構造塑性設計指針」((社)日本建築学会, 2010 改定) ・「鋼構造接合部設計指針」(社)日本建築学会(2012 改定) ・「煙突構造設計施工指針」((一財)日本建築センター, 1982) ・「2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書」(国土交通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所 2015) ・「新版機械工学便覧」(日本機械学会編, 1987) ・「伝熱工学資料(改訂第 4 版)」((社)日本機械学会, 1986) ・「小規模吊橋指針・同解説」((社)日本道路協会, 2008) ・「道路橋示方書・同解説 II 鋼橋編, IV 下部構造編」(社)日本道路協会, 2012) ・日本工業規格(J I S) なお、「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」(昭和 55 年通商産業省告示第 501 号, 最終改正平成 15 年 7 月 29 日経済産業省告示第 277 号)に関する内容については、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格	

MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類	添付書類	
		(2005 年版(2007 年追補版を含む)) <第 I 編 軽水炉規格> J S M E S N C 1 2005/2007」 ((社)日本機械学会)に従うものとする。	

別紙4－2

竜巻の影響を考慮する施設及び 固縛対象物の選定

【凡例】

下線：

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異
- ・後次回の申請範囲に伴う差異

MOX 燃料加工施設	発電炉	備 考
<p>(関連添付書類) V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針</p>	<p>V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」に基づき、竜巻の影響を考慮する施設及び竜巻防護のための固縛対象物の選定について説明するものである。</p>	<p>V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、添付書類「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」に基づき、竜巻の影響を考慮する施設及び竜巻防護のための固縛対象物の選定について説明するものである。</p>
<p>2.1.1 竜巻より防護すべき施設及び設計方針</p> <p>竜巻防護対象施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は、竜巻及び竜巻の随伴事象に対し、機械的強度を有すること等により、<u>竜巻防護対象施設の臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>竜巻防護対象施設は、以下のように分類できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 建屋に収納される竜巻防護対象施設（外気と繋がっている竜巻防護対象施設を除く） ii. 屋外の竜巻防護対象施設 iii. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 iv. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 <p>なお、MOX 燃料加工施設においては、屋外の竜巻防護対象施設に該当する施設はない。</p>	<p>2. 竜巻の影響を考慮する施設の選定</p> <p>2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針</p> <p>竜巻の影響を考慮する施設は、竜巻防護対象施設として選定した施設の設計方針を踏まえて選定する。</p> <p>竜巻防護対象施設は、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>また、竜巻防護対象施設を、竜巻による風圧力、気圧差及び飛来物の影響を考慮し、以下のように分類したうえで、竜巻の影響を考慮する施設を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 建屋に収納される竜巻防護対象施設（外気と繋がっている竜巻防護対象施設を除く） ii. 屋外の竜巻防護対象施設 iii. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 iv. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 <p><u>なお、MOX 燃料加工施設においては、屋外の竜巻防護対象施設に該当する施設はない。</u></p> <p>建屋に収納される竜巻防護対象施設は、建屋により竜巻の影響から防護されるため、竜巻防護対象施設を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。</p>	<p>2. 選定の基本方針</p> <p>竜巻の影響を考慮する施設の選定及び竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針について説明する。</p> <p>2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針</p> <p>竜巻の影響を考慮する施設は、その設置場所、構造等を考慮して選定する。</p> <p><u>屋外に設置している外部事象防護対象施設、重大事故等対処設備及び防護措置として設置する防護対策施設</u>は、竜巻による荷重が作用するおそれがあるため、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p>屋内に設置している外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、建屋にて防護されることから、屋内の外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備の代わりに竜巻より防護すべき施設を内包する施設を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。ただし、外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設及び建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設については、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随件事象による影響を考慮した設計とする。</p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設は、竜巻及びその随件事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随件事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p><u>竜巻防護対象施設の選定については、添付書類「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示す。</u></p> <p>重大事故等対処設備を収納する建屋等は、竜巻の荷重等の影響により、重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>また、建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設、建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設については、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p>また、竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として、施設の破損等により竜巻防護対象施設等に機械的影響を及ぼす可能性がある施設、機能的影響を及ぼす可能性がある施設を抽出し、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p>竜巻随件事象として想定される火災、溢水、外部電源喪失を考慮し、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p><u>重大事故等対処設備を収納する建屋等を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。</u></p>	<p>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設として、発電所構内の施設のうち、機械的影響を及ぼす可能性がある施設、機能的影響を及ぼす可能性がある施設を抽出し、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p>また、竜巻随件事象として想定される火災、溢水、外部電源喪失も考慮し、竜巻の影響を考慮する施設を選定する。</p>
<p><u>竜巻防護対象施設の選定については、添付書類「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示す。</u></p> <p>重大事故等対処設備を収納する建屋等は、竜巻の荷重等の影響により、重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定</p> <p>「2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針」を踏まえ、以下のとおり竜巻の影響を考慮する施設を選定する。</p>	<p>3.1 外部事象防護対象施設</p> <p>竜巻から防護すべき施設のうち外部事象防護対象施設を以下のとおり選定する。</p> <p><u>(1) 屋外の外部事象防護対象施設</u></p> <p><u>外部事象防護対象施設のうち、屋外に設置している施設を、竜巻の影響を考慮する施設として以下の施設を選定する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・残留熱除去系海水系ポンプ</u> <u>・残留熱除去系海水系ストレーナ</u> <u>・主排気筒</u> <u>・中央制御室換気系冷凍機</u> <u>・非常用ディーゼル発電機室ルーフトファン及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室ルーフトファン（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフトファン」という。）</u>

当社には対象施設がないため記載に差異がある。

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
	<p>2.2.1 竜巻防護対象施設</p> <p>(1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋</p> <p>建屋に収納される竜巻防護対象施設は、建屋にて防護されることから、竜巻防護対象施設の代わりに竜巻防護対象施設を収納する施設を、竜巻の影響を考慮する施設とする。</p> <p>・<u>燃料加工建屋</u></p>	<p>・<u>非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ (以下「非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプ」という。)</u></p> <p>・<u>非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナ (以下「非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 用海水ストレーナ」という。)</u></p> <p>・<u>非常用ディーゼル発電機吸気口及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機吸気口 (以下「非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 吸気口」という。)</u></p> <p>・<u>配管及び弁 (残留熱除去系海水系ポンプ, 中央制御室換気系冷凍機及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプ周り)</u></p> <p>・<u>非常用ガス処理系排気筒</u></p> <p>・<u>原子炉建屋</u></p> <p>・<u>排気筒モニタ</u></p> <p>・<u>放水路ゲート</u></p> <hr/> <p>3.4 竜巻より防護すべき施設を内包する施設</p> <p><u>屋内に設置している竜巻より防護すべき施設は、建屋にて防護されることから、竜巻より防護すべき施設の代わりに竜巻より防護すべき施設を内包する施設を、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p>・<u>タービン建屋 (気体廃棄物処理系隔離弁等を内包する建屋)</u></p> <p>・<u>使用済燃料乾式貯蔵建屋 (使用済燃料乾式貯蔵容器を内包する建屋)</u></p> <p>・<u>軽油貯蔵タンクタンク室 (軽油貯蔵タンクを内包する構造物)</u></p> <p>・<u>排気筒モニタ建屋 (排気筒モニタを内包する建屋)</u></p>
		<p>施設の選定結果の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>(2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 建屋に収納される竜巻防護対象施設のうち、外気と繋がっている竜巻防護対象施設を、竜巻の影響を考慮する施設とする。</p> <p>・<u>気体廃棄物の廃棄設備 工程室排気設備</u> ・<u>気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備</u> ・<u>非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系</u></p> <p>(3) 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 建屋内に収納される竜巻防護対象施設のうち、建屋等による飛来物防護が期待できない竜巻防護対象施設については、設計竜巻による荷重が作用するおそれがあるものを対象とし、竜巻の影響により損傷する可能性のある開口部付近の竜巻防護対象施設を竜巻の影響を考慮する施設とする。</p> <p>・<u>非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系</u></p>	<p>(2) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設 屋内に設置している外部事象防護対象施設のうち、外気と繋がる外部事象防護対象施設については、竜巻の気圧差による荷重が作用するおそれがあるため、竜巻の影響を考慮する施設として、以下の施設を選定する。 ・<u>中央制御室換気系隔離弁、ファン（ダクト含む）、非常用ディーゼル発電機室換気系ダクト及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系ダクト</u> ・<u>原子炉建屋換気系隔離弁及びダクト（原子炉建屋原子炉棟貫通部）</u></p> <p>(3) 建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設 屋内に設置している外部事象防護対象施設のうち、建屋等による飛来物防護が期待できない外部事象防護対象施設については、設計竜巻による荷重が作用するおそれがあるため、竜巻の影響を考慮する施設として以下のとおり選定する。 なお、建屋等による防護が期待できない外部事象防護対象施設は、<u>損傷する可能性がある屋内の外部事象防護対象施設及び損傷する可能性のある開口部付近の外部事象防護対象施設</u>を竜巻の影響を考慮する施設とする。</p> <p>a. <u>損傷する可能性がある屋内の外部事象防護対象施設</u> <u>原子炉建屋原子炉棟は、竜巻による気圧低下により、原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放され、外壁開口</u></p>	<p>施設の選定結果の差異は施設の違によるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>施設の選定における整理が異なるが、方針に差異はないため、記載の展開は必要なく、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>施設の選定結果の差異は施設の違による</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
	<p>部が発生し、設計竜巻荷重が建屋内の防護対象施設に作用する可能性があるため、以下の施設を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>使用済燃料プール及び燃料プール冷却浄化系真空破壊弁 (以下「原子炉建屋原子炉棟 6 階 設置設備」という。)</u> ・<u>燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーン</u> ・<u>非常用ガス処理系設備及び非常用ガス再循環系設備</u> <p>b. <u>損傷する可能性がある開口部付近の外部事象防護対象施設</u></p> <p><u>原子炉建屋付属棟の建屋開口部及び扉、使用済燃料乾式貯蔵建屋の建屋開口部等が飛来物の衝突により損傷し、飛来物が建屋内の外部事象防護対象施設に衝突する可能性があるため、以下の施設を選定する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>中央制御室換気系隔離弁、ファン (空気調和器含む。)</u> ・<u>及びフィルタユニット (以下「原子炉建屋付属棟 3 階中央制御室換気空調設備」という。)</u> ・<u>非常用電源盤 (電気室)</u> ・<u>原子炉建屋換気系隔離弁及びダクト (原子炉建屋原子炉棟貫通部)</u> ・<u>使用済燃料乾式貯蔵容器</u> ・<u>使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン</u> <p>外部事象防護対象施設のうち竜巻の影響を考慮する施設の選定フローを図 3-1 に示す。</p> <p><u>3.2 重大事故等対処設備</u></p> <p><u>屋外に設置又は保管している重大事故等対処設備は、竜巻の影響を受けることから、全ての重大事故等対処設備を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。</u></p> <p><u>屋外に設置する具体的な重大事故等対処設備については、添付書類「V-1-1-2-別添 1 屋外に設置されている重大事故等対処設備の抽出」に示す。また、設計竜巻の風圧力による荷重に対し、固縛対象の選定の考え方については、「4.2 屋外の重大事故等対処設備」に示す。</u></p> <p><u>3.3 防護対策施設</u></p>	<p>るものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>重大事故等対処設備は後次回で申請するため、本申請では当社に記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p> <p>当社には対象</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考	
		<p>外部事象防護対象施設の損傷防止のために防護措置として設置する施設を、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 室ルーフベントファン防護対策施設 (防護ネット, 防護鋼板及び架構) ・中央制御室換気系冷凍機防護対策施設 (防護ネット, 防護鋼板及び架構) ・海水ポンプエリア防護対策施設 (防護ネット, 防護鋼板及び架構) ・中央制御室換気系開口部防護対策施設 (防護鋼板及び架構) ・原子炉建屋外側ブローアウトパネル防護対策施設 (防護ネット, 防護鋼板及び架構) ・原子炉建屋付属棟軽量外壁部防護対策施設 (防護鋼板) ・原子炉建屋付属棟開口閉鎖部防護対策施設 (防護鋼板) ・使用済燃料乾式貯蔵容器防護対策施設 (防護ネット及び架構 (車両防護柵を含む。)) 	<p>施設がないため記載に差異がある。</p>
<p>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。</p> <p>竜巻防護対象施設の選定については、添付書類「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示す。</p>	<p>(4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>竜巻防護対象施設等に対して、倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機能的影響を及ぼし得る施設を竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として抽出する。</p> <p>a. 機械的影響の観点</p> <p>倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設に損傷を及ぼし得る施設としては、施設高さが低い施設</p>	<p>3.5 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設</p> <p>外部事象防護対象施設等の機能に、機械的影響、機能的影響の観点から、波及的影響を及ぼす可能性がある施設を抽出する。</p> <p>(1) 機械的影響を及ぼす可能性がある施設</p> <p>外部事象防護対象施設等に機械的影響を及ぼす可能性がある施設として、外部事象防護対象施設を内包する施設に隣接し、外部事象防護対象施設を内包する施設との接触により、外部事象防護対象施設に損傷を及ぼす可能性がある外部事象防護対象施設を内包しない施設及び倒壊により外部事象防護対象施設に損傷を及ぼす可能性がある施設を竜巻の影響を考慮する施設として抽出する。</p> <p>倒壊により外部事象防護対象施設に損傷を及ぼす可能性がある施設としては、施設高さが低い施設は倒壊して</p>	<p>MOX 燃料加工建屋に隣接し、接触による波及的影響を及ぼす可能性がある施設がないため。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>設は倒壊しても竜巻防護対象施設に影響を与えないため、当該施設の高さと竜巻防護対象施設までの最短距離を比較することにより選定する。</p> <p>また、竜巻の風圧力により飛来物となる可能性がある屋外の重大事故等対処設備及び資機材等のその他の施設についても機械的影響を及ぼす可能性がある施設として選定する。</p> <p>a. 倒壊により竜巻防護対象施設等に損傷を及ぼし得る施設 倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に損傷を及ぼし得る以下の施設を選定する。 ・<u>気体廃棄物の廃棄設備 排気筒</u>（機械的影響の観点）</p> <p>b. その他の施設 その他、竜巻の風圧力により機械的影響を及ぼす可能性があるものとして、以下の施設を選定する。 ・再処理事業所内の屋外に保管する資機材等 運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物より大きな資機材等（屋外の重大事故等対処設備を除く。）についても、固縛等の飛来物発生防止対策を実施する。</p>	<p>も外部事象防護対象施設に影響を与えないため、当該施設の高さと外部事象防護対象施設までの最短距離を比較することにより選定する。</p> <p>また、竜巻の風圧力により飛来物となる可能性がある屋外の重大事故等対処設備及び資機材等のその他の施設についても機械的影響を及ぼす可能性がある施設として選定する。</p> <p>a. <u>外部事象防護対象施設を内包する施設に隣接し外部事象防護対象施設を内包する施設との接触により外部事象防護対象施設に損傷を及ぼす可能性がある施設</u> <u>外部事象防護対象施設に隣接し、外部事象防護対象施設を内包する施設と接触する可能性がある以下の施設を選定する。</u> ・<u>サービス建屋（原子炉建屋及びタービン建屋に隣接する施設）</u></p> <p>b. <u>倒壊により外部事象防護対象施設等に損傷を及ぼす可能性がある施設</u> <u>倒壊により外部事象防護対象施設等に損傷を及ぼす可能性のある以下の施設を選定する。</u> ・<u>海水ポンプエリア防護壁（海水ポンプ室近傍の施設）</u> ・<u>鋼製防護壁（海水ポンプ室近傍の施設）</u></p> <p>c. その他の施設 その他、竜巻の風圧力により機械的影響を及ぼす可能性があるものとして、以下の施設を選定する。 ・発電所敷地の屋外に保管する資機材、<u>重大事故等対処設備等</u> <u>屋外の重大事故等対処設備は、飛来した場合に外部事象防護対象施設や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させる可能性のある設備について、固縛等の飛来物発生防止対策を実施する。</u>また、運動エネルギー</p>	<p>施設の選定結果の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は後次回で申請するため、本申請では当社に記載はなく、</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>具体的な固縛対象物については、「3. 竜巻防護のための固縛対象物の選定」に示す。</p> <p>b. 機能的影響の観点 竜巻防護対象施設の付属施設のうち屋外にあるもので、風圧力、気圧差及び飛来物の衝突による破損等により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわせるおそれがある施設を竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設とする。 <u>なお、竜巻防護対象施設の付属施設のうち屋内に設置されるもので、設計竜巻の影響により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわせる可能性のある施設はない。</u></p>	<p>ギ又は貫通力が設計飛来物より大きな資機材等（屋外の重大事故等対処設備を除く。）についても、固縛等の飛来物発生防止対策を実施する。</p> <p>具体的な固縛対象物については、「4. 竜巻防護のための固縛対象物の選定」に示す。</p> <p>(2) 機能的影響を及ぼす可能性がある施設 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設のうち、機能的影響を及ぼす可能性がある施設として、外部事象防護対象施設の屋外の付属設備を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p>a. <u>外部事象防護対象施設の屋外の付属設備</u> <u>外気と繋がっており、竜巻の風圧力及び気圧差による影響を受ける可能性があり、外部事象防護対象施設の付属配管である以下の施設を選定する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>非常用ディーゼル発電機排気消音器及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機排気消音器（以下「非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）排気消音器」という。）（ディーゼル発電機等の付属設備）</u> ・<u>非常用ディーゼル発電機排気配管、非常用ディーゼル発電機燃料デイトンクベント管、非常用ディーゼル発電機機関ベント管及び非常用ディーゼル発電機潤滑油サンプタンクベント管並びに高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機排気配管、高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料デイトンクベント管、高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機機関ベント管及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機潤滑油サンプタンクベント管（以下「非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）付属排気配管及びベント配管」という。）（ディーゼル発電機等の付属設備）</u> ・<u>残留熱除去系海水系配管（放出側）（残留熱除去系海水系ポンプの付属設備）</u> ・<u>非常用ディーゼル発電機用海水配管（放出側）及び高</u> 	<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>施設の選定結果の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備 考
<p>重大事故等対処設備を収納する建屋等は、竜巻の荷重等の影響により必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>竜巻の影響を考慮する施設の選定フローを第 3.1-1 図～第 3.1-4 図に示す。</p> <p>2.2.2 重大事故等対処設備 (1) 重大事故等対処設備を収納する建屋等 建屋に収納される重大事故等対処設備は、建屋にて防護されることから、重大事故等対処設備の代わりに重大事故等対処設備を収納する建屋等を、竜巻の影響を考慮する施設とする。</p> <p>・ <u>燃料加工建屋</u></p> <p><u>重大事故等対処設備のみを収納する建屋等は、後次回申請の申請書において選定結果を示す。</u></p> <p>(2) <u>屋外の常設重大事故等対処設備</u></p> <p><u>屋外の常設重大事故等対処設備は、後次回申請の申請書において選定結果を示す。</u></p>	<p><u>圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水配管（放出側）（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水配管（放出側）」という。）（非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプの付属設備）</u> 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の選定フローを、図 3-2 に示す。</p> <p>当社は、重大事故等対処設備を収納する建屋を明確化するため記載する。緊急時対策建屋、第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所は後次回で申請する。</p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備は後次回で申請するため、本申請では当社に記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p>
<p>(2) 竜巻随伴事象に対する設計 竜巻防護対象施設は、竜巻による随伴事象として過去の竜巻被害の状況及び MOX 燃料加工施設における施</p>	<p>2.2.3 竜巻随伴事象を考慮する施設 火災を考慮する施設として油を内包する<u>屋外の危険物貯蔵施設等（ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所、ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵</u></p>	<p>3.6 竜巻随伴事象を考慮する施設 火災を考慮する施設として油を内包する屋外の危険物貯蔵施設や残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を</p> <p>施設の選定結果の差異は施</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>設の配置から想定される、危険物貯蔵施設等の火災、屋外タンク等からの溢水及び設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷の影響による外部電源喪失の竜巻随件事象により、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻随件事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の許容温度を超えない設計とすることにより、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。当該設計については、「V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針」において考慮する。</p> <p>竜巻随件事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。</p> <p>溢水評価に係る設計方針を申請する後次回の申請書に示す。</p> <p>竜巻随件事象のうち外部電源喪失に対しては、竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。</p> <p>竜巻随件事象を考慮する施設の選定については、「V-1-1-1-2</p>	<p>所)を選定し、溢水を考慮する施設として屋外タンク等を選定し、外部電源喪失を考慮する施設として<u>非常用所内電源設備</u>を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>屋外の危険物貯蔵施設等（ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所、ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所）（火災）</u> ・<u>屋外タンク等（溢水）</u> ・<u>非常用所内電源設備（外部電源喪失）</u> 	<p>む。)用海水ポンプを選定し、溢水を考慮する施設として屋外タンク等を選定し、外部電源喪失事象を考慮する施設として<u>送電線</u>を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>屋外の危険物貯蔵施設（火災）</u> ・<u>残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ（火災）</u> ・<u>屋外タンク等（溢水）</u> ・<u>送電線（外部電源喪失）</u> <p>設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定】

MOX 燃料加工施設	発電炉	備 考							
<p>－2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示す。 竜巻の影響を考慮する施設に対する設計の詳細について、「V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針」に示す。</p>									
<p>2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2)設計飛来物の設定 事業許可（変更許可）を受けたとおり、固縛等の運用、管理を考慮して、鋼製材（長さ×幅×奥行 4.2m×0.3m×0.2m）を設計飛来物として設定する。</p> <p>第 2.1.2-1 表に MOX 燃料加工施設における設計飛来物の諸元を示す。 設計飛来物に対して比較的小さい砂利が飛来物として考えられる。竜巻防護対象施設は、設計飛来物の衝撃荷重に対して健全性を確保できる建物・構築物による防護を基本としていることから、砂利は飛来物として考慮する必要はない。 なお、降下火砕物の粒子は、砂よりも硬度が低い特性を持つため降下火砕物の粒子の衝突による影響は小さく、設計飛来物の影響に包絡される。</p> <p>第 2.1.2-1 表 MOX 燃料加工施設における設計飛来物</p> <table border="1" data-bbox="129 1283 551 1474"> <thead> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>鋼製材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> </tbody> </table>	飛来物の種類	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×奥行 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	135	<p>3. 竜巻防護のための固縛対象物の選定 3.1 竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針 竜巻防護対象施設に対して竜巻による飛来物の影響を防止する観点から、竜巻による飛来物として想定すべき資機材等を調査し、設計竜巻により飛来物となり竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性があるものを固定、固縛、建屋収納、撤去、車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避をする。</p> <p>再処理事業所内の屋外に保管する資機材等及び屋外の重大事故等対処設備のうち、固縛を実施するものの選定について説明する。</p> <p>3.2 MOX 燃料加工施設の屋外に保管する資機材等 3.2.1 MOX 燃料加工施設における飛来物の調</p>	<p>2.2 竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針</p> <p>外部事象防護対象施設に対して竜巻による飛来物の影響を防止する観点から、竜巻による飛来物として想定すべき資機材等を調査し、設計竜巻により飛来物となり外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性があるものを固縛、固定、外部事象防護対象施設等からの隔離及び頑健な建屋内に収納又は撤去する。 <u>屋外の重大事故等対処設備は、設計竜巻の風圧力による荷重に対して、位置的分散等を考慮した設置又は保管により、重大事故等に対処するために必要な機能を損わない設計に加え、悪影響防止の観点から、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備等や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とすることから、屋外の重大事故等対処設備は、設計竜巻の風圧力に対し、竜巻時及び竜巻通過後において、外部事象防護対象施設や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させる可能性のあるものについて固縛する。</u></p> <p>4. 竜巻防護のための固縛対象物の選定 発電所敷地の屋外に保管する資機材等及び屋外の重大事故等対処設備のうち、固縛を実施するものの選定について説明する。</p> <p>4.1 発電所敷地の屋外に保管する資機材等 4.1.1 発電所における飛来物の調査</p>	<p>屋外の重大事故等対処設備は後次回で申請するため、本申請では当社に記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p>
飛来物の種類	鋼製材								
寸法 (m)	長さ×幅×奥行 4.2×0.3×0.2								
質量 (kg)	135								

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">最大水平速度 (m/s)</td> <td style="text-align: center;">51</td> </tr> <tr> <td>最大鉛直速度 (m/s)</td> <td style="text-align: center;">34</td> </tr> </table>	最大水平速度 (m/s)	51	最大鉛直速度 (m/s)	34	<p>査</p> <p>再処理事業所内において、竜巻防護の観点から想定すべき飛来物を選定するために現地調査を行い、その結果を基に想定すべき飛来物となり得る資機材等を抽出した。</p> <p>調査範囲は再処理事業所の建屋、構造物の外回り、建屋屋上、構内道路、駐車場及び資機材が保管可能な空き地を調査した。第 3.2.1-1 図に再処理事業所における現地調査範囲を示す。</p> <p>また、調査結果について第 3.2.1-1 表に示す。</p> <p>3.2.2 固縛対象物の選定</p> <p>飛来物調査により抽出した、飛来物となり得る資機材等について、資機材等の寸法、質量及び形状より空力パラメータ ($C_D A/m$) を次式により算出する。</p> $\frac{C_D A}{m} = \frac{c(C_{D1} A_1 + C_{D2} A_2 + C_{D3} A_3)}{m}$ <p>A : 代表面積 (m^2) c : 係数 (0.33) C_D : 抗力係数 m : 質量 (kg)</p> <p>出典：東京工芸大学 (平成 23 年 2 月) 「平成 21～22 年度原子力安全基盤調査研究 (平成 22 年度) 竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」, 独立行政法人原子力安全基盤機構委託研究成果報告書</p> <p>代表面積 $A(m^2)$ は、想定すべき飛来物の形状に応じて直方体又は円柱に置換した各面の面積を表し、資機材等の形状に応じて適切に選定する。また、抗力係数 C_D は、想定すべき飛来物の形状に応じた係数として、第 4.1.2-1 表に示す</p>	<p>東海第二発電所及び東海発電所構内において、竜巻防護の観点から想定すべき飛来物を選定するために現地調査を行い、その結果を基に想定すべき飛来物となりうる資機材等を抽出した。</p> <p>調査範囲は発電所構内の建屋、構造物の外回り、建屋屋上、構内道路、駐車場及び資機材が保管可能な空き地を調査した。図 4-1 に発電所における現地調査範囲を示す。</p> <p>また、調査結果について表 4-1 に示す。</p> <p>4.1.2 固縛対象物の選定</p> <p>飛来物調査により抽出した、飛来物となり得る資機材等について、資機材等の寸法、質量及び形状より空力パラメータ ($C_D A/m$) を次式により算出する。</p> $\frac{C_D A}{m} = \frac{c(C_{D1} A_1 + C_{D2} A_2 + C_{D3} A_3)}{m}$ <p>A : 代表面積 (m^2) c : 係数 (0.33) C_D : 抗力係数 m : 質量 (kg)</p> <p>出典：東京工芸大学 (平成 23 年 2 月) 「平成 21～22 年度原子力安全基盤調査研究 (平成 22 年度) 竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」, 独立行政法人原子力安全基盤機構委託研究成果報告書</p> <p>代表面積 $A(m^2)$ は、想定すべき飛来物の形状に応じて直方体又は円柱に置換した各面の面積を表し、資機材等の形状に応じて適切に選定する。また、抗力係数 C_D は、想定すべき飛来物の形状に応じた係数として、表 4-2 に示す $C_{D1} \sim C_{D3}$ を用いる。</p>	
最大水平速度 (m/s)	51						
最大鉛直速度 (m/s)	34						

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>$C_{D1} \sim C_{D3}$ を用いる。</p> <p>算出した空力パラメータを用いて、竜巻による風速場の中での飛来物の軌跡を解析する解析コードの「TONBOS」により、飛来物の速度、飛散距離及び飛散高さを算出する。</p> <p>また、飛来物の運動エネルギー(=1/2・m・V²)は飛来物の質量と解析コード「TONBOS」により算出した速度から求める。</p> <p>さらに、飛来物の貫通力として、飛来物の衝突による貫通が発生する時の部材厚(貫通限界厚さ)を算出する。貫通限界厚さは、コンクリートに対して米国 NRC の基準類に算出式として記載されている修正 NDRC 式 (4.1) 及び Degen 式 (4.2)、鋼板に対して「タービンミサイル評価(昭和 52 年 7 月 20 日原子炉安全専門審査会)」の中で貫通厚さの算出式に使用されている BRL 式から求める。また、コンクリートに対する裏面剥離限界厚さは、<u>実物航空機のエンジン実験に基づき、Chang 式から求める。</u></p> <p><修正 NDRC 式及び Degen 式></p> <p>(4.1)</p> $\frac{X_c}{a_c d} \leq 2 \text{ の場合 } \frac{X_c}{d} = 2 \left\{ \left(\frac{12145}{\sqrt{F_c}} \right) N d^{0.2} \frac{M}{d^3} \left(\frac{V}{1000} \right)^{1.8} \right\}^{0.5}$ $\frac{X_c}{a_c d} \geq 2 \text{ の場合 } \frac{X_c}{d} = 2 \left\{ \left(\frac{12145}{\sqrt{F_c}} \right) N d^{0.2} \frac{M}{d^3} \left(\frac{V}{1000} \right)^{1.8} \right\}^{0.5}$ <p>(4.2)</p> $\frac{X_c}{a_c d} \leq 1.52 \text{ の場合 } t_p = a_p d \left\{ 2.2 \left(\frac{X_c}{a_c d} \right) - 0.3 \left(\frac{X_c}{a_c d} \right)^2 \right\}$ $1.52 \leq \frac{X_c}{a_c d} \leq 13.42 \text{ の場合 } t_p = a_p d \left\{ 0.69 + 1.29 \left(\frac{X_c}{a_c d} \right) \right\}$	<p>算出した空力パラメータを用いて、竜巻による風速場の中での飛来物の軌跡を解析する解析コードの「TONBOS」により、飛来物の速度、飛散距離及び飛散高さを算出する。</p> <p>また、飛来物の運動エネルギー(=1/2・m・V²)は飛来物の質量と解析コード「TONBOS」により算出した速度から求める。</p> <p>さらに、飛来物の貫通力として、飛来物の衝突による貫通が発生する時の部材厚(貫通限界厚さ)を算出する。貫通限界厚さは、コンクリートに対して米国 NRC の基準類に算出式として記載されている修正 NDRC 式 (4.1) 及び Degen 式 (4.2)、鋼板に対して「タービンミサイル評価(昭和 52 年 7 月 20 日原子炉安全専門審査会)」の中で貫通厚さの算出式に使用されている BRL 式から求める。</p> <p><修正 NDRC 式及び Degen 式></p> $\frac{X_c}{a_c d} \leq 2 \text{ の場合 } \frac{X_c}{d} = 2 \left\{ \left(\frac{12145}{\sqrt{F_c}} \right) N d^{0.2} \frac{M}{d^3} \left(\frac{V}{1000} \right)^{1.8} \right\}^{0.5}$ $\frac{X_c}{a_c d} \geq 2 \text{ の場合 } \frac{X_c}{d} = \left(\frac{12145}{\sqrt{F_c}} \right) N d^{0.2} \frac{M}{d^3} \left(\frac{V}{1000} \right)^{1.8} + 1$ $\frac{X_c}{a_c d} \leq 1.52 \text{ の場合 } t_p = a_p d \left\{ 2.2 \left(\frac{X_c}{a_c d} \right) - 0.3 \left(\frac{X_c}{a_c d} \right)^2 \right\}$ $1.52 \leq \frac{X_c}{a_c d} \leq 13.42 \text{ の場合 } t_p = a_p d \left\{ 0.69 + 1.29 \left(\frac{X_c}{a_c d} \right) \right\}$	<p>備考</p> <p>Chang 式は先行炉でも使用実績があるが、固縛対象物の選定に裏面剥離の観点から先行炉は考慮していない。固縛対象物の選定に裏面剥離の観点を加えることで、固縛対象物を広く抽出することになるため、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p> $t_p = \alpha_p d \left\{ 0.69 + 1.29 \left(\frac{x_c}{\alpha_c d} \right) \right\}$ t_p : 貫通限界厚さ (cm) x_c : 貫入深さ (cm) F_c : コンクリートの設計基準強度 d : 飛来物の直径 (cm) (飛来物の衝突面の外形の最小投影面積に等しい円の直径) M : 飛来物の質量 (kg) V : 飛来物の最大水平速度 (m/s) N : 飛来物の先端形状係数 α_c : 飛来物の低減係数 α_p : 飛来物の低減係数 <BRL 式> $T^{\frac{3}{2}} = \frac{0.5mv^2}{1.4396 \times 10^9 \cdot K^2 \cdot d^{\frac{3}{2}}}$ T : 貫通限界厚さ (m) d : 飛来物が衝突する衝突断面の等価直径 (m) (最も投影面積が小さくなる衝突断面の等価直径) K : 鋼板の材質に関する係数 (=1.0) m : 飛来物の質量 (kg) v : 飛来物の飛来速度 (m/s) <Chang 式> $S = 1.84\alpha_s \left(\frac{V_0}{V} \right)^{0.13} \cdot \frac{(mV^2)^{0.4}}{d^{0.2} \cdot f_c'^{0.4}}$ s : 裏面剥離限界厚さ (ft) α_s : 飛来物係数 </p>	<p> t_p : 貫通限界厚さ (cm) x_c : 貫入深さ (cm) F_c : コンクリートの設計基準強度 (固縛対象物の選定では 250 kgf/cm² とする。) d : 飛来物の直径 (cm) (飛来物の衝突面の外形の最小投影面積に等しい円の直径) M : 飛来物の質量 (kg) V : 飛来物の最大水平速度 (m/s) N : 飛来物の先端形状係数 (=1.14) (保守的な評価となる, 非常に鋭い場合の数値を使用) α_c : 飛来物の低減係数 (=1.0) α_p : 飛来物の低減係数 (=1.0) <BRL 式> $T^{\frac{3}{2}} = \frac{0.5mv^2}{1.4396 \times 10^9 \cdot K^2 \cdot d^{\frac{3}{2}}}$ T : 貫通限界厚さ (m) d : 飛来物が衝突する衝突断面の等価直径 (m) (最も投影面積が小さくなる衝突断面の等価直径) K : 鋼板の材質に関する係数 (=1.0) m : 飛来物の質量 (kg) v : 飛来物の飛来速度 (m/s) </p>	<p>設計方針 (保守的な条件設定)</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p><u>V_0 : 飛来物基準速度 (200ft/s)</u> <u>V : 飛来物衝突速度 (ft/s)</u> <u>m : 飛来物質量 (lb)</u> <u>d : 飛来物直径 (ft)</u> <u>f_c' : コンクリート圧縮強度 (lbf/ft²)</u></p> <p>固縛対象物の選定は、設計飛来物に包含されているか否かについての観点により、以下の項目を満たすものを抽出する。 [固縛対象物 (設計飛来物に包含されない物) の選定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動エネルギーが設計飛来物に設定している鋼製材の 176kJ 以上のもの。 ・コンクリートに対する貫通力 (貫通限界厚さ) が設計飛来物に設定している鋼製材の 24.7cm 以上のもの。 ・鋼板に対する貫通力 (貫通限界厚さ) が設計飛来物に設定している鋼製材の 8.2mm より大きいもの。 ・コンクリートに対する貫通力 (裏面剥離限界厚さ) が設計飛来物に設定している鋼製材の 41.2cm 以上のもの。 <p>なお、評価に用いた解析コード「TONBOS」の検証、妥当性確認等の概要については、「V-4 計算機プログラム (解析コード) の概要」に示す。</p> <p>固縛対象物の選定フローを第 3.2.2-1 図に示</p>	<p>固縛対象物の選定は、設計飛来物に包含されているか否かについての観点により、以下の項目を満たすものを抽出する。 [固縛対象物 (設計飛来物に包含されない物) の選定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動エネルギーが設計飛来物に設定している鋼製材の 176 kJ より大きいもの。 ・コンクリートに対する貫通力 (貫通限界厚さ) が設計飛来物に設定している鋼製材の 25.9 cm より大きいもの。 ・鋼板に対する貫通力 (貫通限界厚さ) が設計飛来物に設定している鋼製材の 31.2 mm より大きいもの。 <p>設計飛来物に包含されない資機材等は、外部事象防護対象施設等及び防護対策施設までの距離又は障害物の有無を考慮し、離隔 (退避含む) の対策を講じることができない資機材等は外部事象防護対象施設等及び防護対策施設に波及的影響を及ぼす可能性があることから固定又は固縛する。</p> <p>なお、評価に用いた解析コード「TONBOS」の検証、妥当性確認等の概要については、添付書類「V-5-9 計算機プログラム (解析コード) の概要・TONBOS」に示す。</p> <p>固縛対象物の選定フローを図 4-2 に示す。</p>	<p>によるものであり、評価手法は先行炉でも採用実績があるため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>固縛対象物の選定に裏面剥離の観点を加えることで、固縛対象物を広く抽出することになるため、新たな論点が生じるものではない。 設計飛来物にしないための措置はV-1-1-1-2-1に示す。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>す。</p> <p><u>3.3 屋外の可搬型重大事故等対処設備</u></p> <p><u>屋外の可搬型重大事故等対処設備に対する設計方針については、屋外の可搬型重大事故等対処設備を申請する後次回の申請書において示す。</u></p>	<p><u>4.2 屋外の重大事故等対処設備</u></p> <p><u>屋外の重大事故等対処設備のうち、固縛を必要とする重大事故等対処設備（以下「固縛対象設備」という。）は、設計竜巻の風荷重により設計基準事故対処設備等（外部事象防護対象設備）や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させる可能性があるかの観点で選定する。</u></p> <p><u>資機材等に対する固縛の要否と同様に、解析コードの「TONBOS」により、屋外重大事故等対処設備が飛散した時の速度、飛散距離及び飛散高さを算出する。算出された飛散距離と、外部事象防護対象設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備との配置及び障害物の有無を考慮し、悪影響を及ぼす可能性がある重大事故等対処設備は、固縛対象設備として選定する。なお、固縛対象設備として選定されなかった屋外の重大事故等対処設備は、「4.1 発電所敷地の屋外に保管する資機材等」と同様に、設計飛来物による影響に包含されるかの観点で固縛の要否を選定する。</u></p> <p><u>なお、具体的な固縛対象設備については、添付書類「V-1-1-2-3-4 竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針」に記載する。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>図 4-1 発電所における現地調査範囲図</p> <p>表 4-1 発電所における竜巻防護の観点から想定すべき主な飛来物の一覧表</p> <p>(以下、省略)</p> <p>表 4-2 飛来物の抗力係数</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(以下、省略)</p> <p>図 4-2 固縛対象物等及び固縛対象設備の選定フロー</p>	<p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は後次回で申請するため、本申請では当社に記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p>

別紙4－3

竜巻の影響を考慮する施設の 設計方針

【凡例】

下線：

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異
- ・後次回の申請範囲に伴う差異

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>(関連添付書類) V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針</p>	<p>V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」及び「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に基づき、竜巻防護に関する施設の施設分類、要求機能及び性能目標を明確にし、各施設分類の機能設計及び構造強度設計に関する設計方針について説明するものである。</p>	<p>V-1-1-2-3-3 竜巻防護に関する施設の設計方針</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、添付書類「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」及び添付書類「V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に基づき、竜巻防護に関する施設の施設分類、要求機能及び性能目標を明確にし、各施設分類の機能設計及び構造強度設計に関する設計方針について説明するものである。</p>
<p>2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計</p> <p>「2.1.1 竜巻より防護すべき施設及び設計方針」にて設定した竜巻防護対象施設について、設計荷重(竜巻)を踏まえた竜巻防護設計を実施する。</p> <p>竜巻防護設計として、設計荷重(竜巻)に対する影響評価を実施することから、影響評価の対象として、竜巻の影響を考慮する施設を選定する。</p> <p>竜巻の影響を考慮する具体的な施設については、「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示す。</p>	<p>2. 設計の基本方針</p> <p>「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」を踏まえ、竜巻より防護すべき施設が、その安全機能を損なうおそれがないようにするため、竜巻の影響を考慮する施設の防護設計を行う。</p> <p>防護設計に当たっては、「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」にて設定している竜巻防護設計の目的及び「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」にて選定している施設の分類を踏まえて、施設分類ごとの要求機能を整理するとともに、施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。</p>	<p>2. 設計の基本方針</p> <p>発電所に影響を与える可能性がある竜巻の発生により、添付書類「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」にて設定している竜巻より防護すべき施設が、その安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないようにするため、竜巻の影響を考慮する施設の設計を行う。竜巻の影響を考慮する施設は、添付書類「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」にて設定している設計竜巻に対して、その機能が維持できる設計とする。</p> <p>竜巻の影響を考慮する施設の設計に当たっては、添付書類「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」にて設定している竜巻防護設計の目的及び添付書類「V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」にて選定している施設の分類を踏まえて、施設分類ごとの要求機能を整理するとともに、施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>竜巻の影響を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するため、施設分類ごとに各機能の設計方針を示す。</p> <p>竜巻の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための施設ごとの構造強度の設計方針等については、「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p>	<p>性能目標を定める。</p> <p>竜巻の影響を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するため、施設分類ごとに各機能の設計方針を示す。なお、<u>屋外の重大事故等対処設備の竜巻防護に関する位置的分散による機能維持設計及び悪影響防止のための固縛設計に関する設計方針は、添付書類「V-1-1-2-3-4 竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針」に示す。</u></p> <p>竜巻の影響を考慮する施設の設計フローを図 2-1 に示す。</p> <div data-bbox="1265 678 1657 885" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[添付書類「V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」] --> B[3. 要求機能及び性能目標] B --> C[4. 機能設計] B --> D[構造強度設計*1] </pre> </div> <p>図 2-1 施設的设计フロー**</p> <p>注記 *1: 添付書類「V-3-別添 1 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書」 *2: フロー中の番号は本資料での記載箇所を示す。</p> <p>竜巻の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための施設ごとの構造強度の設計方針等については、<u>添付書類「V-3-別添 1 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書」に示すこととし、防護ネット等の防護対策施設を除く竜巻の影響を考慮する施設の強度計算の方針を添付書類「V-3-別添 1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に、<u>防護対策施設の強度計算の方針を添付書類「V-3-別添 1-2 防護対策施設の強度計算の方針」に示す。</u></u></p>	<p>屋外の重大事故等対処設備は後次回で申請するため、本申請では MOX 燃料加工施設に記載はない。当社は、<u>位置的分散については設計方針を V-1-1-4 にて示すこととし、固縛の設計方針は本添付書類で示すこととするため発電炉と構成は異なる。</u></p> <p>防護対策施設は MOX 燃料加工施設にはないので記載に差異がある。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
	<p>なお、竜巻の影響に対する防護機能を期待する扉は、竜巻により防護すべき施設を内包する施設を構成する建具であることから、扉の強度計算の方針は原子炉建屋の一部として、添付書類「V-3-別添 1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p> <p>また、竜巻防護措置として設置する防護対策施設については、外部事象防護対象施設への地震による波及的影響を防止する設計としている。耐震計算の方針、方法及び結果については、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」に示す。</p>	
<p>3. 要求機能及び性能目標</p> <p>竜巻防護対策を実施する目的は、MOX 燃料加工施設に影響を与える可能性がある竜巻の発生に伴い、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないこと及び重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことである。また、施設の分類については、「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」において、竜巻防護対象施設を収納する建屋、建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設、建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設、竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設、重大事故等対処設備を収納する建屋等及び竜巻随件事象を考慮する施設に分類している。これらを踏まえ、施設分類ごとに要求機能を整理するとともに、施設分類ごとの要求機能を踏まえた施設ごとの機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を設</p>	<p>3. 要求機能及び性能目標</p> <p>竜巻防護対策を実施する目的として、添付書類「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」において、発電所に影響を与える可能性がある竜巻の発生に伴い、外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれがないこと及び重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこととしている。また、施設の分類については、添付書類「V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」において、外部事象防護対象施設、重大事故等対処設備、防護対策施設、竜巻より防護すべき施設を内包する施設、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設及び竜巻随件事象を考慮する施設に分類している。これらを踏まえ、施設分類ごとの要求機能を整理するとともに、施設分類ごとの要求機能を踏まえた施設ごとの機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を設定する。</p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備 考
<p>(1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計</p> <p>a. 設計方針</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設</p> <p>イ. 建屋に収納される竜巻防護対象施設 建屋に収納される竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、構造健全性を維持する竜巻防護対象施設を収納する建屋(燃料加工建屋)内に設置し、建屋により防護する設計とする。</p> <p>ロ. 竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、主要構造の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とし、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>定する。</p> <p>3.1 竜巻防護対象施設</p> <p>3.1.1 竜巻防護対象施設を収納する建屋</p> <p>a. 施設</p> <p>(a) <u>燃料加工建屋</u></p> <p>b. 要求機能 竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対し、設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することを防止し、建屋内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことが要求される。</p> <p>c. 性能目標 竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対し、主要構造の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないこと、また、設計飛来物の衝突に対し、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことを構造強度設計上の性能目標とする。</p>	<p>3.3 竜巻より防護すべき施設を内包する施設</p> <p>(1) 施設</p> <p><u>a. タービン建屋</u></p> <p><u>b. 使用済燃料乾式貯蔵建屋</u></p> <p><u>c. 軽油貯蔵タンクタンク室</u></p> <p><u>d. 排気筒モニタ建屋</u></p> <p>(2) 要求機能 竜巻より防護すべき施設を内包するタービン建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋、軽油貯蔵タンクタンク室及び排気筒モニタ建屋は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物等の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、設計飛来物等が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止し、また、防護すべき施設の必要な機能を損なわないことが要求される。</p> <p>(3) 性能目標</p> <p>a. タービン建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋及び軽油貯蔵タンクタンク室 タービン建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋及び軽油貯蔵タンクタンク室は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物等の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、設計飛来物等が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止可能なものとし、</p>

施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
		<p>竜巻より防護すべき施設として必要な機能を損なわないよう、波及的影響を与えないものとするを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>タービン建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋及び軽油貯蔵タンクタンク室は、設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、設計飛来物等が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止するために、設計飛来物等が竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材を貫通せず、また、竜巻より防護すべき施設に波及的影響を与えないために、竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材自体の転倒及び脱落が生じない設計とすることを、構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>b. 排気筒モニタ建屋 排気筒モニタ建屋は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物等の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、竜巻より防護すべき施設として必要な機能を損なわないようにするが、「3.1(1)c. 性能目標」に示すとおり内包する排気筒モニタは、竜巻を起因として放射性廃棄物処理施設の破損が発生することはないため、排気筒モニタ建屋も同様に、安全上支障のない期間に補修等の対応を行うこととして、設計基準事故時における安全機能を損なわない設計とすることを機能設計上の性能目標とする。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
	<p>3.1 外部事象防護対象施設</p> <p>(1) 屋外の外部事象防護対象施設</p> <p>a. 施設</p> <p>(a) 残留熱除去系海水系ポンプ</p> <p>(b) 残留熱除去系海水系ストレーナ</p> <p>(c) 主排気筒</p> <p>(d) 中央制御室換気系冷凍機</p> <p>(e) 非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 室ルーフベントファン</p> <p>(f) 非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 用海水ポンプ</p> <p>(g) 非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 用海水ストレーナ</p> <p>(h) 非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 吸気口</p> <p>(i) 配管及び弁（残留熱除去系海水系ポンプ、中央制御室換気系冷凍機及び非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ周り）</p> <p>(j) 非常用ガス処理系排気筒</p> <p>(k) 原子炉建屋</p> <p>(l) 排気筒モニタ</p> <p>(m) 放水路ゲート</p> <p>b. 要求機能</p> <p>屋外の外部事象防護対象施設は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、施設の安全性を損なわないことが要求される。</p>	<p>MOX 燃料加工施設に対象の施設がないため、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
	<p>c. 性能目標</p> <p><u>屋外の外部事象防護対象施設のうち、設計飛来物に対して、構造強度により安全機能を維持できない残留熱除去系海水系ポンプ、残留熱除去系海水系ストレーナ、中央制御室換気系冷凍機、非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)</u> 室ルーフベントファン、非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプ、非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 用海水ストレーナ並びに配管及び弁(残留熱除去系海水系ポンプ、中央制御室換気系冷凍機及び非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプ周り)は、設計飛来物を外部事象防護対象施設に衝突させないことを目的として防護対策施設である海水ポンプエリア防護対策施設(防護ネット、防護鋼板及び架構)、中央制御室換気系冷凍機防護対策施設(防護ネット、防護鋼板及び架構)及び非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 室ルーフベントファン防護対策施設(防護ネット、防護鋼板及び架構)を設置する。</p> <p><u>防護対策施設については、「3.2 防護対策施設」に記載する。</u></p> <p>(a) 残留熱除去系海水系ポンプ</p> <p><u>防護対策施設に内包される残留熱除去系海水系ポンプは、設計竜巻の風圧力、気圧差による荷重及び防護ネットを通過する飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、電源を確保するとともに、ポンプの機能を維持することにより残</u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>ハ. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 工程室排気設備等の外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して、<u>構造強度評価を実施し</u>、構造健全性を維持し、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、施設に要求される機能を維持する設計とする。</p>	<p>3.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 a. 施設 <u>(a) 気体廃棄物の廃棄設備 工程室排気設備</u> <u>(b) 気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備</u> <u>(c) 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系</u></p>	<p><u>留熱除去系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</u> <u>防護対策施設に内包される残留熱除去系海水系ポンプは、設計竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、ポンプの機能を維持することにより残留熱除去系負荷を冷却する機能を維持するために、海水ポンプ室床面のコンクリート基礎に本体を基礎ボルトで固定するとともに、ポンプの機能維持に必要な付属品を本体にボルト固定し、主要な構造部材が海水の送水機能を維持可能な構造強度を有すること及び海水を送水するための動的機能を維持することを構造強度設計上の性能目標とする。</u> <u>また、防護対策施設に内包される残留熱除去系海水系ポンプは、防護対策施設を構成する防護ネットを通過する飛来物による衝撃荷重に対し、海水により残留熱除去系負荷を冷却する機能を維持するために、有意な変形を生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</u> <u>(b) 残留熱除去系海水系ストレナ (以降略)</u></p> <p>(2) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設 a. 施設 <u>(a) 角ダクト及び丸ダクト(中央制御室換気系ダクト, 非常用ディーゼル発電機室換気系ダクト, 高圧炉心スプレイスディーゼル発電機室換気系ダクト及び原子炉建屋換気系ダクト(原子炉建屋原子炉棟貫通部))</u> (b) 隔離弁(中央制御室換気系隔離弁及</p> <p>施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は後次回で申請するため、本申請では MOX 燃料加工施設に記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に対する<u>要求機能及び性能目標</u>については、<u>気体廃棄物の廃棄設備 工程室排気設備等を申請する後次の申請書において示す。</u></p>	<p><u>び原子炉建屋換気系隔離弁(原子炉建屋原子炉棟貫通部))</u> <u>(c) ファン(中央制御室換気系フィルタ系ファン)</u></p> <p>b. <u>要求機能</u> <u>外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、施設の安全性を損なわないことが要求される。</u></p> <p>c. <u>性能目標</u> <u>(a) 角ダクト及び丸ダクト(中央制御室換気系ダクト, 非常用ディーゼル発電機室換気系ダクト, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系ダクト及び原子炉建屋換気系ダクト(原子炉建屋原子炉棟貫通部))</u> <u>外気と繋がっている中央制御室換気系, 非常用ディーゼル発電機室換気系, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系及び原子炉建屋換気系(原子炉建屋原子炉棟貫通部))の角ダクト及び丸ダクトは、設計竜巻の気圧差に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、換気空調を行う機能又は放射性物質の放出低減機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</u> <u>外気と繋がっている中央制御室換気系, 非常用ディーゼル発電機室換気系, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系及び原子炉建屋換気系(原子炉建屋原子炉棟貫通部)の角ダクト及び丸ダクトは、設計竜巻の気圧差による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、原子炉建屋の壁面等</u></p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>ニ. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</p> <p>建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の侵入を防止するため迷路構造にする等の防護対策を講ずることにより、設計荷重(竜巻)による影響に対して、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、建物・構築物により防護する設計とする。</p>	<p>3.1.3 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</p>	<p><u>にサポートで支持し、主要な構造部材が流路を確保する機能を維持可能な構造強度を有する設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</u></p> <p><u>なお、設計竜巻による風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重については、建屋及び防護対策施設により防護されることから考慮しない。</u></p> <p><u>(以降略)</u></p> <p>(3) 建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設</p> <p>中央制御室換気空調設備、非常用電源盤、原子炉建屋換気系隔離弁及びダクト(原子炉建屋原子炉棟貫通部)並びに使用済燃料乾式貯蔵容器及び使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーンは、設計竜巻の風圧力及び気圧差に対し、建屋によって防護可能であるが、建屋の構造部材の一部である扉及び搬入開口部については設計飛来物の衝突に対し、防護機能は期待できない。これらの施設は、設計飛来物等の衝突に対して構造強度により安全機能を維持できないことから、設計飛来物等を外部事象防護対象施設に衝突させないことを目的として原子炉建屋付属棟開口閉鎖部防護対策施設(防護鋼板)を設置又は竜巻の影響に対する防護機能を期待する扉を設置する。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟 6 階設置設備は、設計竜巻による気圧低下により、原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放され、原子炉建屋原子炉棟の外壁に開口部が発生することにより、設計飛来物の衝突に対し、防護機能は期待できない。原子炉建屋</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
	<p>原子炉棟 6 階設置設備は、設計飛来物の衝突に対して構造強度により安全機能を維持できないことから、設計飛来物を外部事象防護対象施設に衝突させないことを目的として防護対策施設を設置する。なお、設計竜巻の風圧力については構造的に風圧力の影響を受けないことから考慮せず、気圧差についても、外気と通じており気圧差は発生しないことから考慮しない。</p> <p>非常用ガス処理系設備及び非常用ガス再循環系設備は、設計竜巻による気圧低下により、原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放されることを考慮し、当該設備が配置される区画の原子炉建屋外側ブローアウトパネルの撤去及び開口部の閉止により、建屋により防護され、安全機能は損なわない設計とする。</p> <p>防護対策施設については、「3.2 防護対策施設」に、竜巻の影響に対する防護機能を期待する扉については、「3.1 屋外の外部事象防護対象施設」において、原子炉建屋の一部として記載する。</p> <p>a. 施設 <u>(a) 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系</u> <u>(b) 非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系</u> <u>上記「(b) 非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系」の設計方針については、非常用所内電源設備の非常用発電機を申請する後次回の申請書において示す。</u></p> <p>b. 要求機能 非常用所内電源設備の非常用発電機の</p>	<p>原子炉棟 6 階設置設備は、設計飛来物の衝突に対して構造強度により安全機能を維持できないことから、設計飛来物を外部事象防護対象施設に衝突させないことを目的として防護対策施設を設置する。なお、設計竜巻の風圧力については構造的に風圧力の影響を受けないことから考慮せず、気圧差についても、外気と通じており気圧差は発生しないことから考慮しない。</p> <p>非常用ガス処理系設備及び非常用ガス再循環系設備は、設計竜巻による気圧低下により、原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放されることを考慮し、当該設備が配置される区画の原子炉建屋外側ブローアウトパネルの撤去及び開口部の閉止により、建屋により防護され、安全機能は損なわない設計とする。</p> <p>防護対策施設については、「3.2 防護対策施設」に、竜巻の影響に対する防護機能を期待する扉については、「3.1 屋外の外部事象防護対象施設」において、原子炉建屋の一部として記載する。</p> <p>a. 施設 <u>(a) 燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーン</u></p> <p>施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>非常用発電機の排気系は後次回で申請するため、本申請では MOX 燃料加工施設に非常用発電機の排気系に係る記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p> <p>b. 要求機能 建屋等による飛来物の防護が期待でき</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>給気系は、設計荷重(竜巻)に対し、設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することを防止し、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことが要求される。</p> <p>c. 性能目標 <u>非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系は、建物により迷路構造とし設計飛来物の侵入を防止することにより竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことを構造強度設計上の性能目標とする。</u></p>	<p>ない屋内の外部事象防護対象施設は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、施設の安全性を損なわないことが要求される。</p> <p>c. 性能目標 <u>燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーンは、設計竜巻による気圧低下により、原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放され、原子炉建屋原子炉棟の外壁に開口部が発生し、設計飛来物に対して、構造強度により安全機能を維持できないことから、設計飛来物を外部事象防護対象施設に衝突させないことを目的として、原子炉建屋外側ブローアウトパネル防護対策施設(防護ネット、防護鋼板及び架構)を設置する。</u></p> <p><u>防護対策施設については、「3.2 防護対策施設」に記載する。</u> <u>(以降略)</u></p> <p><u>3.2 防護対策施設</u> <u>(1) 施設</u> a. <u>非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設（防護ネット、防護鋼板及び架構）</u> b. <u>中央制御室換気系冷凍機防護対策施設（防護ネット、防護鋼板及び架構）</u> c. <u>海水ポンプエリア防護対策施設（防護ネット、防護鋼板及び架構）</u> d. <u>中央制御室換気系開口部防護対策施設（防護鋼板及び架構）</u> e. <u>原子炉建屋外側ブローアウトパネル防</u></p>	<p>施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設に対象の施設がないため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設に対象の施設がないため、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備 考	
<p>ホ. 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び附属施設の破損による機能的影響を及ぼし得る施設であり、竜巻時及び竜巻通過後において、設計荷重(竜巻)に対し、機械的及び機能的な波及的影響により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>3.1.4 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 a. 施設 (a) <u>気体廃棄物の廃棄設備 排気筒</u></p>	<p><u>護対策施設(防護ネット, 防護鋼板及び架構)</u> <u>f. 原子炉建屋付属棟軽量外壁部防護対策施設(防護鋼板)</u> <u>g. 原子炉建屋付属棟開口閉鎖部防護対策施設(防護鋼板)</u> <u>h. 使用済燃料乾式貯蔵容器防護対策施設(防護ネット及び架構(車両防護柵を含む。))</u> <u>(以降略)</u></p> <p>3.4 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 (1) 施設 a. 機械的影響を与える可能性がある施設 <u>(a) サービス建屋</u> <u>(b) 海水ポンプエリア防護壁</u> <u>(c) 鋼製防護壁</u> <u>(d) 発電所敷地の屋外に保管する資機材及び重大事故等対処設備</u></p> <p><u>b. 機能的影響を与える可能性がある施設</u> <u>(a) 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレー系ディーゼル発電機を含む。)排気消音器</u> <u>(b) 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレー系ディーゼル発電機を含む。)付属排気配管及びベント配管</u> <u>(c) 残留熱除去系海水系配管(放出側)</u> <u>(d) 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレー系ディーゼル発電機を含む。)用海水配管(放出側)</u></p> <p>(2) 要求機能</p>	<p>施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設に対象の施設がないため、新たな論点が生じるものではない。 なお、機能的影響を与える可能性がある施設については、「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」にて、対象施設がないことを説明している。</p> <p>竜巻防護対象施設等に波及的</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>イ. 重大事故等対処設備を収納する建屋等 重大事故等対処設備を収納する建屋等(燃料加工建屋)は、設計荷重(竜巻)に対して、主要構造の構造健全性を維持することにより、屋内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とし、重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p><u>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の要求機能及び性能目標については、気体廃棄物の廃棄設備を申請する後次回の申請書において示す。</u></p> <p>3.2 重大事故等対処設備</p> <p><u>3.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等</u></p> <p><u>a. 施設</u></p> <p><u>(a)燃料加工建屋</u></p> <p><u>燃料加工建屋以外の重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計方針については、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所を申請する後次回の申請書において示す。</u></p> <p><u>b. 要求機能</u></p> <p><u>重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計荷重(竜巻)に対し、設計飛来物が屋内の重大事故等対処設備に衝突することを防止し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないことが要求される。</u></p>	<p><u>外部事象防護対象施設は、機械的及び機能的な波及的影響により、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、施設の安全機能を損なわないことが要求される。</u></p> <p>(3) 性能目標</p> <p><u>a. 機械的影響を与える可能性がある施設</u> (以降略)</p> <p>b. 機能的影響を与える可能性がある施設 (以降略)</p> <p>影響を及ぼし得る施設は後次回で申請するため、本申請ではMOX 燃料加工施設に記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p> <p>当社は、重大事故等対処設備を収納する建屋を明確化するため記載する。緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所は後次回で申請する。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>ロ. 屋外の重大事故等対処設備</p> <p>屋外の重大事故等対処設備に対する設計方針については、屋外の重大事故等対処設備を申請する後次回の申請書において示す。</p>	<p>c. <u>性能目標</u></p> <p><u>重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計荷重(竜巻)に対し、主要構造の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないこと、また、設計飛来物の衝突に対し、貫通及び裏面剥離の発生により重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないことを構造強度設計上の性能目標とする。</u></p> <p><u>3.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備</u></p> <p><u>屋外の常設重大事故等対処設備の要求機能及び性能目標については、屋外の常設重大事故等対処設備を申請する後次回の申請書において示す。</u></p> <p><u>3.2.3 屋外の可搬型重大事故等対処設備</u></p> <p><u>屋外の可搬型重大事故等対処設備の要求機能及び性能目標については、屋外の可搬型重大事故等対処設備を申請する後次回の申請書において示す。</u></p>	<p>屋外の常設重大事故等対処設備は後次回で申請するため、本申請では MOX 燃料加工施設に記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は後次回で申請するため、本申請では MOX 燃料加工施設に記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>(2) 竜巻随伴事象に対する設計 竜巻防護対象施設は、竜巻による随伴事象として過去の竜巻被害の状況及び MOX 燃料加工施設における施設の配置から想定される、危険物貯蔵施設等の火災、屋外タンク等からの溢水及び設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷の影響による外部電源喪失の竜巻随伴事象により、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設 竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の許容温度を超えない設計とすることにより、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。当該設計については、「V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針」において考慮する。</p>	<p>3.3 竜巻随伴事象を考慮する施設 (1) 竜巻防護対象施設 a. 施設 (a) <u>屋外の危険物貯蔵施設等 (火災)</u> (b) <u>屋外タンク等 (溢水)</u> (c) <u>非常用所内電源設備 (外部電源喪失)</u></p> <p>b. 要求機能 竜巻随伴事象を考慮する施設は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、竜巻随伴事象により竜巻防護対象施設の安全機能を損なうおそれのないことが要求される。</p> <p>c. 性能目標 (a) <u>屋外の危険物貯蔵施設等 (火災)</u> 屋外の危険物貯蔵施設等は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、火災を発生させない又は火災が発生しても他の原因による火災の影響の範囲内に収まることを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>3.5 竜巻随伴事象を考慮する施設 (1) 施設 a. <u>屋外の危険物貯蔵施設 (火災)</u> b. <u>残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプ (火災)</u> c. <u>屋外タンク等 (溢水)</u> d. <u>送電線 (外部電源喪失)</u></p> <p>(2) 要求機能 竜巻随伴事象を考慮する施設は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、竜巻随伴事象により外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれのないことが要求される。</p> <p>(3) 性能目標 a. <u>屋外の危険物貯蔵施設 (火災)</u> 屋外の危険物貯蔵施設は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、火災を発生させない又は火災が発生しても他の原因による火災の影響の範囲内に収まることを機能設計上の性能目標とする。 b. <u>残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプ (火災)</u> <u>残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプは、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物</u></p> <p>設置する施設の違いによるものであり、MOX 燃料加工施設には同様の施設がないことから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設置する施設の違いによるものであり、MOX 燃料加工施設には同様の施設がないことから、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備 考	
<p>竜巻随件事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。</p> <p>溢水評価に係る設計方針を申請する後次の申請書に示す。</p> <p>竜巻随件事象のうち外部電源喪失に対しては、竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。</p> <p>竜巻随件事象を考慮する施設の選定については、「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示す。</p> <p>施設に対する設計の詳細について、「V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針」に示す。</p>	<p>(b)屋外タンク等（溢水） 屋外タンク等は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、溢水を発生させない又は溢水が発生しても他の原因による溢水の影響の範囲内に収まることを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>(c)非常用所内電源設備（外部電源喪失） <u>非常用所内電源設備は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、電源供給ができることを機能設計上の性能目標とする。</u></p>	<p><u>の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、火災を発生させないことを機能設計上の性能目標とする。</u></p> <p>c. 屋外タンク等（溢水） 屋外タンク等は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、溢水を発生させない又は溢水が発生しても他の原因による溢水の影響の範囲内に収まることを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>d. 送電線（外部電源喪失） <u>送電線は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、外部電源喪失を発生させない又は外部電源喪失が発生しても代替設備による電源供給ができることを機能設計上の性能目標とする。</u></p>	<p>施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計</p> <p>「2.1.1 竜巻より防護すべき施設及び設計方針」にて設定した竜巻防護対象施設について、設計荷重（竜巻）を踏まえた竜巻防護設計を実施する。</p>	<p>4. 機能設計</p> <p>「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」で設定している設計竜巻に対し、「3. 要求機能及び性能目標」で設定している竜巻の影響を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するために、各施設の機能設計の方針を定める。</p>	<p>4. 機能設計</p> <p>添付書類「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」で設定している設計竜巻に対し、「3. 要求機能及び性能目標」で設定している竜巻の影響を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するために、各施設の機能設計の方針を定める。</p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備 考	
<p>(1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計</p> <p>a. 設計方針</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設</p> <p>イ. 建屋に収納される竜巻防護対象施設 建屋に収納される竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、構造健全性を維持する竜巻防護対象施設を収納する建屋(燃料加工建屋)内に設置し、建屋により防護する設計とする。</p> <p>ロ. 竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、<u>構造強度評価を実施し</u>、主要構造の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とし、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>4.1 竜巻防護対象施設</p> <p>4.1.1 竜巻防護対象施設を収納する建屋</p> <p>(1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針 竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1.1 c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>a. <u>燃料加工建屋</u></p> <p>燃料加工建屋は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、<u>燃料加工建屋の倒壊</u>、構成部材の転倒及び脱落並びに燃料加工建屋に過大な変形が生じないこと及び竜巻防護対象施設を設置する区画の構成部材に設計飛来物の貫通及び裏面剥離が生じないことにより設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することを防止することで、防護する設計とする。</p>	<p>4.3 竜巻より防護すべき施設を内包する施設</p> <p>(1) 竜巻より防護すべき施設を内包する施設の設計方針 竜巻より防護すべき施設を内包する施設の設計方針は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.3(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>a. <u>タービン建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋及び軽油貯蔵タンクタンク室</u> タービン建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋及び軽油貯蔵タンクタンク室は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、設計飛来物が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止するために、竜巻より防護すべき施設を建屋、地中構造物の内部に設置し、また、竜巻より防護すべき施設に波及的影響を与えないために、竜巻から防護すべき施設に対し一定の隔離を有する設計とする。</p> <p>b. 排気筒モニタ建屋 排気筒モニタ建屋は、竜巻通過後において、内包する排気筒モニタの補修等の対応を考慮して、運転管理等の運用の措置により速やかに機能を復帰する運用とする。</p> <p>4.1 外部事象防護対象施設</p> <p>(1) <u>屋外の外部事象防護対象施設</u></p> <p>a. <u>残留熱除去系海水系ポンプの設計方針</u> <u>残留熱除去系海水系ポンプは、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1(1)c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針として</u></p>	<p>施設の選定結果の差異は施設のの違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設に対象の施設がないため、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備 考
<p>ハ. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 工程室排気設備等の外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して、<u>構造強度評価を実施し</u>、構造健全性を維持し、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、施設に要求される機能を維持する設計とする。</p> <p>ニ. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の侵入を防止するため迷路構造にする等の防護対策を講ずることにより、設計荷重(竜巻)</p>	<p>4.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 <u>建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に対する設計方針については、<u>気体廃棄物の廃棄設備 工程室排気設備等を申請する後次回の申請書において示す。</u></u></p> <p>4.1.3 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 <u>建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の設計方針については、<u>非常用所内電源設備の非常用発電機</u></u></p>	<p><u>いる。</u> <u>防護対策施設に内包される残留熱除去系海水系ポンプは、設計竜巻の風圧力、気圧差及び防護ネットを通過する飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、電源を確保するために、設計竜巻の影響を受けない原子炉建屋に設置している非常用所内電源から、地下等に設けたダクト内の電路を通じて受電する構成とする。また、ポンプの機能を維持することにより残留熱除去系負荷を冷却する機能を維持するために、ポンプモータへの電源供給を行い、ポンプの回転を維持することにより、残留熱除去系海水系に送水する設計とする。</u></p> <p><u>b. 残留熱除去系海水系ストレータの設計方針</u> <u>(以降略)</u></p> <p>(2) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設 (以降略)</p> <p>(3) 建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設 a. 燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーンの設計方針 燃料交換機及び原子炉建屋天井クレー</p>
		<p>建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は後次回で申請するため、本申請では MOX 燃料加工施設に記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p> <p>建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は後次回で申請するため、本申請では MOX 燃料加工施設に記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考	
<p>による影響に対して、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、建物・構築物により防護する設計とする。</p>	<p><u>を申請する後次回の申請書において示す。</u></p>	<p>ンは、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1 (3)c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーンは、設計竜巻の風圧力及び防護ネットを通過する飛来物の衝突に対し、竜巻襲来予測時には、燃料取扱作業を中止し、外部事象防護対象施設に影響を及ぼさない待機位置への退避措置を行う運用等により、原子炉建屋外側ブローアウトパネル開放状態においても、燃料の落下を防止し、近傍の外部事象防護対象施設に転倒による影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><u>4.2 防護対策施設</u> <u>(1) 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)</u> <u>室ルーフベントファン防護対策施設</u> <u>(防護ネット、防護鋼板及び架構)の</u> <u>設計方針</u> <u>(以降略)</u></p>	<p>す。</p> <p>MOX 燃料加工施設に対象の施設がないため、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>ホ. 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機能的影響を及ぼし得る施設であり、竜巻時及び竜巻通過後において、設計荷重(竜巻)に対し、機械的及び機能的</p>	<p>4.1.4 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 <u>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の設計方針については、気体廃棄物の廃棄設備を申請する後次回の申請書において示す。</u></p>	<p>4.4 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 (以降略)</p>	<p>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は後次回で申請するため、本申請ではMOX 燃料加工施設に記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>な波及的影響により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>機械的な波及的影響としては、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設や重大事故等対処設備、資機材等の倒壊、損傷、飛散等により竜巻防護対象施設等に与える影響を考慮し、機能的影響としては、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の損傷等による竜巻防護対象施設等の機能喪失を考慮する。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>イ. 重大事故等対処設備を収納する建屋等</p> <p>重大事故等対処設備を収納する建屋等(燃料加工建屋)は、設計荷重(竜巻)に対して、主要構造の構造健全性を維持することにより、屋内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とし、重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p><u>4.2 重大事故等対処設備</u></p> <p><u>4.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等</u></p> <p><u>(1) 重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計方針</u></p> <p><u>重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計方針は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.2.1 c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</u></p> <p><u>a. 燃料加工建屋</u></p> <p><u>重大事故等対処設備を収納する建屋等で選定している燃料加工建屋は、「4.1.1 竜巻防護対象施設を収納する建屋」で選定した施設と同一であるため、「4.1.1(1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針」に包絡される。</u></p> <p><u>燃料加工建屋以外の重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計方針については、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所を申請する後次の申請書において示す。</u></p>	<p>当社は、重大事故等対処設備を収納する建屋を明確化するため記載する。緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所は後次回で申請する。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>ロ. 屋外の重大事故等対処設備</p> <p>屋外の重大事故等対処設備に対する設計方針については、屋外の重大事故等対処設備を申請する後次回の申請書において示す。</p> <p>b. 許容限界</p> <p>「a. 設計方針」に示す建物・構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏面剥離が発生する限界厚さ及び部材の厚さを比較することにより行う。</p> <p>さらに、設計荷重(竜巻)により発生する変形又は応力が安全上適切と認められる規格及び基準等による許容応力等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。</p> <p>竜巻防護対象施設等の許容限界は「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(改正平成 26 年 9 月 17 日原規技発第 1409172 号 原子力規制委員会)を参照し、設計竜巻荷重と地震荷重との類似性、規格等への適用性を踏まえ、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987」((社)日本電気協会)、「原子力発電所耐震設計技術指針 重</p>	<p><u>4.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備</u></p> <p><u>屋外の常設重大事故等対処設備の設計方針については、屋外の常設重大事故等対処設備を申請する後次回の申請書において示す。</u></p> <p><u>4.2.3 屋外の可搬型重大事故等対処設備</u></p> <p><u>屋外の常設重大事故等対処設備の設計方針については、屋外の常設重大事故等対処設備を申請する後次回の申請書において示す。</u></p>	<p>屋外の常設重大事故等対処設備は後次回で申請するため、本申請では MOX 燃料加工施設に記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は後次回で申請するため、本申請では MOX 燃料加工施設に記載はなく、後次回で比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>要度分類・許容応力編 JEAG4601-補 1984」 ((社)日本電気協会)及び「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版」 ((社)日本電気協会)(以下「JEAG4601」という。)等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いて、以下のことを確認する。</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設 イ. 建屋に収納される竜巻防護対象施設 竜巻防護対象施設は、「a. 設計方針 (a) 竜巻防護対象施設 イ. 建屋に収納される竜巻防護対象施設」に示す通り、構造健全性を維持する竜巻防護対象施設を収納する建屋(燃料加工建屋)内に設置し、建屋により防護する設計とすることから、設計荷重(竜巻)に対する許容限界は、「ロ. 竜巻防護対象施設を収納する建屋」に示す。</p> <p>ロ. 竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋については設計荷重(竜巻)に対して、主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないようにする。</p> <p>また、竜巻防護対象施設を収納する建屋の外殻を構成する部材が、評価式に基づく貫通を生じない最小必要厚さ以上とすること、及び竜巻より防護すべき施設が波及的影響を受けないよう、竜巻防護対象施設を収納する建屋の外殻を構成する部材が裏面剥離を生じない最小必要厚さ以上とすることとし、主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないようにする。</p>		

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>ハ. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設</p> <p>建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の許容限界については、後回の申請書において示す。</p> <p>ニ. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</p> <p>建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設のうち、建物による対策に期待できない部位の許容限界については、後回の申請書において示す。</p> <p>ホ. 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設は、倒壊又は転倒が生じる場合においても、機械的影響により竜巻防護対象施設等の必要な機能を損なわないよう施設が終局状態に至ることがないように構造強度を保持することとする。また、施設を構成する主要な構造部材に生じる応力度が設計許容応力度以内であることを確認し、竜巻防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。また、付属施設の破損による機能的影響により竜巻防護対象施設の必要な機能を損なわないよう、機能喪失に至る可能性のある変形を生じないようにする。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>イ. 重大事故等対処設備を収納する建屋等</p> <p>重大事故等対処設備を収納する建屋等(燃料加工建屋)については設計荷重(竜巻)に対して、主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないようにする。</p> <p>また、重大事故等対処設備を収納する建屋</p>		

MOX 燃料加工施設	発電炉	備 考
<p>等（燃料加工建屋）の外殻を構成する部材が、評価式に基づく貫通を生じない最小必要厚さ以上とすること、及び重大事故等対処設備が波及的影響を受けないよう、重大事故等対処設備を収納する建屋等（燃料加工建屋）の外殻を構成する部材が裏面剥離を生じない最小必要厚さ以上とすることとし、主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないこととする。</p> <p>ハ．屋外の重大事故等対処設備</p> <p>屋外の重大事故等対処設備の許容限界については、後次回の申請書において示す。</p> <p>施設に対する設計の詳細について、「V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針」に示す。</p> <p>(2) 竜巻随伴事象に対する設計 竜巻防護対象施設は、竜巻による随伴事象として過去の竜巻被害の状況及び MOX 燃料加工施設における施設の配置から想定される、危険物貯蔵施設等の火災、屋外タンク等からの溢水及び設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷の影響による外部電源喪失の竜巻随伴事象により、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設 竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の許容温度を超えない設計とするこ</p>	<p>4.3 竜巻随伴事象を考慮する施設 (1) 竜巻随伴事象を考慮する竜巻防護対象施設</p> <p>a. 屋外の危険物貯蔵施設等（火災）の設計方針 屋外の危険物貯蔵施設等（火災）は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.3 c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目</p>	<p>4.5 竜巻随伴事象を考慮する施設</p> <p>(1) 屋外の危険物貯蔵施設（火災）の設計方針 屋外の危険物貯蔵施設（火災）は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.4(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目</p>

MOX 燃料加工施設	発電炉	備 考	
<p>とにより、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。当該設計については、「V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針」において考慮する。</p>	<p>標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>屋外の危険物貯蔵施設等は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、火災を発生させない又は火災が発生しても他の原因による火災の影響の範囲内に収まるように、火災による損傷の防止における想定に包絡される設計とする。</p> <p>屋外の危険物貯蔵施設等に対する火災防護設計については、「V-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。</p>	<p>標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>屋外の危険物貯蔵施設は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、火災を発生させない又は火災が発生しても他の原因による火災の影響の範囲内に収まるように、火災による損傷の防止における想定に包絡される設計とする。</p> <p>屋外の危険物貯蔵施設に対する火災防護設計については、添付書類「V-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書」に示す。</p> <p>(2) <u>残留熱除去系海水ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の設計方針</u></p> <p>残留熱除去系海水ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.4(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>残留熱除去系海水ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、火災を発生させないように、海水ポンプエリア防護対策施設を設置し、火災を引き起こし得る設計飛来物が衝突しない設計とする。</p>	<p>設置する施設の違いによるものであり、MOX 燃料加工施設には同様の施設がないことから、新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢</p>	<p>b. 屋外タンク等（溢水）の設計方針</p>	<p>(3) 屋外タンク等（溢水）の設計方針</p>	

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。</p> <p>溢水評価に係る設計方針を申請する後次の申請書に示す。</p> <p>竜巻随件事象のうち外部電源喪失に対しては、竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。</p> <p>竜巻随件事象を考慮する施設の選定については、「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示す。</p> <p>施設に対する設計の詳細について、「V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針」に示す。</p>	<p>屋外タンク等（溢水）は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.3 c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>屋外タンク等（溢水）は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、溢水を発生させない又は溢水が発生しても他の原因による溢水の影響の範囲内におさまるように、溢水による損傷防止における溢水量の想定に包絡される設計とする。</p> <p>屋外タンク等に対する溢水防護方針については、加工施設内における溢水による損傷の防止の対策において示す。</p> <p>c. 非常用所内電源設備（外部電源喪失）の設計方針</p> <p>非常用所内電源設備（外部電源喪失）は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.3 c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>非常用所内電源設備は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、外部電源を喪失させない又は外部電源喪失が発生しても非常用所内電源設備の機能が維持できる設計とする。</p>	<p>屋外タンク等（溢水）は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.4(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>屋外タンク等（溢水）は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、溢水を発生させない又は溢水が発生しても他の原因による溢水の影響の範囲内におさまるように、溢水による損傷防止における溢水量の想定に包絡される設計とする。</p> <p>屋外タンク等に対する溢水防護方針については、添付書類「V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」に示す。</p> <p>(4) 送電線（外部電源喪失）の設計方針</p> <p>送電線（外部電源喪失）は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.4(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>送電線は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、外部電源を喪失させない又は外部電源喪失が発生しても代替設備による電源供給ができるように、代替設備としての設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、十分な強度を有する建屋等にディーゼル発電機を設置する設計とする。</p>

別紙4－4

竜巻への配慮が必要な施設の 強度計算の方針

【凡例】

下線：

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異
- ・後次回の申請範囲に伴う差異

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 1 / 51 ）

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
<p>(関連添付書類) V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定</p>	<p>(関連添付書類) V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針</p>	<p>V-3別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針</p> <p>1. 概要 本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第7条及びその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に適合し、技術基準規則第54条及びその解釈に規定される「重大事故等対処設備」を踏まえた重大事故等対処設備に配慮する設計とするため、添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書」のうち「V-1-1-2-3 竜巻への配慮に関する説明書」の「V-1-1-2-3-3 竜巻防護に関する施設の設計方針」（以下「V-1-1-2-3-3」という。）に基づき、竜巻の影響を考慮する施設が、設計竜巻に対して要求される強度を有することを確認するための強度評価方針について説明するものである。</p> <p>強度評価は、添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書」のうち「V-1-1-2-3 竜巻への配慮に関する説明書」の「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」（以下「V-1-1-2-3-1」という。）に示す適用規格を用いて実施する。</p>	

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（2 / 51）

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
		<p>なお、建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設、建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設、竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設、燃料加工建屋以外の重大事故等対処設備を収納する建屋等及び重大事故等対処設備に係る強度計算の方針については、各施設を申請する後次回の申請書において示す。</p>	<p>なお、防護ネットや防護鋼板等の防護対策施設の設計方針については、添付書類「V-3-別添1-2 防護対策施設の強度計算の方針」に示し、<u>屋外重大事故等対処設備に設置する固縛装置の設計方針については、添付書類「V-3-別添1-3 屋外重大事故等対処設備の固縛装置の強度計算の方針」に示す。</u></p> <p>屋外の重大事故等対処設備の固縛装置の強度計算の方針については屋外の重大事故等対処設備の申請時に示す。</p> <p>具体的な計算の方法及び結果は、添付書類「V-3-別添1-2-1 防護対策施設の強度計算書」及び添付書類「V-3-別添1-3-1 屋外重大事故等対処設備の固縛装置の強度計算書」に示す。</p> <p>その他の竜巻の影響を考慮する施設の具体的な計算の方法及び結果は、添付書類「V-3-別添1-1-1 竜巻より防護すべき施設を内包する施設の強度計算書」から添付書類「V-3-別添1-1-10 波及的影響を及ぼす可能性がある施設の強度計算書」に示す。</p> <p>計算の方法及び結果を示す添付書類の呼び込みは、方針の最後に記載した。</p> <p>後次回申請時に示す。</p>
3. 要求機能及び性能目標 竜巻防護対策を実施する目的は、MOX 燃料加工施設に影響	2. 強度評価の基本方針 強度評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設を対象として、「4.1 荷重及び	2. 強度評価の基本方針 強度評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設を対象として、	

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(3 / 51)

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考	
	<p>響を与える可能性がある竜巻の発生に伴い、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないこと及び重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことである。また、施設の分類については、「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」において、竜巻防護対象施設を収納する建屋、建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設、建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設、竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設、重大事故等対処設備を収納する建屋等及び竜巻随伴事象を考慮する施設に分類している。これらを踏まえ、施設分類ごとに要求機能を整理するとともに、施設分類ごとの要求機能を踏まえた施設ごとの機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を設定する。</p>	<p>荷重の組合せ」で示す設計荷重（竜巻）による荷重及び組み合わせべきその他の荷重による組合せ荷重により生じる応力等が「4.2 許容限界」で示す許容限界内にあることを「5. 強度評価方法」に示す計算方法を使用し、「6. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>2.1 評価対象施設 「V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針」の「3. 要求機能及び性能目標」にて構造強度上の性能目標を設定している竜巻の影響を考慮する施設を強度評価の対象とする。強度評価を行うにあたり、評価対象施設を以下に示す。</p>	<p>「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で示す設計竜巻による荷重及び組み合わせべきその他の荷重による組合せ荷重により生じる応力等が「4.2 許容限界」で示す許容限界内にあることを「5. 強度評価方法」に示す計算方法を使用し、「6. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>2.1 評価対象施設 V-1-1-2-3-3 の「3. 要求機能及び性能目標」にて構造強度上の性能目標を設定している竜巻の影響を考慮する施設を強度評価の対象とする。強度評価を行うにあたり、評価対象施設を以下のとおり分類することとし、表2-1に示す。</p>	
<p>2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定 「2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針」を踏まえ、以下のとお</p>	<p>3.1 竜巻防護対象施設 3.1.1 竜巻防護対象施設を収納する建屋 a. 施設 (a)燃料加工建屋</p>	<p>(1) 竜巻防護対象施設 a. 竜巻防護対象施設を収納する建屋 (a) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋とする。</p>	<p>(1) 竜巻より防護すべき施設を内包する施設 屋内の竜巻より防護すべき施設を防護する外殻となる、竜巻より防護すべき施設を内包する施設とする。</p>	

MOX 燃料加工施設 - 発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (4 / 51)

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
<p>り竜巻の影響を考慮する施設を選定する。</p> <p>2.2.1 竜巻防護対象施設 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 建屋に収納される竜巻防護対象施設は、建屋にて防護されることから、竜巻防護対象施設の代わりに竜巻防護対象施設を収納する施設を、竜巻の影響を考慮する施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料加工建屋 <p>(2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 建屋に収納される竜巻防護対象施設のうち、外気と繋がっている竜巻防護対象施設を、竜巻の影響を考慮する施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 気体廃棄物の廃棄設備 工程室排気設備 気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 	<p>3.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設</p> <p>a. 施設</p> <p>(a) 気体廃棄物の廃棄設備 工程室排気設備</p> <p>(b) 気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備</p> <p>(c) 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系</p> <p>建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に対する要求機能及び性能目標については、気体廃棄物の廃棄設備 工程室排気設備等を申請する後次回の申請書において示す。</p>	<p>(2) 屋外の外部事象防護対象施設 <u>設計竜巻による荷重及びそれと組み合わせる荷重に対し構造強度を維持する必要がある屋外の外部事象防護対象施設とする。</u></p> <p>(3) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設 <u>設計竜巻による荷重及びそれと組み合わせる荷重に対し構造強度を維持する必要がある、外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設とする。</u></p>	<p>屋外の外部事象防護対象施設は発電炉固有の設計上の考慮であり、当 MOX 燃料加工施設には屋外の外部事象防護対象施設がないため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>具体的対象は当該設備を申請する後次回申請時に比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（5 / 51）

	MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
<p>(3) 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 建屋内に収納される竜巻防護対象施設のうち、建屋等による飛来物防護が期待できない竜巻防護対象施設については、設計竜巻による荷重が作用するおそれがあるものを対象とし、竜巻の影響により損傷する可能性のある開口部付近の竜巻防護対象施設を竜巻の影響を考慮する施設とする。</p> <p>・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系</p>	<p>3.1.3 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</p> <p>a. 施設 (a)非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系 (b)非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系 上記「(b)非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系」の設計方針については、非常用所内電源設備の非常用発電機を申請する後次回の申請書において示す。</p> <p>b. 要求機能 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系は、設計荷重(竜巻)に対し、設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することを防止し、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことが要求される。</p> <p>c. 性能目標 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系は、建物により迷路構造とし設計飛来物の侵入を防止することにより竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことを構造強度設計上の性能目標とする。</p>	<p>(3) 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</p> <p>a. 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系 b. 非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系</p> <p><u>上記「b. 非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系」については、非常用所内電源設備の非常用発電機を申請する後次回の申請書において示す。</u></p>	<p>(4) 建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設 設計竜巻による荷重及びそれと組み合わせる荷重に対し構造強度を維持する必要がある、建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設とする。</p>	<p>非常用発電機の排気系については、後次回申請時に比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設 - 発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (6 / 51)

MOX 燃料加工施設	MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>(4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>竜巻防護対象施設等に対して、倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び附属施設の破損による機能的影響を及ぼし得る施設を竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として抽出する。</p> <p>a. 機械的影響の観点</p> <p>倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設に損傷を及ぼし得る施設としては、施設高さが低い施設は倒壊しても竜巻防護対象施設に影響を与えないため、当該施設の高さと竜巻防護対象施設までの最短距離を比較することにより選定する。</p> <p>また、竜巻の風圧力により飛来物となる可能性がある屋外の重大事故等対処設備及び資機材等のその他の施設についても機械的影響を及ぼす可能性がある施設として選定する。</p>	<p>3.1.4 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>a. 施設</p> <p>(a) 気体廃棄物の廃棄設備 排気筒</p> <p>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の設計方針については、気体廃棄物の廃棄設備を申請する後次回の申請書において示す。</p>	<p>(4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p><u>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、気体廃棄物の廃棄設備 工程室排気設備を申請する後次回の申請書において示す。</u></p>	<p>(5) <u>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設</u></p> <p><u>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設とする。</u></p> <p>具体的対象は当該設備を申請する後次回申請時に比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 7 / 51 ）

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
<p>a. 倒壊により竜巻防護対象施設等に損傷を及ぼし得る施設 倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に損傷を及ぼし得る以下の施設を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気体廃棄物の廃棄設備排気筒（機械的影響の観点） <p>2.2.2 重大事故等対処設備 (1) 重大事故等対処設備を収納する建屋等 建屋に収納される重大事故等対処設備は、建屋にて防護されることから、重大事故等対処設備の代わりに重大事故等対処設備を収納する建屋等を、竜巻の影響を考慮する施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料加工建屋 <p>重大事故等対処設備のみを収納する建屋等は、後次回申請の申請書において選定結果を示す。</p>	<p>3.2 重大事故等対処設備 3.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等 a. 施設 (a) 燃料加工建屋</p> <p>燃料加工建屋以外の重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計方針については、緊急時対策建屋、第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所を申請する後次回の申請書において示す。</p> <p>b. 要求機能 重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計荷重（竜巻）に対し、設計飛来物が屋内の重大事故等対処設備に衝突することを防止し、重大事故</p>	<p>(5) 重大事故等対処設備 a. 重大事故等対処設備を収納する建屋等 重大事故等対処設備を収納する建屋等である燃料加工建屋とする。</p> <p><u>燃料加工建屋以外の重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計方針については、緊急時対策建屋、第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所を申請する後次回の申請書において示す。</u></p>	<p>燃料加工建屋以外の重大事故等対処設備を収納する建屋等については、後次回申請時に比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 8 / 51 ）

	MOX 燃料加工施設		発電炉	備 考
	<p>等に対処するために必要な機能を損なわないことが要求される。</p> <p>c. 性能目標 重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計荷重(竜巻)に対し、主要構造の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないこと、また、設計飛来物の衝突に対し、貫通及び裏面剥離の発生により重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないことを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>3.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備 屋外の常設重大事故等対処設備の要求機能及び性能目標については、屋外の常設重大事故等対処設備を申請する後次回の申請書において示す。</p>	<p>b. 屋外の常設重大事故等対処設備 <u>屋外の常設重大事故等対処設備については、屋外の常設重大事故等対処設備を申請する後次回の申請書において示す。</u></p>		<p>屋外の常設重大事故等対処設備については、後次回申請時に比較結果を示す。</p>
		<p>2.2 評価方針 竜巻の影響を考慮する施設は、「V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針」の「3. 要求機能及び性能目</p>	<p>2.2 評価方針 竜巻の影響を考慮する施設は、V-1-1-2-3-3 の「3. 要求機能及び性能目標」にて設定している構造強度設計</p>	

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 9 / 51 ）

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考	
		<p>標」にて設定している構造強度上の性能目標を達成するため、竜巻に対する強度評価を実施する。</p> <p>強度評価の評価方針は、それぞれ「2.2.1 (1) 衝突評価」の方針及び「2.2.1 (2) 構造強度評価」の方針に分類でき、評価対象施設に対し、評価を実施する。</p>	<p>上の性能目標を達成するため、「2.1 評価対象施設」で分類した施設ごとに、竜巻に対する強度評価を実施する。</p> <p>強度評価の評価方針は、それぞれ「2.2.1(1) 衝突評価」の方針、「2.2.1(2) 構造強度評価」の方針及び「2.2.1(3) 動的機能維持評価」の方針に分類でき、評価対象施設はこれらの評価を実施する。</p> <p><u>外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の強度評価は、防護措置として設置する防護対策施設、竜巻より防護すべき施設を内包する施設の強度評価を踏まえたものであるため、防護対策施設、竜巻より防護すべき施設を内包する施設について示したうえで、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設について示す。</u></p>	<p>波及的影響を及ぼし得る施設については、後次回申請時に比較結果を示す。</p>
<p>3. 要求機能及び性能目標</p> <p>3.1 竜巻防護対象施設</p> <p>3.1.1 竜巻防護対象施設を収納する建屋</p> <p>a. 施設</p> <p>(a)燃料加工建屋</p> <p>b. 要求機能</p> <p>竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対し、設計飛来物が竜巻防護</p>	<p>2.2.1 評価の分類</p> <p>(1) 衝突評価</p> <p>衝突評価は、竜巻による設計飛来物による衝撃荷重に対する直接的な影響の評価として、評価対象施設に、貫通が生じないことを確認する評価とする。</p> <p>評価対象施設の構造を考慮し、飛来物の衝突により想定される損傷モードを以下のとおり分類し、それぞれの評価方針を設定する。</p>	<p>2.2.1 評価の分類</p> <p>(1) 衝突評価</p> <p>衝突評価は、竜巻による設計飛来物による衝撃荷重に対する直接的な影響の評価として、評価対象施設が、貫通、貫入、ひずみ等の変形が生じた場合においても、当該施設の機能を維持可能な状態に留めることを確認する評価とする。</p> <p>評価対象施設の構造及び当該施設の</p>		

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(10 / 51)

	MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
	<p>対象施設に衝突することを防止し、<u>建屋内</u>の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことが要求される。</p> <p>c. 性能目標 竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対し、主要構造の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないこと、また、設計飛来物の衝突に対し、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことを構造強度設計上の性能目標とする。</p>	<p>a. 建屋 (a) 貫通</p> <p><u>(b) ひずみ</u></p> <p><u>構築物のひずみについては、後次回の申請書において示す。</u></p>	<p>機能を考慮し、飛来物の衝突により想定される損傷モードを以下のとおり分類し、それぞれの評価方針を設定する。</p> <p>a. 建屋・<u>構造物</u> (a) 貫通</p> <p><u>(b) ひずみ</u></p> <p>b. <u>機器・配管系</u> (a) <u>貫入</u></p>	<p>発電炉に記載のある<u>構造物</u>については、後次回申請時に比較結果を示す。</p> <p>発電炉の衝突評価では、屋根、壁等が設計飛来物の衝突に対して、貫通を生じさせない最小厚さが確保できない場合に屋根、壁等に終局状態に至るようなひずみが生じないことの確認をすることとしている。MOX 燃料加工施設では、貫通を生じさせない最小厚さを確保する設計としているため、記載に差異がある。</p> <p>機器・配管系については、後次回申請時に比較結果を</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 11 / 51 ）

	MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
		<p>(2) 構造強度評価 構造強度評価は、竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び<u>その他の荷重(通常時に作用している荷重、積雪荷重)</u>を適切に組み合わせた荷重(以下「設計荷重(竜巻)」という。)により生じる応力等に対し、評価対象施設が、当該施設の機能を維持可能な構造強度を有することを確認する。</p> <p>a. 建屋 建屋の構造評価は、鉄筋コンクリート造構造物を対象とし、その構造を踏まえた評価項目を抽出する。</p> <p>(a) 鉄筋コンクリート造構造物 イ. 裏面剥離 ロ. 転倒及び脱落</p>	<p>(2) 構造強度評価 構造強度評価は、竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重により生じる応力等に対し、評価対象施設及びその支持構造物が、当該施設の機能を維持可能な構造強度を有することを確認する評価とする。構造強度評価は、構造強度により閉止性及び開閉機能を確保することの評価を含む。</p> <p>構造強度評価は、評価対象施設の構造を考慮し、以下の分類ごとに評価方針を設定する。</p> <p>a. 建屋・構造物 建屋・構造物の構造強度評価は、鉄筋コンクリート造構造物と<u>鋼製構造物</u>に分類し、その構造を踏まえた評価項目を抽出する。</p> <p>(a) 鉄筋コンクリート造構造物 イ. 裏面剥離 ロ. 転倒及び脱落 <u>ハ. 変形</u></p>	<p>示す。</p> <p>燃料加工建屋の構造強度評価において、組み合わせる荷重を明記した。通常時に作用している荷重は、発電炉も同様である。積雪荷重については、環境条件による差異であるため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>後次回申請時に比較結果を示す。</p> <p>発電炉では、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性があるサービス建屋について、接触による影響を及ぼさないことの確認とし</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 12 / 51 ）

	MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
	<p>3.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設</p> <p>a. 施設</p> <p>(a) 気体廃棄物の廃棄設備 工程室排気設備</p> <p>(b) 気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備</p> <p>(c) 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系</p> <p>建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に対する要求機能及び性能目標については、気体廃棄物の廃棄設備 工程室排気設備等を申請する後次回の申請書において示す。</p>	<p><u>(b) 鋼製構築物</u></p> <p><u>構成構築物に対する評価項目は、後次回の申請書において示す。</u></p> <p><u>b. 機器・配管系</u></p> <p><u>機器・配管系に対する評価項目は、後次回の申請書において示す。</u></p> <p><u>(3) 動的機能維持評価</u></p> <p><u>動的機能維持評価に関する評価については、後次回の申請書において示す。</u></p>	<p>(b) 鋼製構築物</p> <p>イ. 転倒及び脱落</p> <p>ロ. 変形</p> <p><u>b. 機器・配管系</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p><u>(3) 動的機能維持評価</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>て、変形を評価項目に挙げている。MOX 燃料加工施設では、竜巻防護対象施設等である燃料加工建屋に隣接して、接触により波及的影響を及ぼす可能性がある建屋がないため、記載に差異が生じている。</p> <p>後次回申請時に示す。</p> <p>後次回申請時に示す。</p> <p>後次回申請時に示す。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (13 / 51)

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考										
<p>3.1.3 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</p> <p>a. 施設 (a)非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系 (b)非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系 上記「(b)非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系」の設計方針については、非常用所内電源設備の非常用発電機を申請する後次回の申請書において示す。</p> <p>b. 要求機能 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系は、設計荷重(竜巻)に対し、設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することを防止し、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことが要求される。</p> <p>c. 性能目標 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系は、建物により迷路構造とし設計飛来物</p>	<p>表 2-1 強度評価における施設分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1429 316 1509 384">強度評価における分類施設名称</th> <th data-bbox="1509 316 1897 384">強度評価における分類施設名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1429 384 1509 475">(1) 竜巻より防護すべき施設を内包する施設</td> <td data-bbox="1509 384 1897 475"> <ul style="list-style-type: none"> ・タービン建屋 ・使用済燃料乾式貯蔵建屋 ・軽油貯蔵タンクタンク室 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1429 475 1509 799">(2) 屋外の外部事象防護対象施設</td> <td data-bbox="1509 475 1897 799"> <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系海水系ポンプ ・残留熱除去系海水系ストレーナ ・主排気筒 ・中央制御室換気系冷凍機 ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 室ルーフベントファン ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプ ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 用海水ストレーナ ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 吸気口 ・配管及び弁 (残留熱除去系海水系ポンプ, 中央制御室換気系冷凍機及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプ周り) ・非常用ガス処理系排気筒 (配管部を含む。以下同じ。) ・原子炉建屋* </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1429 799 1509 922">(3) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設</td> <td data-bbox="1509 799 1897 922"> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室換気系隔離弁, ファン (ダクト含む。), 非常用ディーゼル発電機室換気系ダクト及び高圧炉心スプレイスディーゼル発電機室換気系ダクト ・原子炉建屋換気系隔離弁及びダクト (原子炉建屋屋外棟貫通部) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1429 922 1509 1238">(4) 外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設</td> <td data-bbox="1509 922 1897 1238"> <p>a. 機械的影響を及ぼす可能性がある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス建屋 ・海水ポンプエアア防護壁 ・鋼製防護壁 <p>b. 機能的影響を及ぼす可能性がある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 排気消音器 ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 付属排気配管及びベント配管 ・残留熱除去系海水系配管 (放出側) ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 用海水配管 (放出側) </td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : 原子炉建屋は屋外の外部事象防護対象施設であるが、竜巻より防護すべき施設を内包する機能も有することから、強度評価においては「竜巻より防護すべき施設を内包する施設」の分類で評価する。</p>	強度評価における分類施設名称	強度評価における分類施設名称	(1) 竜巻より防護すべき施設を内包する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・タービン建屋 ・使用済燃料乾式貯蔵建屋 ・軽油貯蔵タンクタンク室 	(2) 屋外の外部事象防護対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系海水系ポンプ ・残留熱除去系海水系ストレーナ ・主排気筒 ・中央制御室換気系冷凍機 ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 室ルーフベントファン ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプ ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 用海水ストレーナ ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 吸気口 ・配管及び弁 (残留熱除去系海水系ポンプ, 中央制御室換気系冷凍機及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプ周り) ・非常用ガス処理系排気筒 (配管部を含む。以下同じ。) ・原子炉建屋* 	(3) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室換気系隔離弁, ファン (ダクト含む。), 非常用ディーゼル発電機室換気系ダクト及び高圧炉心スプレイスディーゼル発電機室換気系ダクト ・原子炉建屋換気系隔離弁及びダクト (原子炉建屋屋外棟貫通部) 	(4) 外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設	<p>a. 機械的影響を及ぼす可能性がある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス建屋 ・海水ポンプエアア防護壁 ・鋼製防護壁 <p>b. 機能的影響を及ぼす可能性がある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 排気消音器 ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 付属排気配管及びベント配管 ・残留熱除去系海水系配管 (放出側) ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 用海水配管 (放出側) 	
強度評価における分類施設名称	強度評価における分類施設名称											
(1) 竜巻より防護すべき施設を内包する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・タービン建屋 ・使用済燃料乾式貯蔵建屋 ・軽油貯蔵タンクタンク室 											
(2) 屋外の外部事象防護対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系海水系ポンプ ・残留熱除去系海水系ストレーナ ・主排気筒 ・中央制御室換気系冷凍機 ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 室ルーフベントファン ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプ ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 用海水ストレーナ ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 吸気口 ・配管及び弁 (残留熱除去系海水系ポンプ, 中央制御室換気系冷凍機及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプ周り) ・非常用ガス処理系排気筒 (配管部を含む。以下同じ。) ・原子炉建屋* 											
(3) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室換気系隔離弁, ファン (ダクト含む。), 非常用ディーゼル発電機室換気系ダクト及び高圧炉心スプレイスディーゼル発電機室換気系ダクト ・原子炉建屋換気系隔離弁及びダクト (原子炉建屋屋外棟貫通部) 											
(4) 外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設	<p>a. 機械的影響を及ぼす可能性がある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス建屋 ・海水ポンプエアア防護壁 ・鋼製防護壁 <p>b. 機能的影響を及ぼす可能性がある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 排気消音器 ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 付属排気配管及びベント配管 ・残留熱除去系海水系配管 (放出側) ・非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を含む。) 用海水配管 (放出側) 											

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 14 / 51 ）

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>の侵入を防止することにより竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>3. 1. 4 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>a. 施設</p> <p>(a) 気体廃棄物の廃棄設備 排気筒</p> <p>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の要求機能及び性能目標については、気体廃棄物の廃棄設備を申請する後次回の申請書において示す。</p> <p>3. 2 重大事故等対処設備</p> <p>3. 2. 1 重大事故等対処設備を収納する建屋等</p> <p>a. 施設</p> <p>(a) 燃料加工建屋</p> <p>燃料加工建屋以外の重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計方針については、緊急時対策建屋、第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所を申請する後次回の申請書において示す。</p>	<p>3. 構造強度設計</p> <p>「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」で設定している設計竜巻に対し、「2. 1 評価対象施設」で設定している施設が、構造強度設計上の性能目標を達成するように、「V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針」の「4. 機能設計」で設定している施設が有する機能を踏まえ、構造強度の設計方針を設定する。</p> <p>施設の構造強度の設計方針を設定し、設計荷重(竜巻)による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、施設の構造強度を維持するように構造設計と評価方針を設定する。</p> <p>3. 1 構造強度の設計方針</p> <p>「V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針」の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度上の性能目標を達成するための設計方針を「2. 1 評価対象施設」で設定している評価対象施設分類ごとに示す。</p> <p>(1) 竜巻防護対象施設</p> <p>a. 竜巻防護対象施設を収納する建屋</p> <p><u>燃料加工建屋</u>は、「V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針」の「3. 要求機能及び性能目標」の「3. 1 c. 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、設計荷重(竜巻)に対し、設計飛来物が竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に衝突することを防止するために、燃料加工建屋の外殻を構成</p>	<p>3. 構造強度設計</p> <p>V-1-1-2-3-1 で設定している設計竜巻に対し、「2. 1 評価対象施設」で設定している施設が、構造強度設計上の性能目標を達成するように、V-1-1-2-3-3 の「4. 機能設計」で設定している各施設が有する機能を踏まえ、構造強度の設計方針を設定する。</p> <p>各施設の構造強度の設計方針を設定し、設計竜巻による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、各施設の構造強度を維持するように構造設計と評価方針を設定する。</p> <p>3. 1 構造強度の設計方針</p> <p>V-1-1-2-3-3 の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度上の性能目標を達成するための設計方針を「2. 1 評価対象施設」で設定している評価対象施設分類ごとに示す。</p> <p>(1) 竜巻より防護すべき施設を内包する施設</p> <p><u>原子炉建屋、タービン建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋及び軽油貯蔵タンクタンク室</u>は、V-1-1-2-3-3 の「3. 要求機能及び性能目標」の「3. 3(3) 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、設計竜巻による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、設計飛来物が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止するため</p> <p>施設の違いによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 15 / 51 ）

MOX 燃料加工施設	発電炉	備 考
<p>b. 要求機能 重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計荷重(竜巻)に対し、設計飛来物が屋内の重大事故等対処設備に衝突することを防止し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないことが要求される。</p> <p>c. 性能目標 重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計荷重(竜巻)に対し、主要構造の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないこと、また、設計飛来物の衝突に対し、貫通及び裏面剥離の発生により重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないことを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>3.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備 屋外の常設重大事故等対処設備の要求機能及び性能目標については、屋外の常設重大事故等対処設備を申請する後</p>	<p>する部材を設計飛来物が貫通せず、また、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないために、燃料加工建屋の倒壊、構成部材の転倒及び脱落並びに燃料加工建屋に過大な変形が生じない設計とする。</p> <p>b. <u>建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設</u> <u>建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に対する設計方針は、後次回</u> <u>の申請書において示す。</u></p>	<p>に、竜巻より防護すべき施設を内包する施設のうち、竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材を設計飛来物が貫通せず、また、竜巻より防護すべき施設に波及的影響を与えないために、竜巻より防護すべき施設を内包する施設のうち、竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材の転倒及び脱落が生じない設計とする。<u>なお、外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性</u> <u>がある施設に整理している、海水ポンプエリア防護壁についても、竜巻より防護すべき施設を内包する施設としての機能を期待する部位を含んでいることから、当該部位についても、上記の設計方針に準じた設計とする。</u></p> <p><u>(2) 屋外の外部事象防護対象施設</u> (以下、省略)</p> <p><u>(3) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設</u> (以下、省略)</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、MOX 燃料加工施設に対象の設備がないため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>対象がないことによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。具体的対象は当該設備を申請する後次回申請時に示す。</p> <p>後次回申請時に示す。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 16 / 51 ）

	MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
4. 機能設計	<p>次回の申請書において示す。</p>	<p><u>c. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</u></p> <p><u>非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の設計方針については、非常用所内電源設備の非常用発電機を申請する後次回の申請書において示す。</u></p> <p><u>d. 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</u></p> <p><u>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設に対する設計方針は後次回の申請書において示す。</u></p> <p>(2) 重大事故等対処設備</p> <p>a. 重大事故等対処設備を収納する建屋</p> <p><u>燃料加工建屋は、「V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針」の「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1 c. 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、設計荷重(竜巻)に対し、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するために、燃料加工建屋の外殻を構成する部材を設計飛来物が貫通せず、また、重大事故等対処設備に波及的影響を与えないために、燃料加工建屋の倒壊、構成部材の転倒及び脱落並びに燃料加工建屋に過大な変形が生じない設計とする。</u></p>	<p>(4) <u>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>非常用発電機の排気系を申請する後次回申請時に示す。</p> <p>後次回申請時に比較結果を示す。</p> <p>燃料加工建屋以外の重大事故等対処設備を収納する建屋等については、後次回申請で比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 17 / 51 ）

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考	
<p>4.1 竜巻防護対象施設 4.1.1 竜巻防護対象施設を収納する建屋 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針 竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>a. 燃料加工建屋 燃料加工建屋は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、燃料加工建屋の倒壊、構成部材の転倒及び脱落並びに燃料加工建屋に過大な変形が生じないこと及び竜巻防護対象施設を設置する区画の構成部材に設計飛来物の貫通及び裏面剥離が生じないことにより設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することを防止することで、防護する設計とする。</p>	<p>b. <u>屋外の常設重大事故等対処設備</u> <u>屋外の常設重大事故等対処設備の設計方針については、屋外の常設重大事故等対処設備を申請する後次回の申請書において示す。</u></p>			<p>屋外の常設重大事故等対処設備については、後次回申請で比較結果を示す。</p>
<p>4.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 建屋内の施設で外気と繋が</p>	<p>3.2 機能維持の方針 「V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針」の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度上の性能目標を達成するために「3.1 構造強度の設計方針」に示す設計方針を踏まえ、「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」の「2.1.3 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重、「2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計」に示す許容限界を適切に考慮して、施設の構造設計及びそれを踏まえた評価方針を設定する。</p> <p>(1) 竜巻防護対象施設 a. 竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋の機能維持の方針は、以下に示す。</p>	<p>3.2 機能維持の方針 V-1-1-2-3-3 の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度上の性能目標を達成するために、「3.1 構造強度の設計方針」に示す設計方針を踏まえ、V-1-1-2-3-1 の「2.1.3(2) 荷重の組合せ及び許容限界」で設定している荷重を適切に考慮して、各施設の構造設計及びそれを踏まえた評価方針を設定する。</p> <p>(1) 竜巻より防護すべき施設を内包する施設 竜巻より防護すべき施設を内包する施設の機能維持の方針は、施設の設置</p>		

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 18 / 51 ）

MOX 燃料加工施設	発電炉	備 考
<p>っている竜巻防護対象施設に対する設計方針については、気体廃棄物の廃棄設備 工程室排気設備等を申請する後次回の申請書において示す。</p> <p>4.1.3 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</p> <p>建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の設計方針については、非常用所内電源設備の非常用発電機を申請する後次回の申請書において示す。</p> <p>4.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の設計方針については、気体廃棄物の廃棄設備を申請する後次回の申請書において示す。</p> <p>4.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等 (1) 重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計方針 重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計方針は、「3.</p>	<p>・建屋(燃料加工建屋)</p> <p>(a) 構造設計 建屋に作用する荷重は、外殻を構成する屋根及び壁に作用し、建屋に配置された耐震壁を介し、直接岩盤に支持する基礎スラブへ伝達する構造とする。 建屋の構造計画を第 3.1-1 表に示す。</p> <p>(b) 評価方針 イ. 衝突評価 建屋の衝突評価については、<u>設計</u>飛来物が建屋の外殻を構成する部材を貫通しない設計とするために、<u>設計</u>飛来物による衝撃荷重に対し、当該部材が<u>設計</u>飛来物の貫通を生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する。評価方法としては、「5.1.1(3) 強度評価方法」に示す限界厚さ評価式により算出した厚さを基に行う。</p>	<p>状況に応じ、以下の方針とする。 a. 建屋（<u>原子炉建屋</u>、<u>タービン建屋</u>及び<u>使用済燃料乾式貯蔵建屋</u>）</p> <p>(a) 構造設計 建屋は、「3.1 構造強度の設計方針」で設定している設計方針及びV-1-1-2-3-1 の「2.1.3(2) 荷重の組合せ及び許容限界」で設定している荷重を踏まえ、以下の構造とする。 建屋に作用する荷重は、外殻を構成する屋根スラブ及び外壁に作用し、建屋内に配置された耐震壁又は鉄骨架構を介し、直接岩盤等に支持する基礎版へ伝達する構造とする。 建屋の構造計画を表3-1 に示す。</p> <p>(b) 評価方針 イ. 衝突評価 建屋の衝突評価については、飛来物が竜巻より防護すべき施設の外殻を構成する部材を貫通しない設計とするために、飛来物による衝撃荷重に対し、当該部材が設計飛来物の貫通を生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する。評価方法としては、「5.1.1(3) 強度評価方法」に示す限界厚さ評価式により算出した厚さを基に評価を行う。 <u>最小厚さ以上であることの確認ができない場合は、当該部材が設計飛来物の運動エネルギーを吸収できること、又は、鋼板部については終局状態に至る</u></p> <p>施設の違いによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>燃料加工建屋は、飛来物の衝突によって貫通を生じさせない最小厚さに</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 19 / 51 ）

MOX 燃料加工施設	MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
<p>要求機能及び性能目標」の「3.2.1 c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>a. 燃料加工建屋 重大事故等対処設備を収納する建屋等で選定している燃料加工建屋は、「4.1.1 竜巻防護対象施設を収納する建屋」で選定した施設と同一であるため、「4.1.1(1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針」に包絡される。</p> <p>4.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備</p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備の設計方針については、屋外の常設重大事故等対処設備を申請する後回目の申請書において示す。</p>	<p>ロ. 構造強度評価 建屋の構造強度評価については、設計飛来物による衝撃荷重に対し、竜巻防護対象施設を収納する建屋等の外殻となる部材自体の脱落を生じない設計とするために、外殻となる屋根及び壁のうち、コンクリートの裏面剥離により収納する竜巻防護対象施設への影響が考えられる箇所については、裏面剥離によるコンクリート片の飛散が生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する。評価方法としては、「5.1.1(3) 強度評価方法」に示す限界厚さ評価式により算出した厚さを基に評価を行う。</p>	<p>ひずみを生じないこと、若しくは鉄筋コンクリート部については鉄筋が終局状態に至るひずみを生じないことを確認する。評価方法としては、<u>「5.1.1(3) 強度評価方法」に示す限界厚さ評価式を基にして算出した吸収エネルギー、又はFEMを用いた解析により算出したひずみを基に評価を行う。</u></p> <p>ロ. 構造強度評価 建屋の構造強度評価については、竜巻より防護すべき施設に波及的影響を与えない確認として、設計飛来物による衝撃荷重に対し、竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻となる部材自体の脱落を生じない設計とするために、外殻となる屋根スラブ及び壁面のうち、コンクリートの裏面剥離により内包する外部事象防護対象施設への影響が考えられる箇所については、裏面剥離によるコンクリート片の飛散が生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する。評価方法としては、「5.1.1(3) 強度評価方法」に示す限界厚さ評価式により算出した厚さを基に評価を行う。<u>最小厚さ以上であることの確認ができない場合は、屋根スラブのデッキプレート及び外壁内面に設置したライナが終局状態に至るようひずみを生じないこと、内貼り材の無い壁面については、鉄筋が実験結果を基に設定した裏面剥離に至るひず</u></p>	<p>上の版厚とすることから記載に差異が生じているが、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>燃料加工建屋は、飛来物の衝突によって貫通を生じさせない最小厚さ以上の版厚とすることから記載に差異が生じているが、</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 20 / 51 ）

MOX 燃料加工施設	MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
	<p>また、竜巻防護対象施設を収納する建屋の倒壊、構成部材の倒壊及び構成部材の脱落を生じない設計とするために、設計荷重（竜巻）に対し、屋根及び耐震壁に終局状態に至るようなひずみ又は応力が生じないことを計算及び解析により確認する。評価方法としては、「5.1.1(3) 強度評価方法」に示す強度評価式により算出した応力等並びに建屋の質点系モデルを用いて算出したせん断ひずみを基に評価を行う。</p> <p>外殻となる扉や開口の内側に竜巻防護対象施設がある場合には、フードまたは迷路構造とすることにより設計飛来物の衝突を防止できる設計とする。</p>	<p><u>みを生じないことを解析により確認する。評価方法としては、FEMを用いた解析により算出したひずみを基に評価を行う。</u></p> <p>また、竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻となる部材自体の転倒及び脱落を生じない設計とするために、設計竜巻による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、屋根スラブ、屋根スラブのスタッド及び構造躯体に終局状態に至るようなひずみ又は応力が生じないことを計算及び解析により確認する。評価方法としては、「5.1.2(3) 強度評価方法」に示す強度評価式により算出した応力等並びに建屋の地震応答解析モデルを用いて算出したせん断ひずみを基に評価を行う。</p> <p><u>竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻となる扉については、設計竜巻の気圧差による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、扉支持部材の破断による転倒及び脱落を生じないことを計算により確認する。</u></p>	<p>新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉では、質点系モデルと 3 次元はりモデルを用いている。一方、燃料加工建屋の評価では質点系モデルであり、用いたモデルを明確化した。</p> <p>設計方針の差異によるものであるため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(21 / 51)

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考																						
	<p>第3.1-1表 建屋の構造計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名称</th> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">説明図</th> </tr> <tr> <th>主要構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料加工建屋</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>荷重は建屋の外殻を構成する屋根及び壁に作用し、建屋に配置された耐震壁等を介し、基礎スタブへ伝達する構造とする。</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>■については核不拡散の観点から公開できません。</p>	施設名称	計画の概要		説明図	主要構造	支持構造	燃料加工建屋	鉄筋コンクリート造	荷重は建屋の外殻を構成する屋根及び壁に作用し、建屋に配置された耐震壁等を介し、基礎スタブへ伝達する構造とする。		<p>表3-1 建屋の構造計画(1/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設分類</th> <th rowspan="2">施設名称</th> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">説明図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建屋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>表3-1 建屋の構造計画(2/6) (以下、省略)</p> <p>表3-1 建屋の構造計画(3/6) (以下、省略)</p> <p>表3-1 建屋の構造計画(4/6) (以下、省略)</p> <p>表3-1 建屋の構造計画(5/6) (以下、省略)</p> <p>表3-1 建屋の構造計画(6/6) (以下、省略)</p> <p>b. <u>構造物(軽油貯蔵タンクタンク室)</u> (以下、省略)</p>	施設分類	施設名称	計画の概要		説明図	主体構造	支持構造	建屋					<p>施設の違いによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。</p>
施設名称	計画の概要		説明図																						
	主要構造	支持構造																							
燃料加工建屋	鉄筋コンクリート造	荷重は建屋の外殻を構成する屋根及び壁に作用し、建屋に配置された耐震壁等を介し、基礎スタブへ伝達する構造とする。																							
施設分類	施設名称	計画の概要		説明図																					
		主体構造	支持構造																						
建屋																									

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (22 / 51)

	MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
	<p>(2) 重大事故等対処設備</p> <p>a. 重大事故等対処設備を収納する建屋 重大事故等対処設備を収納する建屋の機能維持の方針は、以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋(燃料加工建屋) <p>(a) 構造設計 建屋に作用する荷重は、外殻を構成する屋根及び壁に作用し、建屋に配置された耐震壁を介し、直接岩盤に支持する基礎スラブへ伝達する構造とする。 建屋の構造計画を第 3.1-1 表に示す。</p> <p>(b) 評価方針</p> <p>イ. 衝突評価 建屋の衝突評価については、設計飛来物が建屋の外殻を構成する部材を貫通しない設計とするために、設計飛来物による衝撃荷重に対し、当該部材が設計飛来物の貫通を生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する。評価方法としては、</p>	<p>(2) <u>屋外の外部事象防護対象施設</u> (以下、省略)</p> <p>(3) <u>外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設</u> (以下、省略)</p> <p>(4) <u>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設</u> (以下、省略)</p>	<p>燃料加工建屋以外の重大事故等対処設備を収納する建屋等については、後次回申請時に示す。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 23 / 51 ）

	MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
		<p>「5.1.1(3) 強度評価方法」に示す限界厚さ評価式により算出した厚さを基に行う。</p> <p>ロ. 構造強度評価 建屋の構造強度評価については、設計飛来物による衝撃荷重に対し、重大事故等対処設備を収納する建屋等の外殻となる部材自体の脱落を生じない設計とするために、外殻となる屋根及び壁のうち、コンクリートの裏面剥離により収納する重大事故等対処設備への影響が考えられる箇所については、裏面剥離によるコンクリート片の飛散が生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する。評価方法としては、「5.1.1(3) 強度評価方法」に示す限界厚さ評価式により算出した厚さを基に評価を行う。</p> <p>また、重大事故等対処設備を収納する建屋等の倒壊、構成部材の倒壊及び構成部材の脱落を生じない設計とするために、設計荷重(竜巻)に対し、屋根及び耐震壁に終局状態に至るようなひずみ又は応力が生じないことを計算及び解析により確認する。評価方法としては、「5.1.1(3) 強度評価方法」に示す強度評価式により算出した応力等並びに建屋の質点系モデルを用いて算出したせん断ひずみ度を基に評価を行う。</p> <p>外殻となる扉や開口の内側に竜巻防護対象施設がある場合には、フードまたは迷路構造とすることにより設計飛来物の衝突を防止できる設計とする。</p>		

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(24 / 51)

MOX 燃料加工施設		発電炉		備考																																						
		<p>第 3.1-2 表 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>施設名称</th> <th>評価対象部位</th> <th>評価項目分類</th> <th>選定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">竜巻により防護すべき施設を収納する施設</td> <td rowspan="3">燃料加工建屋</td> <td rowspan="3">屋根、壁、構造躯体</td> <td>衝突</td> <td>貫通 竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への飛来物の衝突を考慮し、竜巻防護対象施設を設置する区画の構成部材に飛来物の貫通が生じないことを確認するため、竜巻防護対象施設を設置する区画の壁及び屋根を評価部位として選定する。</td> </tr> <tr> <td>構造強度</td> <td>裏面剥離 竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への飛来物の衝突を考慮し、竜巻防護対象施設を設置する区画の構成部材に裏面剥離が生じないことを確認するため、竜巻防護対象施設を設置する区画の壁及び屋根を評価部位として選定する。</td> </tr> <tr> <td>転倒及び脱落</td> <td>竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への竜巻による荷重を考慮し、燃料加工建屋の倒壊、構成部材の転倒及び脱落並びに燃料加工建屋に過大な変形が生じないことを確認するため、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる建屋全体を評価対象部位として選定する。 また、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への竜巻による荷重を考慮し、燃料加工建屋の屋根の構造健全性を確認するため、屋根を評価対象部位として選定する。</td> </tr> </tbody> </table>		分類	施設名称	評価対象部位	評価項目分類	選定理由	竜巻により防護すべき施設を収納する施設	燃料加工建屋	屋根、壁、構造躯体	衝突	貫通 竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への飛来物の衝突を考慮し、竜巻防護対象施設を設置する区画の構成部材に飛来物の貫通が生じないことを確認するため、竜巻防護対象施設を設置する区画の壁及び屋根を評価部位として選定する。	構造強度	裏面剥離 竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への飛来物の衝突を考慮し、竜巻防護対象施設を設置する区画の構成部材に裏面剥離が生じないことを確認するため、竜巻防護対象施設を設置する区画の壁及び屋根を評価部位として選定する。	転倒及び脱落	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への竜巻による荷重を考慮し、燃料加工建屋の倒壊、構成部材の転倒及び脱落並びに燃料加工建屋に過大な変形が生じないことを確認するため、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる建屋全体を評価対象部位として選定する。 また、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への竜巻による荷重を考慮し、燃料加工建屋の屋根の構造健全性を確認するため、屋根を評価対象部位として選定する。	<p>表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(1/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>施設名称</th> <th>評価対象部位</th> <th>評価項目分類</th> <th>選定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">竜巻により防護すべき施設を収納する施設</td> <td rowspan="3">燃料加工建屋</td> <td rowspan="3">屋根、壁、構造躯体</td> <td>貫通</td> <td>竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への設計荷重の増大を考慮し、当該部分の構造に生じないことを確認するため、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる外殻及び屋根スラブ（プレキャスト含む。）を評価対象部位として選定する。</td> </tr> <tr> <td>構造強度</td> <td>竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への設計荷重の増大を考慮し、当該部分の構造に生じないことを確認するため、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる外殻及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。</td> </tr> <tr> <td>転倒及び脱落</td> <td>竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への竜巻による荷重の増大を考慮し、当該部分の転倒及び脱落が生じないことを確認するため、構造躯体及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料加工建屋</td> <td rowspan="3">燃料加工建屋</td> <td rowspan="3">燃料加工建屋</td> <td>貫通</td> <td>竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への設計荷重の増大を考慮し、当該部分の構造に生じないことを確認するため、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる外殻及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。</td> </tr> <tr> <td>構造強度</td> <td>竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への設計荷重の増大を考慮し、当該部分の構造に生じないことを確認するため、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる外殻及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。</td> </tr> <tr> <td>転倒及び脱落</td> <td>竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への竜巻による荷重の増大を考慮し、当該部分の転倒及び脱落が生じないことを確認するため、構造躯体及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	施設名称	評価対象部位	評価項目分類	選定理由	竜巻により防護すべき施設を収納する施設	燃料加工建屋	屋根、壁、構造躯体	貫通	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への設計荷重の増大を考慮し、当該部分の構造に生じないことを確認するため、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる外殻及び屋根スラブ（プレキャスト含む。）を評価対象部位として選定する。	構造強度	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への設計荷重の増大を考慮し、当該部分の構造に生じないことを確認するため、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる外殻及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。	転倒及び脱落	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への竜巻による荷重の増大を考慮し、当該部分の転倒及び脱落が生じないことを確認するため、構造躯体及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。	燃料加工建屋	燃料加工建屋	燃料加工建屋	貫通	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への設計荷重の増大を考慮し、当該部分の構造に生じないことを確認するため、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる外殻及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。	構造強度	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への設計荷重の増大を考慮し、当該部分の構造に生じないことを確認するため、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる外殻及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。	転倒及び脱落	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への竜巻による荷重の増大を考慮し、当該部分の転倒及び脱落が生じないことを確認するため、構造躯体及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。	<p>施設の違いによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。 なお、後次回申請時に申請対象設備に応じた強度評価対象部位を記載するため、新たな論点が生じるものではない。</p>
分類	施設名称	評価対象部位	評価項目分類	選定理由																																						
竜巻により防護すべき施設を収納する施設	燃料加工建屋	屋根、壁、構造躯体	衝突	貫通 竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への飛来物の衝突を考慮し、竜巻防護対象施設を設置する区画の構成部材に飛来物の貫通が生じないことを確認するため、竜巻防護対象施設を設置する区画の壁及び屋根を評価部位として選定する。																																						
			構造強度	裏面剥離 竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への飛来物の衝突を考慮し、竜巻防護対象施設を設置する区画の構成部材に裏面剥離が生じないことを確認するため、竜巻防護対象施設を設置する区画の壁及び屋根を評価部位として選定する。																																						
			転倒及び脱落	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への竜巻による荷重を考慮し、燃料加工建屋の倒壊、構成部材の転倒及び脱落並びに燃料加工建屋に過大な変形が生じないことを確認するため、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる建屋全体を評価対象部位として選定する。 また、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への竜巻による荷重を考慮し、燃料加工建屋の屋根の構造健全性を確認するため、屋根を評価対象部位として選定する。																																						
分類	施設名称	評価対象部位	評価項目分類	選定理由																																						
竜巻により防護すべき施設を収納する施設	燃料加工建屋	屋根、壁、構造躯体	貫通	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への設計荷重の増大を考慮し、当該部分の構造に生じないことを確認するため、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる外殻及び屋根スラブ（プレキャスト含む。）を評価対象部位として選定する。																																						
			構造強度	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への設計荷重の増大を考慮し、当該部分の構造に生じないことを確認するため、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる外殻及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。																																						
			転倒及び脱落	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への竜巻による荷重の増大を考慮し、当該部分の転倒及び脱落が生じないことを確認するため、構造躯体及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。																																						
燃料加工建屋	燃料加工建屋	燃料加工建屋	貫通	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への設計荷重の増大を考慮し、当該部分の構造に生じないことを確認するため、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる外殻及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。																																						
			構造強度	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への設計荷重の増大を考慮し、当該部分の構造に生じないことを確認するため、竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる外殻及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。																																						
			転倒及び脱落	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への竜巻による荷重の増大を考慮し、当該部分の転倒及び脱落が生じないことを確認するため、構造躯体及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。																																						
		<p>表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(2/10) (以下、省略)</p>																																								
		<p>表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(3/10) (以下、省略)</p>																																								
		<p>表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(4/10) (以下、省略)</p>																																								
		<p>表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(5/10) (以下、省略)</p>																																								
		<p>表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(6/10) (以下、省略)</p>																																								
		<p>表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(7/10)</p>																																								

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (25 / 51)

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
		<p>(以下, 省略)</p> <p><u>表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(8/10)</u> (以下, 省略)</p> <p><u>表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(9/10)</u> (以下, 省略)</p> <p><u>表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(10/10)</u> (以下, 省略)</p>	
		<p>4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 竜巻の影響を考慮する施設の強度評価に用いる荷重及び荷重の組合せを「4.1 荷重及び荷重の組合せ」に, 許容限界を「4.2 許容限界」に示す。</p> <p>4.1 荷重及び荷重の組合せ 竜巻の影響を考慮する施設の強度評価にて考慮する荷重及び荷重の組合せは, 「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」の「2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ」及び「2.1.4(1)b. 許容限界」を踏まえ, 以下のとおり設定する。 (1) 荷重の種類 a. 通常時に作用している荷重(F_d) 通常時に作用している荷重は, 持続的に生じる荷重であり, 固定荷重, 積載荷重とする。 b. 設計竜巻荷重(W_T)</p>	<p>4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 竜巻の影響を考慮する施設の強度評価に用いる荷重及び荷重の組合せを, 「4.1 荷重及び荷重の組合せ」に, 許容限界を「4.2 許容限界」に示す。</p> <p>4.1 荷重及び荷重の組合せ 竜巻の影響を考慮する施設の強度評価にて考慮する荷重及び荷重の組合せは, V-1-1-2-3-1 の「2.1.3(2) 荷重の組合せ及び許容限界」を踏まえ, 以下のとおり設定する。 (1) 荷重の種類 a. 常時作用する荷重(F_d) 常時作用する荷重は, 持続的に生じる荷重であり, 自重, 水頭圧及び上載荷重とする。 b. 竜巻による荷重(W_T)</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (26 / 51)

MOX 燃料加工施設	MOX 燃料加工施設	発電炉	備考																																
	<p>竜巻による荷重は、設計竜巻の以下の特性値を踏まえ、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重とする。設計竜巻の特性値を第 4.1-1 表に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻の最大気圧低下量 (ΔP_{max}) $\Delta P_{max} = \rho \times V_{Rm}^2$ <p>ρ : 空気密度 (=1.22 (kg/m³)) V_{Rm} : 竜巻の最大接線風速 (m/s)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻の最大接線速度 (V_{Rm}) $V_{Rm} = V_D - V_T$ <p>V_D : 竜巻の最大風速 (m/s) V_T : 竜巻の移動速度 (m/s)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻の移動速度 (V_{Rm}) $V_T = 0.15 \times V_D$ <p>V_D : 竜巻の最大風速 (m/s)</p> <p style="text-align: center;">第 4.1-1 表 設計竜巻の特性値</p> <table border="1" data-bbox="862 1066 1397 1251"> <thead> <tr> <th>最大風速</th> <th>移動速度</th> <th>最大接線風速</th> <th>最大気圧低下量</th> </tr> <tr> <th>V_D</th> <th>V_T</th> <th>V_{Rm}</th> <th>ΔP_{max}</th> </tr> <tr> <th>(m/s)</th> <th>(m/s)</th> <th>(m/s)</th> <th>(N/m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>15</td> <td>85</td> <td>8,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>(a) 風圧力による荷重 (W_w) 風圧力による荷重は、竜巻の最大風速による荷重である。竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の風速として設定されるが、鉛直方向の風圧力に対して脆弱と考え</p>	最大風速	移動速度	最大接線風速	最大気圧低下量	V_D	V_T	V_{Rm}	ΔP_{max}	(m/s)	(m/s)	(m/s)	(N/m ²)	100	15	85	8,900	<p>竜巻による荷重は、設計竜巻の以下の特性を踏まえ、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重とする。設計竜巻の特性値を表 4-1 に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻の最大気圧低下量 (ΔP_{max}) $\Delta P_{max} = \rho V_{Rm}^2$ <p>ρ : 空気密度 (=1.22 kg/m³) V_{Rm} : 竜巻の最大接線風速 (m/s)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻の最大接線風速 (V_{Rm}) $V_{Rm} = V_D - V_T$ <p>V_D : 竜巻の最大風速 (m/s) V_T : 竜巻の移動速度 (m/s)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻の移動速度 (V_T) $V_T = 0.15 V_D$ <p>V_D : 竜巻の最大風速 (m/s)</p> <p style="text-align: center;">表4-1 設計竜巻の特性値</p> <table border="1" data-bbox="1429 1066 1921 1251"> <thead> <tr> <th>最大風速</th> <th>移動速度</th> <th>最大接線風速</th> <th>最大気圧低下量</th> </tr> <tr> <th>V_D</th> <th>V_T</th> <th>V_{Rm}</th> <th>ΔP_{max}</th> </tr> <tr> <th>(m/s)</th> <th>(m/s)</th> <th>(m/s)</th> <th>(N/m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>15</td> <td>85</td> <td>8900</td> </tr> </tbody> </table> <p>(a) 風圧力による荷重 (W_w) 風圧力による荷重は、竜巻の最大風速による荷重である。竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の風速として設定されるが、鉛直方向の風圧力</p>	最大風速	移動速度	最大接線風速	最大気圧低下量	V_D	V_T	V_{Rm}	ΔP_{max}	(m/s)	(m/s)	(m/s)	(N/m ²)	100	15	85	8900	
最大風速	移動速度	最大接線風速	最大気圧低下量																																
V_D	V_T	V_{Rm}	ΔP_{max}																																
(m/s)	(m/s)	(m/s)	(N/m ²)																																
100	15	85	8,900																																
最大風速	移動速度	最大接線風速	最大気圧低下量																																
V_D	V_T	V_{Rm}	ΔP_{max}																																
(m/s)	(m/s)	(m/s)	(N/m ²)																																
100	15	85	8900																																

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (27 / 51)

	MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
	<p>られる竜巻の影響を考慮する施設が存在する場合には、鉛直方向の最大風速等に基づいて算出した鉛直方向の風圧力についても考慮する。</p> <p>風圧力による荷重は、施設の形状により変化するため、施設の部位ごとに異なる。そのため、各施設及び評価対象部位に対して厳しくなる方向からの風を想定し、施設の部位ごとに荷重を設定する。</p> <p>ガスト影響係数(G)は設計竜巻の風速が最大瞬間風速をベースとしていること等から、施設の形状によらず「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 13061911 号 原子力規制委員会決定)(以下「竜巻ガイド」という。)を参照して、$G=1.0$ とする。空気密度(ρ)は「建築物荷重指針・同解説」((社)日本建築学会(2004 改定))より $\rho=1.22 \text{ kg/m}^3$ とする。</p> <p>設計用速度圧については施設の形状に影響を受けないため、設計竜巻の設計用速度圧(q)は施設の形状によらず $q=6,100 \text{ N/m}^2$ と設定する。</p> <p>(b) 気圧差による荷重(W_p)</p> <p>外気と隔離されている区画の境界部など、気圧差による圧力影響を受ける竜巻より防護すべき施設を収納する施設の建屋の壁、屋根等においては、竜巻による気圧低下によって生じる施設等の内外の気圧差による荷重が発生する。閉じた施設(通気がない施設)については、この圧力差により閉じた</p>	<p>に対して脆弱と考えられる竜巻の影響を考慮する施設が存在する場合には、鉛直方向の最大風速等に基づいて算出した鉛直方向の風圧力についても考慮する。</p> <p>風圧力による荷重は、施設の形状により変化するため、施設の部位ごとに異なる。そのため、各施設及び評価対象部位に対して厳しくなる方向からの風を想定し、各施設の部位ごとに荷重を設定する。</p> <p>ガスト影響係数(G)は設計竜巻の風速が最大瞬間風速をベースとしていること等から、施設の形状によらず「竜巻影響評価ガイド」を参照して、$G=1.0$ とする。空気密度(ρ)は「建築物荷重指針・同解説」((社)日本建築学会(2004 改定))より $\rho=1.22 \text{ kg/m}^3$ とする。</p> <p>設計用速度圧については施設の形状に影響を受けないため、設計竜巻の設計用速度圧(q)は施設の形状によらず $q=6100 \text{ N/m}^2$ と設定する。</p> <p>(b) 気圧差による荷重(W_p)</p> <p>外気と隔離されている区画の境界部など、気圧差による圧力影響を受ける設備及び竜巻より防護すべき施設を内包する施設の建屋の壁、屋根等においては、竜巻による気圧低下によって生じる施設等の内外の気圧差による荷重が発生する。閉じた施設(通気がない</p>	

MOX 燃料加工施設 - 発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (28 / 51)

MOX 燃料加工施設	MOX 燃料加工施設	発電炉	備 考
	<p>施設の隔壁に外向きに作用する圧力が生じるとみなし設定することを基本とする。</p> <p>部分的に閉じた施設(通気がある施設等)については、施設の構造健全性を評価する上で厳しくなるよう作用する荷重を設定する。</p> <p>気圧差による荷重は、施設の形状により変化するため、施設の部位ごとに異なる。そのため、各施設の部位ごとに荷重を算出する。</p> <p>最大気圧低下量(ΔP_{max})は空気密度及び最大接線風速から、$\Delta P_{max}=8,900N/m^2$ とする。</p> <p>(c) 設計飛来物による衝撃荷重(W_M) 鋼製材の衝突による影響が大きくなる向きで竜巻防護対象施設等に衝突した場合の衝撃荷重を算出する。衝突評価においても、設計飛来物の衝突による影響が大きくなる向きで衝突することを考慮して評価を行う。</p>	<p>施設)については、この圧力差により閉じた施設の隔壁に外向きに作用する圧力が生じるとみなし設定することを基本とする。</p> <p>部分的に閉じた施設(通気がある施設等)については、施設の構造健全性を評価する上で厳しくなるよう作用する荷重を設定する。</p> <p>気圧差による荷重は、施設の形状により変化するため、施設の部位ごとに異なる。そのため、各施設の部位ごとに荷重を算出する。</p> <p>最大気圧低下量(ΔP_{max})は空気密度及び最大接線風速から、$\Delta P_{max}=8900N/m^2$ とする。</p> <p>(c) 飛来物による衝撃荷重(W_M) 鋼製材及び車両の衝突による影響が大きくなる向きで外部事象防護対象施設等に衝突した場合の衝撃荷重を算出する。衝突評価においても、飛来物の衝突による影響が大きくなる向きで衝突することを考慮して評価を行う。</p> <p><u>但し、衝突荷重は瞬間的に作用するものであり、建物に対する鋼製材の衝突のように、飛来物に対し質量が十分に大きい施設の変形評価においては、全体的な変形直接もたらす荷重としての影響は軽微であると考えられる。一方で、鉄骨構造物の個々の構造部材(柱、はり)に損傷をもたらすことは考えられるため、飛来物に対し質量が十分に大きな鉄骨構造物の変形評価に</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設では、車両は運用により飛来させないことから、車両を飛来物として設定していない。 燃料加工建屋は、鉄筋コンクリート造であり、鉄骨構造物ではない</p>

MOX 燃料加工施設 - 発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (29 / 51)

MOX 燃料加工施設	MOX 燃料加工施設	発電炉	備考																										
	<p>設計飛来物の寸法，質量及び飛来速度を第 4.1-2 表に示す。設計飛来物の飛来速度については，事業許可（変更許可）を受けたとおり設定する。</p> <p style="text-align: center;">第 4.1-2 表 設計飛来物の諸元</p> <table border="1" data-bbox="862 1066 1384 1292"> <thead> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>鋼製材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寸法(m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量(kg)</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>最大水平速度(m/s)</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>最大鉛直速度(m/s)</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>	飛来物の種類	鋼製材	寸法(m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	質量(kg)	135	最大水平速度(m/s)	51	最大鉛直速度(m/s)	34	<p>おいては，評価モデルに一部の構造部材の損傷を仮定し，W_w及びW_pと組み合わせる形で考慮する。</p> <p>飛来物の寸法，質量及び飛来速度を表4-2 に示す。設計飛来物の飛来速度については，設置（変更）許可を受けたとおり設定する。</p> <p>また，その他の飛来物については，解析コード「TONBOS」を用いて算出した速度を飛来速度として設定する。</p> <p>なお，評価に用いた解析コード「TONBOS」の検証及び妥当性確認等の概要については，添付書類「V-5-9 計算機プログラム（解析コード）の概要・TONBOS」に示す。</p> <p style="text-align: center;">表4-2 飛来物の諸元</p> <table border="1" data-bbox="1429 1066 1921 1485"> <thead> <tr> <th></th> <th>鋼製材</th> <th>砂利</th> <th>車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寸法(m)</td> <td>4.2×0.3×0.2</td> <td>0.04×0.04</td> <td>3.6×2.5×8.6</td> </tr> <tr> <td>質量(kg)</td> <td>135</td> <td>0.18</td> <td>5000</td> </tr> <tr> <td>水平方向の飛来速度(m/s)</td> <td>51</td> <td>62</td> <td>52</td> </tr> </tbody> </table>		鋼製材	砂利	車両	寸法(m)	4.2×0.3×0.2	0.04×0.04	3.6×2.5×8.6	質量(kg)	135	0.18	5000	水平方向の飛来速度(m/s)	51	62	52	<p>め，施設固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>竜巻防護対象施設は，竜巻防護対象施設を収納する建屋による防護を基本としていることから砂利は飛来物として考慮しない。</p> <p>MOX 燃料加工施設では，車両は運用により飛来させないことから，車両を飛来物として設定していない。竜巻防護対象施設は，竜巻防護対象施設を収納する建屋による防護を基本としていること</p>
飛来物の種類	鋼製材																												
寸法(m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2																												
質量(kg)	135																												
最大水平速度(m/s)	51																												
最大鉛直速度(m/s)	34																												
	鋼製材	砂利	車両																										
寸法(m)	4.2×0.3×0.2	0.04×0.04	3.6×2.5×8.6																										
質量(kg)	135	0.18	5000																										
水平方向の飛来速度(m/s)	51	62	52																										

MOX 燃料加工施設 - 発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (30 / 51)

MOX 燃料加工施設		発電炉			備考
			鉛直方向の飛来速度 (m/s)	34 42 -*	から砂利は飛来物として考慮しない。
		<p>注記 * : 種々の車両の飛散解析結果と衝突対象建屋の屋根スラブの高さ及び厚さの関係から、車両が屋根に到達することは考え難く、仮に屋根に到達した場合でも、飛跡頂点から屋根までの落下距離は僅かであり、有意な衝突速度にならないと考えられるため。</p>			
		<p>c. 運転時荷重 (F_p) <u>運転時荷重としては、V-1-1-1-2-1の「2.1.3a. 荷重の種類」を踏まえ、グローブボックス、配管等にかかる圧力及び最高使用温度を考慮する。これらは設備、機器及び配管単位で考慮されるものであり、燃料加工建屋全体に対して運転時に作用することを想定する荷重はない。</u></p>	<p>c. 運転時に作用する荷重 (F_p) <u>運転時の状態で作用する荷重として、配管等にかかる内圧やポンプのストラスト荷重等の運転時荷重とする。</u></p>	<p>建屋に対しては、運転時の状態で作用する荷重を考慮しないとする発電炉の整理と同じであるため、新たな論点が生じるものではない。</p>	
		<p>d. 積雪荷重 (SL) <u>組み合わせる積雪は、「青森県建築基準法等施行細則」による六ヶ所村の垂直積雪量190cmに平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮し66.5cmとする。積雪荷重については、建築基準法施行令第86条第2項により、積雪量1cmごとに30N/m²の積雪荷重が作用することを考慮し設定する。</u></p>		<p>立地条件の違いによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。</p>	

MOX 燃料加工施設 - 発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (31 / 51)

MOX 燃料加工施設	MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
	<p>(2) 荷重の組合せ</p> <p>竜巻の影響を考慮する施設の設計に用いる竜巻の荷重は、気圧差による荷重(W_p)を考慮した複合荷重 W_{T1} 並びに設計竜巻の風圧力による荷重(W_w)、気圧差による荷重(W_p)及び設計飛来物による衝撃荷重(W_M)を組み合わせた複合荷重 W_{T2} を以下のとおり設定する。</p> $W_{T1} = W_p$ $W_{T2} = W_w + 0.5 \cdot W_p + W_M$ <p>竜巻の影響を考慮する施設には W_{T1} 及び W_{T2} の両荷重をそれぞれ作用させる。各施設の設計竜巻による荷重の組合せについては、施設の設置状況及び構造を踏まえ適切な組合せを設定する。施設分類ごとの荷重の組合せの考え方を以下に示す。</p> <p>a. 竜巻防護対象施設を収納する建屋</p> <p>設計竜巻による荷重とこれに組み合わせる荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重の組合せを基本とする。</p> <p><u>b. 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設</u></p>	<p>(2) 荷重の組合せ</p> <p>竜巻の影響を考慮する施設の設計に用いる竜巻の荷重は、気圧差による荷重(W_p)を考慮した複合荷重W_{T1}並びに設計竜巻の風圧力による荷重(W_w)、気圧差による荷重(W_p)及び飛来物による衝撃荷重(W_M)を組み合わせた複合荷重W_{T2}を以下のとおり設定する。</p> $W_{T1} = W_p$ $W_{T2} = W_w + 0.5 \cdot W_p + W_M$ <p>竜巻の影響を考慮する施設にはW_{T1}及びW_{T2}の両荷重をそれぞれ作用させる。各施設の設計竜巻による荷重の組合せについては、施設の設置状況及び構造を踏まえ適切な組合せを設定する。施設分類ごとの荷重の組合せの考え方を以下に示す。</p> <p>a. 竜巻より防護すべき施設を内包する施設 (表4-3(1/5))</p> <p>設計竜巻による荷重とこれに組み合わせる荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重、飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重の組合せを基本とする。</p> <p><u>b. 屋外の外部事象防護対象施設 (表4-3(2/5, 3/5))</u> (以下、省略)</p> <p><u>c. 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設 (表4-3(4/5))</u> (以下、省略)</p>	<p>MOX 燃料加工施設には対象施設がないため記載に差異がある。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 32 / 51 ）

	MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
		<p><u>建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に対する荷重の組合せは、後次の申請書において示す。</u></p> <p><u>c. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</u></p> <p><u>建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設に対する荷重の組合せは、後次の申請書において示す。</u></p> <p><u>d. 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</u></p> <p><u>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設に対する荷重の組合せは、後次の申請書において示す。</u></p> <p>荷重の組合せ一覧表を第 4.1-3 表に示す。</p>	<p>後次回申請時に比較結果を示す。</p> <p>後次回申請時に比較結果を示す。</p> <p><u>d. 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設（表4-3 (5/5)）</u> （以下、省略）</p> <p>上記の施設分類ごとの荷重の組合せの考え方を踏まえ、各評価対象施設における評価項目ごとの荷重の組合せを表4-3 に示す。</p> <p>後次回申請時に比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (33 / 51)

MOX 燃料加工施設		発電炉		備考																																																																																													
<p>第 4.1-3 表 荷重の組合せ一覧表(建物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">荷重の種類</th> <th rowspan="2">内容</th> <th>短期荷重</th> </tr> <tr> <th>(竜巻)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">通常時に作用している荷重</td> <td>・固定荷重</td> <td>構造物自体の重さによる荷重</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・機器配管荷重</td> <td>建物に設置される機器及び配管の荷重</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・積載荷重</td> <td>家具、什器、人員荷重のほか、機器・配管荷重に含まれない小さな機器類の荷重</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・土圧荷重(静土圧)</td> <td>地下外壁に作用する土圧</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・水圧荷重(静水圧)</td> <td>地下外壁に作用する水圧</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">個別荷重</td> <td>・積雪荷重</td> <td>積雪深さに応じて算定する荷重</td> <td>○ (190cm×0.35)</td> </tr> <tr> <td>・地震荷重</td> <td>Se₀、S₄、1/2S₄ 及び静的地震力による荷重 地震時土圧及び設備・機器からの反力もこれに含まれる</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・風荷重</td> <td>基準風速 34m/s(瞬間風速 45.4m/s 相当)に応じて算定する荷重</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・電磁荷重</td> <td>設計電圧(100kV)による電圧力、気圧差及び飛来物の衝撃荷重</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・降下火砕物による荷重</td> <td>降下火砕物の堆積量(35cm)に応じて算定する荷重</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(3) 荷重の算定方法 「4.1(1) 荷重の種類」で設定している荷重の算出式を以下に示す。 a. 記号の定義 荷重の算出に用いる記号を第 4.1-4 表に示す。</p>		分類	荷重の種類	内容	短期荷重	(竜巻)	通常時に作用している荷重	・固定荷重	構造物自体の重さによる荷重	○	・機器配管荷重	建物に設置される機器及び配管の荷重	○	・積載荷重	家具、什器、人員荷重のほか、機器・配管荷重に含まれない小さな機器類の荷重	○	・土圧荷重(静土圧)	地下外壁に作用する土圧	○	・水圧荷重(静水圧)	地下外壁に作用する水圧	○	個別荷重	・積雪荷重	積雪深さに応じて算定する荷重	○ (190cm×0.35)	・地震荷重	Se ₀ 、S ₄ 、1/2S ₄ 及び静的地震力による荷重 地震時土圧及び設備・機器からの反力もこれに含まれる	—	・風荷重	基準風速 34m/s(瞬間風速 45.4m/s 相当)に応じて算定する荷重	—	・電磁荷重	設計電圧(100kV)による電圧力、気圧差及び飛来物の衝撃荷重	○	・降下火砕物による荷重	降下火砕物の堆積量(35cm)に応じて算定する荷重	—	<p>表4-3 竜巻の影響を考慮する施設の荷重の組合せ(1/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">分類</th> <th rowspan="3">強度評価の対象施設</th> <th rowspan="3">評価項目</th> <th colspan="6">荷重</th> </tr> <tr> <th colspan="3">常時作用する荷重 (P_c)</th> <th colspan="3">風圧力による</th> </tr> <tr> <th>自重</th> <th>水圧</th> <th>土圧</th> <th>風圧(W₀)</th> <th>風圧差による荷重(W₀)</th> <th>飛来物による衝撃荷重(W₀)</th> <th>運転時の状態で作用する荷重 (P_o)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">竜巻への影響を考慮するべき施設を</td> <td rowspan="4">原子炉建屋、タービン建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋</td> <td>構造</td> <td>○*</td> <td>—</td> <td>○*</td> <td>○*</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>構造強度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>衝突</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>構造強度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : 「設計飛来物の貫通を生じない(最小径であること)の確認においては考慮しない」</p> <p>表4-3 竜巻の影響を考慮する施設の荷重の組合せ(2/5) (以下、省略)</p> <p>表4-3 竜巻の影響を考慮する施設の荷重の組合せ(3/5) (以下、省略)</p> <p>表4-3 竜巻の影響を考慮する施設の荷重の組合せ(4/5) (以下、省略)</p> <p>表4-3 竜巻の影響を考慮する施設の荷重の組合せ(5/5) (以下、省略)</p> <p>(3) 荷重の算定方法 「4.1(1) 荷重の種類」で設定している荷重の算出式を以下に示す。 a. 記号の定義 荷重の算出に用いる記号を表4-4 に示す。</p>		分類	強度評価の対象施設	評価項目	荷重						常時作用する荷重 (P _c)			風圧力による			自重	水圧	土圧	風圧(W ₀)	風圧差による荷重(W ₀)	飛来物による衝撃荷重(W ₀)	運転時の状態で作用する荷重 (P _o)	竜巻への影響を考慮するべき施設を	原子炉建屋、タービン建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋	構造	○*	—	○*	○*	○	○	—	構造強度	○	—	○	○	○	○	—	衝突	—	—	—	—	—	○	—	構造強度	—	—	—	—	—	○	—	<p>施設の違いによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。 なお、後次回申請時に申請対象設備に応じた組合せ荷重を記載するため、新たな論点が生じるものではない。</p>
分類	荷重の種類				内容	短期荷重																																																																																											
		(竜巻)																																																																																															
通常時に作用している荷重	・固定荷重	構造物自体の重さによる荷重	○																																																																																														
	・機器配管荷重	建物に設置される機器及び配管の荷重	○																																																																																														
	・積載荷重	家具、什器、人員荷重のほか、機器・配管荷重に含まれない小さな機器類の荷重	○																																																																																														
	・土圧荷重(静土圧)	地下外壁に作用する土圧	○																																																																																														
	・水圧荷重(静水圧)	地下外壁に作用する水圧	○																																																																																														
個別荷重	・積雪荷重	積雪深さに応じて算定する荷重	○ (190cm×0.35)																																																																																														
	・地震荷重	Se ₀ 、S ₄ 、1/2S ₄ 及び静的地震力による荷重 地震時土圧及び設備・機器からの反力もこれに含まれる	—																																																																																														
	・風荷重	基準風速 34m/s(瞬間風速 45.4m/s 相当)に応じて算定する荷重	—																																																																																														
	・電磁荷重	設計電圧(100kV)による電圧力、気圧差及び飛来物の衝撃荷重	○																																																																																														
	・降下火砕物による荷重	降下火砕物の堆積量(35cm)に応じて算定する荷重	—																																																																																														
分類	強度評価の対象施設	評価項目	荷重																																																																																														
			常時作用する荷重 (P _c)			風圧力による																																																																																											
			自重	水圧	土圧	風圧(W ₀)	風圧差による荷重(W ₀)	飛来物による衝撃荷重(W ₀)	運転時の状態で作用する荷重 (P _o)																																																																																								
竜巻への影響を考慮するべき施設を	原子炉建屋、タービン建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋	構造	○*	—	○*	○*	○	○	—																																																																																								
		構造強度	○	—	○	○	○	○	—																																																																																								
		衝突	—	—	—	—	—	○	—																																																																																								
		構造強度	—	—	—	—	—	○	—																																																																																								

MOX 燃料加工施設 - 発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (34 / 51)

MOX 燃料加工施設		発電炉		備考																																																																																																
		<p>第 4.1-4 表 荷重の算出に用いる記号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>単位</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>m²</td> <td>施設の受圧面積</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>—</td> <td>風力係数(施設の形状や風圧力が作用する部位(屋根, 壁等)に応じて設定する。)</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>—</td> <td>ガスト影響係数</td> </tr> <tr> <td>g</td> <td>m/s²</td> <td>重力加速度</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>N</td> <td>自重による荷重</td> </tr> <tr> <td>m</td> <td>kg</td> <td>質量</td> </tr> <tr> <td>q</td> <td>N/m²</td> <td>設計用速度圧</td> </tr> <tr> <td>R_M</td> <td>m</td> <td>最大接線風速半径</td> </tr> <tr> <td>V_D</td> <td>m/s</td> <td>設計竜巻の風速</td> </tr> <tr> <td>V_{Rm}</td> <td>m/s</td> <td>設計竜巻の最大接線風速</td> </tr> <tr> <td>W_M</td> <td>N</td> <td>設計飛来物による衝撃荷重</td> </tr> <tr> <td>W_P</td> <td>N</td> <td>気圧差による荷重</td> </tr> <tr> <td>W_W</td> <td>N</td> <td>風圧力による荷重</td> </tr> <tr> <td>ρ</td> <td>kg/m³</td> <td>空気密度</td> </tr> <tr> <td>Δ P_{max}</td> <td>N/m²</td> <td>最大気圧低下量</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 自重による荷重の算出 自重による荷重は以下のとおり計算する。 $H = m \cdot g$</p> <p>c. 竜巻による荷重の算出</p>	記号	単位	定義	A	m ²	施設の受圧面積	C	—	風力係数(施設の形状や風圧力が作用する部位(屋根, 壁等)に応じて設定する。)	G	—	ガスト影響係数	g	m/s ²	重力加速度	H	N	自重による荷重	m	kg	質量	q	N/m ²	設計用速度圧	R _M	m	最大接線風速半径	V _D	m/s	設計竜巻の風速	V _{Rm}	m/s	設計竜巻の最大接線風速	W _M	N	設計飛来物による衝撃荷重	W _P	N	気圧差による荷重	W _W	N	風圧力による荷重	ρ	kg/m ³	空気密度	Δ P _{max}	N/m ²	最大気圧低下量	<p>表4-4 荷重の算出に用いる記号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>単位</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>m²</td> <td>施設の受圧面積</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>—</td> <td>風力係数(施設の形状や風圧力が作用する部位(屋根, 壁等)に応じて設定する。)</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>—</td> <td>ガスト影響係数</td> </tr> <tr> <td>g</td> <td>m/s²</td> <td>重力加速度</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>N</td> <td>自重による荷重</td> </tr> <tr> <td>m</td> <td>kg</td> <td>質量</td> </tr> <tr> <td>q</td> <td>N/m²</td> <td>設計用速度圧</td> </tr> <tr> <td>R_m</td> <td>m</td> <td>最大接線風速半径</td> </tr> <tr> <td>V_D</td> <td>m/s</td> <td>設計竜巻の風速</td> </tr> <tr> <td>V_{Rm}</td> <td>m/s</td> <td>設計竜巻の最大接線風速</td> </tr> <tr> <td>W_M</td> <td>N</td> <td>飛来物による衝撃荷重</td> </tr> <tr> <td>W_P</td> <td>N</td> <td>気圧差による荷重</td> </tr> <tr> <td>W_W</td> <td>N</td> <td>風圧力による荷重</td> </tr> <tr> <td>ρ</td> <td>kg/m³</td> <td>空気密度</td> </tr> <tr> <td>Δ P_{max}</td> <td>N/m²</td> <td>最大気圧低下量</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 自重による荷重の算出 自重による荷重は以下のとおり計算する。 $H = m \cdot g$</p> <p>c. 竜巻による荷重の算出</p>	記号	単位	定義	A	m ²	施設の受圧面積	C	—	風力係数(施設の形状や風圧力が作用する部位(屋根, 壁等)に応じて設定する。)	G	—	ガスト影響係数	g	m/s ²	重力加速度	H	N	自重による荷重	m	kg	質量	q	N/m ²	設計用速度圧	R _m	m	最大接線風速半径	V _D	m/s	設計竜巻の風速	V _{Rm}	m/s	設計竜巻の最大接線風速	W _M	N	飛来物による衝撃荷重	W _P	N	気圧差による荷重	W _W	N	風圧力による荷重	ρ	kg/m ³	空気密度	Δ P _{max}	N/m ²	最大気圧低下量	
記号	単位	定義																																																																																																		
A	m ²	施設の受圧面積																																																																																																		
C	—	風力係数(施設の形状や風圧力が作用する部位(屋根, 壁等)に応じて設定する。)																																																																																																		
G	—	ガスト影響係数																																																																																																		
g	m/s ²	重力加速度																																																																																																		
H	N	自重による荷重																																																																																																		
m	kg	質量																																																																																																		
q	N/m ²	設計用速度圧																																																																																																		
R _M	m	最大接線風速半径																																																																																																		
V _D	m/s	設計竜巻の風速																																																																																																		
V _{Rm}	m/s	設計竜巻の最大接線風速																																																																																																		
W _M	N	設計飛来物による衝撃荷重																																																																																																		
W _P	N	気圧差による荷重																																																																																																		
W _W	N	風圧力による荷重																																																																																																		
ρ	kg/m ³	空気密度																																																																																																		
Δ P _{max}	N/m ²	最大気圧低下量																																																																																																		
記号	単位	定義																																																																																																		
A	m ²	施設の受圧面積																																																																																																		
C	—	風力係数(施設の形状や風圧力が作用する部位(屋根, 壁等)に応じて設定する。)																																																																																																		
G	—	ガスト影響係数																																																																																																		
g	m/s ²	重力加速度																																																																																																		
H	N	自重による荷重																																																																																																		
m	kg	質量																																																																																																		
q	N/m ²	設計用速度圧																																																																																																		
R _m	m	最大接線風速半径																																																																																																		
V _D	m/s	設計竜巻の風速																																																																																																		
V _{Rm}	m/s	設計竜巻の最大接線風速																																																																																																		
W _M	N	飛来物による衝撃荷重																																																																																																		
W _P	N	気圧差による荷重																																																																																																		
W _W	N	風圧力による荷重																																																																																																		
ρ	kg/m ³	空気密度																																																																																																		
Δ P _{max}	N/m ²	最大気圧低下量																																																																																																		

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (35 / 51)

	MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
		<p>(a) 風圧力による荷重(W_w) 風圧力による荷重は、竜巻の最大風速による荷重であり、竜巻ガイドを参考に次式のとおり算出する。 $W_w = q \cdot G \cdot C \cdot A$ ここで、 $q = (1/2) \cdot \rho \cdot V_b^2$</p> <p>(b) 気圧差による荷重($W_p$) 気圧差による荷重は、次式のとおり算出する。 $W_p = \Delta P_{max} \cdot A$ ここで、 $\Delta P_{max} = \rho \cdot V_{Rm}^2$</p> <p>(c) 設計飛来物による衝撃荷重(W_M) 設計飛来物による衝撃荷重は、設計飛来物が衝突する竜巻の影響を考慮する施設、評価対象部位及び評価方法に応じて適切に設定する必要があるため、個別計算書にその算出方法を含めて記載する。評価条件を第 4.1-5 表に示す。</p>	<p>(a) 風圧力による荷重(W_w) 風圧力による荷重は、「建築基準法施行令」及び「建築物荷重指針・同解説」((社) 日本建築学会) に準拠して、次式のとおり算出する。 $W_w = q \cdot G \cdot C \cdot A$ ここで、 $q = \frac{1}{2} \cdot \rho \cdot V_b^2$</p> <p>(b) 気圧差による荷重($W_p$) 気圧差による荷重は、次式のとおり算出する。 $W_p = \Delta P_{max} \cdot A$ ここで、 $\Delta P_{max} = \rho \cdot V_{Rm}^2$</p> <p>(c) 飛来物による衝撃荷重($W_M$) 飛来物による衝撃荷重は、飛来物が衝突する竜巻の影響を考慮する施設、評価対象部位及び評価方法に応じて適切に設定する必要があるため、個別計算書にその算出方法を含めて記載する。 評価条件を表4-5 に示す。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (36 / 51)

MOX 燃料加工施設		発電炉					備考					
		第 4.1-5 表 評価条件					表4-5 評価条件					
最大風速 V_D (m/s)	空気密度 ρ (kg/m ³)	ガスト影響係数 G (-)	設計用速度圧 q (N/m ²)	最大接線風速 V_{Rm} (m/s)	最大気圧低下量 ΔP (N/m ²)	最大風速 V_D (m/s)	空気密度 ρ (kg/m ³)	ガスト影響係数 G (-)	設計用速度圧 q (N/m ²)	最大接線風速 V_{Rm} (m/s)	最大気圧低下量 ΔP (N/m ²)	
100	1.22	1.0	6,100	85	8,900	100	1.22	1.0	6100	85	8900	
		<p>4.2 許容限界</p> <p>許容限界は、「V-1-1-1-2-2 設計対処施設の設計方針」の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標及び「3.2 機能維持の方針」に示す評価方針を踏まえて、評価項目ごとに設定する。</p> <p>「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重及び荷重の組合せを含めた、評価項目ごとの許容限界を第 4.1-6 表に示す。</p> <p>各施設の許容限界の詳細は、各計算書で評価対象部位の損傷モードを踏まえ評価項目を選定し、評価項目ごとに許容限界を定める。</p>					<p>4.2 許容限界</p> <p>許容限界は、V-1-1-2-3-3 の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標及び「3.2 機能維持の方針」に示す評価方針を踏まえて、評価項目ごとに設定する。</p> <p>「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重及び荷重の組合せを含めた、評価項目ごとの許容限界を表4-7 に示す。</p> <p>各施設の許容限界の詳細は、各計算書で評価対象部位の損傷モードを踏まえ評価項目を選定し、評価項目ごとに許容限界を定める。</p> <p><u>「原子力発電所耐震設計技術指針重要度分類・許容応力編 J E A G 4 6 0 1・補-1984」</u> ((社) 日本電気協会) , 「<u>原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1-1987</u>」 ((社) 日本電気協会) 及び「<u>原子力発電所耐</u></p>					<p>施設の違いによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 37 / 51 ）

	MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
	<p>4.2.1 建屋 (1) 許容限界の設定 a. 衝突評価 (a) 貫通(第 4.1-6 表) 建屋の衝突による貫通評価においては、<u>設計飛来物による衝撃荷重に対し、設計飛来物が竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備を収納する建屋等の外殻を構成する部材を貫通しない設計とするために、設計飛来物の貫通を生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備を収納する建屋等の外殻を構成する部材の最小厚さを許容限界</u></p>	<p><u>震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 - 1991 追補版</u>（（社）日本電気協会）（以下「<u>J E A G 4 6 0 1</u>」という。）を準用できる施設については、<u>J E A G 4 6 0 1 に基づき「発電用原子力設備規格設計・建設規格 J S M E S N C 1 - 2005 / 2007</u>（以下「<u>J S M E</u>」という。）の付録材料図表及び <u>J I S</u> の材料物性値により許容限界を算出している。その他施設や衝撃荷重のみを考慮する施設については、<u>J S M E</u> や既往の実験式に基づき許容限界を設定する。</p> <p><u>ただし、J S M E の適用を受ける機器であって、供用状態に応じた許容値の規定が J S M E にないものは機能維持の評価方針を考慮し、J E A G 4 6 0 1 に基づいた許容限界を設定する。</u></p> <p>4.2.1 建屋・構造物 (1) 許容限界の設定 a. 衝突評価 (a) 貫通（表4-7(1/9)） 建屋・構造物の衝突による貫通評価においては、設計飛来物による衝撃荷重に対し、設計飛来物が竜巻より防護すべき施設の外殻を構成する部材を貫通しない設計とするために、設計飛来物の貫通を生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材の最小厚さ若しくは部材</p>	

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (38 / 51)

	MOX 燃料加工施設	発電炉	備 考
	<p>として設定する。</p> <p>b. 構造強度評価 (a) 裏面剥離(第 4.1-6 表) 設計飛来物による衝撃荷重に対し、竜巻防護対象施設を収納する建屋の外殻を構成する部材自体の脱落による影響を生じない設計とするために、裏面剥離によるコンクリート片の飛散が生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、施設の最小部材厚さを許容限界として設定する。</p>	<p>の吸収エネルギーを許容限界として設定する。</p> <p><u>(b) ひずみ (表4-7(1/9))</u> <u>建屋・構造物の衝突による貫通評価においては、設計飛来物による衝撃荷重に対し、設計飛来物が竜巻より防護すべき施設の外殻を構成する部材に貫通に至るようなひずみを生じないことを解析により確認する評価方針としていることを踏まえ、鉄筋の許容ひずみを許容限界として設定する。</u></p> <p>b. 構造強度評価 (a) 裏面剥離 (表4-7 (1/9)) 設計飛来物による衝撃荷重に対し、竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材自体の脱落による影響を生じない設計とするために、裏面剥離によるコンクリート片の飛散が生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、施設の最小部材厚さを許容限界として設定する。<u>また、許容限界を超えた場合は、裏面剥離に至るようなひずみを生じないことを解析により確認する評価方針としていることを踏まえ、鉄筋、デッキプレート若しくはライナの許容ひずみを許容限界として設定する。</u></p>	<p>備 考</p> <p>発電炉の衝突評価では、屋根、壁等が設計飛来物の衝突に対して、貫通を生じさせない最小厚さが確保できない場合に屋根、壁等に終局状態に至るようなひずみが生じないことの確認をすることとしている。MOX 燃料加工施設では、貫通を生じさせない最小厚さを確保する設計としているため、記載に差異がある。</p> <p>発電炉の衝突評価では、屋根、壁等が設計飛来物の衝突に対して、裏面剥離を生じさせない最小厚さが確保できない場合に、鉄筋、デッキプレート等の許容ひずみを許容限界に設定</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (39 / 51)

MOX 燃料加工施設	MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
	<p>(b) 転倒及び脱落(第 4.1-6 表)</p> <p>竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないよう、竜巻防護対象施設を収納する建屋の倒壊、構成部材の転倒及び脱落並びに竜巻防護対象施設を収納する建屋に過大な変形が生じない設計とするため、構造躯体に終局状態に至るような変形が生じないことを計算により確認する方針としている。</p> <p>これを達成するため、構造躯体に終局状態に至るような変形が生じないことを計算により確認する方針としていることを踏まえ、原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987) の考え方にに基づき、終局点のせん断ひずみ度 4.0×10^{-3} に安全率 2 を有するようコンクリートせん断ひずみ度 2.0×10^{-3} を許容限界として設定する。</p> <p>また、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないよう、竜巻防護対象施設を収納する建屋の屋根の構造健全性を確保する設計とするため、設計荷重に対して屋根が終局状態に至らないことを荷重比較により確認する。</p> <p>鉛直荷重により、鉄筋コンクリート造の</p>	<p>(b) 転倒及び脱落 (表4-7 (1/9))</p> <p>鉄筋コンクリート造建造物の転倒及び脱落の評価については、設計竜巻による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、竜巻より防護すべき施設の外殻となる部材自体の転倒及び脱落を生じない設計とするため、構造躯体に終局状態に至るような変形が生じないことを計算により確認する方針としていることを踏まえ、コンクリートの終局せん断ひずみに基づく制限値を許容限界として設定する。制限値は 2.0×10^{-3} とする。</p> <p><u>鉄骨造建造物の転倒及び脱落の評価については、設計竜巻による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し、竜巻より防護すべき施設の外殻となる部材自体の転倒及び脱落を生じない設計とするために、構造躯体に終局状態に至るような変形が生じないことを計算により確認する方針としていることを踏まえ、「鋼構造設計規準・同解説—許容応力度設計法—」に準じた短期許容応力度を許容限界として設定する。外装板については、外装板メーカーの技術資料を基に許容限界を設定する。</u></p> <p><u>また、屋根スラブについては「RC規準」に基づく終局強度とし、屋根スラブのスタッドについては、各種合成構造設計指針・同解説」に基づく許容耐力を許容限界として設定する。</u></p> <p><u>扉の転倒及び脱落の評価については、設計竜巻の気圧差による荷重及び</u></p>	<p>し、許容限界を超えるひずみが生じないことの確認をすることとしている。MOX 燃料加工施設では、裏面剥離を生じさせない最小厚さを確保する設計としているため、記載に差異がある。</p> <p>燃料加工建屋は鉄筋コンクリート造であり、鉄骨構造ではないため、記載に差異が生じているが、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(40 / 51)

	MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
	<p>屋根に発生する応力は、曲げモーメントが支配的となる。その曲げモーメントは主に鉄筋で負担することから、鉄筋の許容応力度をもとに屋根の許容限界を設定する。</p> <p><u>具体的には、設計時長期荷重に対して、設計荷重(竜巻)の比が、鉄筋の長期許容応力度に対する短期許容応力度の比(以下「許容応力度比」という。)を下回ることを確認する。鉄筋の長期許容応力度及び短期許容応力度は、鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(以下「RC 規準」という。)に基づくものとする。許容応力度比は、RC 基準に示されるコンクリートの許容応力度、鉄筋の許容応力度及び鉄筋のコンクリートに対する許容付着応力度の許容応力度比の最小値を、許容限界として設定する。</u></p> <p><u>以上より、鉄筋の許容応力度比の許容限界は 1.5 とする。</u></p>	<p><u>その他考慮すべき荷重に対し、施設の外殻を構成する部材自体の転倒及び脱落を生じない設計とするために、扉支持部材の破断による転倒及び脱落が生じないことを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、「鋼構造設計規準・同解説—許容応力度設計法—」に準じた短期許容応力度を許容限界として設定する。</u></p> <p><u>(c) 構造躯体の変形 (表4-7 (8/9))</u> <u>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性のある施設については、設計竜巻による荷重及びその他の荷重に対し、サービス建屋が原子炉建屋及びタービン建屋に接触する変形を生じないことを計算及び解析により確認する評価方針としていることを踏まえ、原子炉建屋及びタービン建屋との離隔距離を許容限界として設定する。</u></p> <p><u>海水ポンプエリア防護壁については、海水ポンプエリア防護壁の鉄筋コンクリート壁並びに鉄骨架構と近接す</u></p>	<p>発電炉は FEM 解析により評価をしているが、MOX 燃料加工施設では長期荷重と短期荷重の応力度比にて評価を行っている。発電炉と MOX 燃料加工施設の許容限界は同じであるため、発電炉のような詳細な解析を行う必要がない。</p> <p>燃料加工建屋に対して波及的影響を及ぼし得る建屋がないため、記載に差異が生じている。</p> <p>MOX 燃料加工施設には、海水防護壁がないため、記載</p>

MOX 燃料加工施設 - 発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (41 / 51)

	MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
		<p>4.2.2 機器・配管系</p> <p>機器・配管系に関する許容限界は、後次回 の申請書において示す。</p>	<p><u>る外部事象防護対象施設との最小離隔距離を考慮し設定するものであるが、弾性限界内の変形に留めることで、外部事象防護対象施設との離隔を維持する設計とする。</u></p> <p><u>鋼製防護壁については、海水ポンプ室に接触する変形を生じないことを竜巻以外の荷重との比較により確認する評価方針としていることを踏まえ、竜巻の風荷重が、上部工に作用する基準津波の荷重に包絡されていることを確認する。</u></p> <p>4.2.2 機器・配管系 (以下、省略)</p> <p>MOX 燃料加工施設には、海水防護壁がないため、記載に差異が生じている。</p> <p>後次回申請時に、比較結果を示す。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(42 / 51)

MOX 燃料加工施設		発電炉		備考			
施設分類	施設名称	第4.1-6表 許容限界					
		荷重の組合せ	評価対象部位	評価項目	機能損傷モード 許容限界		
産巻より防護すべき施設を収納する施設	燃料加工建屋	Ws	壁、屋根	衝突評価	貫通 貫通	燃料加工建屋の最小部材厚さが貫通限界厚さ以上とする。	
		複合荷重 W _T (Ws+F)	壁、屋根	構造評価	裏面剥離	裏面剥離	燃料加工建屋の最小部材厚さが裏面剥離限界厚さ以上とする。
		複合荷重 W _{T2} (Ws+0.5・W+F)			せん断	燃料加工建屋の倒壊、構成部材の転倒及び脱落並びに燃料加工建屋の過大な変形	コンクリートのせん断ひずみ度 2.0×10 ⁻³ 以下とする。
		耐震壁	せん断	燃料加工建屋の倒壊、構成部材の転倒及び脱落並びに燃料加工建屋の過大な変形	コンクリートのせん断ひずみ度 2.0×10 ⁻³ 以下とする。		
屋根	許容応力度比	終局状態	鉄筋の許容応力度比 1.5 以下とする。				
施設分類	施設名称	荷重の組合せ	評価対象部位	評価項目	機能損傷モード 許容限界	表4-7 施設ごとの許容限界(1/9)	施設の違いによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。 なお、後次回申請時に申請対象設備に応じた強度評価対象部位を記載するため、新たな論点が生じるものではない。
産巻より防護すべき施設を収納する施設	原子炉建屋、タービン棟、使用済燃料池式貯蔵施設	Ws	壁、屋根	衝突評価	貫通 貫通	表4-7 施設ごとの許容限界(2/9) (以下、省略)	
						表4-7 施設ごとの許容限界(3/9) (以下、省略)	
						表4-7 施設ごとの許容限界(4/9) (以下、省略)	
						表4-7 施設ごとの許容限界(5/9) (以下、省略)	
						表4-7 施設ごとの許容限界(6/9) (以下、省略)	
表4-7 施設ごとの許容限界(7/9) (以下、省略)							
表4-7 施設ごとの許容限界(8/9) (以下、省略)							
表4-7 施設ごとの許容限界(9/9) (以下、省略)							

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】(43 / 51)

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
		<p><u>表4-8 クラス1・クラス2, 3・その他の支持構造物の許容応力</u> (以下, 省略)</p> <p><u>表4-9 クラス2, 3 容器の許容応力</u> (以下, 省略)</p> <p><u>表4-10 クラス2, 3 配管の許容応力</u> (以下, 省略)</p> <p><u>表4-11 クラス2 ポンプの許容応力</u> (以下, 省略)</p>	
		<p>5. 強度評価方法 評価手法は, 以下に示す解析法により, 適用性に留意の上, 規格及び基準類や既往の文献において適用が妥当とされる手法に基づき実施することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>質点系モデル</u>を用いた計算 ・定式化された評価式を用いた評価 <p>竜巻ガイドを参照して, 設計竜巻による荷重は, 地震荷重と同様に施設に作用する場合は, 地震荷重と同様に外力として評価をするため, JEAG4601 を適用可能とする。</p>	<p>5. 強度評価方法 評価手法は, 以下に示す解析法により, 適用性に留意の上, 規格及び基準類や既往の文献において適用が妥当とされる手法に基づき実施することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>FEM</u>等を用いた解析法 ・定式化された評価式を用いた解析法 <p>「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」を参照して, 設計竜巻による荷重は地震荷重と同様に施設に作用する場合は, 地震荷重と同様に外力として評価をするため, JEAG4601 を適用可能とする。<u>ただし, 閉じた施設となる屋外配管等については, その施設の大きさ及び形状を考慮した上で, 気圧差を見かけ上の配管の内圧の増加として評価する。</u></p> <p>発電炉では, 鉄筋コンクリート造部の計算には質点系モデルを, 鉄骨造部の計算には3次元はりモデルが用いられている。燃料加工建屋は, 鉄筋コンクリート造であるため, 発電炉との記載に差異があるが, 用いる計算モデルは同じであるため, 新た</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】（ 44 / 51 ）

MOX 燃料加工施設	MOX 燃料加工施設	発電炉	備 考
	<p>風圧力による荷重の影響を考慮する施設については、建築基準法施行令等に基づき風圧力による荷重を考慮し、設備の受圧面に対して等分布荷重として扱って良いことから、評価上高さの 1/2 又は荷重作用点より高い重心位置に集中荷重として作用するものとする。</p> <p>設計竜巻による荷重が作用する場合に強度評価を行う施設のうち、強度評価方法として、建屋等の定式化された評価式を用いた解析法を以下に示す。</p> <p>ただし、以下に示す強度評価方法が適用できない施設及び評価対象部位については、個別計算書にその強度評価方法を含めて記載する。</p> <p>5.1 建屋に関する評価式 5.1.1 鉄筋コンクリート構造物 (1) 評価条件 a. 貫通限界厚さは、NEI07-13 に示されている Degen 式を用いて算定する。 Degen 式における貫入深さは、「タービンミサイル評価について（昭和 52 年 7 月 20 日原子炉安全専門審査会）」で用いられている修正 NDRC 式を用いて算定する。 b. 裏面剥離限界厚さは、NEI07-13 に示されている Chang 式を用いて算定する。 c. 荷重及び応力は力学における標準式を用いて算出する。</p>	<p>風圧力による荷重の影響を考慮する施設については、建築基準法施行令等に基づき風圧力による荷重を考慮し、設備の受圧面に対して等分布荷重として扱って良いことから、評価上高さの 1/2 又は荷重作用点より高い重心位置に集中荷重として作用するものとする。</p> <p>設計竜巻による荷重が作用する場合に強度評価を行う施設のうち、強度評価方法として、ポンプ、容器及び建屋等の定式化された評価式を用いた解析法を以下に示す。</p> <p>ただし、以下に示す強度評価方法が適用できない施設及び評価対象部位については、個別計算書にその強度評価方法を含めて記載する。</p> <p>5.1 建屋・構造物に関する評価式 5.1.1 鉄筋コンクリート造構造物 (1) 評価条件 a. 貫通限界厚さは、NEI07-13 に示されている Degen 式を用いて算定する。 Degen 式における貫入深さは、「タービンミサイル評価について（昭和 52 年 7 月 20 日原子炉安全専門審査会）」で用いられている修正 NDRC 式を用いて算定する。 b. 裏面剥離限界厚さは、NEI07-13 に示されている Chang 式を用いて算定する。 c. 荷重及び応力は力学における標準</p>	<p>な論点が生じるものではない。 閉じた施設となる屋外配管は、MOX 燃料加工施設に対象設備がないため、新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設 - 発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (45 / 51)

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考																																
	<p>(2) 評価対象部位 評価対象部位及び評価内容を第 5. 1. 1. 1-1 表に示す。 第 5. 1. 1. 1-1 表 評価対象部位及び評価内容</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">容</th> </tr> <tr> <th>施設名称</th> <th>評価対象部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料加工建屋</td> <td>屋根壁構造躯体</td> <td>貫通 裏面剥離 燃料加工建屋の倒壊、構成部材の転倒及び脱落</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 強度評価方法 a. 記号の定義 Degen 式による貫通限界厚さの算定に用いる記号を第 5. 1. 1. 1-2 表に、Chang 式による裏面剥離限界厚さの算定に用いる記号を第 5. 1. 1. 1-3 表に、荷重の算定に用いる記号を第 5. 1. 1. 1-4 表に示す。</p>	容			施設名称	評価対象部位	評価内容	燃料加工建屋	屋根壁構造躯体	貫通 裏面剥離 燃料加工建屋の倒壊、構成部材の転倒及び脱落	<p>式を用いて算出する。</p> <p>(2) 評価対象部位 評価対象部位及び評価内容を表5-1に示す。 表5-1 評価対象部位及び評価内容</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>評価対象部位</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉建屋</td> <td>屋根スラブ 外壁 構造躯体</td> <td>貫通 裏面剥離 転倒及び脱落</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>ひずみ</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>外部事象防護対象施設が設置されている区画の建屋内壁 (オペレーティングフロア床版, 気体廃棄物処理系バルブ室) 構造躯体</td> <td>貫通 裏面剥離 転倒及び脱落</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料乾式貯蔵建屋</td> <td>屋根スラブ、外壁</td> <td>貫通 裏面剥離 転倒及び脱落</td> </tr> <tr> <td>軽油貯蔵タンクタンク室</td> <td>頂版</td> <td>貫通 裏面剥離</td> </tr> <tr> <td>サービス建屋</td> <td>耐震壁</td> <td>変形</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプエリア防護壁</td> <td>鉄筋コンクリート壁</td> <td>変形 貫通 裏面剥離</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 強度評価方法 a. 記号の定義 Degen式による貫入限界厚さの算定に用いる記号を表5-2に、Chang式による裏面剥離限界厚さの算定に用いる記号を表5-3に示す。</p>	施設名称	評価対象部位	評価内容	原子炉建屋	屋根スラブ 外壁 構造躯体	貫通 裏面剥離 転倒及び脱落	鉄筋	ひずみ	タービン建屋	外部事象防護対象施設が設置されている区画の建屋内壁 (オペレーティングフロア床版, 気体廃棄物処理系バルブ室) 構造躯体	貫通 裏面剥離 転倒及び脱落	使用済燃料乾式貯蔵建屋	屋根スラブ、外壁	貫通 裏面剥離 転倒及び脱落	軽油貯蔵タンクタンク室	頂版	貫通 裏面剥離	サービス建屋	耐震壁	変形	海水ポンプエリア防護壁	鉄筋コンクリート壁	変形 貫通 裏面剥離	<p>施設の違いによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。 なお、後次回申請時に申請対象設備に応じた強度評価対象部位を記載するため、新たな論点が生じるものではない。</p>
容																																			
施設名称	評価対象部位	評価内容																																	
燃料加工建屋	屋根壁構造躯体	貫通 裏面剥離 燃料加工建屋の倒壊、構成部材の転倒及び脱落																																	
施設名称	評価対象部位	評価内容																																	
原子炉建屋	屋根スラブ 外壁 構造躯体	貫通 裏面剥離 転倒及び脱落																																	
	鉄筋	ひずみ																																	
タービン建屋	外部事象防護対象施設が設置されている区画の建屋内壁 (オペレーティングフロア床版, 気体廃棄物処理系バルブ室) 構造躯体	貫通 裏面剥離 転倒及び脱落																																	
使用済燃料乾式貯蔵建屋	屋根スラブ、外壁	貫通 裏面剥離 転倒及び脱落																																	
軽油貯蔵タンクタンク室	頂版	貫通 裏面剥離																																	
サービス建屋	耐震壁	変形																																	
海水ポンプエリア防護壁	鉄筋コンクリート壁	変形 貫通 裏面剥離																																	

MOX 燃料加工施設 - 発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (46 / 51)

MOX 燃料加工施設	発電炉	備考																																																																																																														
<p style="text-align: center;">第 5. 1. 1. 1-2 表 Degen 式による貫通限界厚さの算定に用いる記号</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">記号</th> <th style="width:10%;">単位</th> <th style="width:80%;">記号の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>α_e</td> <td>—</td> <td>低減係数</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>cm</td> <td>設計飛来物直径</td> </tr> <tr> <td>Fc</td> <td>N/mm²</td> <td>コンクリートの設計基準強度</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>—</td> <td>飛来物の形状係数</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>kgf/cm³</td> <td>飛来物直径密度 W/d³</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>kgf</td> <td>飛来物重量</td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>m/s</td> <td>設計飛来物の衝突速度</td> </tr> <tr> <td>X</td> <td>cm</td> <td>貫入深さ</td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>cm</td> <td>貫通限界厚さ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第 5. 1. 1. 1-3 表 Chang 式による裏面剥離限界厚さの算定に用いる記号</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">記号</th> <th style="width:10%;">単位</th> <th style="width:80%;">記号の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>α_s</td> <td>—</td> <td>低減係数</td> </tr> <tr> <td>V₀</td> <td>m/s</td> <td>飛来物基準速度</td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>m/s</td> <td>飛来物の衝突速度</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>kg</td> <td>飛来物重量</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>cm</td> <td>飛来物直径</td> </tr> <tr> <td>fc'</td> <td>N/mm²</td> <td>コンクリートの設計基準強度</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>cm</td> <td>裏面剥離限界厚さ</td> </tr> </tbody> </table>	記号	単位	記号の説明	α_e	—	低減係数	d	cm	設計飛来物直径	Fc	N/mm ²	コンクリートの設計基準強度	N	—	飛来物の形状係数	D	kgf/cm ³	飛来物直径密度 W/d ³	W	kgf	飛来物重量	V	m/s	設計飛来物の衝突速度	X	cm	貫入深さ	e	cm	貫通限界厚さ	記号	単位	記号の説明	α_s	—	低減係数	V ₀	m/s	飛来物基準速度	V	m/s	飛来物の衝突速度	W	kg	飛来物重量	d	cm	飛来物直径	fc'	N/mm ²	コンクリートの設計基準強度	S	cm	裏面剥離限界厚さ	<p style="text-align: center;">表5-2 Degen式による貫入限界厚さの算定に用いる記号</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">記号</th> <th style="width:10%;">単位</th> <th style="width:80%;">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D</td> <td>kgf/cm³</td> <td>飛来物直径密度 D=W/d³</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>cm</td> <td>飛来物の(等価)直径</td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>cm</td> <td>貫通限界厚さ(コンクリート)</td> </tr> <tr> <td>F_c</td> <td>kgf/cm²</td> <td>コンクリートの設計基準強度</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>—</td> <td>飛来物の形状係数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">V</td> <td rowspan="2">m/s</td> <td>外壁 飛来物の衝突速度(水平)</td> </tr> <tr> <td>屋根 飛来物の衝突速度(鉛直)</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>kgf</td> <td>飛来物重量</td> </tr> <tr> <td>X</td> <td>cm</td> <td>貫入深さ</td> </tr> <tr> <td>α_e</td> <td>—</td> <td>低減係数</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表5-3 Chang式による裏面剥離限界厚さの算定に用いる記号</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">記号</th> <th style="width:10%;">単位</th> <th style="width:80%;">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>d</td> <td>cm</td> <td>飛来物の(等価)直径</td> </tr> <tr> <td>f_c'</td> <td>kgf/cm²</td> <td>コンクリートの設計基準強度</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>cm</td> <td>裏面剥離限界厚さ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">V</td> <td rowspan="2">m/s</td> <td>外壁 飛来物の衝突速度(水平)</td> </tr> <tr> <td>屋根 飛来物の衝突速度(鉛直)</td> </tr> <tr> <td>V₀</td> <td>m/s</td> <td>飛来物基準速度</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>kgf</td> <td>飛来物重量</td> </tr> <tr> <td>α_s</td> <td>—</td> <td>低減係数</td> </tr> </tbody> </table>	記号	単位	定義	D	kgf/cm ³	飛来物直径密度 D=W/d ³	d	cm	飛来物の(等価)直径	e	cm	貫通限界厚さ(コンクリート)	F _c	kgf/cm ²	コンクリートの設計基準強度	N	—	飛来物の形状係数	V	m/s	外壁 飛来物の衝突速度(水平)	屋根 飛来物の衝突速度(鉛直)	W	kgf	飛来物重量	X	cm	貫入深さ	α_e	—	低減係数	記号	単位	定義	d	cm	飛来物の(等価)直径	f _c '	kgf/cm ²	コンクリートの設計基準強度	S	cm	裏面剥離限界厚さ	V	m/s	外壁 飛来物の衝突速度(水平)	屋根 飛来物の衝突速度(鉛直)	V ₀	m/s	飛来物基準速度	W	kgf	飛来物重量	α_s	—	低減係数	
記号	単位	記号の説明																																																																																																														
α_e	—	低減係数																																																																																																														
d	cm	設計飛来物直径																																																																																																														
Fc	N/mm ²	コンクリートの設計基準強度																																																																																																														
N	—	飛来物の形状係数																																																																																																														
D	kgf/cm ³	飛来物直径密度 W/d ³																																																																																																														
W	kgf	飛来物重量																																																																																																														
V	m/s	設計飛来物の衝突速度																																																																																																														
X	cm	貫入深さ																																																																																																														
e	cm	貫通限界厚さ																																																																																																														
記号	単位	記号の説明																																																																																																														
α_s	—	低減係数																																																																																																														
V ₀	m/s	飛来物基準速度																																																																																																														
V	m/s	飛来物の衝突速度																																																																																																														
W	kg	飛来物重量																																																																																																														
d	cm	飛来物直径																																																																																																														
fc'	N/mm ²	コンクリートの設計基準強度																																																																																																														
S	cm	裏面剥離限界厚さ																																																																																																														
記号	単位	定義																																																																																																														
D	kgf/cm ³	飛来物直径密度 D=W/d ³																																																																																																														
d	cm	飛来物の(等価)直径																																																																																																														
e	cm	貫通限界厚さ(コンクリート)																																																																																																														
F _c	kgf/cm ²	コンクリートの設計基準強度																																																																																																														
N	—	飛来物の形状係数																																																																																																														
V	m/s	外壁 飛来物の衝突速度(水平)																																																																																																														
		屋根 飛来物の衝突速度(鉛直)																																																																																																														
W	kgf	飛来物重量																																																																																																														
X	cm	貫入深さ																																																																																																														
α_e	—	低減係数																																																																																																														
記号	単位	定義																																																																																																														
d	cm	飛来物の(等価)直径																																																																																																														
f _c '	kgf/cm ²	コンクリートの設計基準強度																																																																																																														
S	cm	裏面剥離限界厚さ																																																																																																														
V	m/s	外壁 飛来物の衝突速度(水平)																																																																																																														
		屋根 飛来物の衝突速度(鉛直)																																																																																																														
V ₀	m/s	飛来物基準速度																																																																																																														
W	kgf	飛来物重量																																																																																																														
α_s	—	低減係数																																																																																																														

MOX 燃料加工施設 - 発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (47 / 51)

MOX 燃料加工施設	MOX 燃料加工施設	発電炉	備考																					
	<p>第 5.1.1.1-4 表 荷重の算定に用いる記号</p> <table border="1" data-bbox="864 368 1384 660"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>単位</th> <th>記号の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>W_M</td> <td>N</td> <td>飛来物による衝撃荷重</td> </tr> <tr> <td>F_M</td> <td>N</td> <td>静的な衝撃荷重</td> </tr> <tr> <td>m</td> <td>kg</td> <td>飛来物の質量</td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>m/s</td> <td>飛来物の衝突速度</td> </tr> <tr> <td>t</td> <td>s</td> <td>接触時間</td> </tr> <tr> <td>L_t</td> <td>m</td> <td>飛来物の最も短い辺の長さ</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 評価方法 (a) Degen 式による貫通限界厚さの算定 Degen 式を以下に示す。 $e = \alpha_e \{2.2(X/d) - 0.3(X/d)^2\} \cdot d$ ($X/d \leq 1.52$の場合) $e = \alpha_e \{0.69 + 1.29(X/d)\} \cdot d$ ($1.52 \leq X/d \leq 13.42$の場合)</p> <p>ここで貫入深さ X は、</p> $X/d = 2 \left\{ \left(\frac{12145}{\sqrt{f_c'}} \right) \cdot N \cdot d^{0.2} \cdot D \cdot \frac{(V/1000)^{1.8}}{0.5} \right\}^{0.5} \quad (X/d \leq 2.0 \text{の場合})$ $X/d = \left(\frac{12145}{\sqrt{f_c'}} \right) \cdot N \cdot d^{0.2} \cdot D \cdot \frac{(V/1000)^{1.8}}{1} + 1 \quad (X/d \geq 2.0 \text{の場合})$ <p>(b) Chang 式による裏面剥離限界厚さの算定 Chang 式を以下に示す。</p>	記号	単位	記号の説明	W_M	N	飛来物による衝撃荷重	F_M	N	静的な衝撃荷重	m	kg	飛来物の質量	V	m/s	飛来物の衝突速度	t	s	接触時間	L_t	m	飛来物の最も短い辺の長さ	<p>b. 評価方法 (a) Degen 式による貫通限界厚さの算定 Degen 式を以下に示す。 $X/d \leq 1.52$の場合 $e = \alpha_e \{2.2(X/d) - 0.3(X/d)^2\} \cdot d$ $1.52 \leq X/d \leq 13.42$の場合 $e = \alpha_e \{0.69 + 1.29(X/d)\} \cdot d$ (b) Chang 式による裏面剥離限界厚さの算定 Chang 式を以下に示す。</p>	<p>発電炉は FEM 解析により評価をしているが、燃料加工建屋は発電炉のような詳細な解析を行う必要がなく、質点系モデルを用いているため。</p> <p>貫通限界厚さの算定に必要な「X/d」を明確化しているが、発電炉と同じ評価式を用いているため、新たな論点が生じるものではない。</p>
記号	単位	記号の説明																						
W_M	N	飛来物による衝撃荷重																						
F_M	N	静的な衝撃荷重																						
m	kg	飛来物の質量																						
V	m/s	飛来物の衝突速度																						
t	s	接触時間																						
L_t	m	飛来物の最も短い辺の長さ																						

MOX 燃料加工施設 - 発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (48 / 51)

	MOX 燃料加工施設	発電炉	備考
	<p style="text-align: center;"> $S = 1.84 \cdot \alpha_S \cdot (V_0/V)^{0.13} \cdot \left(\frac{W \cdot V^2}{0.0980665} \right)^{0.4} / (d^{0.2} \cdot f_c'^{0.4})$ </p> <p>(c) <u>荷重の算定</u> 設計荷重のうち、風圧力による荷重 W_w 及び気圧差による荷重 W_p は、「4.1(1) 荷重の種類」に示す算出式を用いる。 飛来物による衝撃荷重を以下に示す。 $W_M = F_M = m \cdot V/t = m \cdot V^2/L_t$ </p> <p>(d) <u>屋根の荷重評価の算定</u> $P_C = P_B / P_A$ </p> <p><u>5.1.2 鋼製構築物</u> <u>鋼製構築物の評価式については、後次回</u> <u>の申請書において示す。</u> </p>	<p style="text-align: center;"> $S = 1.84 \cdot \alpha_S \cdot \left(\frac{V_0}{V} \right)^{0.13} \cdot \frac{\left(\frac{W \cdot V^2}{0.0980} \right)^{0.4}}{d^{0.2} \cdot f_c'^{0.4}}$ </p> <p>5.1.2 <u>鋼製構造物</u> (以下、省略)</p>	<p>発電炉は FEM 解析により評価をしているが、燃料加工建屋は発電炉のような詳細な解析を行う必要がなく、質点系モデルを用いているため。</p> <p>発電炉は FEM 解析により評価をしているが、当社では、長期荷重と短期荷重により応力度比にて評価を行っているため記載に差異があるが、発電炉と当社の許容限界は同じであるため、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>後次回申請時に示す。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (49 / 51)

	MOX 燃料加工施設	発電炉	備 考
		<p><u>5.2 機器・配管系に関する評価式</u></p> <p><u>機器・配管系に関する評価式については、後次回の申請書において示す。</u></p> <p>具体的な計算の方法及び結果は、「V-1-1-1-2-6-1 燃料加工建屋の強度計算書」に示す。</p>	<p><u>5.2 機器・配管系に関する評価式</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>後次回申請時に示す。</p>
		<p><u>6. 適用規格</u></p> <p>適用する規格，基準等を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法・同施行令・同告示 ・ 青森県建築基準法施行細則 ・ 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987((社)日本電気協会) ・ 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984((社)日本電気協会) ・ 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版((社)日本電気協会) ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 -許容応力度設計法((社)日本建築学会, 1999) ・ 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説((社)日本建築学会, 2005) ・ Methodology for Performing Aircraft Impacts Assessments for New Plant Designs(Nuclear Energy Institute 2011 Rev 8P(NEI07-13)) ・ 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(原規技発第 1409172 号) 	<p><u>6. 適用規格</u></p> <p>V-1-1-2-3-1 においては，竜巻の影響を考慮する施設の設計に係る適用規格を示している。</p> <p>これらのうち，竜巻の影響を考慮する施設のうち防護対策施設及び屋外重大事故等対処設備の固縛装置を除く施設の強度設計に用いる規格，基準等を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法及び同施行令 ・ 日本工業規格(J I S) ・ 「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG 4601-補1984」(社)日本電気協会 ・ 「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG 4601-1987」(社)日本電気協会 ・ 「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG 4601-1991 追補版」(社)日本電気協会 ・ 「発電用原子力設備規格設計・建設規格 JSME S N C 1-2005/2007」(社)日本機械学会 <p>燃料加工建屋に関する適用規格を記載している。後次回申請時に申請対象設備に応じた適用規格を記載するため，新たな論点が生じるものではない。</p>

MOX 燃料加工施設－発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (50 / 51)

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・ I S E S 7 6 0 7 - 3 「軽水炉構造機器の衝撃荷重に関する調査 その 3 ミサイルの衝突による 構造壁の損傷に関する評価式の比較検討」 (高温構造安全技術研究組合) ・ 「タービンミサイル評価について」 (昭和52年7月20日 原子炉安全専門審査会) ・ Methodology for Performing Aircraft Impacts Assessments for New Plant Designs (Nuclear Energy Institute 2011 Rev8 (NEI07-13)) ・ 「コンクリート標準示方書 設計編」 ((社) 土木学会, 2007 改定) ・ 「コンクリート標準示方書 2002 年 (構造性能照査編) 及び2012 年 (設計編)」 土木学会 ・ 「道路橋示方書・同解説」 II 鋼橋編, IV 下部構造編 ((社) 日本道路協会 平成24 年3 月) ・ 「建築物荷重指針・同解説」 ((社) 日本建築学会, 2004 改定) ・ 「鋼構造設計規準－許容応力度設計法－」 ((社) 日本建築学会, 2005 改定) ・ 「各種合成構造設計指針・同解説」 ((社) 日本建築学会, 2010 改定) ・ 「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」 ((社) 日本建築学会, 1988) ・ 「鉄筋コンクリート構造計算規準・

MOX 燃料加工施設 - 発電炉 記載比較

【V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 (51 / 51)

MOX 燃料加工施設		発電炉	備考
		<ul style="list-style-type: none"> 同解説」 ((社) 日本建築学会, 1999) ・「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」 ((社) 日本建築学会, 2010) ・「容器構造設計指針・同解説」 ((社) 日本建築学会, 2010) ・「煙突構造設計施工指針」 ((一財) 日本建築センター, 1982) ・「塔状鋼構造設計指針・同解説」 ((社) 日本建築学会, 1980) ・「煙突構造設計指針」 ((社) 日本建築学会, 2007) ・「2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書」 (国土交通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所 2015) ・「新版機械工学便覧」 (1987 年日本機械学会編) (参考文献) ・「自動車の衝突安全」 2012年2月29日 名古屋大学出版会 著者 水野幸治 	

別紙4－5

燃料加工建屋の強度計算書

本添付書類は、別で定める方針に沿った評価・計算を示す書類であり、結果を示すものであることから、発電炉との比較を行わない。

目 次

1. 概要	1
2. 基本方針	2
2.1 位置	2
2.2 構造概要	3
2.3 評価方針	12
2.4 適用規格	15
3. 強度評価方法	16
3.1 記号の定義	16
3.2 評価部位	17
3.3 荷重及び荷重の組合せ	18
3.4 許容限界	23
3.5 評価方法	24
4. 評価条件	26
4.1 衝突評価	26
4.2 構造強度評価	27
5. 強度評価結果	28
5.1 衝突評価	29
5.2 構造強度評価	29

1. 概要

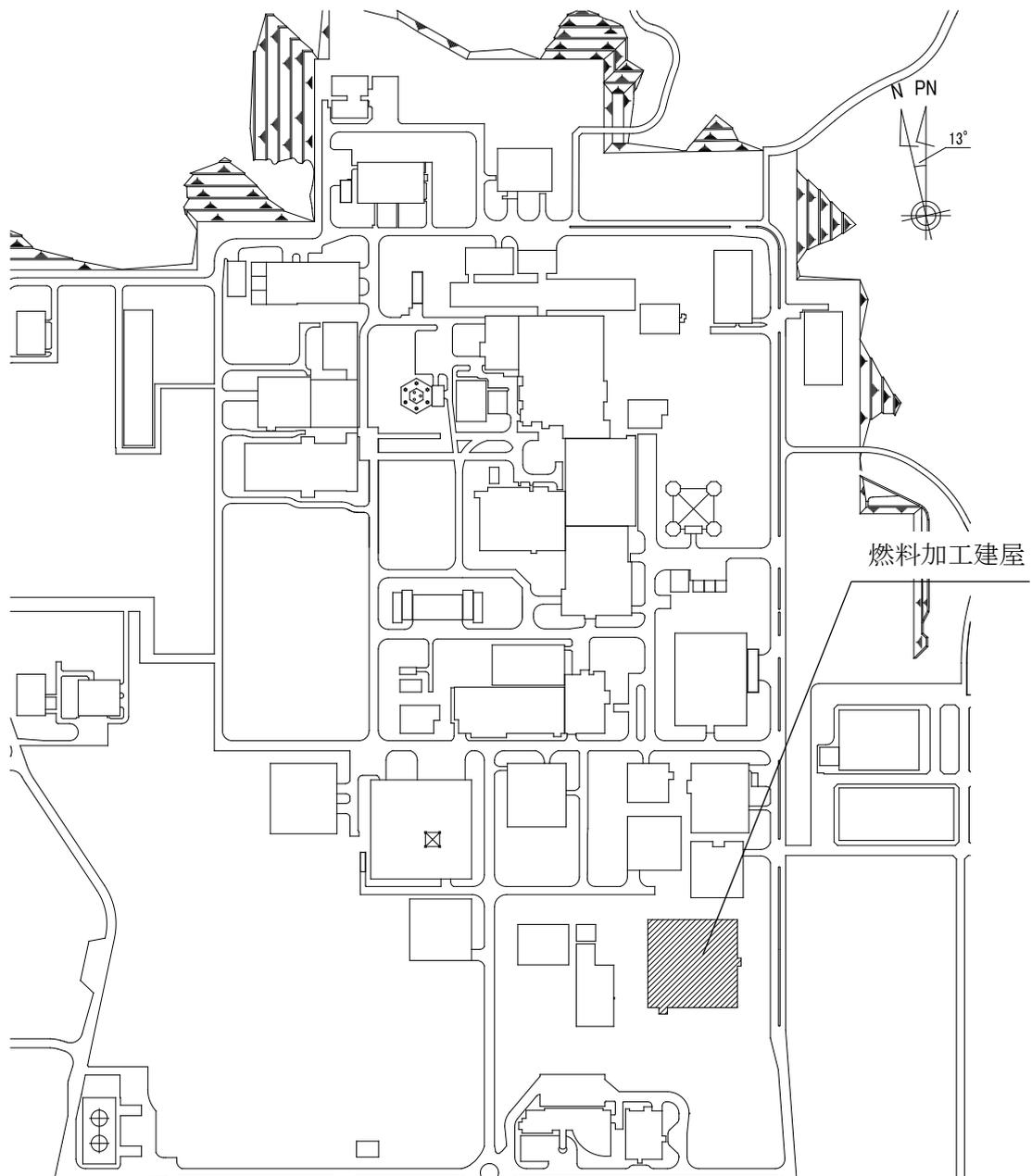
本資料は、「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示すとおり、竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋が、事業許可（変更許可）を受けた設計飛来物（以下「飛来物」という。）の衝突に加え、風圧力及び気圧差に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、竜巻より防護すべき施設の安全機能を損なわないよう、収納する竜巻より防護すべき施設に飛来物が衝突することを防止する機能を有することを確認するものである。

2. 基本方針

建屋について、「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「3.2 機能維持の方針」に示す構造計画を踏まえ、建屋の「2.1 位置」，「2.2 構造概要」，「2.3 評価方針」及び「2.4 適用規格」を示す。

2.1 位置

燃料加工建屋の配置を第2.1-1図に示す。



第2.1-1図 燃料加工建屋の配置図

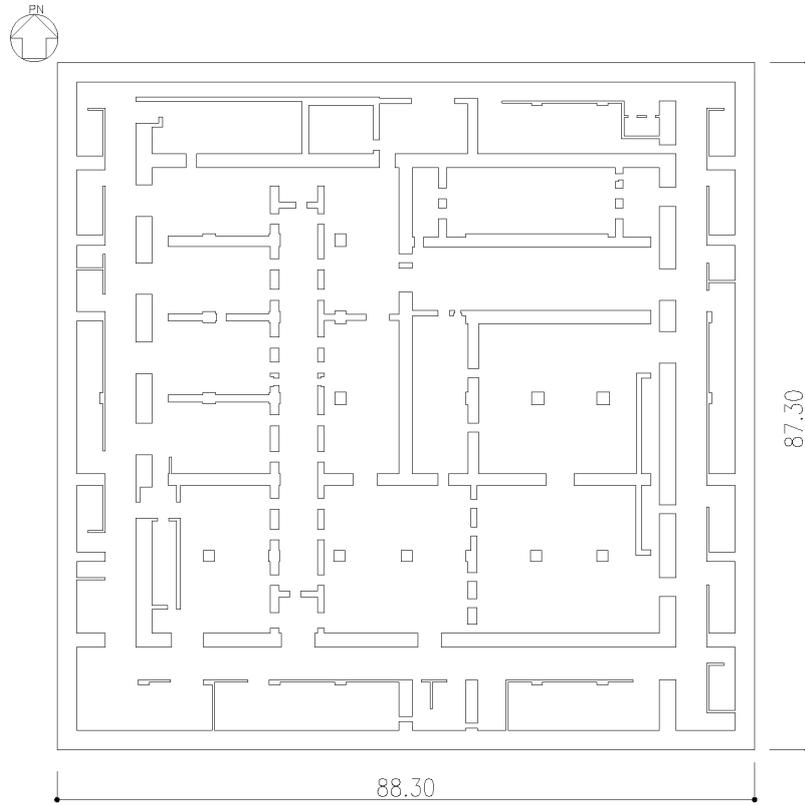
2.2 構造概要

本建屋は、「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「3.2 機能維持の方針」に示す構造計画とする。

本建屋は、地下3階、地上2階建で、主体構造は鉄筋コンクリート造である。平面規模は主要部分で87.30m(NS)×88.30m(EW)であり、建屋の高さは基礎スラブ下端から45.97mである。

本建屋の主要耐震要素は、鉄筋コンクリート造の外壁及び一部の内壁である。また、基礎スラブはマンメイドロックを介して岩盤に設置されている。

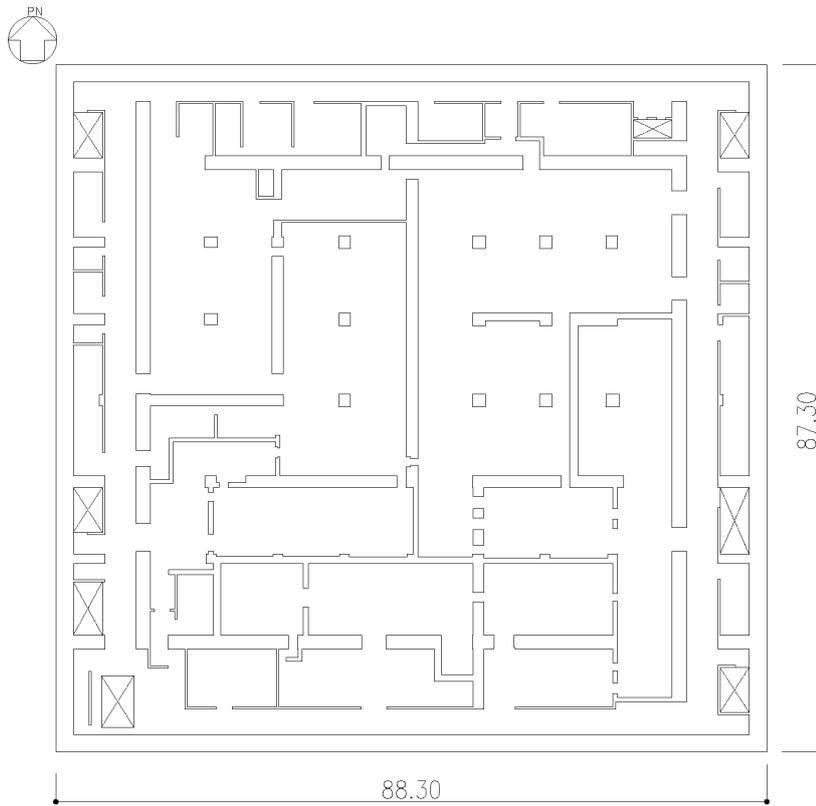
燃料加工建屋の概略平面図を第2.2-1図に、概略断面図を第2.2-2図に示す。



(単位：m)

注記：建屋寸法は、壁外面押えとする。

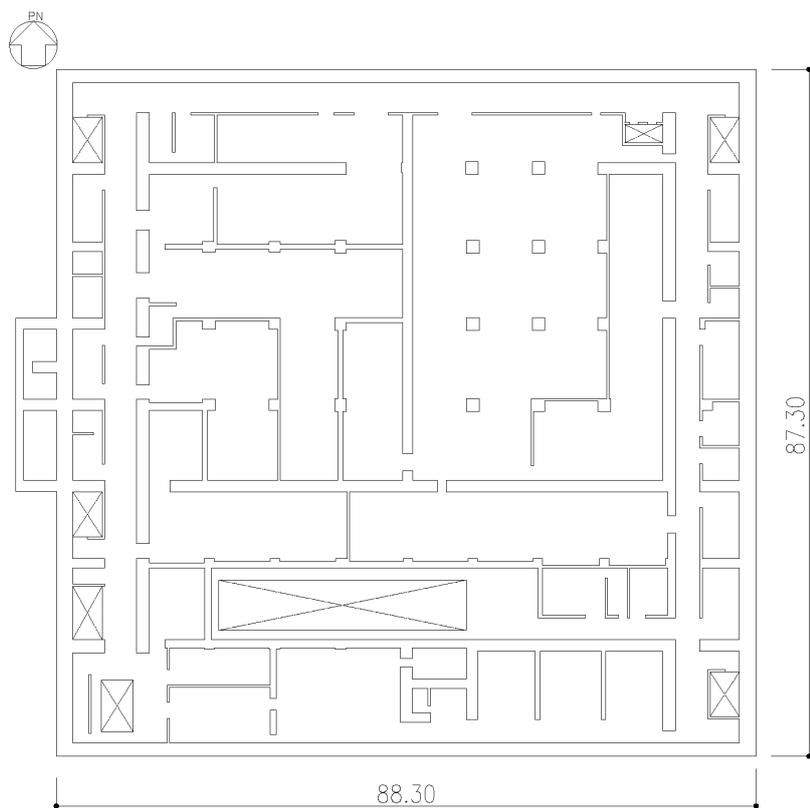
第2.2-1図 概略平面図(T. M. S. L. 35.00m) (1/7)



(単位：m)

注記：建屋寸法は、壁外面押えとする。

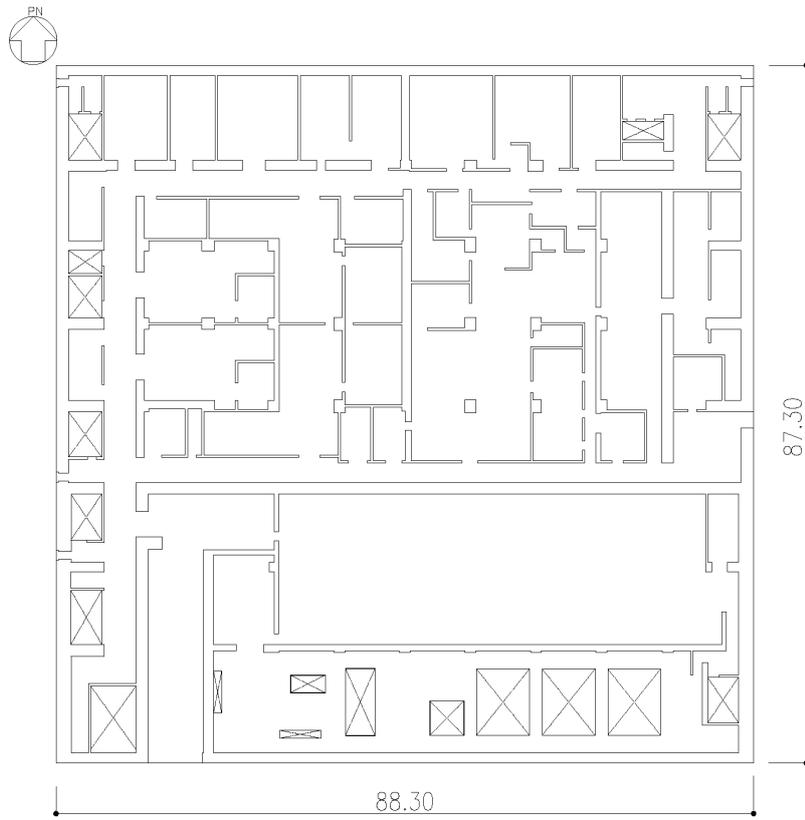
第2.2-1図 概略平面図(T. M. S. L. 43.20m) (2/7)



(単位：m)

注記：建屋寸法は、壁外面押えとする。

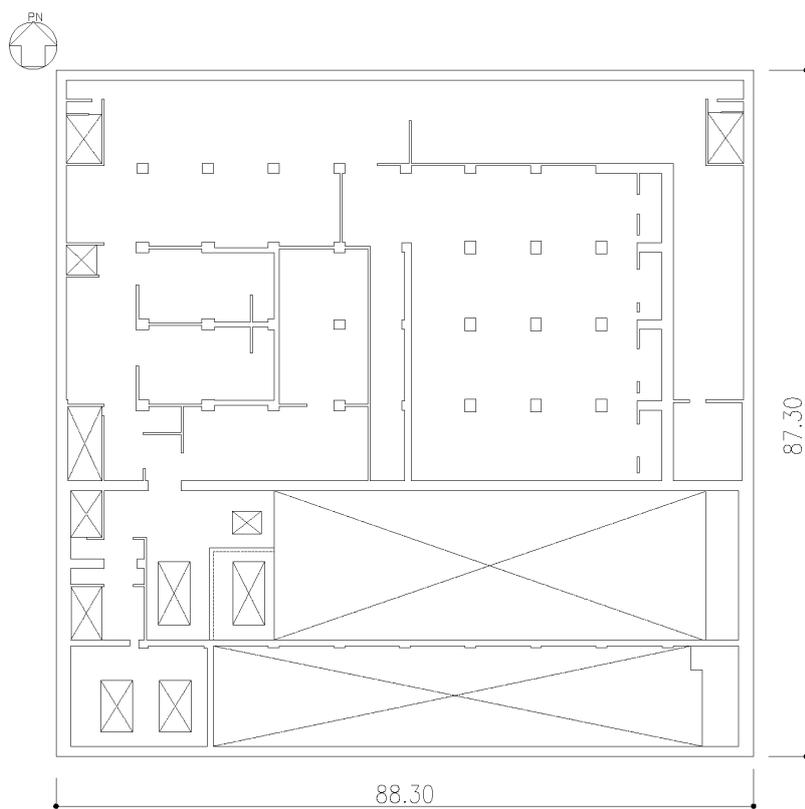
第2.2-1図 概略平面図(T. M. S. L. 50.30m) (3/7)



(単位：m)

注記：建屋寸法は、壁外面押えとする。

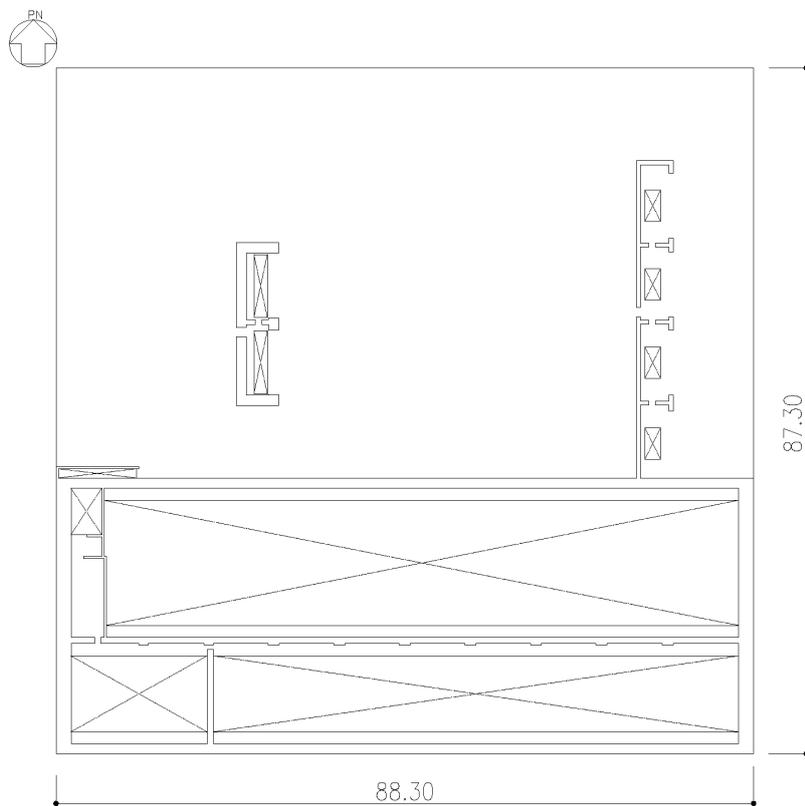
第2.2-1図 概略平面図(T. M. S. L. 56.80m) (4/7)



(単位：m)

注記：建屋寸法は、壁外面押えとする。

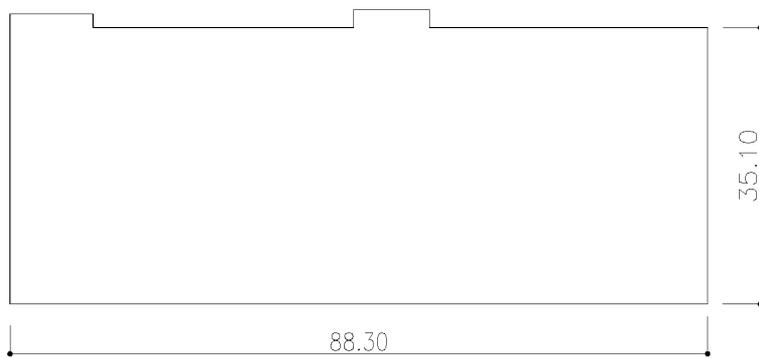
第2.2-1図 概略平面図(T. M. S. L. 62.80m) (5/7)



(単位：m)

注記：建屋寸法は、壁外面押えとする。

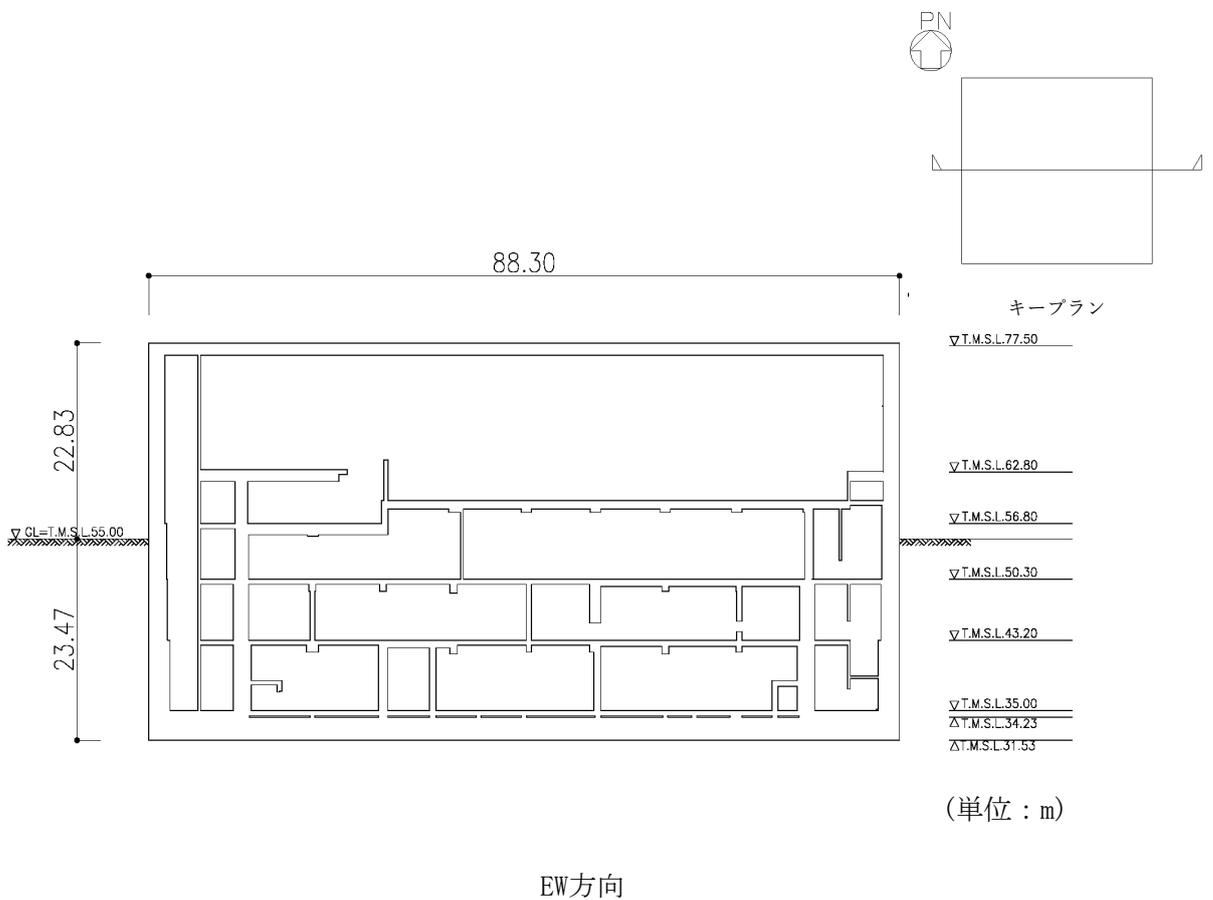
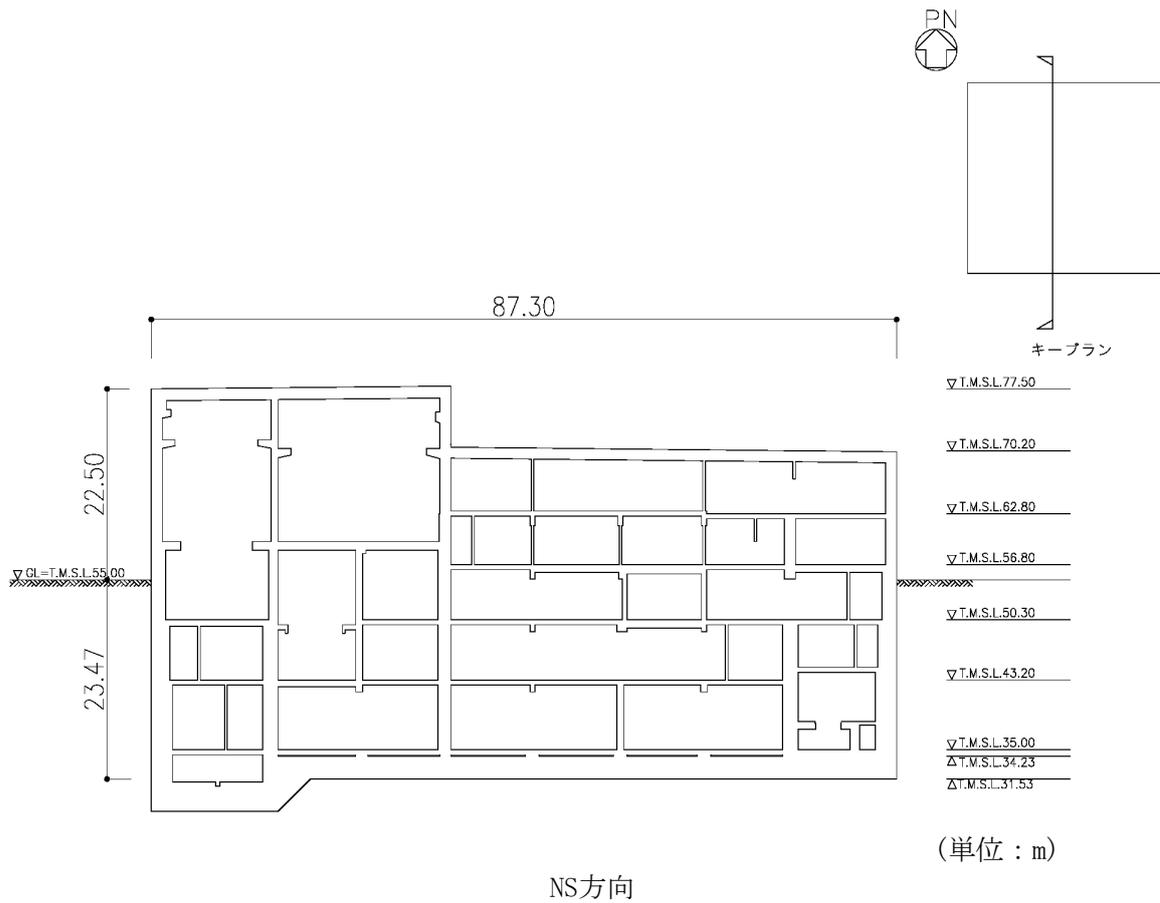
第2.2-1図 概略平面図(T. M. S. L. 70.20m) (6/7)



(単位：m)

注記：建屋寸法は、壁外面押えとする。

第2.2-1図 概略平面図(T. M. S. L. 77.50m) (7/7)



第 2.2-2 図 概略断面図

2.3 評価方針

燃料加工建屋の強度評価は、「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な強度計算の方針」の「4.1 荷重及び荷重の組合せ」及び「4.2 許容限界」を踏まえ、竜巻より防護すべき施設が安全機能を損なわないことを、「3. 強度評価方法」に示す方法により「4. 評価条件」に示す評価条件を用いて計算し、「5. 強度評価結果」にて確認する。

燃料加工建屋の構造を踏まえ、設計荷重(竜巻)の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価対象部位を設定する。

具体的には、飛来物が竜巻より防護すべき施設に衝突する直接的な影響の評価として、建屋の外殻を構成する部材に対する「衝突評価」を行う。また、飛来物が竜巻より防護すべき施設に衝突・接触する波及的な影響の「構造強度評価」として、建屋の外殻を構成する部材の転倒及び脱落並びに建屋の構造の変形の影響評価として、「裏面剥離評価」、「変形評価」及び「脱落評価」を行う。

2.3.1 衝突評価

飛来物が建屋の外殻を構成する部材を貫通しない設計とするために、飛来物による衝撃荷重に対し、竜巻防護対象施設を設置する区画の構成部材に飛来物の貫通が生じないことを計算により確認する。

具体的には、竜巻防護対象施設を収納する区画の壁及び屋根が、計算により求められる飛来物の貫通を生じない最小厚さ以上であることを確認する。

2.3.2 構造強度評価

2.3.2.1 裏面剥離評価

飛来物による衝撃荷重に対し、竜巻より防護すべき施設に波及的影響を与えないよう、竜巻防護対象施設を収納する区画の構成部材の脱落が生じない設計とするために、裏面剥離が生じないことを計算により確認する。

具体的には、竜巻防護対象施設を設置する区画の壁及び屋根が、計算により求められる飛来物の衝突による裏面剥離を生じない最小厚さ以上であることを確認する。

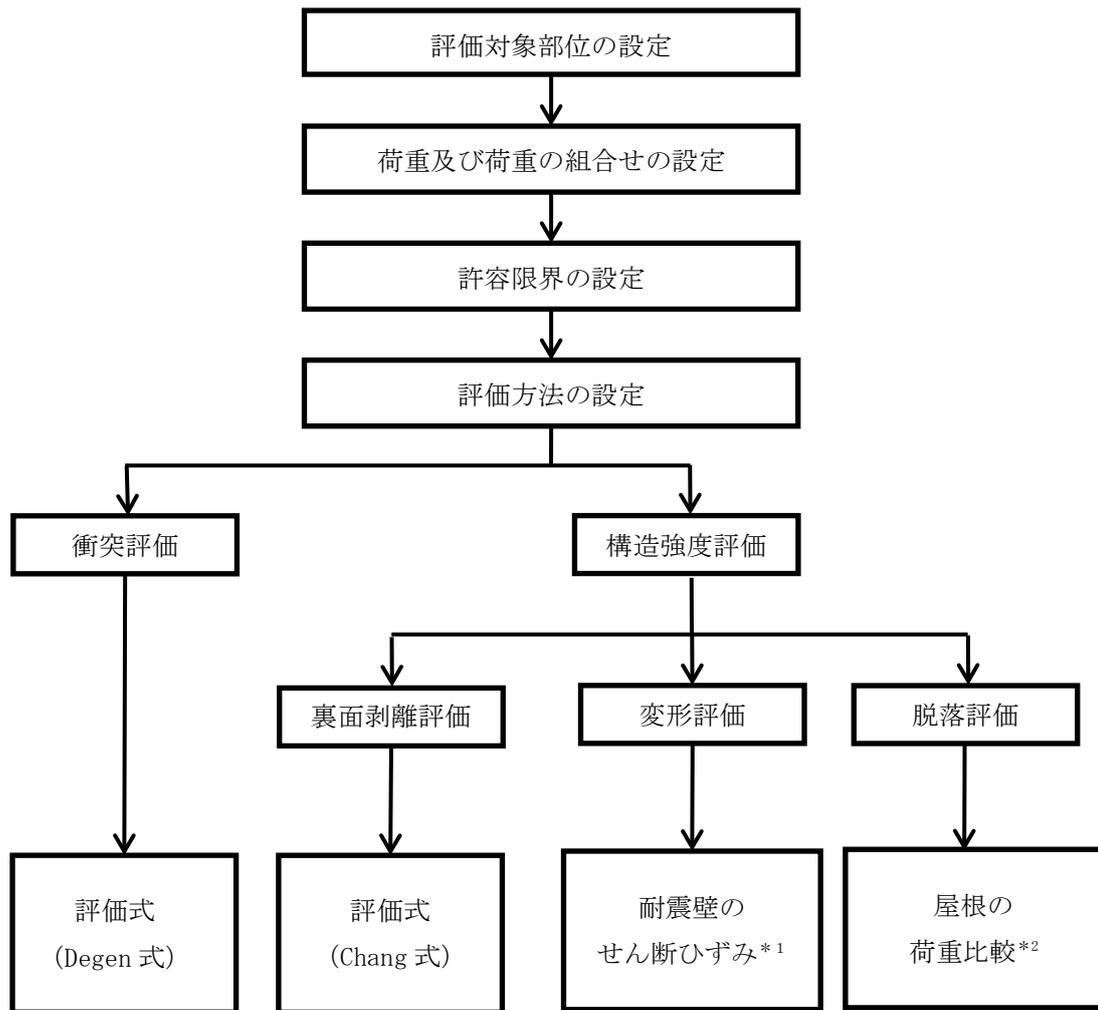
2.3.2.2 変形評価

竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないよう、燃料加工建屋の倒壊、構成部材の転倒及び脱落並びに燃料加工建屋に過大な変形が生じない設計とするために、設計荷重(竜巻)に対して建屋全体が終局状態に至るような変形が生じないことを計算により確認する。

2.3.2.3 荷重評価

竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないよう、燃料加工建屋の屋根の構造健全性を確保する設計とするために、設計荷重(竜巻)に対して屋根が終局状態に至らないことを荷重比較により確認する。

強度評価フローを第2.3-1図に示す。



注記 *1： 質点系モデルを用いた静的評価を実施する。

*2： 設計時長期荷重と設計荷重(竜巻)を用いた荷重比較を実施する。

第2.3-1図 強度評価フロー

2.4 適用規格

適用する規格，基準等を以下に示す。

- 建築基準法・同施行令・同告示
- 青森県建築基準法施行細則
- 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987((社)日本電気協会)
- 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984((社)日本電気協会)
- 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版((社)日本電気協会)
(以下，「JEAG4601」と記載しているものは上記3指針を指す。)
- 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 -許容応力度設計法-
(社)日本建築学会，1999(以下，「RC規準」という。)
- 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説((社)日本建築学会，2005)
(以下，「RC-N規準」という。)
- Methodology for Performing Aircraft Impacts Assessments for New Plant Designs(Nuclear Energy Institute 2011 Rev 8P(NEI07-13))
- 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(原規技発第1409172号)

3. 強度評価方法

3.1 記号の定義

燃料加工建屋の評価に用いる記号を第 3.3.1-1 表～第 3.3.1-4 表に示す。

第 3.3.1-1 表 コンクリートの貫通限界厚さの算出に用いる入力値

記号	単位	定義	
D	kgf/cm ³	設計飛来物直径密度 ($D=W/d^3$)	
d	cm	設計飛来物直径	
e	cm	貫通限界厚さ	
Fc	kgf/cm ²	コンクリートの設計基準強度	
N	—	設計飛来物の形状係数	
V	m/s	壁面	飛来物の衝突速度 (水平)
		屋根	飛来物の衝突速度 (鉛直)
W	kgf	飛来物の重量	
X	cm	貫入深さ	
α_e	—	低減係数	

第 3.3.1-2 表 コンクリートの裏面剥離限界厚さの算出に用いる入力値

記号	単位	定義	
d	cm	設計飛来物直径	
f _c '	kgf/cm ²	コンクリートの設計基準強度	
S	cm	裏面剥離限界厚さ	
V	m/s	壁面	設計飛来物の衝突速度 (水平)
		屋根	設計飛来物の衝突速度 (鉛直)
V ₀	m/s	飛来物基準速度	
W	kgf	設計飛来物重量	
α_s	—	低減係数	

第 3.3.1-3 表 耐震壁の変形評価に用いる記号

記号	単位	定義
W _M	N	設計飛来物による衝撃荷重
F _M	N	静的な衝撃荷重
m	kg	設計飛来物質量
V	m/s	設計飛来物の衝突速度
t	s	接触時間 ($t=L_t/V$)
L _t	m	設計飛来物の最も短い辺の長さ

第 3.3.1-4 表 屋根の変形評価に用いる記号

記号	単位	定義
P_A	N/m^2	設計時長期荷重
P_B	N/m^2	設計荷重(竜巻)(設計時長期荷重+複合荷重)
P_C	—	P_A に対する P_B の比($P_C=P_B/P_A$)

3.2 評価対象部位

燃料加工建屋の評価部位は、「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.2 許容限界」に示す評価対象部位を踏まえて設定する。

3.2.1 衝突評価

飛来物の衝突に対して、竜巻防護対象施設を設置する区画を構成する部材が貫通を生じないことの確認において、飛来物が衝突する壁及び屋根を評価対象部位として設定する。

3.2.2 構造強度評価

3.2.2.1 裏面剥離評価

飛来物の衝突に対して、竜巻防護対象施設を設置する区画を構成する部材が裏面剥離を生じないことの確認において、飛来物が衝突する壁及び屋根を評価対象部位として設定する。

3.2.2.2 変形評価

設計荷重(竜巻)に対して、竜巻防護対象施設を設置する区画を構成する部材自体が竜巻防護対象施設へ衝突等の影響を与える変形に至らないことの確認において、設計荷重(竜巻)は、建物の屋根及び外壁に作用し、耐震壁を介して直接岩盤に支持する基礎スラブへ伝達されるため、変形評価において水平荷重に抵抗する耐震壁、荷重評価において鉛直荷重に抵抗する屋根を評価対象部位として設定する。

3.2.2.3 脱落評価

設計荷重(竜巻)に対して、竜巻防護対象施設を設置する区画を構成する部材自体が竜巻防護対象施設へ衝突等の影響を与える変形に至らないことの確認において、設計荷重(竜巻)は、建物の屋根及び外壁に作用し、耐震壁を介して直接岩盤に支持する基礎スラブへ伝達されるため、脱落評価において鉛直荷重に抵抗する屋根を評価対象部位として設定する。

3.3 荷重及び荷重の組合せ

強度評価に用いる荷重及び荷重の組合せは、「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.1 荷重及び荷重の組合せ」に示している荷重及び荷重の組合せを用いる。

3.3.1 荷重の設定

強度評価に用いる荷重を以下(1)～(4)に示す。

また、荷重の算定に用いる竜巻の特性値を第3.3.1-1表に示す。

第3.3.1-1表 竜巻の特性値

最大風速 V_D (m/s)	移動速度 V_T (m/s)	最大接線 風速 V_{Rm} (m/s)	最大接線 風速半径 R_m (m)	最大気圧 低下量 ΔP_{max} (N/m ²)	最大気圧 低下率 $(dp/dt)_{max}$ (hPa/s)
100	15	85	30	8900	45

(1) 圧力による荷重(W_w)

風圧力による荷重 W_w は、下式により算定する。

風力係数 C は、「建築基準法及び同施工令」に基づき設定する。

また、風圧力による荷重の算定に用いる記号を第3.3.1-2表に示す。

$$W_w = q \cdot G \cdot C \cdot A$$

$$q = 1/2 \cdot \rho \cdot V_D^2$$

第3.3.1-2表 風圧力による荷重の算定に用いる記号

記号	単位	定義
W_w	N	風圧力による荷重
q	N/m ²	設計用速度圧($q=6100$)
G	—	ガスト影響係数($G=1.0$)
C	—	風力係数(「建築基準法及び同施行令」に基づき設定する。)
A	m ²	風の受圧面積
ρ	kg/m ³	空気密度($\rho=1.22$)
V_D	m/s	最大風速($V_D=100$)

受圧面積は、建屋の形状を考慮して算定する。風力係数及び受圧面積を第3.3.1-3表に示す。

なお、受圧面積算定において、隣接する建屋の遮断効果は安全側の評価となるよう考慮しない。

第3.3.1-3表 風力係数及び受圧面積

標高 T. M. S. L. (m)	風力係数C		受圧面積A(m ²)	
	風上	風下	NS方向	EW方向
78.7~70.2	0.800	0.400	760	570
70.2~62.8	0.800	0.400	660	660
62.8~55.0	0.800	0.400	750	740

(2) 気圧差による荷重(W_P)

気圧差による荷重 W_P は、気圧差による荷重が最大となる「閉じた施設」を想定し、下式により算定する。

また、気圧差による荷重の算定に用いる記号を第3.3.1-4表に示す。

$$W_P = \Delta P_{\max} \cdot A$$

第3.3.1-4表 気圧差による荷重の算定に用いる記号

記号	単位	定義
W_P	N	気圧差による荷重
ΔP_{\max}	N/m ²	最大気圧低下量($\Delta P_{\max}=8900$)
A	m ²	風の受圧面積(風向に垂直な面に投影した面積)

(3) 飛来物による荷重(W_M)

飛来物による荷重 W_M は、第3.3.1-5表に示す飛来物の諸元に基づき設定する。

第3.3.1-5表 飛来物の諸元

設計飛来物	長さ×幅×奥行き (m)	質量 (kg)	最大水平速度 (m/s)	最大鉛直速度 (m/s)
鋼製材	4.2×0.3×0.2	135	51	34

(4) 通常時に作用する荷重(F_d)

通常時に作用する荷重 F_d として、固定荷重、積載荷重、積雪荷重を考慮する。

a. 固定荷重(DL)

燃料加工建屋の屋根に作用する固定荷重を第3.3.1-6表に示す。

第3.3.1-6表 固定荷重

部位	仕上げ	固定荷重(DL)
屋根	押えコンクリート(t=100mm)	2300N/m ²
	断熱材(t=70mm)	200N/m ²
	アスファルト防水層(t=20mm)	300N/m ²
	水勾配用打増(t=40mm)	1000N/m ²
	仮設鉄骨	1600N/m ²
	デッキ	800N/m ²
	デッキ部コンクリート	1100N/m ²
	間仕切り壁	3915N/m ²
	コンクリートスラブ(t=1400mm)	33600N/m ²
	合計	44815N/m ²

b. 積載荷重(LL)

燃料加工建屋の屋根に作用する積載荷重を第3.3.1-7表に示す。

第3.3.1-7表 積載荷重

建屋	積載荷重(LL)
燃料加工建屋	1000N/m ²

c. 積雪荷重(SL)

燃料加工建屋の屋根に作用する積雪荷重を第3.3.1-8表に示す。

第3.3.1-8表 積雪荷重

建屋	積雪荷重(SL)
燃料加工建屋	5700N/m ²

3.3.2 荷重の組合せ

強度評価に用いる荷重の組合せは、「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.1 荷重及び荷重の組合せ」を踏まえ、評価対象部位ごとに設定する。燃料加工建屋の評価に用いる荷重の組合せを第3.3.2-1表に示す。

第3.3.2-1表 衝突評価及び構造強度評価 荷重の組合せ

評価内容	評価部位	荷重の組合せ	
衝突評価	壁 屋根	W_M	
裏面剥離評価	壁 屋根	W_M	
変形評価	耐震壁	複合荷重 W_{T1}	$W_P + F_d$
		複合荷重 W_{T2}	$W_w + 0.5 \cdot W_P + W_M + F_d$
脱落評価	屋根	複合荷重 W_{T1}	$W_P + F_d$
		複合荷重 W_{T2}	$W_w + 0.5 \cdot W_P + W_M + F_d$

W_w : 風圧力による荷重

W_P : 気圧差による荷重

W_M : 設計飛来物による荷重

F_d : 通常時に作用している荷重

3.4 許容限界

建屋の許容限界は、「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」の「4.2 許容限界」に示す許容限界を踏まえて、評価対象部位ごとに、評価内容に応じて設定する。

3.4.1 衝突評価

衝突評価の許容限界を第 3.4.1-1 表に示す。

第 3.4.1-1 表 衝突評価の許容限界(Degen 式による評価)

評価内容	評価対象部位	許容限界	
		貫通限界厚さ (mm)	
		鉛直方向	水平方向
衝突評価 (Degen式による評価)	壁及び屋根 コンクリート ($F_c=30\text{N/mm}^2$)	175	247

3.4.2 構造強度評価

3.4.2.1 裏面剥離評価

裏面剥離評価の許容限界を第 3.4.2-1 表に示す。

第 3.4.2.1-1 表 裏面剥離評価の許容限界(Chang 式による評価)

評価内容	評価対象部位	許容限界	
		裏面剥離限界厚さ (mm)	
		鉛直方向	水平方向
裏面剥離評価 (Chang式による評価)	壁及び屋根 コンクリート ($F_c=30\text{N/mm}^2$)	314	412

3.4.2.2 変形評価

変形評価の許容限界を第 3.4.2.2-1 表に示す。

構造健全性を維持する設計とすることを、構造強度設計上の性能目標としているため、終局耐力に対して妥当な安全余裕を有する許容限界として、耐震壁の評価基準は、「JEAG4601」に基づき最大せん断ひずみ度 2.0×10^{-3} とする。

第 3.4.2.2-1 表 構造評価の許容限界

評価内容	評価対象部位	評価基準
変形評価	耐震壁	最大せん断ひずみ度 2.0×10^{-3}

3.4.2.3 脱落評価

脱落評価の許容限界を第3.4.2.3-1表に示す。

構造健全性を維持する設計とすることを、構造強度設計上の性能目標としているため、終局耐力に対して妥当な安全余裕を有する許容限界として、屋根の評価基準は、「RC規準」に基づき短期許容応力度(鉄筋の許容応力度比1.5*)とする。

第3.4.2.3-1表 構造評価の許容限界

評価内容	評価対象部位	評価基準
脱落評価	屋根	鉄筋の許容応力度比 1.5*

注記 * : 鉛直荷重により、鉄筋コンクリート造の屋根に発生する応力は、曲げモーメントが支配的となる。その曲げモーメントは主に鉄筋で負担することから、鉄筋の許容応力度をもとに屋根の許容限界を設定する。具体的には、設計時長期荷重に対して、設計荷重(竜巻)の比が、鉄筋の長期許容応力度に対する短期許容応力度の比(以下、「許容応力度比」という。)を下回ることを確認する。鉄筋の長期許容応力度及び短期許容応力度は、「RC規準」に基づくものとし、鉄筋の短期許容応力度は「RC規準」に示される下限値を用いる。以上より、鉄筋の許容応力度比の許容限界は1.5とする。

3.5 評価方法

3.5.1 衝突評価

貫通限界厚さ e を「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に基づき、以下に示すDegen式(NEI07-13)を用いて算出し、外殻となる部位の厚さが許容限界を上回ることを確認する。Degen式における貫入深さ X (cm)は、「タービンミサイル評価について(昭和52年7月20日原子炉安全専門審査会)」で用いられている修正NDRC式を用いて算定する。

Degen式を以下に示す。

$$e = \alpha_e \{0.69 + 1.29(X/d)\} \cdot d \quad (1.52 \leq X/d \leq 13.42 \text{ の場合})$$

$$e = \alpha_e \{2.2(X/d) - 0.3(X/d)^2\} \cdot d \quad (X/d \leq 1.52 \text{ の場合})$$

修正NDRC式を以下に示す。

$$X/d = 2 \{(12145/\sqrt{Fc}) \cdot N \cdot d^{0.2} \cdot D \cdot (V/1000)^{1.8}\}^{0.5} \quad (X/d \leq 2.0 \text{ の場合})$$

$$X/d = (12145/\sqrt{Fc}) \cdot N \cdot d^{0.2} \cdot D \cdot (V/1000)^{1.8} + 1 \quad (X/d \geq 2.0 \text{ の場合})$$

3.5.2 構造強度評価

3.5.2.1 裏面剥離評価

裏面剥離限界厚さ S を、「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に基づき、以下に示すChang式(NEI07-13)を用いて算出し、許容限界を超えないことを確認する。

$$S = 1.84 \cdot \alpha_s \cdot (V_0/V)^{0.13} \cdot (W \cdot V^2/0.0980665)^{0.4} / (d^{0.2} \cdot f_c'^{0.4})$$

3.5.2.2 変形評価

燃料加工建屋について、建屋の質点系モデルを用いて、設計荷重(竜巻)により耐震壁に発生するせん断ひずみ度を算出し、許容限界を超えないことを確認する。

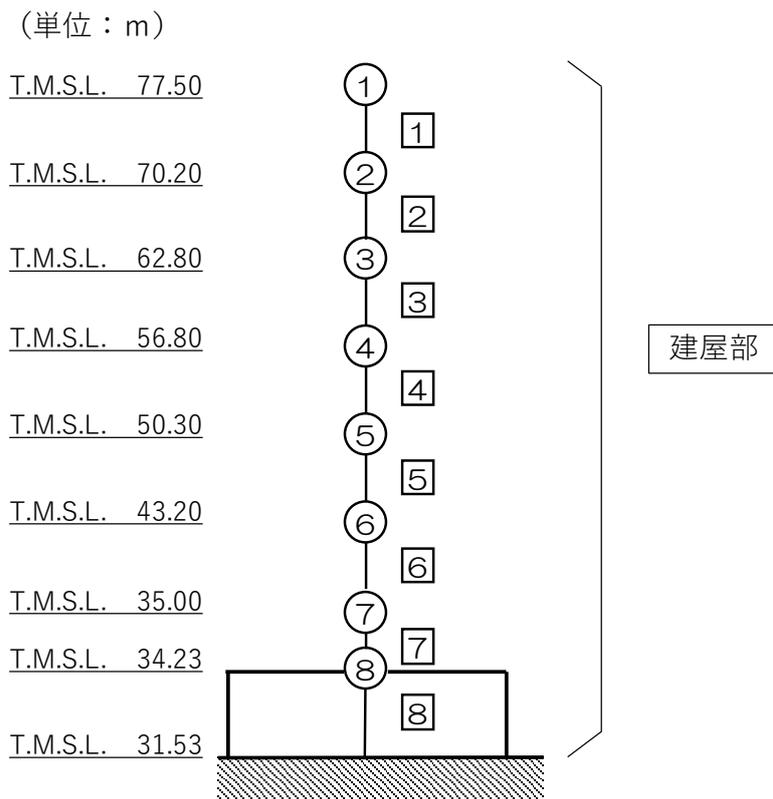
燃料加工建屋の評価は、質点系モデルを用い静的に載荷する。燃料加工建屋の質点系モデルを第3.5.2.2-1図に示す。質点系モデルの諸元(重量及び剛性)は、添付書類「燃料加工建屋の地震応答計算書」による。

設計荷重(竜巻)のうち、風圧力による荷重 W_w は、建屋の形状を考慮して算出した風力係数及び受圧面積に基づき算定する。

気圧差による荷重 W_p は、作用方向として建屋の内側から外側に作用し、建屋の層全体としては相殺されるが、安全側の評価となるよう、質点系モデルにおける加力方向にのみ作用するものとする。

飛来物による衝撃荷重 W_M は、飛来物と被衝突体の接触時間を設定し、飛来物の衝突前の運動量と衝撃荷重による力積が等しいものとして算定した静的な衝撃荷重 F_M を、最上部である質点に作用させる。接触時間 t が短くなるように、 L_t は安全側の評価となるよう飛来物の最も短い辺の長さとする。飛来物による衝撃荷重の算定式を以下に示す。

$$W_M = F_M = m \cdot V/t = m \cdot V^2/L_t$$



注記 *1：○数字は質点番号を示す。

*2：□数字は要素番号を示す。

第3.5.2.2-1図 燃料加工建屋 質点系モデル

3.5.2.3 脱落評価

燃料加工建屋の屋根について、風圧力による荷重 W_w 、気圧差による荷重 W_p 及び通常時に作用する荷重 F_d による荷重条件にて構造健全性を確認する。

具体的な評価として、設計時長期荷重 P_A に対する、設計荷重(竜巻) P_B の比 P_C が、鉄筋の許容限界(鉄筋の許容応力度比1.5)を超えないことを確認する。

4. 評価条件

「3.強度評価方法」に用いる評価条件を以下に示す。

4.1 衝突評価

コンクリートの貫通評価式に用いる条件を第4.1-1表に示す。

第 4. 1-1 表 コンクリートの貫通限界厚さの算出に用いる入力値

記号	定義	数値		単位
D	設計飛来物直径密度 ($D=W/d^3$)	6.42×10^{-3}		kgf/cm ³
d	設計飛来物直径	27.6		cm
F _c	コンクリートの設計基準強度	306		kgf/cm ²
N	設計飛来物の形状係数	1.14		—
V	設計飛来物の衝突速度 (水平)	壁面	51	m/s
	設計飛来物の衝突速度 (鉛直)	屋根	34	
W	設計飛来物重量	135		kgf
α_e	低減係数	1.0		—

4. 2 構造強度評価

4. 2. 1 裏面剥離評価

コンクリートの裏面剥離評価式に用いる条件を第4. 2. 1-1表に示す。

第 4. 2. 1. -1 表 コンクリートの裏面剥離限界厚さの算出に用いる入力値

記号	定義	数値		単位
d	設計飛来物直径	27.6		cm
f _c '	コンクリートの設計基準強度	306		kgf/cm ²
V	設計飛来物の衝突速度 (水平)	壁面	51	m/s
	設計飛来物の衝突速度 (鉛直)	屋根	34	
V ₀	飛来物基準速度	60.96		m/s
W	設計飛来物重量	135		kgf
α_s	低減係数	1.0		—

4. 2. 2 変形評価

耐震壁に発生するせん断ひずみの評価に用いる条件を第4. 2. 2-1表及び第4. 2. 2-2表に示す。

第4. 2. 2-1表 衝撃荷重の算定に用いる記号

記号	単位	定義
W _M	N	設計飛来物による衝撃荷重
F _M	N	静的な衝撃荷重
m	kg	設計飛来物質量(m=135)
V	m/s	設計飛来物の衝突速度(水平, V=51)
t	s	接触時間($t=L_t/V$)
L _t	m	設計飛来物の最も短い辺の長さ(L _t =0.2)

第4.2.2表 複合荷重の荷重条件

荷重	種類		値(kN)
複合荷重	W_{T1}	W_P	$8.9 \cdot A$
	W_{T2}	$W_W + 0.5 \cdot W_P + W_M$	$11.77 \cdot A + 1756$
	採用値($\max(W_{T1}, W_{T2})$)		$11.77 \cdot A + 1756$

解析には、解析コード「TDAS Ver. 20121030」を用いる。なお、評価に用いた解析コードの検証及び妥当性確認等の概要については、添付書類「計算機プログラム(解析コード)の概要」に示す。

4.2.3 脱落評価

設計荷重(竜巻) P_B 算定において、設計時長期荷重 P_A が鉛直下向きに作用することに対して、風圧力による荷重 W_W 及び気圧差による荷重 W_P は燃料加工建屋が閉鎖型の建屋であることから、鉛直上向きに作用する。

複合荷重の荷重条件及び燃料加工建屋の屋根の荷重条件を第4.2.3-1表及び第4.2.3-2表に示す。ここで、荷重条件算定時に上向き荷重は負の値とする。

第4.2.3-1表 複合荷重の荷重条件

荷重	種類		値(N/m ²)
複合荷重	W_{T1}	W_P	-8900
	W_{T2}	$W_W + 0.5 \cdot W_P$	-10550
	採用値($\max(W_{T1}, W_{T2})$)		-8900

第4.2.3-2表 屋根の荷重条件

荷重	種類	値(N/m ²)
設計時長期荷重： P_A	①固定荷重(DL)	44815
	②積載荷重(LL)	1000
	③積雪荷重(SL)	5700
	計	51600
設計荷重(竜巻)： P_B	①固定荷重(DL)	44815
	②積載荷重(LL)	1000
	③積雪荷重(SL)	5700
	④複合荷重($\max(W_{T1}, W_{T2})$)	-8900
	計	42700

5. 強度評価結果

5.1 衝突評価

燃料加工建屋の貫通評価結果を第5.1-1表に示す。

壁及び屋根の最小厚さは、Degen式による評価における貫通限界厚さ以上であることを確認した。

第5.1-1表 貫通評価結果(Degen式による評価)

建屋名	評価対象 部位	最小厚さ (mm)	貫通限界 厚さ(mm)	判定
燃料加工建屋	壁	1300	247	可
	屋根	1300	175	可

5.2 構造強度評価

5.2.1 裏面剥離評価

燃料加工建屋の裏面剥離評価結果を第5.2.1-1表に示す。

壁及び屋根の最小厚さは、Chang式による評価における裏面剥離限界厚さ以上であることを確認した。

第5.2.1-1表 裏面剥離評価結果(Chang式による評価)

建屋名	評価対象 部位	最小厚さ (mm)	裏面剥離限界 厚さ(mm)	判定
燃料加工建屋	壁	1300	412	可
	屋根	1300	314	可

5.2.2 変形評価

燃料加工建屋の耐震壁の構造評価結果を第5.2.2-1表に示す。

耐震壁に生じるせん断ひずみ度が許容限界を超えないことを確認した。

第5.2.2-1表 変形評価結果(耐震壁)

建屋名	評価結果	許容限界	判定
燃料加工建屋	0.0079×10^{-3}	2.0×10^{-3}	可

5.2.3 脱落評価

燃料加工建屋の屋根の構造評価結果を第5.2.3-1表に示す。

設計長期荷重 P_A に対する、設計荷重(竜巻) P_B の比 P_C は、許容限界を超えないことを確認した。

第5.2.3-1表 荷重評価結果(屋根)

建屋名	評価結果	許容限界	判定
燃料加工建屋	0.83	1.5	可

別紙 5

補足説明すべき項目の抽出

基本設計方針		添付書類			補足すべき事項			
1	<p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>3.3.2 竜巻</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、事業許可(変更許可)を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合において、作用する荷重を設定し、その荷重に対して影響評価を行い、必要に応じ対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針</p> <p>2. 竜巻防護に関する基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p>	<p>【2.1 基本方針】</p> <p>○安全機能を有する施設への防護対策</p> <p>・安全機能を有する施設は、事業許可(変更許可)を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合において、作用する荷重を設定し、その荷重に対して影響評価を行い、必要に応じ防護対策を行うことにより、安全機能を損なうおそれがない設計とする。</p>	—	—	※補足すべき事項の対象なし		
2	<p>設計竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は、竜巻及び竜巻の随伴事象に対し、機械的強度を有すること等により、竜巻防護対象施設の臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>2.1.1 竜巻より防護すべき施設及び設計方針</p>	<p>【2.1.1 竜巻より防護すべき施設及び設計方針】</p> <p>○竜巻防護対象施設等</p> <p>・竜巻防護対象施設を竜巻より防護すべき施設とする。</p> <p>・巻防護対象施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は、竜巻及び竜巻の随伴事象に対し、機械的強度を有すること等により、竜巻防護対象施設の臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわない設計とする。</p>	—	—	<p>V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定</p> <p>2. 竜巻の影響を考慮する施設の選定</p> <p>2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針</p>	<p>【2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】</p> <p>○竜巻防護対象施設</p> <p>・竜巻防護対象施設を収納する建屋、建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設、建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設、竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設及び竜巻随伴事象を考慮する施設を竜巻の影響を考慮する施設とする。</p>	※補足すべき事項の対象なし
						<p>V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定</p> <p>2. 竜巻の影響を考慮する施設の選定</p> <p>2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定</p>	<p>【2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定】</p> <p>○竜巻防護対象施設を収納する建屋</p> <p>・建屋に収納される竜巻の影響を考慮する施設は、建屋にて防護されることから、竜巻防護対象施設を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。</p> <p>○建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設</p> <p>・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設についても竜巻の影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。</p> <p>○建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</p> <p>・建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設についても竜巻の影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。</p>	<p><竜巻防護対象施設等></p> <p>⇒安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器のうち、竜巻防護対象施設等を抽出するための考え方をフロー図を用いて説明</p> <p>・ [補足外竜巻01] 竜巻の影響を考慮する施設の抽出について</p>
						<p>V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針</p> <p>2. 設計の基本方針</p>	<p>【2. 設計の基本方針】</p> <p>○竜巻の影響を考慮する施設の設計方針について</p> <p>・竜巻より防護すべき施設が、その安全機能を損なうおそれがないようにするため、竜巻の影響を考慮する施設の防護設計を行う。</p> <p>・防護設計に当たっては、「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」及び「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」を踏まえて、施設分類ごとの要求機能を整理し、施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。</p> <p>・竜巻の影響を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するため、施設分類ごとに各機能の設計方針を示す。</p>	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針		添付書類			補足すべき事項		
3	また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.1 竜巻より防護すべき施設及び設計方針	【2.1.1 竜巻より防護すべき施設及び設計方針】 ○波及的影響及び随伴事象 ・また、その施設の倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。	—	—	※補足すべき事項の対象なし	
				V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2. 竜巻の影響を考慮する施設の選定 2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定 2.2.1 竜巻防護対象施設 2.2.3 竜巻随伴事象を考慮する施設	【2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定】 ○竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として、機械的影響を及ぼし得る施設、機能的影響を及ぼし得る施設を竜巻の影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。 ○竜巻随伴事象 ・また、竜巻随伴事象として想定される火災、溢水、外部電源喪失も考慮し、竜巻の影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。		<波及的影響> ⇒竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を選定するための考え方を説明 ・【補足外竜巻02】竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定について
4	上記に含まれない安全機能を有する施設は、竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.1 竜巻より防護すべき施設及び設計方針	【2.1.1 竜巻より防護すべき施設及び設計方針】 ○上記に含まれない安全機能を有する施設 ・上記に含まれない安全機能を有する施設は、竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	—	—	※補足すべき事項の対象なし	
5	また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.1 竜巻より防護すべき施設及び設計方針	【2.1.1 竜巻より防護すべき施設及び設計方針】 ○竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・また、上記以外の安全機能を有する施設に対し、損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	—	—	※補足すべき事項の対象なし	
6	重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の常設重大事故等対処設備及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は、竜巻の荷重等の影響により必要な機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2. 竜巻防護に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.1. 基本方針】 ○重大事故等対処設備 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、竜巻の影響による損傷を防止できる設計とする。	—	—	※補足すべき事項の対象なし	
		V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.1 竜巻より防護すべき施設及び設計方針	【2.1.1 竜巻より防護すべき施設及び設計方針】 ○重大事故等対処設備 ・重大事故等対処設備を竜巻より防護すべき施設とする。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の常設重大事故等対処設備及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は、竜巻の荷重等の影響により必要な機能を損なわない設計とする。	—	—		
				V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2. 竜巻の影響を考慮する施設の選定 2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針 V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2. 竜巻の影響を考慮する施設の選定 2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定 2.2.2 重大事故等対処設備	【2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○重大事故等対処設備 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 【2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 ・建屋内に設置している竜巻の影響を考慮する施設は、建屋にて防護されることから、重大事故等対処設備を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。 ○屋外の常設重大事故等対処設備 ・屋外の常設重大事故等対処設備は、竜巻による荷重が作用するため、竜巻の影響を考慮する施設として選定し、選定結果を示す。		

基本設計方針		添付書類			補足すべき事項	
7	(2) 影響評価における荷重の設定 竜巻に対する構造健全性等の評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重による影響評価を行う。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ	【2.1.3 荷重の設定、荷重の組合せ】 ○影響評価 ・竜巻に対する構造健全性等の評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重による影響評価を行う。	—	—	※補足すべき事項の対象なし
8	構造健全性等の評価においては、施設に作用する荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせ設計竜巻荷重並びに通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせ設計荷重(竜巻)を設定する。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ	【2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ】 ○組み合わせ設計荷重(竜巻) ・構造健全性等の評価においては、竜巻防護対象施設等に作用する荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせ設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせ設計荷重(竜巻)を設定する。	—	—	※補足すべき事項の対象なし
		V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ a. 荷重の種類	【2.1.3 a. 荷重の種類】 ○通常時に作用している荷重 ・通常時に作用している荷重としては、持続的に生じる固定荷重、積載荷重の荷重を考慮する。 ○設計竜巻荷重 ・設計竜巻荷重としては、設計竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を考慮する。飛来物による衝撃荷重としては、設計飛来物である鋼製材が衝突する場合の荷重を設定することを基本とする。これらの荷重は短期荷重とする。 ○運転時荷重 ・運転時に作用する設備での圧力荷重、機械荷重等の荷重を考慮する。 ○積雪荷重 ・その他の自然現象による荷重として、MOX燃料加工施設の立地地域は冬季において積雪があるため、冬季における竜巻の発生を想定し、積雪荷重を考慮する。	—	—	<空気密度> ⇒竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備を収納する建屋の構造強度評価のために設定する風圧力による荷重のパラメータである空気密度の設定根拠について説明 ・[補足外竜巻05]設計竜巻荷重の設定において考慮する空気密度について
		V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ b. 荷重の組合せ	【2.1.3 b. 荷重の組合せ】 ・竜巻防護設計における荷重の組合せとしては、通常時に作用している荷重、設計竜巻荷重、運転時荷重及び積雪荷重を適切に考慮する。 ・設計竜巻荷重及び積雪荷重については、対象とする施設の設置場所及びその他の環境条件によって設定する。 ・飛来物による衝突の設定においては、評価に応じて影響の大きくなる向きで衝突するように設定する。さらに、衝突断面積についても、影響が大きくなるような形状として設定する。 ・通常時に作用している荷重、運転時荷重については、組み合わせることによって設計竜巻荷重の抗力となる場合には、保守的に組み合わせないことを基本とする。	—	—	
V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 b. 許容限界	【2.1.4(1)b. 許容限界】 ・建物・構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏面剥離が発生する限界厚さ及び部材の厚さを比較することにより行う。 さらに、設計荷重(竜巻)により発生する変形又は応力が安全上適切と認められる規格及び基準等による許容応力等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。 (a) 竜巻防護対象施設 以下の施設分類ごとに許容限界を説明する。 ・建屋に収納される竜巻防護対象施設 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 (b) 重大事故等対処設備 以下の施設分類ごとに許容限界を説明する。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋 ・屋外の常設重大事故等対処設備 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備に取り付ける固縛装置	—	—	※補足すべき事項の対象なし		

基本設計方針		添付書類			補足すべき事項	
9	風圧力による荷重, 気圧差による荷重としては, 事業許可(変更許可)を受けた設計竜巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (1) 設計竜巻の設定	【2.1.2(1) 設計竜巻の設定】 ・風圧力による荷重, 気圧差による荷重による荷重としては, 事業許可(変更許可)を受けた設計竜巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。 なお, 設計竜巻の最大風速100m/sに対して, 風(台風)の風速は41.7m/sであるため, 風(台風)の設計は竜巻の設計に包絡される。	—	—	※補足すべき事項の対象なし
10	飛来物の衝撃荷重としては, 事業許可(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m, 質量135kg, 最大水平速度51m/s, 最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・事業許可(変更許可)を受けたとおり, 固縛等の運用, 管理を考慮して, 鋼製材(長さ×幅×奥行き 4.2m×0.3m×0.2m)を設計飛来物として設定する。	—	—	<飛来物の選定><風速場モデル> ⇒飛来物の選定及び飛来物発生防止対策の要否を判断する手順について説明 ・【補足外竜巻03】飛来物の選定について(竜巻影響評価の風速場モデルについては, 本補足説明資料の別紙にて示す)
11	さらに, 設計飛来物に加えて, 竜巻の影響を考慮する施設の設置状況その他の環境状況を考慮し, 評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○極小飛来物について ・設計飛来物に対して比較的小さい砂利が飛来物として考えられる。竜巻防護対象施設を収納する建屋は, 建物・構築物による防護を基本としていることから, 砂利は飛来物として考慮する必要はない。 ・降下火砕物の粒子は, 砂よりも硬度が低い特性を持つため降下火砕物の粒子の衝突による影響は小さく, 設計飛来物の影響に包絡される。	—	—	※補足すべき事項の対象なし
12	設計飛来物よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等は, 設置状況を踏まえ, 固定, 固縛, 建屋収納, 撤去, 車両の入構管理及び退避を実施することにより, 飛来物とならない設計とする。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな重大事故等対処設備及び資機材等については設置場所等を考慮し, 固定, 固縛, 建屋収納, 撤去, 車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避を実施することにより, 飛来物とならない設計とする。	V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 3. 竜巻防護のための固縛対象物の選定 3.1 竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針 V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 3. 竜巻防護の他の固縛対象物の選定 3.2 MOX燃料加工施設の屋外に保管する資機材等 V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 3. 竜巻防護の他の固縛対象物の選定 3.3 屋外の可搬型重大事故等対処設備	【3.1 竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針】 ・竜巻による飛来物として想定すべき資機材等を調査し, 設計竜巻により飛来物となり竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性があるものを固定, 固縛, 建屋収納, 撤去, 車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避をする。 【3.2 MOX燃料加工施設の屋外に保管する資機材等】 ○飛来物の調査 ・現地調査を行い, 想定すべき飛来物となり得る資機材等を抽出する。 ○固縛対象物の選定 ・飛来物調査により抽出した, 飛来物となり得る資機材等を資機材等の寸法, 質量及び形状より空力パラメータを算出し, 設計飛来物に包含されるか否かについての観点により抽出する。 【3.3 屋外の可搬型重大事故等対処設備】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち, 固縛を必要とする重大事故等対処設備は, 設計竜巻の風圧力により竜巻防護対象施設や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し, 損傷させる可能性があるかの観点で選定する。 ・悪影響を及ぼす可能性がある重大事故等対処設備は, 固縛対象設備として選定する。 ・「V-1-1-1-別添1 屋外に設置されている重大事故等対処設備」にて屋外の可搬型重大事故等対処設備の選定結果を示す。	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針		添付書類			補足すべき事項	
13	また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、設計飛来物の衝撃荷重を上回ると想定される飛来物は、飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、飛来物として考慮しない。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2)設計飛来物の設定	【2.1.2(2)設計飛来物の設定】 ○敷地外の飛来物について ・また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとしてむつ小川原ウィンドファームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設から竜巻防護対象施設等までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると、ブレードが竜巻防護対象施設等まで到達するおそれはないことから、ブレードは飛来物として考慮しない。	—	—	<敷地外からの飛来物> ⇒敷地外から飛来する恐れがある飛来物について竜巻防護対象施設等までの飛来距離と離隔距離を比較し竜巻防護対象施設等に到達しないことを説明 ・ [補足外竜巻04] 敷地外からの飛来物について
14	(3)竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 a. 竜巻の影響に対する影響評価及び竜巻防護対策 (a) 竜巻防護対象施設等 竜巻防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより屋内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 竜巻防護対象施設 ロ. 竜巻防護対象施設を収納する建屋	【2.1.4(1)a.(a)ロ. 竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、主要構造の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 3. 機能要求及び性能目標 3.1 竜巻防護対象施設 3.1.1 竜巻防護対象施設を収納する建屋 V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 竜巻防護対象施設 4.1.1 竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	【3.1.1 竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対し、安全機能を損なわないよう対象の施設、要求機能及び性能目標を示す。 【4.1.1 竜巻より防護すべき施設を収納する建屋】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針 ・燃料加工建屋は、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、燃料加工建屋の倒壊、構成部材の転倒及び脱落並びに燃料加工建屋に過大な変形が生じないこと及び竜巻防護対象施設を設置する区画の構成部材に設計飛来物の貫通及び裏面剥離が生じない設計とする。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	※補足すべき事項の対象なし
15	また、竜巻防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 竜巻防護対象施設 ロ. 竜巻防護対象施設を収納する建屋	【2.1.4(1)a.(a)ロ. 竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とし、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	—	—	※補足すべき事項の対象なし
16	屋内の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 竜巻防護対象施設 イ. 建屋に収納される竜巻防護対象施設	【2.1.4(1)a.(a)イ. 建屋に収納される竜巻防護対象施設】 ・建屋に収納される竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、構造健全性を維持する竜巻防護対象施設を収納する建屋(燃料加工建屋)内に設置し、建屋により防護する設計とする。	—	—	※補足すべき事項の対象なし

	基本設計方針	添付書類			補足すべき事項	
17	<p>工程室排気設備等の外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 竜巻防護対象施設 ハ、建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設</p>	<p>【2.1.4(1)a.(a)ハ、建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・工程室排気設備等の外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持し、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、施設に要求される機能を維持する設計とする。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p> <p><評価対象部位及び組合せ荷重><対象施設の代表性> <換気空調設備の竜巻の影響> ⇒設計荷重を踏まえた評価部位及び組合せ荷重、設備の代表性及び換気空調設備の竜巻の影響を考慮する施設を説明 ・ [補足外竜巻06-1] 評価対象部位及び組合せ荷重について (工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設、波及的影響を及ぼし得る施設) ・ [補足外竜巻06-2] 評価対象部位及び組合せ荷重について (非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設、建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設) ・ [補足外竜巻07-1] 強度計算に用いる対象設備の代表性について (工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設、波及的影響を及ぼし得る施設) ・ [補足外竜巻07-2] 強度計算に用いる対象設備の代表性について (非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設) ・ [補足外竜巻08] 換気空調設備の竜巻の影響を考慮する施設について</p>
			<p>V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 3. 機能要求及び性能目標 3.1 竜巻防護対象施設 3.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設</p>		<p>【3.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備、グローブボックス排気設備及び非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系は、気圧差荷重に対し、安全機能を損なわないよう対象の施設、要求機能及び性能目標を示す。</p>	
			<p>V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 竜巻防護対象施設 4.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設</p>		<p>【4.1.2 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 ・気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の設計方針を説明する。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系の設計方針を説明する。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p>	

	基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
18	<p>建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の侵入を防止するため迷路構造にする等の防護対策を講ずることにより、設計荷重(竜巻)による影響に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 竜巻防護対象施設 二. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</p>	<p>【2.1.4(1)a.(a)ニ. 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ・建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の侵入を防止するため迷路構造にする等の防護対策を講ずることにより、設計荷重(竜巻)による影響に対して、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、建物・構築物により防護する設計とする。</p>	<p>— —</p> <p>V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 3. 機能要求及び性能目標 3.1 竜巻防護対象施設 3.1.3 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</p> <p>V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 3. 機能要求及び性能目標 3.1 竜巻防護対象施設 3.1.3 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</p> <p>V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 竜巻防護対象施設 4.1.3 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p> <p><開口部の防護> ⇒非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系について、迷路構造にて防護することを図により説明 ・ [補足外竜巻09] 建屋開口部の防護について</p> <p>※補足すべき事項の対象なし</p> <p><評価対象部位及び組合せ荷重><対象施設の代表性> <排気系の許容応力><設計飛来物の侵入防止の考え方> ⇒非常用発電機の排気系に関する、評価対象部位及び組合せ荷重、施設の代表性、許容応力及び飛来物の侵入防止の考え方を説明 ・ [補足外竜巻06-2] 評価対象部位及び組合せ荷重について(非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設、建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設) ・ [補足外竜巻07-2] 強度計算に用いる対象設備の代表性について(非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設) ・ [補足外竜巻10] 非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の許容応力について ・ [補足外竜巻11] 非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒に関する設計飛来物の侵入防止の考え方</p>

基本設計方針		添付書類			補足すべき事項	
19	<p>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機能的影響を及ぼし得る施設であり、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の竜巻防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 竜巻防護対象施設 ホ. 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p>	<p>【2.1.4(1)a.(a)ホ. 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設であり、竜巻時及び竜巻通過後において、設計荷重(竜巻)に対し、機械的及び機能的な波及的影響により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>—</p> <p>V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 3. 機能要求及び性能目標 3.1 竜巻防護対象施設 3.1.4 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 竜巻防護対象施設 4.1.4 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p>	<p>—</p> <p>【3.1.4 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・竜巻防護対象施設等は、機械的及び機能的な波及的影響により、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻防護対象施設等の安全機能を損なわないよう対象の施設、要求機能及び性能目標を示す。</p> <p>【4.1.4 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の設計方針を説明する。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p> <p><評価対象部位及び組合せ荷重><排気筒に求められる機能><対象施設の代表性> ⇒設計荷重を踏まえた評価部位及び組合せ荷重、排気筒に求められる機能及び設備の代表性を説明 ・[補足外竜巻06-1] 評価対象部位及び組合せ荷重について(工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設、波及的影響を及ぼし得る施設) ・[補足外竜巻07-1] 強度計算に用いる対象設備の代表性について(工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設、波及的影響を及ぼし得る施設) ・[補足外竜巻12] 気体廃棄物の廃棄設備の排気筒に求められる機能について</p>
20	<p>(b) 重大事故等対処設備 重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、屋内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (b) 重大事故等対処設備 イ. 重大事故等対処設備を収納する建屋</p>	<p>【2.1.4(1)a.(b)イ. 重大事故等対処設備を収納する建屋】 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等(燃料加工建屋)は、設計荷重(竜巻)に対して、主要構造の構造健全性を維持することにより、屋内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>—</p> <p>V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 3. 機能要求及び性能目標 3.2 重大事故等対処設備 3.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等</p> <p>V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 4. 機能設計 4.2 重大事故等対処設備 4.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等</p>	<p>—</p> <p>【3.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋等 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等に関する対象の施設、要求機能及び性能目標を説明する。</p> <p>【4.2.1 重大事故等対処設備を収納する建屋等】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計方針 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等に関する設計方針について説明する。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
21	<p>また、重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。</p>	<p>V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (b) 重大事故等対処設備 イ. 重大事故等対処設備を収納する建屋</p>	<p>【2.1.4(1)a.(b)イ. 重大事故等対処設備を収納する建屋】 ・また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とし、重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>

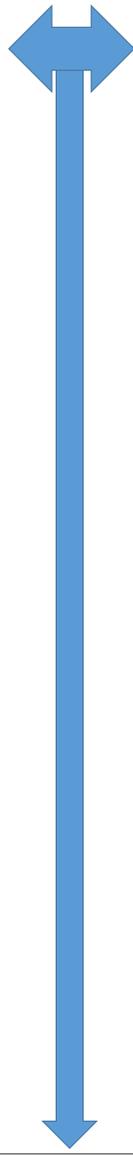
基本設計方針		添付書類			補足すべき事項	
22	屋外の常設重大事故等対処設備は、竜巻による風荷重に対し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計荷重(竜巻)による影響に対する竜巻防護設計の設計方針 a. 設計方針 (b) 重大事故等対処設備 ハ、屋外の重大事故等対処設備 (イ)屋外の常設重大事故等対処設備	【2.1.4(1)a.(b)ハ、(イ)屋外の常設重大事故等対処設備】 ・屋外の常設重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力に対し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	— V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 3.2 重大事故等対処設備 3.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備 V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 4.2 重大事故等対処設備 4.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備	— 【3.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備】 ○屋外の常設重大事故等対処設備 ・屋外の常設重大事故等対処設備に関する対象の施設、要求機能及び性能目標を説明する。 【4.2.2 屋外の常設重大事故等対処設備】 ○屋外の常設重大事故等対処設備の設計方針 ・屋外の常設重大事故等対処設備に関する設計方針について説明する。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	※補足すべき事項の対象なし
23	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、竜巻による風荷重を考慮し、当該設備又は設備を収納するものに対して、転倒防止、固縛等の措置を講じる設計とする。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (b) 重大事故等対処設備 ロ、屋外の可搬型重大事故等対処設備	【2.1.4(1)a.(b)ロ、屋外の可搬型重大事故等対処設備】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重に対し、固縛等の措置を講ずること、他の竜巻防護対象施設及び重大事故等設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・詳細な設計方針を「V-1-1-1-2-7 屋外重大事故等対処設備の固縛装置の強度計算の方針」に展開する。	— V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 3.2 重大事故等対処設備 3.2.3 屋外の可搬型重大事故等対処設備 V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 4.2 重大事故等対処設備 4.2.3 屋外の可搬型重大事故等対処設備	— 【3.2.3 屋外の可搬型重大事故等対処設備】 ○屋外の可搬型重大事故等対処設備 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備に関する対象の施設、要求機能及び性能目標を説明する。 【4.2.3 屋外の可搬型重大事故等対処設備】 ○屋外の可搬型重大事故等対処設備の設計方針 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備に取付ける固縛装置に関する設計方針について説明する。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「V-1-1-1-2-6 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	※補足すべき事項の対象なし <固縛装置の保守性><固縛装置の設備の代表性><固縛装置の評価対象部位> ⇒屋外の重大事故等対処設備に対する浮き上がり又は横滑りの防止、固縛対象物の選定について説明 ・[補足外竜巻13] 屋外の重大事故等対処設備の竜巻防護設計 ・[補足外竜巻14] 固縛装置の設計における保守性について ・[補足外竜巻15] 固縛装置の設計における設備の代表性について ・[補足外竜巻16] 固縛装置の評価対象部位について
24	b. 竜巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及びMOX燃料加工施設の配置から、竜巻随伴事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (2) 竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.4(2) 竜巻随伴事象に対する設計】 ・竜巻防護対象施設は、竜巻による随伴事象として過去の竜巻被害の状況及びMOX燃料加工施設における施設の配置から想定される、危険物貯蔵施設等の火災、屋外タンク等からの溢水及び設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷の影響による外部電源喪失の竜巻随伴事象により、その安全機能を損なわない設計とする。	— V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 3. 機能要求及び性能目標 3.3 竜巻随伴事象を考慮する施設 (1) 竜巻防護対象施設 V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 4. 機能設計 4.3 竜巻随伴事象を考慮する施設 (1) 竜巻随伴事象を考慮する竜巻防護対象施設	— 【3.3(1) 竜巻防護対象施設】 ・竜巻随伴事象を考慮する施設は、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう要求機能を示す。 【4.3(1) 竜巻随伴事象を考慮する竜巻防護対象施設】 ○竜巻防護対象施設について ・竜巻随伴事象を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を定める。	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針		添付書類			補足すべき事項	
25	<p>(a) 竜巻防護対象施設 竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は外部火災に包絡されるため、「3.3.3 外部火災」の「②近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」において示す。</p>	<p>V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (2) 竜巻随伴事象に対する設計 a. 竜巻防護対象施設</p>	<p>【2.1.4(2)a. 竜巻防護対象施設】 ○火災(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) 竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の許容温度を超えない設計とすることにより、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。当該設計については、「V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針」において考慮する。</p>	<p>—</p> <p>V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 3. 機能要求及び性能目標 3.3 竜巻随伴事象を考慮する施設 (1) 竜巻防護対象施設 c. 性能目標 (a) 火災</p> <p>V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 4. 機能設計 4.3 竜巻随伴事象を考慮する施設 (1) 竜巻随伴事象を考慮する竜巻防護対象施設 a. 屋外の危険物貯蔵施設等(火災)の設計方針</p>	<p>—</p> <p>【3.3(1)c.(a) 火災】 ・屋外の危険物貯蔵施設等は、設計荷重(竜巻)に対し、火災が発生したとしても他の原因による火災の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。</p> <p>【4.3(1)a. 屋外の危険物貯蔵施設等(火災)の設計方針】 ○竜巻防護対象施設について ・火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の許容温度を超えないように防護対策を講じ、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」にて考慮する。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
26	<p>竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」において示す。</p>	<p>V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (2) 竜巻随伴事象に対する設計 a. 竜巻防護対象施設</p>	<p>【2.1.4(2)a. 竜巻防護対象施設】 ○溢水(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) 竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。溢水評価に係る設計方針を申請する後次回の申請書に示す。</p>	<p>—</p> <p>V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 3. 機能要求及び性能目標 3.3 竜巻随伴事象を考慮する施設 (1) 竜巻防護対象施設 c. 性能目標 (b) 溢水</p> <p>V-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針 4. 機能設計 4.3 竜巻随伴事象を考慮する施設 (1) 竜巻随伴事象を考慮する竜巻防護対象施設 b. 屋外タンク等(溢水)の設計方針</p>	<p>—</p> <p>【3.3(1)c.(b) 溢水】 ・屋外タンク等は、設計荷重(竜巻)に対し、溢水が発生したとしても他の原因による溢水の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。</p> <p>【4.3(1)b. 屋外タンク等(溢水)の設計方針】 ・溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の安全機能が損なわれないよう必要に応じて防護対策を講じ、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」にて考慮する。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>

基本設計方針		添付書類				補足すべき事項
27	竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (2) 竜巻随伴事象に対する設計 a. 竜巻防護対象施設	【2.1.4(2)a. 竜巻防護対象施設】 ○外部電源喪失(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) 竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	—	—	※補足すべき事項の対象なし
28	c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要な機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○新知見の収集や防護措置の組合せ ・竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	—	—	※補足すべき事項の対象なし
29	・設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○特性値、同時発生の自然現象等の確認 ・設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと。	—	—	※補足すべき事項の対象なし
30	・竜巻によりMOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが見られる場合は、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○全工程停止等 ・竜巻によりMOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが見られる場合は、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること。	—	—	※補足すべき事項の対象なし
31	・資機材等の固定、固縛、建屋収納、撤去並びに車両の入構管理及び退避場所へ退避を行うこと。	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○資機材等の運用 ・資機材等の固定、固縛、建屋収納、撤去並びに車両の入構管理及び退避場所への退避を行うこと。	—	—	※補足すべき事項の対象なし

補足説明すべき項目の抽出
(第8条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻))

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目			
V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定	2. 選定の基本方針 2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定 2.2.1 竜巻防護対象施設 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 (2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 (3) 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 (4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	<竜巻防護対象施設等> <波及的影響>	[補足外竜巻01] 竜巻の影響を考慮する施設の抽出について [補足外竜巻02] 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定について
V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針	2.1.2 設計飛来物及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	<設計飛来物の選定> <風速場モデル> <敷地外からの飛来物>	[補足外竜巻03] 飛来物の選定について (別紙:竜巻影響評価の風速場モデル) [補足外竜巻04] 敷地外からの飛来物について
V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針	2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ 2. 強度評価の基本方針 2.1 評価対象施設 2.2 評価方針 3. 構造強度設計 3.1 構造強度の設計方針 3.2 機能維持の方針 4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 4.1 荷重及び荷重の組合せ 4.2 許容限界 5. 強度評価方法 6. 適用規格	<評価対象部> <対象施設の代表性> <換気空調設備の竜巻の影響> <建屋開口部の防護> <非常用発電機の排気管> <排気筒に関する設計飛来物の侵入防止の考え方> <排気設備の排気筒に求められる機能>	[補足外竜巻06-1] [補足外竜巻06-2] [補足外竜巻07-1] [補足外竜巻07-2] [補足外竜巻08] [補足外竜巻09] [補足外竜巻10] [補足外竜巻11] [補足外竜巻12]
V-1-1-1-2-6 屋外重大事故等対処設備の固縛に関する強度計算の方針	2. 基本方針 2.1 固縛対象設備の選定 2.2 固縛装置の構造 2.3 荷重及び荷重の組合せ 3. 設計方針 4. 評価方針 5. 許容限界 6. 強度評価方法	<固縛対象物の選定> <固縛装置の保守性> <固縛装置の設備の代表性> <固縛装置の評価対象部位>	[補足外竜巻13] [補足外竜巻14] [補足外竜巻15] [補足外竜巻16]



発電炉の補足説明資料の説明項目		展開要否	理由
補足-70-1【竜巻への配慮に関する説明書】	1. 1 外部事象防護対象施設のうち竜巻の影響を考慮する施設の抽出	○	
補足-70-1【竜巻への配慮に関する説明書】	1. 2 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定	○	
補足-70-1【竜巻への配慮に関する説明書】	1. 4 飛来物の選定	○	
補足-70-1【竜巻への配慮に関する説明書】	1. 8 東海第二発電所の竜巻影響評価の風速場モデルの適用	○	
補足-70-1【竜巻への配慮に関する説明書】	1. 7 隣接事業所からの飛来物が想定される施設の設計方針	○	
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全数の補足説明】	1. 4 構造強度評価における評価対象部位の選定について	○	
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全数の補足説明】	1. 2 強度計算時の施設の代表性について	○	
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全数の補足説明】	1. 3 換気空調設備の竜巻の影響を考慮する施設について	○	
補足-70-1【竜巻への配慮に関する説明書】	1. 3 建屋開口部の調査結果	○	
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全数の補足説明】	8. 1 ディーゼル発電機排気管の許容応力について	○	
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全数の補足説明】	5. 2 起因事象を竜巻とした場合の主排気筒に求められる機能について	○	
補足-440-1【竜巻への配慮に関する説明書】	1. 6 屋外重大事故等対処設備の竜巻防護設計	○	
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全数の補足説明】	4. 1 固縛装置の設計における保守性について	○	
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全数の補足説明】	4. 2 固縛装置の設計における設備の代表性について	○	
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全数の補足説明】	4. 4 固縛装置の評価対象部位について	○	
補足-70-1【竜巻への配慮に関する説明書】	1. 5 砂利等の微小飛来物による外部事象防護対象施設への影響	-	当該補足説明資料は、砂利等の微小飛来物について、説明している内容であり、「V-1-1-1-2-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」にて記載することから、対象としない。
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全数の補足説明】	1. 1 風力係数について	-	当該補足説明資料は、風力係数について、説明している内容であり、「V-1-1-1-2-6 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算書」にて記載することから、対象としない。
	2. 1 鉄筋コンクリート部材の裏面剝離評価方法について	-	裏面剝離を防止するための十分な板厚があるため対象外
	2. 2 原子炉建屋大物出入口扉の貫通評価について	-	MOX燃料加工施設には該当する施設が無いため対象外
	2. 3 ブローアウトパネル開口部から侵入する風に対する対応方針について	-	ブローアウトパネル及び類似する竜巻により開放する壁はないことから対象外
	2. 4 使用済燃料乾式貯蔵建屋の使用済燃料乾式貯蔵容器冷却性能について	-	MOX燃料加工施設では、竜巻防護対策設備を設置しないことから、竜巻防護対策設備の設置により、冷却性能に影響を与える施設がないため対象外
	2. 5 飛来物として設定する車両の設定について	-	車両は遊避することにより飛来物とならないことから対象外
	2. 6 鉄筋コンクリートの衝突解析モデルにおける破断限界の設定について	-	
	2. 7 原子炉建屋原子炉棟屋根スラブ変形評価の許容値の設定について	-	裏面剝離を防止するための十分な板厚があるため対象外
	2. 8 車両衝突時における使用済燃料乾式貯蔵建屋内壁ライナの挙動について	-	車両は遊避することにより飛来物とならないことから対象外
	2. 9 原子炉建屋原子炉棟屋根スラブの貫通及び裏面剝離評価について	-	裏面剝離を防止するための十分な板厚があるため対象外
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全数の補足説明】	2. 1 0 鉄筋コンクリート部材の貫通評価及び裏面剝離評価について	-	当該補足説明資料は、鉄筋コンクリート部材の貫通評価及び裏面剝離評価について、説明している内容であり、「V-1-2-3 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算書」にて記載することから、対象としない。
	3. 1 海水ストレーナの評価対象部位について	-	MOX燃料加工施設に当該設備が無いため
	4. 3 屋外の重大事故等対処設備の収納ラックに対する固縛対応について	-	固定する設備の設計については「V-1-1-1-2-7 屋外の重大事故等対処設備の固縛に関する強度計算書」にて対応から対象外
	5. 1 設計飛来物による構造欠損の想定箇所について	-	鉄塔部材を欠損させることで飛来物による影響を考慮する評価は無いことから対象外
	6. 1 ディーゼル発電機換気口の局部ばね定数及び局部応力の算出について	-	構造が異なることから対象外
	7. 防護対策施設の強度計算に関する補足説明資料	-	
	7. 1 シャクルの許容限界について	-	
	7. 2 飛来物のオフセット衝突の影響について	-	
	7. 3 金網の設計裕度の考え方	-	
	7. 4 ワイヤロープの変形を考慮したネットシステムのたわみについて	-	MOX燃料加工施設には該当する施設が無いため対象外
	7. 5 ワイヤロープの初期張力について	-	
	7. 6 補助金網の影響について	-	
	7. 7 防護鋼板及び架構の解析手法の保守性について	-	

基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明項目を比較した結果、追加で補足すべき事項は無い。

補足説明すべき項目の抽出
 (第8条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻))

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載概要	補足すべき事項	申請回次											
				第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要				
補足-70〔竜巻への配慮に関する説明書〕															
1. 1 外部事象防護対象施設のうち竜巻の影響を考慮する施設の抽出	竜巻の影響を考慮する施設の選定について	竜巻の影響を考慮する施設を選定、その結果を説明	[補足外竜巻01]	【外竜巻02】竜巻の影響を考慮する施設を選定について	竜巻の影響を考慮する施設を選定、その結果を説明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1. 2 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定	竜巻より防護すべき施設に波及的影響を及ぼし得る施設の選定について	波及的影響を及ぼし得る施設を選定、その結果を説明	[補足外竜巻02]	【外竜巻19】竜巻より防護すべき施設に波及的影響を及ぼし得る施設の選定について	波及的影響を及ぼし得る施設を選定、その結果を説明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1. 3 建屋開口部の調査結果	建屋開口部の防護について	竜巻防護対象施設に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部を調査した結果及び建屋開口部に対する防護について説明	[補足外竜巻09]	建屋開口部の防護について	竜巻防護対象施設に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部を調査した結果及び建屋開口部に対する防護について説明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1. 4 飛来物の選定	飛来物の選定について(別紙:竜巻影響評価の風速場モデル)	飛来物の選定及び飛来物発生防止対策の要否を判定する手順の説明	[補足外竜巻03]	【外竜巻03】飛来物の選定について	飛来物の選定及び飛来物発生防止対策の要否を判定する手順の説明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1. 6 屋外重大事故等対処設備の竜巻防護設計	屋外の重大事故等対処設備の竜巻防護設計	屋外の重大事故等対処設備の竜巻防護設計について説明	[補足外竜巻13]	— (次回以降)	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	屋外 S A 設備は、竜巻防護対策として、同じ機能を有する設備が竜巻によって同時に損傷しないよう、位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、必要な機能が損なわれない設計としているため、固縛対象物の選定及び固縛方法の考え方について説明
1. 7 隣接事業所からの飛来物が想定される施設の設計方針	敷地外からの飛来物について	敷地外からの飛来物に対する設計方針及び飛来物の飛来距離から敷地内に到達しないことについて説明	[補足外竜巻04]	【外竜巻04】敷地外からの飛来物について	敷地外からの飛来物に対する設計方針及び飛来物の飛来距離から敷地内に到達しないことについて説明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補足-140〔竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全般の補足説明〕															
1. 強度計算の方針に関する補足説明資料	1. 強度計算の方針に関する補足説明資料														
	設計竜巻荷重の設定において考慮する空気密度について	設計竜巻荷重の設定において考慮する空気密度の設定について説明	[補足外竜巻05]	【外竜巻07】設計竜巻荷重の設定において考慮する空気密度について	設計竜巻荷重の設定において考慮する空気密度の設定について説明	△	第1申請から追加事項無し	△	第1申請から追加事項無し	△	第1申請から追加事項無し	△	第1申請から追加事項無し	△	第1申請から追加事項無し
1.2 強度計算時の施設の代表性について	強度計算に用いる対象設備の代表性について(工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設、波及的影響を及ぼし得る施設)	同種類の計算対象施設が複数存在する場合の代表施設の代表性を説明	[補足外竜巻07-1]	— (次回以降)	—	○	同種類の計算対象施設が複数存在する場合の代表施設の代表性を説明	—	—	—	—	—	—	—	—
	強度計算に用いる対象設備の代表性について(非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設)	同種類の計算対象施設が複数存在する場合の代表施設の代表性を説明	[補足外竜巻07-2]	— (次回以降)	—	—	—	○	同種類の計算対象施設が複数存在する場合の代表施設の代表性を説明	—	—	—	—	—	—
1.3 換気空調設備の竜巻の影響を考慮する施設について	換気空調設備の竜巻の影響を考慮する施設について	気圧差荷重の評価において、評価を実施しない部位の理由を説明	[補足外竜巻08]	— (次回以降)	—	○	気圧差荷重の評価において、評価を実施しない部位の理由を説明	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常用内電源設備の非常用発電機の排気筒に関する設計飛来物の侵入防止の考え方	非常用内電源設備の非常用発電機の排気筒に設計飛来物が侵入しないこと説明	[補足外竜巻11]	— (次回以降)	—	—	—	○	非常用内電源設備の非常用発電機の排気筒に設計飛来物が侵入しないこと説明	—	—	—	—	—	—
1.4 構造強度評価における評価対象部位の選定について	構造強度評価における評価部位の選定について(工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設、波及的影響を及ぼし得る施設)	評価対象ごとに機器の構造等を踏まえ、荷重を受ける部位の選定、応力の種類、選定理由を説明	[補足外竜巻06-1]	— (次回以降)	—	○	評価対象ごとに機器の構造等を踏まえ、荷重を受ける部位の選定、応力の種類、選定理由を説明	—	—	—	—	—	—	—	—
	構造強度評価における評価部位の選定について(非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設、建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設)	評価対象ごとに機器の構造等を踏まえ、荷重を受ける部位の選定、応力の種類、選定理由を説明	[補足外竜巻06-2]	— (次回以降)	—	—	—	○	評価対象ごとに機器の構造等を踏まえ、荷重を受ける部位の選定、応力の種類、選定理由を説明	—	—	—	—	—	—
4. 屋外の重大事故等対処設備の固縛装置の強度計算に関する補足説明資料	2. 屋外の重大事故等対処設備の固縛装置の強度計算に関する補足説明資料														
4.1 固縛装置の設計における保守性について	固縛装置の設計における保守性について	屋外の重大事故等対処設備に対する固縛装置の保守性について説明	[補足外竜巻14]	— (次回以降)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	屋外の重大事故等対処設備に対する固縛装置の保守性について説明
4.2 固縛装置の設計における設備の代表性について	固縛装置の設計における設備の代表性について	複数存在する固縛対象設備のうち、計算対象の代表として選定された固縛装置の代表性について説明	[補足外竜巻15]	— (次回以降)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	複数存在する固縛対象設備のうち、計算対象の代表として選定された固縛装置の代表性について説明
4.4 固縛装置の評価対象部位について	固縛装置の評価対象部位について	固縛装置を構成する部材の評価対象部位の選定について説明	[補足外竜巻16]	— (次回以降)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	固縛装置を構成する部材の評価対象部位の選定について説明
5. 主排気筒の強度計算に関する補足説明資料	3. 廃棄設備の排気筒の強度計算に関する補足説明資料														
5.2 起因事象を竜巻とした場合の主排気筒に求められる機能について	起因事象を竜巻とした場合の廃棄設備の排気筒に求められる機能について	排気筒を修理する際の地上放出を行っても問題ないことを説明	[補足外竜巻12]	— (次回以降)	—	○	排気筒を修理する際の地上放出を行っても問題ないことを説明	—	—	—	—	—	—	—	—
8. 排気管、放出口及びベント管の強度計算に関する補足説明資料	4. 非常用内電源設備の非常用発電機の排気系の強度計算に関する補足説明資料														
8.1 ディーゼル発電機排気管の許容応力について	非常用内電源設備の非常用発電機の排気系の許容応力について	高温時の設計降伏点の設定について説明	[補足外竜巻10]	— (次回以降)	—	—	—	—	○	高温時の設計降伏点の設定について説明	—	—	—	—	—

別紙 6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>3.3.2 竜巻</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、事業許可(変更許可)を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合において、作用する荷重を設定し、その荷重に対して影響評価を行い、必要に応じ対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は、竜巻及び竜巻の随件事象に対し、機械的強度を有すること等により、竜巻防護対象施設の臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随件事象による影響を考慮した設計とする。</p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設は、竜巻及びその随件事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随件事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の常設重大事故等対処設備及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は、竜巻の荷重等の影響により必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 影響評価における荷重の設定</p> <p>竜巻に対する構造健全性等の評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重による影響評価を行う。</p> <p>構造健全性等の評価においては、施設に作用する荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせた設計荷重(竜巻)を設定する。</p> <p>風圧力による荷重、気圧差による荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計竜巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。</p> <p>飛来物の衝撃荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m、質量135kg、最大水平速度51m/s、最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。</p> <p>さらに、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状況その他の環境状況を考慮し、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。</p> <p>設計飛来物よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等は、設置状況を踏まえ、固定、固縛、</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>3.3.2 竜巻</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、事業許可(変更許可)を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合において、作用する荷重を設定し、その荷重に対して影響評価を行い、必要に応じ対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は、竜巻及び竜巻の随件事象に対し、機械的強度を有すること等により、竜巻防護対象施設の臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随件事象による影響を考慮した設計とする。</p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設は、竜巻及びその随件事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随件事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の常設重大事故等対処設備及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は、竜巻の荷重等の影響により必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 影響評価における荷重の設定</p> <p>竜巻に対する構造健全性等の評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重による影響評価を行う。</p> <p>構造健全性等の評価においては、施設に作用する荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせた設計荷重(竜巻)を設定する。</p> <p>風圧力による荷重、気圧差による荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計竜巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。</p> <p>飛来物の衝撃荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m、質量135kg、最大水平速度51m/s、最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。</p> <p>さらに、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状況その他の環境状況を考慮し、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。</p> <p>設計飛来物よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等は、設置状況を踏まえ、固定、固縛、</p>

基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>建屋収納、撤去、車両の入構管理及び退避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。</p> <p>また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、設計飛来物の衝撃荷重を上回ると想定される飛来物は、飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、飛来物として考慮しない。</p> <p>(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>a. 竜巻の影響に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設</p> <p>竜巻防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより屋内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。</p> <p>屋内の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>工程室排気設備等の外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の侵入を防止するため迷路構造にする等の防護対策を講ずることにより、設計荷重(竜巻)による影響に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は、倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機能的影響を及ぼし得る施設であり、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の竜巻防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、屋内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。</p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備は、竜巻による風荷重に対し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、竜巻による風荷重を考慮し、当該設備又は設備を収納するものに対し、転倒防止、固縛等の措置を講じる設計とする。</p> <p>b. 竜巻随件事象に対する設計方針</p> <p>過去の他地域における竜巻被害状況及び MOX 燃料加工施設の配置から、竜巻随件事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損</p>	<p>建屋収納、撤去、車両の入構管理及び退避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。</p> <p>また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、設計飛来物の衝撃荷重を上回ると想定される飛来物は、飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、飛来物として考慮しない。</p> <p>(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>a. 竜巻の影響に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設</p> <p>竜巻防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより屋内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。</p> <p>屋内の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>工程室排気設備等の外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の侵入を防止するため迷路構造にする等の防護対策を講ずることにより、設計荷重(竜巻)による影響に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は、倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機能的影響を及ぼし得る施設であり、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の竜巻防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、屋内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。</p> <p>b. 竜巻随件事象に対する設計方針</p> <p>過去の他地域における竜巻被害状況及び MOX 燃料加工施設の配置から、竜巻随件事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>なわない設計とする。</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設</p> <p>竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は外部火災に包絡されるため、「3.3.3 外部火災」の「②近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護方針」において示す。</p> <p>竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」において示す。</p> <p>竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと。 ・竜巻により MOX 燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが予見される場合は、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること。 ・資機材等の固定、固縛、建屋収納並びに車両の入構管理及び退避場所へ退避又は撤去を行うこと。 	<p>なわない設計とする。</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設</p> <p>竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は外部火災に包絡されるため、「3.3.3 外部火災」の「②近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護方針」において示す。</p> <p>竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」において示す。</p> <p>竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと。 ・竜巻により MOX 燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが予見される場合は、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること。 ・資機材等の固定、固縛、建屋収納並びに車両の入構管理及び退避場所へ退避又は撤去を行うこと。

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>3.3.2 竜巻</p> <p>(1)防護すべき施設及び設計方針</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>(2)影響評価における荷重の設定</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>3.3.2 竜巻</p> <p>(1)防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、事業許可(変更許可)を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合において、作用する荷重を設定し、その荷重に対して影響評価を行い、必要に応じ対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は、竜巻及び竜巻の随件事象に対し、機械的強度を有すること等により、竜巻防護対象施設の臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随件事象による影響を考慮した設計とする。</p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設は、竜巻及びその随件事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随件事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処設備を収納する建屋等、屋外の常設重大事故等対処設備及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は、竜巻の荷重等の影響により必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2)影響評価における荷重の設定</p> <p>竜巻に対する構造健全性等の評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重による影響評価を行う。</p> <p>構造健全性等の評価においては、施設に作用する荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせ設計竜巻荷重並びに通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせ設計荷重(竜巻)を設定する。</p> <p>風圧力による荷重、気圧差による荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計竜巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。</p> <p>飛来物の衝撃荷重としては、事業許可(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m、質量135kg、最大水平速度51m/s、最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>a. 竜巻の影響に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>b. 竜巻随件事象に対する設計方針</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>さらに、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状況その他の環境状況を考慮し、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。</p> <p>設計飛来物よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等は、設置状況を踏まえ、固定、固縛、建屋収納、撤去、車両の入構管理及び退避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。</p> <p>また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、設計飛来物の衝撃荷重を上回ると想定される飛来物は、飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、飛来物として考慮しない。</p> <p>(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>a. 竜巻の影響に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設</p> <p>竜巻防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより屋内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。</p> <p>屋内の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>工程室排気設備等の外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の侵入を防止するため迷路構造にする等の防護対策を講ずることにより、設計荷重(竜巻)による影響に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は、倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び附属施設の破損による機能的影響を及ぼし得る施設であり、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の竜巻防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、屋内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。</p> <p>b. 竜巻随件事象に対する設計方針</p> <p>過去の他地域における竜巻被害状況及び MOX 燃料加工施設の配置から、竜巻随件事象として火災、溢水</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>(a) 竜巻防護対象施設</p> <p>—</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>—</p>	<p>及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a) 竜巻防護対象施設</p> <p>竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は外部火災に包絡されるため、「3.3.3 外部火災」の「②近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護方針」において示す。</p> <p>竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」において示す。</p> <p>竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うこと。 ・竜巻により MOX 燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが予見される場合は，全工程停止に加え，グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること。 ・資機材等の固定，固縛，建屋収納並びに車両の入構管理及び退避場所へ退避又は撤去を行うこと。